日野市議会会議録

平成５年第１回定例会

第１号～第７号

３月５日 開会

３月25日 閉会

日 野 市 議 会

日野市立図書館 ☎81-7354
1852259

平成５年　第１回定例会日程

３月　５　日	（金曜日）	会期の決定、議席の一部変更について 予算編成方針と事業 行政報告、諸般の報告、 議案上程、請願上程
３月　８　日	（月曜日）	一般質問
３月　９　日	（火曜日）	一般質問
３月１０日	（水曜日）	一般質問
３月１１日	（木曜日）	一般質問
３月１２日	（金曜日）	一般質問、議案上程、請願上程 意見書決議
３月２５日	（木曜日）	議案審査報告、請願審査報告、 議案上程、請願上程

1852259

平成５年
第１回定例会

日野市議会会議録目次

○３月５日　　金曜日（第１日）

出　席　議　員 …… 1
欠　席　議　員 …… 1
出　席　説　明　員 …… 2
議　事　日　程 …… 2
開　　会 …… 7
会議録署名議員の指名 …… 7
会　期　の　決　定 …… 7
議席の一部変更について …… 7
予算編成方針と事業 …… 8
行　政　報　告 …… 14
諸　般　の　報　告 …… 14

（設置・選任）

日野市議会常任委員会・議会運営委員会・特別委員会委員の選任について…… 14
日野市議会平成５年度一般・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任について…… 15

（議案上程）

議案　第１号　日野市公共下水道事業浅川右岸第七処理分区（４－１）工事請負契約の変更に関する専決処分の報告承認について …… 15
議案　第２号　日野市公共下水道事業浅川右岸第八処理分区（４－１）工事請負契約の変更に関する専決処分の報告承認について …… 16
議案　第３号　日野市組織条例の一部を改正する条例の制定について …… 18
議案　第４号　日野市職員の公務災害等に伴う弔慰金等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 18

議 案　第 5 号　日野市墓地使用条例の一部を改正する条例の制定について …… 22
議 案　第 6 号　日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について …… 24
議 案　第 7 号　日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について …… 26
議 案　第 8 号　日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正する条例の制定について …… 26
議 案　第 9 号　日野市立心身障害者（児）福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について …… 26
議 案　第 10 号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について …… 26
議 案　第 11 号　日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定について …… 26
議 案　第 12 号　日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について …… 26
議 案　第 13 号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について …… 26
議 案　第 14 号　日野市多子世帯児童養育手当条例の一部を改正する条例の制定について …… 26
議 案　第 15 号　日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について …… 26
議 案　第 16 号　日野市議会議員及び日野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について …… 33
議 案　第 17 号　平成 4 年度日野市一般会計補正予算（第 4 号） …… 36
議 案　第 18 号　平成 4 年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） …… 45
議 案　第 19 号　平成 4 年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号） …… 47
議 案　第 20 号　平成 4 年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号） …… 51

議 案　第 21 号　平成 4 年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第2号）…… 53
議 案　第 22 号　平成 4 年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第2号）…… 54
議 案　第 23 号　平成 5 年度日野市一般会計予算 …… 56
議 案　第 24 号　平成 5 年度日野市国民健康保険特別会計予算 …… 66
議 案　第 25 号　平成 5 年度日野市土地区画整理事業特別会計予算 …… 66
議 案　第 26 号　平成 5 年度日野市下水道事業特別会計予算 …… 66
議 案　第 27 号　平成 5 年度日野市立総合病院事業会計予算 …… 66
議 案　第 28 号　平成 5 年度日野市受託水道事業特別会計予算 …… 66
議 案　第 29 号　平成 5 年度日野市老人保健特別会計予算 …… 66
議 案　第 30 号　平成 5 年度日野市老人入院共済事業特別会計予算 …… 66
議 案　第 31 号　市道路線の廃止について …… 75
議 案　第 32 号　市道路線の認定について …… 75
議 案　第 33 号　日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業に関する業務委託契約の変更について …… 75
議 案　第 34 号　日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更について …… 77
議 案　第 35 号　日野都市計画事業高幡土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更について …… 77
議 案　第 36 号　日野都市計画事業西平山土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結について …… 79
議 案　第 37 号　日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約の変更について …… 79
議 案　第 38 号　日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約（その２）の変更について …… 79
議 案　第 39 号　日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について … 82
議 案　第 40 号　東京都十一市競輪事業組合規約の一部改正について … 83
（報　告）
報 告　第 1 号　議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について …… 84

（請願上程）
請願　第5－1号　豊田南地区用途地域変更及び地区計画に関する請願 … 85
請願　第5－2号　都市河川（特に多摩川、鶴見川、相模川）の水質改善を行うため洗濯機の構造改善を求める陳情 …… 85
請願　第5－3号　建設省京浜工事事務所の大幅増員に関する陳情 …… 85
請願　第5－4号　診療報酬の引き上げ及び改善についての陳情 …… 85
請願　第5－5号　不況対策の抜本的強化を国に求める意見書の提出に関する陳情 …… 86
請願　第5－6号　日野市中央公民館の建て替えおよび公民館分館建設に関する請願 …… 86
散会 …… 86

○3月8日　月曜日（第2日）
出席議員 …… 87
欠席議員 …… 87
出席説明員 …… 88
議事日程 …… 88
開議 …… 89
（一般質問）
天野　輝男議員
1．日野駅周辺地区の街づくりを問う …… 89
2．商店街、市道の街路灯の設置は基本計画の中で策定せよ …… 101
簗野　行雄議員
1．地域の諸問題について …… 106
2．西平山区画整理について …… 120
鈴木美奈子議員
1．「住まいは人権」の立場で多摩平団地の建て替えに対応を …… 125
2．市立総合病院を多摩平に建て替え促進を …… 131
米沢　照男議員
1．勤労者を対象とした家賃補助制度の実施を …… 135
2．中央福祉センターの建て替えと日社協への助成について …… 137

散　　会 …… 142

○３月９日　火曜日（第３日）

出　席　議　員 …… 143
欠　席　議　員 …… 143
出　席　説　明　員 …… 144
議　事　日　程 …… 144
開　　議 …… 145

（一般質問）

板垣　正男議員

１．中小企業への利率１％の不況対策融資について …… 145
２．市民参加条例の制定について …… 151

下村　功議員

１．縦割り行政を克服し、企画調整機関の充実を！ …… 155

藤林理一郎議員

１．市内ＪＲ、京王、駅周辺に公衆トイレの設置について再度問う …… 162
２．青少年育成に対し自動販売機について再度問う …… 165

古賀　俊昭議員

１．日本語を大切に！――先ず公文書の「混ぜ書き」（編さん、し尿など、熟語の漢字仮名交じり表記）の見直しを―― …… 171
２．市議会のテレビ中継を …… 177
３．首長の多選こそ地方自治堕落の元凶 …… 183

散　　会 …… 188

○３月10日　水曜日（第４日）

出　席　議　員 …… 189
欠　席　議　員 …… 189
出　席　説　明　員 …… 190
議　事　日　程 …… 190
開　　議 …… 191

（一般質問）

内田　　勲議員
1．豊田南区画整理事業について問う …… 191
2．多摩平処理場跡地利用は市民要望を考慮せよ …… 199
竹ノ上武俊議員
1．不況下、市内で働く人達を守るために …… 205
2．市内ミニバス路線の今後の計画について …… 213
3．公民館建て替えと、七生地域分館建設の構想について問う …… 216
田原　　茂議員
1．放置自転車対策は抜本的な対策で対処せよ！――お年寄りや障害者が被害をこうむらないためにも …… 223
2．市立病院等市内病院及び老人ホームにおける院（園）内感染、ＭＲＳＡ対策を急げ！ …… 235
沢田　研二議員
1．南部地域への総合病院建設について問う …… 243
2．市長の立場で、現状における日野市政の課題は、何と考えられるか … 253
散　　会 …… 258

○３月11日　　木曜日（第５日）
出　席　議　員 …… 259
欠　席　議　員 …… 259
出　席　説　明　員 …… 260
議　事　日　程 …… 260
開　　議 …… 261
（一般質問）
佐藤　洋二議員
1．東・西平山地域に総合文化センターの建設を …… 261
2．東・西平山地域２ケ所の信号機新設と改良について …… 271
夏井　明男議員
1．指導要録の全面開示（川崎市）についての教育委員会の見解を問う … 275
2．業者テスト禁止のゆくえ――中学の進路指導に関連して―― …… 281
3．教育現場の現状を問う――高校入試改革と関連して―― …… 287

福島盛之助議員
1．地域に歓迎される栄町サービスセンターで有る為に …… 294
2．栄町地区に集会施設を …… 301
宮沢　清子議員
1．健康で生きがいのある高齢者福祉について
（湯沢福祉センターの建て替え等） …… 304
散　　会 …… 315

○３月12日　　金曜日（第６日）
出　席　議　員 …… 317
欠　席　議　員 …… 317
出　席　説　明　員 …… 318
議　事　日　程 …… 318
開　　議 …… 319
（一般質問）
執印真智子議員
1．子ども達の立場に立った、予防接種の見直しを！ …… 319
2．残留農薬の基準緩和について日野市の対応を問う …… 331
谷　　長一議員
1．しらけムードの選挙、投票率を高める方法はないかについて …… 343
（請願上程）
請　願　第５−７号　　難治性肝炎患者に関する請願 …… 352
請　願　第５−８号　　リサイクル条例は市民参加で制定をに関する請願 …… 352
散　　会 …… 352

○３月25日　　木曜日（第７日）
出　席　議　員 …… 353
欠　席　議　員 …… 353
出　席　説　明　員 …… 354
議　事　日　程 …… 354
開　　議 …… 361

（撤　回）
議　案　第 91 号　日野市立教育センター設置条例の制定について …… 361
（議案審査報告）　（総務委員会）
議　案　第 3 号　日野市組織条例の一部を改正する条例の制定について …… 361
議　案　第 4 号　日野市職員の公務災害等に伴う弔慰金等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 361
議　案　第 16 号　日野市議会議員及び日野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について …… 361
（厚生委員会）
議　案　第 105 号　日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の制定について …… 362
議　案　第 5 号　日野市墓地使用条例の一部を改正する条例の制定について …… 363
議　案　第 7 号　日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について …… 363
議　案　第 8 号　日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正する条例の制定について …… 363
議　案　第 9 号　日野市立心身障害者（児）福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について …… 363
議　案　第 10 号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について …… 363
議　案　第 11 号　日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定について …… 363
議　案　第 12 号　日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について …… 363
議　案　第 13 号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について …… 363
議　案　第 14 号　日野市多子世帯児童養育手当条例の一部を改正する条例の制定について …… 363
議　案　第 15 号　日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制

定について …… 363
（建設委員会）
議案　第 6 号　日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について …… 366
議案　第 31 号　市道路線の廃止について …… 366
議案　第 32 号　市道路線の認定について …… 366
議案　第 33 号　日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業に関する業務委託契約の変更について …… 366
議案　第 34 号　日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更について …… 366
議案　第 35 号　日野都市計画事業高幡土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更について …… 366
議案　第 36 号　日野都市計画事業西平山土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結について …… 367
議案　第 37 号　日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約の変更について …… 368
議案　第 38 号　日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約（その２）の変更について …… 368
（一般会計予算特別委員会）
議案　第 23 号　平成５年度日野市一般会計予算 …… 370
（特別会計予算特別委員会）
議案　第 24 号　平成５年度日野市国民健康保険特別会計予算 …… 402
議案　第 25 号　平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計予算 …… 402
議案　第 26 号　平成５年度日野市下水道事業特別会計予算 …… 402
議案　第 27 号　平成５年度日野市立総合病院事業会計予算 …… 402
議案　第 28 号　平成５年度日野市受託水道事業特別会計予算 …… 402
議案　第 29 号　平成５年度日野市老人保健特別会計予算 …… 402
議案　第 30 号　平成５年度日野市老人入院共済事業特別会計予算 …… 402
（請願審査報告）　（総務委員会）
請願　第 4-15 号　公団住宅の建て替えに関して従前居住者の戻り入居と定住を保障する家賃制度の確立と高家賃化の抑制

を求める意見書提出を願う請願 …… 405
請 願　第 4-23 号　東ティモール政策の見直しを求める意見書に関する請願 …… 405
（厚生委員会）
請 願　第 4-12 号　日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場の安全管理と新たな広域処分場建設計画に関する陳情 …… 406
請 願　第 4-19 号　農林水産業の豊かな発展と自然環境を守ることに関する陳情 …… 407
（継続審査）
（総務委員会）
請 願　第 3-11 号　日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する請願 …… 408
請 願　第 3-12 号　拙速なる日朝正常化に反対する意見書提出に関する陳情 …… 408
請 願　第 4－1 号　米軍横田基地及び米軍関係施設の返還を求める陳情 … 408
請 願　第 4－2 号　横田基地における米軍空母艦載機飛行訓練の中止を求める陳情 …… 408
請 願　第 4－3 号　労働時間短縮についての陳情 …… 408
請 願　第 4-17 号　日本野鳥の会（仮称）環境保護センター建設に対する土地提供に関する陳情 …… 408
請 願　第 5－3 号　建設省京浜工事事務所の大幅増員に関する陳情 …… 408
（文教委員会）
請 願　第 5－6 号　日野市中央公民館の建て替えおよび公民館分館建設に関する請願 …… 408
（厚生委員会）
請 願　第 2-24 号　「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願 …… 409
請 願　第 2-25 号　中ホール建設に関する請願 …… 409
請 願　第 3-17 号　日野市市民多目的ホール新設に関する請願 …… 409
請 願　第 4－5 号　日野市立総合病院を多摩平地域に建て替えることに関する陳情 …… 409
請 願　第 4-21 号　複合的文化施設計画の早期具体化に関する陳情 …… 409
請 願　第 5－2 号　都市河川（特に多摩川、鶴見川、相模川）の水質改善

を行うため洗濯機の構造改善を求める陳情 …… 409
請 願 第 5－4 号 診療報酬の引き上げ及び改善についての陳情 …… 409
請 願 第 5－7 号 難治性肝炎患者に関する請願 …… 409
請 願 第 5－8 号 リサイクル条例は市民参加で制定をに関する請願 …… 409
（建設委員会）
請 願 第 2－4 号 京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願 … 409
請 願 第 2-28 号 大坂上二丁目の「（仮称）日野マンション」の建設計画に関する請願 …… 409
請 願 第 3－4 号 区画整理の諸点についてご配意下さいの請願 …… 409
請 願 第 3－5 号 まちづくりに住民参加を大切にして下さいの請願 …… 409
請 願 第 3-19 号 高幡山の景観を保持するために緑地公園の建設を求める請願 …… 409
請 願 第 3-34 号 団地からの雨水流出防止と隣接山林の樹木についての請願 …… 409
請 願 第 4-10 号 多摩川自治会内の建築許可に関する請願 …… 409
請 願 第 4-22 号 程久保一丁目下程久保自治会内道路崖崩れ補修に関する請願 …… 409
請 願 第 5－1 号 豊田南地区用途地域変更及び地区計画に関する請願 … 410
請 願 第 5－5号 不況対策の抜本的強化を国に求める意見書の提出に関する陳情 …… 410
（継続審査議決）
議会運営委員会の継続審査議決に関する件 …… 410
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 410
スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 411
交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 411
市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 411
（請願上程）
請 願 第 5－9 号 「吹上地区センター設置について」の請願 …… 411
（議案上程）
議員提出議案第 1 号 ごみ減量・再資源化、日の出町第二処分場計画促進等に関する決議 …… 412

議員提出議案第 2 号　平和の願いにさからう明文改憲・解釈改憲に反対する意見書 …… 412
議員提出議案第 3 号　農林水産業の豊かな発展と自然環境を守ることに関する意見書 …… 413
議員提出議案第 4 号　東ティモール政策の見直しを求める意見書 …… 413
議席の一部変更について …… 414
議員提出議案第 5 号　公団住宅の建て替えに関して従前居住者の戻り入居と定住を保障する家賃制度の確立と高家賃化の抑制を求める意見書 …… 414
閉　　会 …… 415

3月5日　金曜日　（第1日）

平成5年
第1回定例会　**日野市議会会議録　（第1号）**

3月5日　金曜日　（第1日）

出席議員　（30名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原　茂君	4番	藤林理一郎君
5番	旗野行雄君	6番	谷　長一君
7番	小川友一君	8番	下村　功君
9番	佐藤洋二君	10番	一ノ瀬　隆君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	高橋　徹君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	福島盛之助君	18番	福島敏雄君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	小山良悟君
25番	高橋徳次君	26番	古賀俊昭君
27番	市川資信君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
助役	前田雅夫君	企画財政部長	長谷川暢男君
総務部長	小林修君	市民部長	永瀬誠一君
生活文化部長	藤本享一君	環境部長	山口正夫君
都市整備部長	鈴木栄弘君	建設部長	小俣雅義君
福祉部長	坂口泰雄君	水道部長	日野義人君
病院事務長	須藤雄示君	教育長	長沢三郎君
学校教育部長	糸川滋君	社会教育部長	大谷俊夫君
選挙管理委員会事務局長	馬場嘉徳君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　保木シゲル君

議事日程

平成5年3月5日（金）
午前10時開会

日程第1　会議録署名議員の指名
日程第2　会期の決定
日程第3　予算編成方針と事業
日程第4　行政報告
日程第5　諸般の報告

（設置・選任）

日程第　6　　日野市議会常任委員会・議会運営委員会・特別委員会委員の選任について

日程第　7　　日野市議会平成５年度一般・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任について

（議案上程）

日程第　8　議案第　1　号　　日野市公共下水道事業浅川右岸第七処理分区（４－１）工事請負契約の変更に関する専決処分の報告承認について

日程第　9　議案第　2　号　　日野市公共下水道事業浅川右岸第八処理分区（４－１）工事請負契約の変更に関する専決処分の報告承認について

日程第　10　議案第　3　号　　日野市組織条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　11　議案第　4　号　　日野市職員の公務災害等に伴う弔慰金等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　12　議案第　5　号　　日野市墓地使用条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　13　議案第　6　号　　日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　14　議案第　7　号　　日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　15　議案第　8　号　　日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　16　議案第　9　号　　日野市立心身障害者（児）福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　17　議案第　10　号　　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　18　議案第　11　号　　日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　19　議案第　12　号　　日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の

制定について

日程第 20 議案第 13 号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 21 議案第 14 号　日野市多子世帯児童養育手当条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 22 議案第 15 号　日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 23 議案第 16 号　日野市議会議員及び日野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

日程第 24 議案第 17 号　平成4年度日野市一般会計補正予算（第4号）

日程第 25 議案第 18 号　平成4年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 26 議案第 19 号　平成4年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

日程第 27 議案第 20 号　平成4年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第 28 議案第 21 号　平成4年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第2号）

日程第 29 議案第 22 号　平成4年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 30 議案第 23 号　平成5年度日野市一般会計予算

日程第 31 議案第 24 号　平成5年度日野市国民健康保険特別会計予算

日程第 32 議案第 25 号　平成5年度日野市土地区画整理事業特別会計予算

日程第 33 議案第 26 号　平成5年度日野市下水道事業特別会計予算

日程第 34 議案第 27 号　平成5年度日野市立総合病院事業会計予算

日程第 35 議案第 28 号　平成5年度日野市受託水道事業特別会計予算

日程第 36 議案第 29 号　平成5年度日野市老人保健特別会計予算

日程第 37 議案第 30 号　平成5年度日野市老人入院共済事業特別会計予算

日程第 38 議案第 31 号　市道路線の廃止について

日程第 39 議案第 32 号　市道路線の認定について

日程第 40 議案第 33 号　日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業に関す

る業務委託契約の変更について

日程第　41　議案　第　34　号　日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更について

日程第　42　議案　第　35　号　日野都市計画事業高幡土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更について

日程第　43　議案　第　36　号　日野都市計画事業西平山土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結について

日程第　44　議案　第　37　号　日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約の変更について

日程第　45　議案　第　38　号　日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約（その２）の変更について

日程第　46　議案　第　39　号　日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第　47　議案　第　40　号　東京都十一市競輪事業組合規約の一部改正について

（報　　告）

日程第　48　報告　第　1　号　議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について

（請願上程）

日程第　49　請願　第 5−1 号　豊田南地区用途地域変更及び地区計画に関する請願

日程第　50　請願　第 5−2 号　都市河川（特に多摩川、鶴見川、相模川）の水質改善を行うため洗濯機の構造改善を求める陳情

日程第　51　請願　第 5−3 号　建設省京浜工事事務所の大幅増員に関する陳情

日程第　52　請願　第 5−4 号　診療報酬の引き上げ及び改善についての陳情

日程第　53　請願　第 5−5 号　不況対策の抜本的強化を国に求める意見書の提出に関する陳情

日程第　54　請願　第 5−6 号　日野市中央公民館の建て替えおよび公民館分館建設に関する請願

追加日程第　1　議席の一部変更について

本日の会議に付した事件

日程第１から日程第54及び追加日程第１まで

午後１時３分　開会

○議長（黒川重憲君）　これより平成５年第１回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により議長において

６番　谷　長一　君

７番　小川友一　君

を指名いたします。

次に日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長　登壇〕

○議会運営委員長（土方尚功君）　議会運営委員会の会議の決定事項を報告いたします。

会期につきましては、本日３月５日より３月25日の21日間ということで決定をいたしました。

日程その他については、お手元に配付した資料のとおりでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって、会期は本日から３月25日まで期日21日間と決定いたしました。

お諮りいたします。会派変更届けが提出されましたので、この際、議席の一部変更の件を日程に追加し先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって、この際、本件を日程に追加し、先議することに決しました。

議席の一部変更の件を議題といたします。議席の一部を、お手元に配付の議席変更図のとおり変更いたしたいと思います。

その議席番号及び氏名は、10番．福島敏雄議員と18番．一ノ瀬隆議員をお互いに席を

変更し、10番．一ノ瀬隆議員、18番．福島敏雄議員といたします。

お諮りいたします。ただいまお知らせいたしましたとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって、ただいまお知らせいたしましたとおり議席の一部を変更することに決しました。

これより日程第３、予算編成方針と事業の報告を行います。

理事者から報告を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　本日より平成５年第１回定例市議会をお願いいたします。よろしく御指導のほどお願い申し上げます。

冒頭、行政報告にかえまして、平成５年度予算編成方針と事業についてを申し上げます。

平成５年第１回市議会定例会の開催に当たり新年度予算の大綱を申し述べ、市議会並びに市民の皆さんに一層の御理解と御協力をお願い申し上げたいと存じます。

〔市政に取り組む基本姿勢〕

今日、自治体を取り巻く新しい情勢に対応する考え方について申し述べたいと思います。

その一つは、社会的な変化への対応であります。

技術革新、高度情報化、国際化などの進展は、地域社会にもさまざまな影響をもたらしております。都市における第三次産業従事者の著しい増大、女性就職率の増加、勤務時間の多様化、定年後の再就職など、労働環境が大きく変化し、新しい課題が生み出されております。また高齢化、核家族化、週休２日制による自由時間の増大などによって日常生活に大きな変化が生まれようとしています。こうした労働環境、生活環境の変化により新しい生活課題や文化的欲求が生まれ、市民の生活意識や価値観の多様化が一層進むものと思われます。

だれもが健康で、豊かさとゆとりを実感できる生活を送れるよう、時代と社会変化にも的確に対応した施策の展開に努めたいと考えるところであります。

二つには、マクロとミクロの環境問題への対応であります。

石油など化石燃料の大量消費による地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨による森林など植生への影響、乱開発による熱帯林の激減など、地球規模の環境破壊が今日的課

題となっております。

現在、産業や市民生活などの日常的活動は、資源エネルギーの膨大な消費の上に成り立っており、このまま推移すれば人類の生存そのものが脅かされかねない状況にあると指摘されています。

今、世界の各地に資源やエネルギーを大切にする運動、あるいは資源消費型の使い捨て生活行動を改める意識改革が切実に求められております。本市においても、行政の各分野にわたる施策や事業の展開に当たって、常に地球環境への視点を大切にして企画・立案し、実行するようにしたいと考えているところであります。

三つは、国際的な平和に関する問題であります。

今日の世界は、大きい変革のうねりの中にあります。しかも国際的民族間の紛争が多面的な形で多発していますが、これらの紛争は国連中心の平和的手段により、協調によって解決されるべきものであると考えます。

来るべき21世紀は、この地球上のすべての民族が平和な世界で共存できるように、国際平和の大きな流れをつくり出すことが必要と考えます。自治体としても憲法の平和理念に立ち、市民運動とともに平和の維持、発展のために努力してまいりたいと考えております。

さて、本年は本市にとりまして市制施行30周年を迎える年であり、また多摩の東京移管100年の節目に当たる年でもあります。一方に、引き続く経済不振の影響を受けて税収が落ち込むという厳しい財政状況に直面しています。改めて経費の節減、効率的運用に努めるとともに、市民の英知と職員の能力を結集して記念すべき年にふさわしい諸行事を進め、市民憲章に掲げる五つのまちの目標実現に向かい、市民自治の発展にまい進する所存であります。

〔当面する行政課題〕

本市は近年、首都近郊の有力都市として、安定した成長期にあると言うことができます。第二次基本構想に基づき、昭和62年度を起点とする基本計画により、まちづくりの土台の整備と人間性を豊かにする条件づくりを進めてまいりましたが、平成５年度はこの基本計画の最終年度に当たります。基本計画に沿い、自然環境との調和を図りながら、子供たちからお年寄りまで安心して暮らせる環境と条件整備を引き続き推進してまいります。

次に当面する行政課題について申し述べたいと思います。

１．豊かな都市環境の整備

土地区画整理事業は、市街化のまちづくりに最も有効な手法として、永年にわたり積極的な取り組みを進めてまいりましたが、予定した市施行事業は、全面的に事業化に着手する段階になっております。また、多くの地域で組合施行による事業が計画され、その事業が進行しております。

まちづくりに当たっては、多摩川、浅川、丘陵地など自然の恩恵を今なお多く保有している現状を生かして、緑地の積極的保存、河川、湧水を利用した親水環境の整備など、自然と調和する環境づくりを進めるとともに、市街地は魅力ある商店街、駅前広場の形成などにより、活力とうるおいのある生活を可能にするよう都市環境の整備を進めてまいります。

土地区画整理事業とともに重点的に進めているのが下水道事業であります。昨年秋に浅川処理場、八王子処理場の稼働により、市内広範な地域で供用が開始されました。下水道整備は都市機能の質的な向上のために欠かすことのできない事業であり、引き続き公共下水道100％普及の早期実現を目指し努力してまいります。

新たに制定された「生産緑地法」により、都市農業の継続に一定の規制が生じ、今後農地の宅地化が進行するものと考えられます。都市構造としての農地の持つ重要性を特色づけるように消費者農園を市民農園として発展させるとともに、今後農業公園など多くの検討すべき課題について追及してまいりたいと考えております。

ごみの減量化と再資源化は、当面する最も重要な課題の一つであります。「日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」の制定とあわせながら、分別収集促進のための措置、ストックヤードの設置などを通じて着実に事業を進めるとともに、市民運動と連携しながら長期的展望に立ったリサイクル都市として構築を目指していきたいと考えております。

市内における民間企業の開発事業は減少していますが、一方で、都営住宅を初め公営住宅の建て替えが計画されています。建て替えによる家賃の大幅な引き上げなどにより、住み続けることが困難にならないよう配慮したいと考えております。

なお、東京都が建設する（仮称）都営大坂上三丁目団地の関連公共施設の用地については、建設敷地内とは別に確保するよう協議を進めております。

また、社会の生産活動の中心的担い手であります中年・若年層の地域への定着化を進めるために「市民住宅」、すなわち借上公共賃貸住宅の設置も引き続き拡大していく考えであります。

モノレール事業の促進、（仮称）西豊田駅の新設、その他都立新美術館、自然保護セ

ンターの誘致に向けても取り組みを強める所存であります。

２．うるおいに満ちた福祉社会の実現

我が国の高齢化社会への移行が見通せる中で、老人福祉の水準を高める施策を進めて、全世代が安心して暮らせる地域社会の仕組みを充実させることがますます重要となっております。

地域社会で包括的な施策の展開を図るために（仮称）「日野市保健福祉計画」の作成を進めるとともに、特別養護老人ホームを含めた多摩川苑福祉ゾーン計画の前進、在宅サービスセンターの充実、ねたきり老人看護手当の引き上げ、老人性白内障特殊眼鏡等に対する助成など、生活実態にあわせた事業を進めます。

また、高齢者にとって切実な問題となっている住居確保については、高齢者集合住宅の借り上げ、新設や建て替えを予定している公営住宅の優先入居などの事業も引き続き進めてまいります。

市民の健康と医療の問題については、地域医療の中心となる市立総合病院の建て替え・充実を着実に進めるとともに、各種がん検診の充実と多くの市民が受診できる住民検診の充実を図っていきます。さらに、文化、スポーツ、レクリエーションなどの障害学習、健康づくりのための施策を一層充実させたいと考えています。

３．やさしい行政の展開

市民意識の多様化、高度化が進む中で、行政に対する高い能力が期待されています。また今後、市民生活のあらゆる分野で行政とのかかわりが増大をしていくものと考えられます。そのためには職員の能力開発、ＯＡ化の推進なども必要でありますが、重要なことは、行政側が常に市民サイドに立って発想することであります。やさしい行政の展開を図ることが大切と考えます。基本的立場を徹底させ、効率のよい市民サービスの充実に努める所存であります。

第２次基本構想と基本計画の経験と総括の上に立って、引き続く第３次基本構想と基本計画の作成を進め、21世紀に向けてのまちづくりの展望を明らかにしたい考えであります。

なお、佐藤智春収入役は去る１月31日をもって退職され、２月１日付けで雨森忠出納課長を職務代理者に発令いたしました。この際、御報告を申し上げておきます。

〔平成５年度の主要事業と予算について〕

平成５年度の国の一般会計予算規模は72兆3,548億円で、前年度に比べわずか1,368億円、0.2％の増となっております。前年度の伸び2.7％をさらに下回っています。

こうした中で、国は各種の国庫補助・負担金の一般財源化、交付税算入措置を進めてきており、不交付団体の本市にとっては少なからず影響が出てまいります。これらは、いずれも一般会計の負担増となりますが、実際の負担増となる額については明確になっておりません。

東京都の平成５年度予算規模は７兆112億円であり、前年度に比べ2,202億円、3.0％の減となって、昭和54年度以来の前年度比マイナス予算となっています。特に法人二税は、前年度比22.4％減と過去に例を見ない落ち込みとなり、３年連続のマイナスの伸びとなっています。

本市の平成５年度の予算編成をめぐる財政環境についても、まれに見る厳しいものとなっています。

一般会計の総額は439億4,000万円で、前年度当初予算に比べ９億3,000万円、2.1％の減となっております。

歳入では、市税収入を280億4,000万円と見積もりましたが、これは前年度に比べ９億5,000万円、3.3％の減となっております。そのうち個人市民税は、前年度に比べ４億円、2.6％の減、法人市民税は10億2,000万円、34.3％の減となっております。

また、利子割交付金についても、前年度に比べ10億5,000万円、64.7％の減となるなど景気低迷の影響を強く受けることとなっています。

こうした厳しい事態に対応するため、国都の補助金確保に努めるとともに、起債や各種基金を最大限活用することにより所要の財源を確保いたしました。公共施設建設基金、財政調整基金、職員退職手当基金から、あわせて32億円を取り崩すことといたしました。次に歳出予算については、経常経費を極力抑制するとともに、財源の効率的配分を行うことにより「基本計画」、「実施計画」の年次目標の達成を目指し、市民生活の安定確保と都市基盤整備に取り組むことといたしました。

特別会計の総額は303億4,000万円で、前年度比0.3％の増となっております。一般会計同様に経常経費の抑制を図るとともに財源の重点配分に努め、所要の額を確保いたしました。

なお、年度の初めに市長選挙が行われるため、特に選択的な施策に属するものは後日に委ねる余裕を残すため、予備費に３億円を計上することといたしました。

次に、基本計画の柱に沿って平成５年度の主要施策について申し述べます。

１．生きる喜びをつくり出す健康と福祉のまち

市民の健康と福祉に関する施策を計画的に進めるため、（仮称）「日野市保健福祉計

画」策定に取り組むとともに、（仮称）「多摩川苑福祉ゾーン」の全体基本計画を策定いたします。都営日野栄町団地内に建設中の（仮称）「栄町サービスセンター」は、平成５年度に完成させ、二つ目の在宅高齢者のケア・サービス拠点として整備いたします。

精神薄弱者生活寮と心身障害者緊急一時保護所を、建物を借上げる形で新設いたします。

また、在宅の寝たきり老人を看護されている家族の負担を軽減するため、寝たきり老人看護手当を月１万円にアップいたします。

なお、市立総合病院建設基金の積立額は、財政状況を勘案して７億円とすることといたしました。

２．豊かな人間性を育てる教育と文化のまち

小中学校の施設整備については、平成４年度に引き続き第三小学校及び高幡台小学校の大規模改造を進めるとともに、第七小学校及び第四中学校の屋内運動場大規模改造、旭が丘小学校の校庭整備、第二小学校校舎の内部改修、第四小学校の給食室の改修などを行います。

また、普通学級に通学している心身に障害のある児童のために、百草台小学校の中に「通級学級」を新たに開設し、児童の実態に即した指導を行える環境を整えます。

小学校に新設された「生活課」のため、体験学習の場の整備を平成３年度から進めてまいりましたが、平成５年度の６校をもって完了いたします。

スポーツ文化の面では、行政と各種団体との協力体制を整えるとともに、市民の自主的のサークル活動、余暇活動などの振興を図るため（仮称）「日野市文化・スポーツ・レクリエーション振興協会」を設立いたします。

平成４年度に着手した駒形公園内の市民プールの改築につきましては、平成５年度は第１期工事を完了するとともに、第２期工事に係る前面の築堤工事の一部に着手することといたしました。

３．自然と調和する安全・快適なまち

下水道事業では、普及率の飛躍的向上のため管渠の整備に努める一方、下水道への使用切替えを促進してまいります。

土地区画整理事業では、万願寺地区の保留地処分金が大幅な減となっておりますが、各地区ともに事業の進捗にあわせ所要の事業費を確保するとともに、特に組合施行の事業については新たに３地区を加え助成を進めていく考えであります。

（仮称）豊南橋については、地質調査、地形測量に着手いたします。また、多摩川遊

歩道整備、向島用水親水路整備を引き続き進めるとともに、平山用水ふれあい水辺の整備を行います。

高幡団地市営住宅の建て替え工事は、平成５年度に着手し、平成６年度の完成を目指します。

４．活気ある産業と豊かな消費のまち

従来、生活課で所管していた消費者農園を発展させ、市民農園育成事業として産業経済課の事業に位置づけ拡大してまいります。平成４年度に開始したイモ掘り農園育成事業、またリンゴの里推進事業についても一定の成果を目指し助成を続けてまいります。

また、産業祭りの農業展・商工展や、観光写真コンクールなどについては、市制施行30周年記念事業として実施したいと考えております。

５．参加と連帯でつくる市民自治のまち

市制施行30周年を記念した幾つかのイベントを行うとともに、既存の各種行事を記念にふさわしい形で実施いたします。「ＴＡＭＡらいふ21」関係についても、「くらしの祭典21」を初めとして各種イベントに参加協力してまいります。

国際化時代を迎え、市民の国際交流活動のセンターとなる（仮称）日野市国際交流協会を設立いたします。

以上のことを発言申し上げ、議員各位と市民皆さんの一層の御理解をいただき本年度の事業が達成されますことを願って、私の予算編成方針の表明といたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって予算編成方針と事業を終わります。

次に日程第４、行政報告を行います。

行政報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、報告は省略いたします。

これをもって行政報告を終わります。

次に日程第５、諸般の報告を行います。会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

これより日程第６、日野市議会常任委員会・議会運営委員会・特別委員会委員の選任の件を議題といたします。

委員の選任については、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

質疑・討論を省略し、直ちに本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって日野市議会常任委員会・議会運営委員会・特別委員会委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

これより日程第７、日野市議会平成５年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任の件を議題といたします。

特別委員会の委員の選任については、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

質疑・討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって日野市議会平成５年度一般会計予算特別委員会、特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第１号、日野市公共下水道事業浅川右岸第七処理分区（４－１）工事請負契約の変更に関する専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第１号、日野市公共下水道事業浅川右岸第七処理分区（４－１）工事請負契約の変更に関する専決処分の報告承認についての提案理由を申し上げます。

本議案は、東京建設興業株式会社と締結しております日野市公共下水道事業浅川右岸第七処理分区（４－１）工事請負契約の契約金額を変更したことについて、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、平成５年１月27日付で専決処分したものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　それでは議案第１号につきまして御説明を申し上げます。

２ページをお開き願いたいと思います。専決処分の年月日でございますが、平成５年１月27日でございます。

内容といたしましては、日野市公共下水道事業浅川右岸第七処理分区（４－１）工事請負契約の変更についてでございます。変更の内容でございますが、契約金額の変更を

いたします。契約金額でございますが、変更前、１億382万4,000円でございましたものを291万5,930円減額いたしまして、変更後、１億90万8,070円とするものでございます。

変更の理由でございますが、推進工法の立坑について現場精査の結果、縮小が可能となり車両の通行も容易となるため、形状等を変更するものでございます。契約工事の内容につきましては、３ページに記載のとおりでございます。

次に４ページでございます。変更工事の内容でございますが、推進工法の立坑の形状等の変更のためで、工事概要の規模、延長は変更ございません。立坑の変更等につきましては、下段の図のとおりでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第１号、日野市公共下水道事業浅川右岸第七処理分区（４－１）工事請負契約の変更に関する専決処分の報告承認の件は原案のとおり承認されました。

これより議案第２号、日野市公共下水道事業浅川右岸第八処理分区（４－１）工事請負契約の変更に関する専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第２号、日野市公共下水道事業浅川右岸第八処理分区（４－１）工事請負契約の変更に関する専決処分の報告承認についての提案理由を申し上げます。

本議案は、京王建設株式会社と締結しております日野市公共下水道事業浅川右岸第八

処理分区（４－１）工事請負契約の契約金額を変更したことについて、地方自治法第179条第１項の規定に基づき平成５年２月５日付で専決処分にしたものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　それでは、議案第２号について御説明申し上げます。

２ページをお開き願いたいと思います。専決処分の年月日でございますが、平成５年２月５日でございます。

内容といたしましては、日野市公共下水道事業浅川右岸第八処理分区（４－１）工事請負契約の変更についてでございます。変更の内容でございますが、契約金額の変更をいたすものでございます。契約金額でございますが、変更前は１億5,038万円でございましたものを1,382万2,600円を増額いたしまして、変更後は、１億6,420万2,600円といたすものでございます。

変更の理由でございますが、既設埋設物が想定した形状と異なるため埋設高及びマンホールの形状並びに通行者の安全を確保するため、交通誘導員の数を変更するものでございます。

契約工事の内容につきましては、３ページに記載のとおりでございます。

４ページをお願いいたします。変更工事の内容でございますが、延長といたしまして１メートルの減ということでございます。マンホール設置工は減少がございません。管布設の埋設高の変更と位置につきましては、下段の図のとおりでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第２号、日野市公共下水道事業浅川右岸第八処理分区（４－１）工事請負契約の変更に関する専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第３号、日野市組織条例の一部を改正する条例の制定、議案第４号、日野市職員の公務災害等に伴う弔慰金等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　上程された２議案につきまして提案理由を申し上げます。

議案第３号、日野市組織条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、環境部の事務分掌の一部を総務部に変更するため、日野市組織条例の一部を改正するものであります。

議案第４号は、日野市職員の公務災害に伴う弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。

本議案は、公務災害死亡弔慰金及び通勤災害死亡弔慰金等の額を改めるため、日野市職員の公務災害等に伴う弔慰金の支給に関する条例の一部を改正するものであります。

以上、２議案の詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　議案の第３号の日野市組織条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げたいと思います。

新年度から防災情報センターが完成に伴っての、現在、環境部に所属する環境防災課を総務部に移管するものであります。

お手元の資料の４ページ、５ページをお開き願いたいと思います。新旧対照表のうち新たに総務部の４項めにつけ加えて６項として、「公害及び防災に関すること」ということを挿入したい。環境部の中の２項部分を削除するものでございます。

今、理由を申し上げましたとおり、環境部の中にあります環境防災課を総務部に移管

するというものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　それでは議案第４号、日野市職員の公務災害等に伴う弔慰金等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

現行条例の弔慰金等の支給につきましては、自動車損害賠償保険法で定める賠償保険額を基準に定めているところでございます。この賠償保険額が平成３年４月１日から改正されました。既に都も始め、弔慰金制度を持つ各自治体においても条例で定める弔慰金等の額を改めておりますので、本市も弔慰金等の支給額につきまして、同様の措置をとらせていただくものでございます。

それでは、新旧対照表により説明いたしますので、恐れ入りますが６ページ、７ページをお開き願いたいと思います。

第４条関係でございますが、これは公務災害死亡弔慰金でございます。2,500万円であったものを500万円アップしまして、3,000万円とするものでございます。なお自賠償が適用される事案につきましては、1,870万から2,250万とするものでございます。

また第５条関係でございますが、通勤災害死亡弔慰金関係でございます。1,250万円でありましたものを250万円アップしまして、1,500万とするものでございます。自賠償が適用される事案につきましては、935万から1,125万とするものでございます。

それから、下段の６ページから11ページまでの７条、８条関係の一覧表が出ておりますが、これは見舞金関係でございます。おのおの改定をいたさせてもらうものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　組織条例に関連をして、お尋ねをいたします。

今回設置をされます防災情報センターには、出退帳、職員の出勤、それから退庁に関する記録については、どのような方法をおとりになるのか、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　お答えいたします。

今度、新しく、防災センターは本庁と同じようにタイムカードによって出退をとる予定でございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　地方自治体の組織は、いろいろ部や課、係に分かれております。それぞれの体系のもとに割り振られた仕事をきちんとやっていただくということが組織の前提になるわけです。今回の防災情報センターには、きちんとその記録をとどめるタイムカードを設置をするということでありますが、現在の全庁的に見ますと、市の職員の勤務場所、勤務箇所によっては、必ずしもタイムカードによって記録を行っていないところもあると思います。

現状はどうなっているか、この点、御説明をいただきたい。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　お答えをいたします。現在、５職場、具体的に申しますと婦人センター、児童館、保育園、幼稚園、学校が、まだタイムカードは設置してございません。出勤簿でやっております。

なお、本年度中に保育園職場につきましてはタイムレコーダーを設置する予定で、平成５年の４月から、以上保育園、12園、それから児童館５園、それから中央公民館１園につきましては、タイムカードにより処理させていただきたいと思います。

あと残りますのは、女性センター、幼稚園、学校等でございますけれども、これについても順次、積極的に進めてまいりたいと今計画しているところでございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　組織というものは、組織を構成する職員、職員がきちっと組織目的に沿って仕事を行う、そういった活動がきちんと総務部によって、いろんな工夫を加え、それがきちっと実施をされて可能となってくるわけなので、今現在の取扱状況を御説明いただきましたが、最初、５職場というふうにおっしゃいましたね、その中に公民館は入っていなかったんですが、公民館を加えると６カ所、それから博物館はどうなっておりますでしょうか。博物館の方には、お触れにならなかったんですが。

今後どのように対応していくかということで、できるだけタイムカードの設置を行いたいという、今、その方向は示していただいたと思うんですが、平成５年度中に、この箇所についてはタイムカードを実施をしたいという箇所がありましたら、もう一度、重複するかもわかりませんがお答えいただきたいと存じます。

博物館や公民館について、もう一度お願いをいたします。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　お答えいたします。

先ほど５職場と申した中には中央公民館は入っておりませんで、失礼いたしました。４月１日からはタイムカードでやる予定でございます。

それから、博物館につきましては既にタイムレコーダーを設置してございます。

それから、今後、平成５年度中には、できればあと残った職場の女性センター、幼稚園、学校があるわけですけれども、できるところから早く、この職場につきましてもタイムレコーダーを設置していきたいという考えでおります。よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　私が昨年10月に、出勤簿によって職員の出退帳を取り扱っている職場を聞きましたときには、博物館も含まれておりました。現在はタイムカードが設置されているということなんですね。公民館は４月の１日から、平成５年度から設置をする。残り女性センター、児童館、保育園、それから小中学校については、今後というふうに理解すればよろしいですか。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　そのとおりでございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　組織を変える、条例をいじるということは、住民福祉の向上を目的に職員の皆さんが、きちんと秩序立って働いていただくということが前提になっているわけですので、先般条例が改正をされて、遅刻というのがなくなったんですね。１分１秒でも遅れた人は、１時間の時間休ということで休暇扱いをするということですから、遅刻のない職場が日野市役所ということになるわけですね。遅刻が１人もないということは、人さまのやることですから普通考えられないわけですが、しかし、そういうふうに制度はなってしまった。変わったわけです。

職場によっては、このタイムカードでないために出勤の状況について、いろいろ市民、利用者、あるいは周辺の職員からその点の指摘が私どもに聞こえてくるわけです。タイムカードによって出退帳をきちっと記録をするということが規則でも定められておりますので、タイムカードを積極的に導入をして、本来の規則に沿った職員の管理ということを行っていただきたいと思います。

それから、残りの職場については、今後できるだけ早く導入をしたいということでありますので、それで結構でありますが、現状を、例えば５分、10分遅れたというような職員が実際にいる場合があると思うんです。そういう場合は、現実にはどのように、タイムカードに５分遅れた、３分遅れて打刻したという場合には、どのような今扱いをし

ているのか、この点、教えてください。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　先ほど議員さんが申しましたように時間休制度になりましたから、原則として遅刻をすれば、また早退をすれば、その時間が休暇になるわけです。各課には庶務担当がございますので、毎月、月の終わりにはタイムカードをすべて見てチェックをします。それは超勤とのあわせもございますから、そのような方でも最終チェックができますけれども、大体、今のところは、遅れたりなにかするときには、自分から名乗って１時間なら１時間のカードに休暇を記録して、そして所属長の方に出しているというのが現状でございます。大体その形で進めております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　わかりました。

昨年の第２回定例会で、完全週休２日制を実施するための、いわゆる土曜閉庁を実施するための条例が可決をされて、７月の18日の土曜日からだったと思いますが、完全週休２日制に日野市も入った。１日の勤務時間は７時間30分ということで、職員の皆さんは８時間を切っている労働条件下にあるわけです。遅刻や、それから出勤、退庁の管理がきちんとできないということでは、まだ週休２日も実施できてない市民の労働実態、勤務実態もあるわけですので、この点は、まず地方公務員として、きちんと法令によって職務を遂行しなければならない、いろいろな条件下で仕事をなさるわけですから、この点、まだ未設置の職場については、ぜひ早急に導入されることを強くお願いをしておきます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　これをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第３号、日野市組織条例の一部を改正する条例の制定、議案第４号、日野市職員の公務災害等に伴う弔慰金等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより議案第５号、日野市墓地使用条例の一部を改正する条例の制定の件を議題と

いたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第５号、日野市墓地使用条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、使用料及び手数料を改めるため、日野市墓地使用条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　議案第５号、日野市墓地使用条例の一部を改正する条例の詳細につきまして御説明を申し上げます。

市営墓地の所在地は東豊田の二丁目32の３で、3.3平方メートルの区画が238区画、4.95平方メートルの区画が11区画で、合計249区画の使用となっています。開設は昭和35年６月からされてございます。本条例は、昭和53年３月に一部改正が行われた後、現在まで改正はございませんでした。しかし、近隣市の状況等を考慮した中で、使用料や管理料等について改正いたしたく御提案を申し上げるものでございます。

４ページ、５ページの新旧対照表により御説明を申し上げます。

第13条の使用料でございますが、3.3平方メートルの区画は、１平方メートルにつき２万円で１区画６万6,000円であったものを、１平方メートルにつき４万円に、１区画で13万2,000円に、また4.95平方メートルの区画は、１平方メートルにつき２万5,000円で１区画を12万3,750円であったものを、１平方メートルにつき５万円に、１区画で24万7,000円に改正をお願いするものでございます。

なお、この使用料は永代使用料ということになります。

次に第14条の手数料ですが、墓地の承継などによる書きかえ手数料で、１件300円であったものを500円に、また紛失等による再交付手数料１件100円であったものを200円に改正をお願いするものであります。

次に、第15条の管理料ですが、従来、１平方メートル当たり200円であったものを年300円に改正をお願いするものです。

付則として、この条例は平成５年４月１日から施行したいとするものでございます。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　ただいま説明を受けまして、これによってどの程度、平成５年の４月１日以降にかかわって、ほとんど金額が倍みたいな状態、あるいは1.5倍というようなことで、実際にこれにかかわる歳入面ですね、そこら辺では、どの程度反映されてくるものか、その点、伺います。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　今回の予算で、既にこの数字を予算上、入れさせていただいておりますが、合計で10万円の増になるということです。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　わかりました。あと、質問を始めたところですので、これ以降それぞれ議案の上程の中にかかわる占有料等の徴収、あるいは逆に支出の関係等、それぞれ担当する部長は、本年度の関係でどの程度反映をしていくのか、そういった点も今後の説明の中に加えていただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第５号、日野市墓地使用条例の一部を改正する条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第６号、日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第６号、日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、道路占用料を改めるため日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い

いたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　議案第６号、日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

２ページ、３ページをお開きいただきたいと思います。

道路占用料は、固定資産評価額を基礎に算定されていることから、同評価額の評価替えが行われた場合、見直しを行うこととされております。前回は平成２年３月31日、条例第８号によって改正が行われました。今回の改正条例は単価改正のため別表の改正であります。平成３年度固定資産評価額を基礎に上限20％の改正を加えるものであります。

改正の内容につきましては、東京都道路占用料等徴収条例の改正、これは平成４年に行われましたが、それに準じ支部の占用料等の調整を図った内容でございます。７ページからの新旧対照表がございますので、そちらをお開きいただきたいと思います。

８ページ、９ページをお願いいたします。

まず、それぞれ項目ごとに占用料の規定がございます。まず、法第32条第１項第１号に掲げる工作物であります。具体的な占用物件は記載のとおりでありますが、電柱１本について、１年に1,170円を1,400円にするもので、倍率は1.19倍であります。電話柱、同じく440円を520円にするもので1.18倍、街灯は同じく540円を640円にする内容で1.18倍の改定の差になります。その他の柱類、これが2,740円を3,280円、1.19倍、以下、記載のとおりであります。

次に、法第32条第１項第２号に掲げる物件についてであります。これは、いわゆる水管、下水管、ガス管、その他これらに類する物件で、法第35条、36条に規定するものとその他のものとに分けてあります。これは、いわゆる公共事業者が設ける管路とそうでない管路のことであります。

以下、改正内容につきましては記載のとおりであります。平均倍率は1.187倍であります。施行日は、平成５年４月１日であります。このことによって歳入への反映は、約600万円であります。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第６号、日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第７号、日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正する条例の制定、議案第８号、日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正する条例の制定、議案第９号、日野市立心身障害者（児）福祉センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第10号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第11号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定、議案第12号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第13号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第14号、日野市多子世帯児童養育手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第15号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　ただいま上程されました９議案につきまして、それぞれ提案理由の説明を行います。

議案第７号、日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正する条例の制定。

本議案は、資金貸付限度額を改めるため、日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正するものであります。

議案第８号、日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正する条例の制定。

本議案は、融資限度額及び貸付期間を改めるため、日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正するものであります。

議案第９号、日野市立心身障害者（児）福祉センター条例の一部を改正する条例の制定。

本議案は、センターの管理運営の一部を委託することができる団体を「日野市心身障害者を守る会」から「社会福祉法人日野市福祉事業団」に改めるため、日野市立心身障害者（児）福祉センター条例の一部を改正するものであります。

議案第10号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定。

本議案は、東京都心身障害者福祉手当に関する条例の改正に伴い心身障害者（児）福祉手当の支給額を改めるため、日野市心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正するものであります。

議案第11号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定。

本議案は、寝たきり老人看護手当の支給額を改めるため、日野市高齢者福祉条例の一部を改正するものであります。

議案第12号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定。

本議案は、東京都老人福祉手当に関する条例の改正に伴い老人福祉手当の支給額を改めるため、日野市老人福祉手当条例の一部を改正するものであります。

議案第13号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定。

本議案は、東京都児童育成手当に関する条例の改正に伴い児童育成手当の支給額を改めるため、日野市児童育成手当条例の一部を改正するものであります。

議案第14号、日野市多子世帯児童養育手当条例の一部を改正する条例の制定。

本議案は、所得制限の引き上げ等支給要件の一部を改めるため、日野市多子世帯児童養育手当条例の一部を改正するものであります。

議案第15号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定。

本議案は、平山児童館、南平小分室の新設に伴い、日野市立児童館設置条例の一部を改正するものであります。

以上９議案の詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　御説明申し上げます。

議案第７号、日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正する条例の制定でございます。

４ページ、５ページをお開きいただきたいと思います。

施策の充実を図るため貸付金の限度額を引き上げ、その返還の方法を定めるものでございます。貸付金額、第２条でございますが、１世帯８万円以内とあるのを10万円に引き上げるものでございます。あと、貸付金の条件でございます。第３条のただし書き、いわゆる連帯保障人を必要としない。この者については、３万円以内を５万円以内にそれぞれ限度額を引き上げるものでございます。

それから、助産費貸付の特例、第８条の第２号でございますが、これも同じく８万円以内を10万円以内に引き上げるものでございます。

６ページ、７ページをお開きいただきたいと思います。

第５条関係の別表でございます。貸付金の据置及び返還期間でございますが、貸付金の引き上げ部分を追加規定したものでございます。

２ページに戻りまして付則でございます。この条例は、平成５年４月１日から施行する。また改正前の条例に基づいて既に受けている貸付については、なお従前のとおりということでございます。

続きまして議案第８号、日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正する条例の制定でございます。

これにつきましては、やはり同じく施策の充実を図るため融資額の限度額を引き上げるものでございます。また、これに伴って貸付期間の延伸を行うものでございます。

４ページ、５ページ、新旧対照表で御説明申し上げます。

融資の限度額、第４条第１号及び第２号でございますが、高齢者及び重度の心身障害者の居室増改築資金については、300万円以内を600万円以内に、また第３号の一般住宅改良資金にあっては、200万円以内をそれぞれ500万円に引き上げるものでございます。

それから第７条でございます。融資額の引き上げに伴いまして、貸付金をそれぞれ延伸するものでございます。第７条の第１号及び第２号の規定でございます。高齢者及び重度心身障害者の資金については、10年以内を15年以内、また第３号に規定いたします一般住宅改良資金にあっては、10万円以上100万円まで４年を、250万円まで７年以内に改め、また100万円を超える200万円まで７年以内とあるのを、250万円を超え500万円までを15年以内と、それぞれ貸付期間を延伸するものでございます。

２ページに戻りまして、付則でございます。この条例は平成５年４月１日から施行します。また、改正前の条例に基づき既に受けている貸付については、従前の例によるということでございます。

議案第９号、日野市立心身障害者（児）福祉センター条例の一部を改正する条例の制定でございます。

４ページ、５ページ、新旧対照表で御説明申し上げますが、心身障害児、いわゆる未就学児の通所訓練事業としての「希望の家」の管理運営に当たっては、福祉団体であります「日野市心身障害者を守る会」、代表者、上さんでございますが、この方に委託してまいったところでございますが、代表者より、平成５年以降については事情によりま

して運営が困難であるという申し出がございました。平成５年度以降の管理運営に当たりましては、社会福祉法人「日野市福祉事業団」に委託して運営をしていきたい、というふうに考えておるところでございます。

付則に戻りまして、この条例は平成５年４月１日から施行でございます。

議案第10号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定でございます。

日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部の改正でございます。

４ページ、５ページをお開きいただきたいと思います。

手当の額、第４条の２の別表の区分の２でございます。これについては、20歳以上の者で身体障害者１級から２級、愛の手帳１度から３度までの方、並びに脳性麻痺、あるいは進行性筋萎縮症の方が対象でございます。月額１万3,500円とあるのを１万4,500円にレベルアップを行うものでございます。

２ページに戻りまして、付則でございます。この条例は平成５年４月１日から施行する。なお、平成５年３月以前の月分の心身障害者（児）福祉手当の額については、なお従前の例による、ということでございます。

次に議案第11号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定でございます。

４ページ、５ページをお開きいただきたいと思います。

施策の充実を図るべく、寝たきり老人看護手当の額を引き上げるものでございます。第９条でございます。寝たきり老人の看護手当でございます。月額5,000円とありますのを月額１万円に改めるものでございます。また、同条第２項であります寝たきり老人手当の支給日については、既に施行規則におきまして規定されておりますので、この準用規定は削除するものでございます。

２ページに戻りまして、付則でございます。平成５年４月１日からの施行。平成５年３月以前の月分の寝たきり老人看護手当の額については、なお従前の例による、でございます。

議案第12号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定でございます。

これは東京都の老人福祉手当に関する条例の改正に伴いまして手当額が改められましたので、日野市老人福祉手当条例の一部を改正するものでございます。

３条の手当の額でございます。第１項でございますが、70歳以上の者となった日の属する月分の手当の額は、４万7,000円とする、を４万9,000円に改め、また同項第１号の70歳以上の者に支給する手当、４万7,000円を４万9,000円に、同項第２号の70歳未満の

者に支給する手当、３万9,000円を４万500円に、また同項の後段でございます。規則で定める所得額を超える場合にあっては、２万6,000円を２万7,000円に、また第２項の東京都重度心身障害者手当の支給を受けている者にありましては、２万6,000円を２万7,000円に、それぞれ改めるものでございます。

２ページに戻りまして、付則でございます。この条例は平成５年４月１日から施行でございます。平成５年３月以前の月分の手当の額については、なお従前の例による、でございます。

議案第13号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定でございます。

これにつきましても、同じく東京都児童育成手当に関する条例の改正に伴いまして手当額が改められましたので、日野市の児童育成手当条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表で御説明したいと思います。４ページ、５ページでございます。育成手当の種類及び額、第５条の第１項、表の改正でございます。育成手当、これにつきましては、父母のいずれかが障害者、または父子、あるいは母子家庭でございます。これにつきましては、１万1,500円を１万2,500円に、また障害者手当、これにつきましては20歳未満の障害者でございますが、１万3,500円を１万4,000円に改めるものでございます。

２ページに戻りまして、付則でございます。この条例は平成５年４月１日から施行する。平成５年３月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例でございます。

議案第14号、日野市多子世帯児童養育手当条例の一部を改正する条例の制定でございます。

これにつきましては、施策の充実を図るために支給要件の緩和によりまして、支給対象者の拡大を図るものでございます。

用語の定義、第２条第５号の支給要件の支給要件児童でございますが、ここについては多子世帯で、「児童のうち第４子以降が３歳以上義務教育就学前の児童及び義務教育在籍中」とありますのを、この「３歳以上」の部分を削るものでございます。したがいまして、改正によりましては、ゼロ歳から義務教育在籍中という者が多子世帯要件児童でございます。したがいまして、その範囲が広がる、対象者の拡大を図るというものでございます。

それから支給要件、第３条の２項でございます。支給要件児童の年齢を３歳からゼロ歳に引き下げたことによりまして、児童手当法に基づいて児童手当が支給されている場

合でありますが、この場合には手当を支給しない、という旨の規定でございます。

２ページに戻りまして、付則でございます。この条例は、平成５年４月１日からの施行でございます。

次に議案第15号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定でございます。

このたび、南平小学校区に新たに学童クラブが設置できましたので、条例に追加するものでございます。南平小学校の空き教室を利用するものでございます。

４ページ、５ページでございます。別表第２、名称「日野市立ひの児童館一小分室」の次に「日野市立ひらやま児童館南平小分室」を加えるものであります。位置につきましては、日野市南平四丁目18番地の１でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　今、７号から15号までの内容説明をいただいたんですが、すべての項目とは言いませんけれども、今、言葉でいろいろ説明をいただいたんですけれども、例えば対象件数だとか、あるいは利用状況だとか、必要資金がどれくらいになるとか、あるいは他市にはそういう制度があって、その辺の水準はどうだとか、そういったことをまとめたような資料があるのかどうか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　今、手元にはございませんけれども、そのような資料を整えることはできるんではないかと思っております。

それから、今御指摘がございました、また土方議員さんの方からも御指摘がございましたけれども、この制度改正によりまして、いわゆる財源の問題、それの関係でございますけれども、まず、第７号の生活つなぎ資金でございます。これにつきましては、いわゆる限度額を引き上げましたので、それだけ貸付額もふえてくるということでございますが、大体、生活つなぎ資金におきましては、過去３年、大体七、八十万ということでございます。年間です。したがいまして、平成５年度におきましては150万円を見込んでいるところでございます。

それから第８号の住宅改良資金でございます。これも、やはり申請によって発生するわけでございますので、過去の金額を――これは実際には市から融資するわけではなく、銀行に預託金をつぎまして、銀行で融資するものでございます。それによりまして若干の利子補給はふえるのではないかというふうに考えております。

それから、心身障害者（児）の福祉センター条例の一部改正でございます。これにつ

いては、今まで民間の社会福祉団体に運営を委託しておりましたものを、社会福祉法人で今回委託をお願いするわけでございます。これによりまして、職員の身分等が変わります。したがいまして、福祉事業団の給与規定をもちろん採用するわけでございますので、若干、予算的には500万ぐらいの増になるんではないかというふうに思っております。

それから、寝たきり老人の看護手当でございます。これについては5,000円から１万円の引き上げでございます。大体、現在寝たきりの方が200人でございますので、予算的には1,200万が2,400万、倍額になるということでございます。

それから老人福祉手当、あるいは児童育成手当、それから心身障害者（児）の福祉手当でございますが、これは、すべて財源的には東京都の財源でございます。市の持ち出しはございません。

それから最後でございますが、多子世帯でございます。これについては３歳から18歳であったものをゼロ歳からに引き下げましたので、対象者については大体倍強になる。また規則の方におきまして、いわゆる所得制限、これらを引き上げる予定でございますので、あわせまして、大体、現在の倍ぐらいの予算になるのではないかというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　ありがとうございました。今御回答をいただいた分も含めまして、もし表としてまとめられるものがあれば、ぜひ資料要求して、より理解を深めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これをもって質疑を終結いたします。

本９件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第７号、日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正する条例の制定、議案第８号、日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正する条例の制定、議案第９号、日野市立心身障害者（児）福祉センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第10号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第11号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定、議案第12号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第13号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第14号、日野市多子世帯児童養育手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第15号、日野市立児童館設置条例の一部を改正

する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第16号、日野市議会議員及び日野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第16号、日野市議会議員及び日野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、公職選挙法の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の費用の公費負担に関して必要な事項を定めるため、日野市議会議員及び日野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定するものであります。

詳細につきましては選挙管理事務長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　選管事務局長から詳細説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（馬場嘉徳君）　それでは、議案第16号について御説明申し上げます。

この条例案の構成は、本条例の趣旨１カ条、選挙運動用自動車の使用の公費負担に関する４カ条、選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する３カ条、及び日野市選挙事務執行規定の委任についての１カ条の計９カ条と付則２からなっております。

また、本条例の内容についてでありますが、根拠となっております公職選挙法でも規定しておりますとおり、国政選挙についての公費負担を定めております。公職選挙法及び公職選挙法施行令に準じて規定すること、としております。

それでは、第１条より順に御説明申し上げます。２ページをお開きください。

第１条は、本条例の制定趣旨を規定しております。選挙運動用自動車の使用の公費負担に関しましては、公職選挙法第141条第６項、選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関しましては、同法第143条第15項のそれぞれの規定に基づき制定するものでございます。

次に２条から５条までは、選挙運動用自動車の使用の公費負担に関する規定でございます。２ページから５ページまであります。

まず第２条は、候補者１人についての限度額と対象となるものについて定めたものでございます。候補者１人について、一日５万1,500円に選挙運動期間の日数を乗じた金額の範囲内で、供託物が日野市に帰属することとならないもの、つまり供託物が没収されない候補者について自動車を無料で使用することができる旨、規定いたしております。

次に３ページ、第３条は、契約締結の届出について規定したものでございまして、この制度の適用を受けようとする候補者は、その手続きとして次条第１号にいう一般運送契約により自動車を使用する場合は、道路運送法に規定する一般旅客自動車運送事業を経営する者、また第２号にいう一般運送契約以外により自動車を使用する場合、つまり個別の契約については、その相手方と有償契約を締結し、日野市選挙管理委員会の定める手続きにより同委員会に届け出なければならないこととしてあります。

次に第４条で、支払額とその支払手続きについて規定いたしました。支払手続きは、前条により届出をした者のうち供託物を没収されない候補者について、その各契約の相手方に対して、日野市がその請求に基づき支払うこと、としております。また、その支払額は、第１号において規定する一般運送契約である場合は、使用された各日についてその支払うべき金額の合計額とし、一日の限度額は５万1,500円でございます。

次に第２号においては、一般運送契約以外の契約、つまり自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇い上げの、それぞれ個別の契約の場合の公費負担額について規定してございます。

まず「ア」において、自動車の借入れ契約の場合は、使用された各日についての支払うべき金額の合計額とし、一日の限度額は１万3,390円であります。

次に「イ」において、自動車の燃料の供給に関する契約の場合は、一日、7,210円に当該選挙期間の日数を乗じて得た金額を限度額として、日野市選挙管理委員会が候補者からの申請に基づき確認したもの、としております。この場合、選挙期間の日数については、第１号の一般運送契約が締結されている日については、その日数を除くこと、としております。

最後に「ウ」では、自動車の運転手の雇用に関する契約の場合は、各日についてその勤務に対して支払うべき金額の合計額とし、一日１万円を限度としております。

５ページになりますが、第５条においては、今説明申し上げました第１号の一般運送契約と第２号の個別の契約が重複して契約されている場合は、当該候補者が各日について、いずれかを指定し、支払いの対象となる契約内容を確定すること、とした規定であります。この場合、契約の指定により各日の支払額及び支払限度額が変わることとなり

ます。

次に選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する規定でございます。条文は、第６条から第８条までの３カ条でございます。

６ページをお開きください。

第６条は、候補者１人についての限度額と、その対象となる者について定めたものでございます。各候補者は、第８条の規定により算定された金額にポスターの作成枚数を乗じて得た金額の範囲内で、供託物が日野市に帰属することとならない候補者についてポスターを無料で作成することができる旨、規定しております。作成枚数につきましては、ポスター掲示上の数をその限度枚数としております。

第７条は、公費負担の適用を受けようとする候補者は、ポスター作成業者とポスターの作成に関して有償の契約を締結し、日野市選挙管理委員会に届出なければならないこと、としております。

次に第８条で、支払額とその支払手続きについて規定しております。

支払手続きは、前条により届け出をした者のうち、供託物が没収されない候補者について、その契約の相手方に対して日野市がその請求に基づき支払うこと、としております。その作成枚数は、第６条の規定と同様に、ポスター掲示上の数の範囲内で日野市選挙管理委員会が確認したものに限り支払いの対象としております。

また、作成単価は、462円88銭に当該ポスター掲示上の数を乗じて得た金額に、25万7,500円を加えた金額を当該ポスター掲示上の数で除して得た金額が１枚当たりの作成単価の限度額となります。

次に７ページになります。

次に第９条において、本条例の施行に関して必要な事項、主に様式等についてでありますが、日野市選挙管理委員会で定めるところの日野市選挙事務執行規定で定める旨、委任の規定を設けることといたしました。

最後に、付則において本条例の施行及び適用について定めております。施行については公布の日、また適用については施行の日以後にその期日が告示される選挙から、といたしました。以上が条例案の内容でございます。

以上、簡単でございますが、条例案についての説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第16号、日野市議会議員及び日野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時38分　休憩

午後３時９分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第17号、平成４年度日野市一般会計補正予算（第４号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第17号、平成４年度日野市一般会計補正予算（第４号）、提案の理由を申し上げます。

本議案は、平成４年度日野市の一般会計補正予算第４号であります。補正額は歳入歳出それぞれ３億3,268万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を456億220万2,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは議案第17号、平成４年度日野市一般会計補正予算（第４号）につきまして、別冊でお配りしておりますので、それに基づきまして御説明を申し上げたいと思います。

まず、表題の第１条につきましては、ただいま市長から額等の提案がなされたとおりでございます。第２条につきましては、地方債の補正をお願いするものでございます。

それでは、２ページをお開き願いたいと思います。

歳入予算につきましては、各事業の執行に伴いまして、国及び都の負担金、補助金の減額、収益事業の減収、基金の目減りなどによる減収部分でございます。特に、この２ページの一番下段部分、14款の繰入金でございます。ここに２の基金の繰入金、627万6,000円を財政調整基金より財源補てんをしたいというものでございます。

特に平成４年度の最終の補正でございますが、この中には利子割交付金、当初予算の中で16億3,000万強を計上しておりますが、明らかに利子割交付金は減額でございます。10億5,000万の減収見込みでございますが、ここでは補正をお願いしないで、現在、減収補てん債を申請中でございます。この利子割交付金、法人税に関係しての対象が減収補てん債であるということで、現在、10億円を減収補てん債として申請しておりますので、ここでは減額をしておりません。

なお、４ページ、５ページ、歳出部分でございます。

この内容につきましても既に何回か申し上げましたが、昨年８月末、経常経費の節減、あるいは契約差金等の精査ということで約３億円の減額、あわせまして、このページの５ページの一番下段部分でございますが、12の諸支出金でございます。２の公営企業債の中で６億2,179万3,000円を、これはプラス補正をお願いするものでございます。土地開発公社の補助金でございます。特にそれ以外につきましては、大半は減額でございますので、総括では略させてもらいます。

なお６ページ、第２表でございます。地方債の補正でございます。事業の本体工事、あるいは外壁工事等の追加によりまして補正をお願いするものでございます。

内容的には、緊急通信システムの新設部分、これは本体工事の追加、大成荘の改築につきましては、外壁工事の追加ということで補正をお願いするものでございます。

それでは、内容に入らせていただきます。

10ページ、11ページからは歳入でございますが、ここに記載のとおりで、略させていただきます。

13ページをお開き願いたいと思います。６目の教育使用料でございます。節の１．林間施設使用料につきましては、ここに大成荘使用料を減額をお願いしております。本来予定を１月20日というような予定の中で予算措置をしておりましたが、現実、２月14日のオープン、それに関連しての減額でございます。

なお、17ページをお開き願いたいと思います。教育費の国庫補助金でございます。５節の中学校建設費の補助金でございます。減額はここに記載のとおりでございますが、

国庫関係の予算枠の縮小によっての対象外ということでの減額理由でございます。

なお、19ページをお開き願いたいと思います。２の都の補助金でございます。２目の民生費の都の補助金の中で、２節で老人福祉費補助金、減額392万7,000円、摘要欄記載のとおりでございますが、御承知のとおり保健適用になったと、平成４年４月１日からの適用がなされております。よって、ここに減額をするものでございます。

なお、21ページをお願いしたいと思います。５目の土木費の都の補助金でございます。２節の都市計画費の補助金、説明欄の一番下欄部分、国土利用計画法の委任事務費の大幅な減額でございます。当初予算では372件の見込みで鑑定料を見込みました。実績では145件ということで、申請件数の減による減額でございます。

なお24ページ、25ページにかけまして、款の12の財産収入でございます。１項の財産運用収入、２目の利子及び配当金でございます。１節の利子及び配当金につきましては、おのおの減額でございますが、特に利子率の低下、基金の取り崩しをさせていただきました。そのための減額でございます。

なお26ページ、27ページをお開き願いたいと思います。２項の一番下欄部分でございますが、２項の基金の繰入金、１の財政調整基金の繰入、先ほど説明申し上げましたとおり、この財源補てんとして627万6,000円を財政調整基金から繰入をさせていただくものでございます。

なお30ページ、31ページでございます。

款の16．諸収入でございます。２項の市貯金利子、１の市貯金利子でございます。御承知のとおり利子の低下によるものでございます。なお５項の収益事業、１目の競輪、競艇事業収入でございます。１節の競輪、競艇事業収入でございます。この歳入部分につきましては、議会あるいは理事者の中でいろいろ議論があったわけでございますが、最終的に配分が決まって、この当初予算からの減額２億7,515万という内容でございます。収益事業の悪化による減収ということでございます。

なお32ページ、33ページでございます。

17の市債でございます。１の民生債から教育債まで、おのおのあるわけでございますが、説明欄のところの１の民生債につきましては、工事の進捗率によっての減額でございます。なお土木債につきましては、やはり長沼橋の架替部分でございますが、これは建設省にお願いし、工事の進行状況によるものでございます。なお消防債につきましては、これは増額でございます。対象事業の増によっての本体工事の追加ということでございます。なお教育債につきましては、大成荘、市民プール、おのおのあるわけでござ

いますが、たまたま額が一致するためにゼロという形になっております。

なお歳出につきまして、34ページ、35ページをお開き願いたいと思います。

まず人件費につきまして、大枠だけ説明を申し上げます。

平成４年度の人件費の当初予算につきましては、平成４年１月１日現在の在職職員、三役を含んで1,203名で予算計上を行ったわけでございます。予算編成後、退職あるいは採用、人事異動等の関連で大きく変動をしております。最終的には職員数12名の減員というような問題、あるいは４年度の給料改定につきましての2.87％の改定、各科目において、おのおの補正が生じております。

なお給料全体については、退職金等による職員の減少、あるいは定数に対する充足率、異動等による給料の差でございます。職員手当につきましては、職員の減少はあるわけでございますが、育児休暇の問題、あるいは調整手当、期末勤勉手当の減額はありましたが、扶養手当、居住手当の手当改正が行われたための全体的には増額補正となっております。

なお共済費につきましては減額補正でございます。これは職員の減少によるもので、この職員に関係する給与、職員手当、共済費等につきましては省略をさせていただきたいと思います。

なお40ページ、41ページでございます。

説明欄のところの41ページ、６目の財産管理費でございます。特に25節の積立金でございます。ここに減額があるわけでございますが、説明欄の４、基金の積立金ということで、記載のとおりおのおの改定はございますが、増額部分につきましては主に寄附金を充てました。減額につきましては、基金あるいは取り崩し等によっての利率等の低下によるものでございます。

なお、少し飛ばさせていただきますが、54ページ、55ページでございます。

民生費でございます。１目の社会福祉総務費でございます。19節の負担金、補助及び交付金でございます。500万強の減額を出しておりますが、説明欄記載のとおり５の社会福祉協議会の経費でございます。主たるものは433万4,000円ということで、日社協の運営費の補助金が主たるものでございます。これは年度途中で市の職員を派遣したための理由でございます。

なお56ページ、57ページでございます。

56ページの方で、５目の老人福祉費、57ページのところでは19節の負担金、補助及び交付金でございます。これにつきましては59ページにまたがるわけでございますが、説

明欄のところは59ページにまたがりますが、ひとり暮らしの給食、あるいは高齢者住宅の借上げ、民間住宅の家賃助成等による減でございます。

なお63ページをお開き願いたいと思います。

老人福祉施設費でございます。説明欄10番目の（仮称）栄町サービスセンターの事業経費でございます。工事の進捗状況に伴いまして、約、進捗状況が20％ということでございます。当初40％を見込んでおりましたが、現状では半分程度しか進まなかったという減額でございます。

なお、65ページをお開き願いたいと思います。上の方の６の地区広場の経費でございます。その中の15の「やのやま地区広場」法面整備工事、これは当初予算に346万、御承認をいただいたわけでございますが、遺跡等の調査の関係によって実施できず未執行部分でございます。

なお、67ページをお開き願いたいと思います。

14目の国民健康保険事業費でございます。28節の繰出金でございます。減額は6,900万強でございます。理由としては、保健使用者の減によるものでございます。これは大変年間を通して少なかったという理由でございます。

なお、１目の児童福祉総務費の中で13節の委託料でございます。1,500万、右側の説明欄の５番の中で、保育室・家庭福祉員の経費ということで、当初見込んだ人員より人員の減によるものでございます。

なお73ページをお開き願いたいと思います。特に下欄部分で３目の健康管理費でございます。73ページの一番下の部分、13の委託料の減額でございます。この内容につきましては、８事業の健診実績による委託料の減でございます。特に予防接種等の委託につきましての対象人員の減という状況でございます。

なお80ページ、81ページでございます。

目のし尿処理費でございます。右側の12節の役務費でございます。説明欄記載のとおりでございますが、これは平成４年４月１日から料金改定が行われております。よって11.87％の変更になるわけでございますが、都の改正に伴う増額補正ということでございます。

なお、87ページをお開き願いたいと思います。

３目の観光費でございます。19節の負担金、補助及び交付金でございます。19のふるさと日野まつり補助金、これを100万円当初に計上しましたが、体制づくりができなかったということで全額、これは未執行部分ということでございます。

なお、次の89ページでございます。

上段部分で、１目の土木総務費の中で19節の負担金、補助及び交付金でございます。19の長沼橋架替えに伴う負担金、これは工事の進行状況による減額、建設省に委託でお願いしているというような状況もあるわけでございますが、進行状況の遅れというようなことでございます。

なお、一番下欄部分の３目の道路新設改良費の中で、17節の公有財産購入費でございます。右側の説明欄のところで道路用地の購入費ということで4,800万、計上をしたわけでございます。面積は172平方メートルでございます。これもなかなか交渉がはかどらず、未執行部分でございます。

なお93ページ、１目の都市計画総務費でございます。節では一番下欄部分、12の役務費、減額でございます。次の95ページの説明欄の中に記載をしてありますが、先ほど歳入で申し上げましたとおり国土利用計画法の鑑定料が少なかったための減額でございます。

なお、109ページをお願いしたいと思います。

４の学校建設費でございます。節の15の工事請負費、工事関係に関連して右側の説明欄記載のとおりでございます。特に15の工事の中で３番目の平山小学校の給食室の改修工事、当初予算では8,017万1,000円をお願いしました。そこに差金が1,591万1,000円という数字でございます。

なお、中学校費の１目の学校管理費につきましては、特に説明は省略させてもらいますが、11の需用費の中で電気料、ガス、水道料、最終的に学校関係、12月の補正を見送っていたわけでございますが、どうしても不足を生じるということで、ここで補正をお願いするものでございます。

なお115ページでございます。

４目の幼児教育援助費でございます。19節の負担金、補助及び交付金、おのおの19の中で私立幼稚園の保護者の補助金でございます。当初見込みよりは、やはり減員になっている理由でございます。

なお126ページ、127ページをお開き願いたいと思います。

２目の利子でございます。右側記載のとおり５億円を見込んでおりました。それに対する一時借入金の利子でございますが、全額減にここでするものでございます。

なお、下欄部分の12款の諸支出金、２項の公営企業債、１目の開発公社助成金でございます。右の19節でございますが、補助金として６億2,179万3,000円という増額補正を

お願いするものでございます。土地開発公社の用地購入の際の借入の利子の補助金でございます。

以上で、補正第４号の説明を終わらせてもらいます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　１点だけ、お伺いをしたいと思います。

ページ数で33ページ、もしかしたら説明を聞き漏らしたかもしれませんが、緊急通信システム新設の中の１億7,630万、先ほど本体工事の追加というような説明だったかと思いますが、もう少し具体的に、例えば、機能アップしたとか、具体的な中身がわかれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　今、消防債の中で緊急通信システムの新設ということでございます。本体工事も一部入っておりますが、一つは従来の考え方から多少拡大された経過があるわけでございます。本体工事は小額でございますが、それに加えて中の無線機器、これは一部対象になっております。よって、ここに消防債としての増額を追加としてお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　余り明確な答えでなかったようなんですが、要は本体の追加工事だけではなくて、無線機の部分でも機能アップだとか、そういう面で改造をしたということなんでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　無線機につきましては、従来は起債の対象外ということで、私どもの申請の中で、はずしていたということでございます。よって新たにその部分が主に追加をされる状況がありましたので、改めて起債の対象に申請をし、お願いしているということでございます。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　歳入の関係で伺いたいと思いますが、15ページ、16ページにわたりますが、国庫の補助金の関係でありますけれども、高幡台小学校の大規模改造、それから三沢の屋内運動場の関係、この関係が先ほどの説明では縮小ということとあわせ

対象外となったということで、当初見た国庫補助がゼロになってしまったという状況がここにあるわけですが、実際には学校の支出の方では、工事をして残った金額等も補正の中で減額をされているようですが、そこら辺の見通しが、これは甘かったのかどうか、そこら辺についての、もうちょっと詳しい説明をいただきたい。

それから、27ページの寄附金に絡んでですが、住みよいまちづくり指導要綱に基づいて寄附がされてくるわけですけれども、武蔵野市の事例等によって市が負けた、敗訴したというような実例もあるわけですが、そこら辺を絡めて、今の日野市の考え方といいますか、要綱の見直し、こういったことについて検討がされているのかどうか、そういった点の考え方について伺いたい。

２点です。

○議長（黒川重憲君）　学校教育部長。

○学校教育部長（糸川　滋君）　15ページ、16ページの学校の大規模改造の関係につきまして、お答え申し上げます。

これは大規模改造におきます補助基準の改正によりまして、このような事態が生じたということでございます。内容的には、従来、新設後15年以上経過し、なお改造部位が例えば外壁、あるいは内部床張りというふうな、部位が分かれるわけでありますが、その部位が２部位以上というような基準で交付対象となっておりましたところ、このたびの改正によりまして、建設後20年以上、かつその部位が全部位にわたらなければ、この対象にならない、というふうに基準が改正されたものであります。

今の時点においてこのような事態を生じさせましたのは、１月下旬におきましてこの改正が行われたということがございまして、今に至ってしまったものでございます。

よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　第２番目の御質問についてお答えをいたします。

開発指導要綱に伴う公共負担の御質問でございますが、最近、武蔵野市の古い事例に基づいて最高裁の一定の判決があったということは、よく承知しております。日野市の開発指導は、これは極めて紳士的といいましょうか、強制的な扱い方になっておりません。したがいまして、理解をお願いをして御協力を求める、こういうことでございますので、今まで大きく振り落とされたこともありませんし、それから現在の指導要綱を判例に基づいて改定をするという必要も特にないと、こういう事情でございます。

以上のとおりでございます。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　最初の補助金の関係でありますが、改正が１月ということで、部位が２部位になった、全部位だというふうなことで話がありましたが、市としては、やっぱりこういう問題についてはブイブイ文句を言わないと、当然出てこないということに通ずるかと思うんですが、そこら辺の対応は、果たしてどの程度、要するに規則がそういうふうになったから、もうだめでしょうと単純にあきらめたのかどうか、そこら辺のことをもうちょっと伺いたいなという感じがするんです。

指導要綱については、見解がいろいろあるわけなんで、一面、きょうの予算編成方針の中にも開発の問題にも若干触れておりました。やはりつくる側にとっては大変負担だというふうなことの問題もありますので、ぜひ、今の時点では見直しをしないという考え方でありますが、新しい市長が我々は誕生すると思いますけれども、そういった中で検討する問題だというふうに指摘だけをしておきたいと思います。

そんなようなことで、いずれにしても国庫補助にかかわる問題が、たまたま規則が、最初の説明では改正に伴ってというようなことで、その後に１月というようなことが出てまいりました。ことしの１月に改正されたという中での対象だということでありますけれども、やっぱり市としては、国庫なり都なりに頼る部分ですね、やっぱりそこら辺に運用の仕方がもうちょっとあってもよかったんじゃないか、要するにこういった分が全部市の持ち出しということに結果なるわけですから、そんな中にどの程度の熱意を持って取り組んだり、なにかしたのかなという状況だけ、もうちょっと詳しくお話をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　学校教育部長。

○学校教育部長（糸川　滋君）　都の改正に伴いまして対象外になったということで、市として都に対する働きかけをどのくらいしたかということでございます。

私どもといたしましては、このような改正の通知を受けまして、実は大変あわてふためいたというところでございます。課長以下課長補佐、あるいは担当者も含めまして、数回に及ぶ都との折衝をしたところでございますが、何分とも都としてはこの基準改正、一つには予算の範囲ということもありまして、やはり基準に基づいたものでなければということで、努力を払ったところではございますが、残念ながら対象の中に含めてもらえなかったという経過でございます。大変申しわけないと思います。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　いずれにしましても、そういういろんな事情があろうかと思います。積極的に早い時点でそういった情報をとって、改正後にそんな状況だということであわてふためいても、実質で日野市民の貴重な予算を4,000万ほど、ここで、結局市の持ち出しをそこに対応させたという現実が残るわけですから、今後そういったことのないように職員の英知を集結をしてがんばっていただくようにお願いして、終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第17号、平成４年度日野市一般会計補正予算（第４号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第18号、平成４年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第18号、平成４年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成４年度日野市の国民健康保険特別会計補正予算第２号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ7,474万円を減額し、歳入歳出予算の総額を49億5,828万5,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　それでは、平成４年度日野市国民健康保険特別会計補正予

算第２号につきまして御説明申し上げます。

補正額は、7,474万円を減額するものでございます。８ページ以降で御説明申し上げたいと思います。

まず歳入でございますが、国庫支出金の関係でございます。事務費につきましては単価アップによる増額でございます。療養給付費等負担金につきましては、１億3,800万の減でございますが、これは一般被保険者並びに老人被保険者にかかわる医療費の減に伴うものでございます。

下段の療養給付費交付金でございますが、これについても退職被保険者が該当するわけでございますが、これも医療費の、当初予定したより医療費が少ないということで歳入を減にするものでございます。

10ページ、11ページでございます。東京都の都の支出金のうちの都の補助金、額が確定いたしましたので1,000万減額いたすものでございます。

下段の繰入金でございますが、一般会計の繰入金6,744万8,000円、これは前年度の繰越金との兼ね合いがございます。一般会計からこの分だけ少なく繰り入れることになったということで減額するものでございます。

12ページ、13ページでございます。

繰越金でございます。12月の議会でもって2,533万4,000円を計上させていただきましたが、残る２億412万7,000円をすべてをここで開くものでございます。

次に歳出、14ページ以降でございます。総務費につきましては、いわゆる執行残予定額の減額になるわけでございますが、２の徴税費の13に委託料というのがございます。15万5,000円ですが、これは増額補正をさせていただいておりますが、これは単価契約のために件数がふえましたので、若干、不足が生じるということでございます。

16ページ、17ページでございます。

これは保険給付費でございまして、国民健康保険会計から負担をするところの医療費でございます。これは歳入の方で減額をしておりますが、歳出では、なおこれから――実際には11月分まで払っておりますが、12月から３月まで、まだ支払いが済んでおりません。確定しておりませんので、まだまだ、これは10％ぐらい余計に組んで安全性を図ったということで、この際はそのような調整をさせていただいております。

なお、下欄の方の３番の助産費、４番の葬祭費につきましては、ある程度件数の見込みがつきましたので減額をさせていただく予定でございます。

18、19ページでございますが、老人保健拠出金、１億4,879万7,000円でございますが、

これは当初、安全性を見まして、ちょっと余計に組んでおきましたが、本年度の見込みができましたので減額をするものでございます。

次に20、21ページでございますが、４款の共同事業拠出金でございます。これにつきましても、今年度の負担額が確定し不足が生じてまいりました。106万7,000円でございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

なお下欄の保健施設費につきましては、これは契約の差金でございます。

次、22、23ページでございます。諸支出金につきましては、東京都の補助金が確定しました。これは前年度の分でございます。返還することになりました。357万5,000円でございます。

下欄の予備費でございますが、5,200万増額をしておくわけでございますが、これは12月分からことしの３月までの診療分に対する４％を、さらに安全性を見込んで置いておくようにという指導がございます。それに沿って予備費の方に組み替えをしておくものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第18号、平成４年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号、平成４年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第19号、平成４年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成４年度日野市の土地区画整理事業特別会計の補正予算第３号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ８億2,432万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を46億9,673万8,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　議案第19号、平成４年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）につきまして御説明申し上げます。

歳入歳出の総額でございますが、それぞれ８億2,432万2,000円を減額するものでございます。この詳細な内容につきましては、事項別明細書に基づきまして御説明を申し上げます。それから２条といたしまして、債務負担行為の補正、これは後ほど第２表によりまして御説明申し上げたいと思います。

34、35ページをお開き願いたいと思います。負担金でございます。これは万願寺地区のキャブシステム建設に伴うＮＴＴの負担金ということでございましたが、今年度、道路工事の一部施行できませんでしたので、それに伴う減額でございます。

次に36、37ページでございます。国庫補助金でございます。これは補助事業等の事業量の確定に伴う補正でございます。この中で、豊田南区画整理事業の中に立体換地促進事業、これは今年度新たに３街区について換地の調査、それから検討を行ったものでございます。

次に38、39ページでございますが、これは、東京都の補助金等につきましては補助事業の確定に伴う補正でございます。

次に40、41ページでございます。繰入金でございます。各事業が確定に伴う部分が大部分でございますけれども、万願寺の区画整理費の繰入金につきましては、３億円増額をお願いしております。これは御承知のとおり保留地が当初の予定どおり契約に至らない部分が出てまいりました。これに伴いましてその不足分を一時繰り入れていただくものでございます。

それから42ページ、43ページは、前年度の繰越金でございます。全額ここで開かせて

いただくものでございます。

それから44、45ページでございます。保留地処分金でございます。10億1,343万5,000円の減額ということでございます。当初、処分面積が9,561平方メートルを処分を予定いたしました。しかし、年度内に契約が終わる見込みが6,428平方メートルと予定をいたしております。その差額分をここで減額いたすものでございます。

次に歳出でございます。46、47ページでございます。

一般管理費でございます。説明欄４、区画整理助成経費でございます。落川土地区画整理事業助成金でございますが、当初平成４年の10月に認可を取る予定にしておりました。これが年度内の認可ということで、今月いっぱいには下りるんじゃなかろうかということで減額をさせていただきます。

それから万願寺区画整理費でございます。ここは大幅な減額をさせていただいておるわけです。総体で５億9,490万5,000円の減額をさせていただいております。これは事業の進捗が計画どおりいかなかったというものと、それから、一部、保留地の処分関係がございまして、契約が思うように進みませんでしたので、資金計画等の絡みで一部事業の見直しを行ったものでございます。

次に48,49ページでございます。万願寺の中で工事、15節、区画街路築造ほかというふうになっておりますが、これが当初は2,092メートルを施行を予定しておりましたけれども、実際は1,432メートルで終わった、この関係で19節の水道負担金、道路未執行の部分に絡む減額でございます。

次に、高幡土地区画整理事業でございます。この高幡の区画整理事業につきましては、ほぼ、概ね事業としては順調に進んでおります。この中で４．区画整理事業費でございますけれども、ここの高幡、それから万願寺第二につきまして、東町もそうでございますけれども、東京都の交付金対象事業ということになっております。したがいまして、東京都の交付金が公社に直接入りますので、そういう意味でここの最終の金額が確定いたしましたので、13節は減額をさせていただくというものでございます。

次に、豊田南区画整理費でございます。説明欄の４、区画整理事業費でございます。これも区画整理の土地の借上げが一部できなかったということで、区画街路の一部減になっております。これに伴う負担金等も減額をいたしておるものでございます。

次に万願寺第二でございますけれども、これは認可２年目ということで換地業務が主体でございますので、ここで最終の事業の実績にあわせて減額をさせていただく。

それから西平山でございますが、西平山は、当初、４年の４月に事業認可を予定して

おりました。しかし、認可が４年の11月30日の認可ということになっておりますので、これにかかわる減額補正でございます。

それから、東町区画整理につきましても、当初は５月の認可を予定しておりましたけれども、実際は９月の18日の認可ということになりました。その関係で減額補正をさせていただくものでございます。

29ページにちょっとお戻り願いたいと思います。債務負担行為の補正でございます。この中で一番上、万願寺土地区画整理事業に伴う区画街路築造工事、これは今年度、工事国債、補助対応でございますけれども――の該当部分でございます。年度内に工事を発注して、契約まで年度内に行うという内容のものでございます。その他の万願寺、高幡等につきましては、事業計画の変更に伴う期間、限度額の変更でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　１点だけ伺います。

万願寺の区画整理の保留地の処分に大分問題があるというふうな感じで、要するに当初予算で見込んだものの約３分の２という状況の実績だということでありましたけれども、しからば、このままの状態で地価の動向が止まっている状況の中、経済の今の状況からして、なかなか土地取得に難点が――買い求める方にしては、そういう状況があるかと思うんですけれども、このままの状況では、ずっとないと思いますけれども、市側は、これに当たってどのように今後の対策なり、そういった状況の見通しをしているのか、その点だけお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　確かに保留地が、今、応募につきましては結構あるわけです。ところが、実際その抽選に当たった方は、その財源の一部という形で自分の住んでいるマンションなり、そういうものを処分して、こちらの方に一戸建を買うというのが大分多いわけです。ところが、自分の住まい、要するにマンションとかそういう部分が売れないという形で辞退をされる方が非常に多いわけです。そういう状況なものでございますので、今度、処分の方法を一部ちょっと検討いたしまして、今まで、例えば申し込んで当たらなかった方、こういうもののひとつ登録制度を設けまして、こういう方たちに対して優先的に抽選でやっていったらどうかという形で、現実に今それを行っておるところでございます。したがって、今後その状況がどういう方向で推移していき

ますか、わかりませんけれども、状況としてはそういう形で処分は可能だ、というふうに一応は考えておるところでございます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）御異議ないものと認めます。よって議案第19号、平成４年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第20号、平成４年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第20号、平成４年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第３号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成４年度日野市の下水道事業特別会計の補正予算（第３号）であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ9,194万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を94億2,694万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　議案第20号、平成４年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第３号）につきまして、御説明申し上げます。

第１条でございますけれども、今市長から提案ありましたとおり、歳入歳出それぞれ9,194万3,000円を追加増額をするものでございます。

第２条でございますが、債務負担行為の補正、これは後ほど「別表２」で御説明申し上げます。地方債の補正につきましては、後ほど「第３表」で御説明申し上げます。

それでは66ページ、67ページから御説明を申し上げます。

国庫補助金でございます。ここに新しく３節、水洗便所設置費補助金、これは、ここに記載のとおりの生活扶助世帯の１世帯に相当するものでございます。

続きまして、68、69ページ、雑入でございますけれども、これは消費税の還付金でございます。

次に下水道債でございますけれども、これは記載のとおり対象事業の確定に伴うものでございます。

歳出でございます。歳出のうち維持費でございます。73ページの管渠管理費でございますけれども、13節．公共下水道管理委託、維持管理の委託料、これは八王子市、それから多摩市に委託をおのおのするものでございます。

続きまして74、75ページでございます。処理場費、この減額は、多摩平の処理場がこの２月に流域下水道に切り替えを行っております。これに伴う減額補正でございます。

次、建設費でございます。建設費のうち管渠建設事業、19節の負担金、道路復旧工事負担金、これはガス会社に負担をするものでございます。要するに下水工事とガス工事が同時施行になりましたので、下水の方が先行したということで復旧の方をガス会社に負担をするというものでございます。

それから次にもとへ戻っていただきまして、第２表の債務負担行為の補正でございます。これは限度額の補正でございます。物価の高騰、それから経費率の見直しがございました。そういう関係で補正をお願いするものでございます。

また62ページの地方債の補正、これにつきましても限度額の補正でございます。ここに記載されておるとおりでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたしま

す。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第20号、平成４年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第３号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第21号、平成４年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第21号、平成４年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第２号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成４年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第２号）であります。

収益的収支及び資本的収支の予定額には変更ありませんが、収益的支出の病院事業費用の医業費用から95万円を減額し、医業外費用に95万円を追加したものであります。

詳細につきましては病院事務長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　病院事務長から詳細説明を求めます。

○病院事務長（須藤雄示君）　それでは議案第21号、平成４年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

81ページをお開き願います。

まず、今議会にお願いいたしました補正予算につきましては、薬品費、材料費等の予算が不足見込みのため、内部の計数整理により財源を捻出したため、全体の収益勘定に影響ない補正予算となっておりますことをまず御理解を賜りたいと思います。

したがいまして、第２条の収益的支出については補正予定額の第１項、第２項の変更がありますが、病院費用全体の費用といたしましては変わりございません。

内容といたしましては、ページ84、85を御参照願います。記載のとおり医業費用のうち材料費、薬品費等の不足が見込まれますので、計数整理により補正内容となっております。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結

いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第21号、平成４年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第２号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第22号、平成４年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第22号、平成４年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第２号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成４年度日野市受託水道事業特別会計の補正予算（第２号）であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ8,054万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を24億327万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。水道部長。

○水道部長（日野義人君）　議案第22号、平成４年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

総額につきましては、ただいま提案理由でございましたので省略させていただきます。

内容的には、事項別明細書によりまして御説明申し上げていきたいと思います。

まず歳入の関係で、92、93ページでございますが、１番の水道事業委託金で、8,054万7,000円を減額するわけでございますけれども、これにつきましては歳出減に伴いま

す歳入減という形になりますので、歳出の方で内容を御説明申し上げます。

94ページ、95ページをお開きいただきたいと思います。

まず受託水道事業を市の水道管理費、１番の浄水費でございますけれども、533万の減額ということでございますけれども、主な減額の内容といたしましては、11番の需用費の中で動力費の関係が500万減額になっております。これは水源の更生工事に伴います出水の中断を工事期間行いましたので、それに伴います電気料の消費量が少なくなったというふうなことでございます。それと、あともう一つは職員の人件費の調整額に伴う内容でございます。

それから２番の配水費でございますけれども、3,480万1,000円の減額となっております。これは大坂上都営住宅の工事の遅れに伴いまして配水管の布設工事ができないというふうなことで、この工事が延期になるというふうなことで工事費の関係で3,121万4,000円が減額になるというふうなことが主でございまして、あとは人件費と契約差金というふうなことでございます。

それから３番の給水費でございますが、給水費では90万の減額というふうなことでございますが、内容的には、委託料の関係では2,600万の増額ということになっておりますけれども、工事費の関係で2,550万減額、それから原材料費の50万というふうなことで、これは、やはり都の水道局の方で、直営で伴います工事に伴います給水管の切り替え工事の延期に伴います減額というふうな内容が主でございます。

次に96ページ、97ページでございますけれども、４番の受託事業費、これにつきましては75万1,000円の増額ですけれども、人件費の調整額というふうなことです。

それから５番の業務費、134万5,000円の減額ということでございますけれども、内容的には人件費の調整額と契約差金に伴います減額という内容でございます。

それから、次は２番の建設改良費、１番の水道改良費でございますけれども、3,892万2,000円の減額というふうなことですが、これも工事関係で3,411万7,000円の減額が出ますけれども、これはやはり都営住宅工事の遅延に伴います配水管の布設工事の延期によるものでございます。

それから、もう一つは委託料で499万の減額となっておりますが、これは万願寺区画整理事業の工事の一部変更に伴いまして、時間的に工事設計を、職員が直接設計によりまして実施するというふうな形で、設計委託料の減額ができたというふうなことでございます。

以上でございますが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第22号、平成４年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第２号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第23号、平成５年度日野市一般会計予算の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第23号、平成５年度日野市一般会計予算について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成５年度日野市一般会計予算であります。

歳入歳出予算の総額は、439億4,572万1,000円で、前年度に比較して９億3,604万4,000円、2.1％の減となっております。歳入は市税が63.8％を占め、ついで都支出金、繰入金、国庫支出金等で構成されており、一方、歳出を見ますと民生費が25.5％、土木費が18.3％、教育費が16.7％、総務費が14.6％の順となっております。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　歳入歳出全般及び第２表債務負担行為第３表地方債の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは議案第23号、平成５年度日野市一般会計予算につきまして御説明を申し上げます。

まず１ページでございます。ただいま提案のありましたとおり歳入歳出の総額は439

億4,572万1,000円でございます。前年対比で2.1％の減ということでございます。

なお、第２条では後ほど説明申し上げますが、第２表で債務負担行為をお願いするものでございます。

なお第３条につきましては、地方債を限度額を御承認いただきたいというものでございます。

なお４条、５条につきましては一時借入金、歳出予算の流用部分でございます。例年のとおり額等につきましても同額でございます。よろしくお願いしたいと思います。

なお２ページ、３ページの説明に入らせていただきます。歳入につきましては、原則としてできるだけ事業を国、あるいは都補助金を市に獲得するという前提で予算編成に当たりました。

まず１款の市税でございます。全体的には3.3％の減、内容は後ほど触れたいと思います。

なお３款につきましては、利子割交付金10億5,000万の減でございますので、64.7％の減、なお11款の都の支出金につきましては、増額の12.6％でございます。

14の繰入金につきましては増額の15.8％、特にここで御説明申し上げたい部分は、２の基金の繰入金でございます。32億3,220万2,000円、このうち３基金から32億を取り崩しをしたいというものでございます。

なお、16の５項の収益事業でございます。平成４年度の実績に基づきまして、前年対比では25％の減でございます。

それでは、４ページ、５ページに移らせてもらいます。もちろん歳出部分につきましては日野市の基本構想、あるいは基本計画、最終年次でございます。その五つの柱を中心として各分野の事業の施策の実現に対応したわけでございます。

まず歳出部分で、総務費の中では減額の9.3％でございます。特に４項の中では選挙費が大幅に伸びているわけでございますが、基金の積立、あるいは電算室の工事等が前年度ではありましたので、総額では減額9.3。

３の民生費につきましては4.4％の減でございます。ここにつきましても新しい事業等もございますが、増の4.4％でございます。これは増額でございます。当然増額の理由としては、栄町のサービスセンターの新築工事が４年に関連して５年もございます。なお民間保育所の措置費等も増額等がありますので、そういう中での増でございます。

なお一番下欄部分で、８の土木費でございます。5.6％の増、これは高幡団地等の市営住宅の建て替え等の問題、あるいは下水道の繰出金等の関連でございます。

なお５ページに行きますが、９の消防費でございます。減額の27.3％、これにつきましては防災情報センターの工事の完了、あるいは緊急通信システム等の大幅な予算の減によるものでございます。

なお10の教育費につきましても減額の11.4％、これは主に大成荘の改築によるものでございます。歳出合計歳入とも439億4,572万1,000円ということでございます。

なお６ページにつきましては、第２表債務負担行為でございます。４事業につきまして、二つの事業、土地開発公社の先行用地の取得、あるいは債務保障の関連を含んで４項をお願いするものでございます。

なお、第３表の地方債につきましては後ほど説明を申し上げたいと思いますが、五つの事業を地方債としてお願いするものでございます。

それでは、10ページ、11ページでございます。歳入部分で款の市税でございます。個々には申し上げませんが、特に下の部分の２目の法人につきましては34.3％の減。

なお14ページ、15ページをお開き願いたいと思います。４項の市のたばこ税でございます。１目の市たばこ税、１節の現年課税分では、やはり前年対比で7.7％の減でございます。例年5,000万程度、隔年ごとに落ち込みが大変厳しい状況でございます。

なお16ページ、17ページでございます。特に２款につきましては地方譲与税でございますが、３本あるわけでございますが、9.3％の増でございます。

なお下欄部分の利子割交付金につきましては、先ほど申し上げましたとおり実績に基づいての予算計上を行ったものでございます。64.7％の減額でございます。

なお26ページ、27ページをお願いしたいと思います。

５目の土木使用料でございます。議案の、先ほど第６号でお願いした道路使用料でございます。条例による改正の提案をお願いしておりますが、その見込みで予算計上を１節で道路使用料を見込んでおります。

なお６目の教育使用料でございます。１節の林間施設の使用料、大成荘の使用料につきましては年間計上をするものでございます。

なお28ページ、29ページ、２目の衛生手数料、１目の墓地管理手数料につきましては、先ほども本会議に手数料の改正を提案しております。その見込みでここに歳入を見込みました。

なお34ページ、35ページをお願いしたいと思います。２目の国庫補助金でございます。全体的に国庫補助金の比較につきましては、7,600強の増額でございます。その主な理由としては、高幡市営住宅の建て替えに伴う増として24％でございます。

なお36ページ、37ページ、３目の土木費国庫補助金でございます。３節の住宅費補助金でございます。ここに説明欄記載のとおり地域特別賃貸住宅の共同施設の整備、あるいは高幡団地の市営住宅の建て替え等の関連で、おのおの下に記載をした率によっての歳入部分でございます。

なお40ページ、41ページ、教育費の国庫補助金、上段部分でございます。10節の体育費補助金でございます。右側の説明欄のとおり、50メーターと25メーターがことしの６月までに完成を予定しているわけでございます。その基本額に対する歳入部分でございます。

なお42ページ、43ページ、11款の都の支出金でございます。おのおの説明欄記載のとおり細かくあるわけでございますが、手当につきましては東京都の制度の改正に伴っての増額部分ということでございます。全体的には12.6％の増。

なお48ページ、49ページ、右側の２節の老人福祉費の補助金でございます。

次のページの51ページのところの下欄部分でございます。高齢者民間アパート関係、おのおの家賃負担部分がここに記載してあるとおりでございます。

なお52ページ、53ページ、民生費の都の補助金でございます。上段部分で老人福祉費の補助金の中に（仮称）保健福祉計画の策定事業費として、ここに歳入部分を見込んでございます。

なお56ページ、57ページ、３節の住宅費の補助金の中では、高幡の市営住宅、あるいは地域特別賃貸住宅の共同施設費の土木費の補助金として、新設部分として見込んでございます。

なお58、59ページ、３項の委託金でございます。１の総務費の委託金でございます。４節の選挙費の委託金、ここに記載のとおり、今年度予定されている選挙の委託金をここに計上をさせてもらいました。

なお60ページ、61ページでございます。５目の土木費の委託金でございます。２節の土木費の委託金、内容は記載のとおりでございますが、新しい事業として東京都から委託を受けて、清掃あるいは管理業務をやる委託金でございます。

なお62ページ、63ページの中では、２目の利子及び配当金、右に記載したとおり、おのおの低率になっております。その状況を踏まえた中での予算編成に対応しました。

なお66ページ、67ページでございます。２項の基金の繰入金でございます。まず１の財政調整基金繰入金、ここで10億円をお願いするものでございます。

なお、２の公共施設の建設基金の繰入につきましては20億円、３の環境緑化基金の繰

入につきましては、ここに記載のとおりでございます。なお職員の退職手当の基金の繰入につきまして、２億円ということをお願いしたいというものでございます。

なお72ページ、73ページ、５項の収益事業の収入につきましては、１目の競輪、競艇事業の収入、１節の説明欄記載のとおりでございます。実績に基づきまして計上をいたしました。

なお76ページ、77ページでございます。ここに市債をお願いするわけでございますが、１目の民生費の市債につきましては、面積的には930平方メートル、５年度完成でございます。２の土木債につきましては、おのおの二つの事業につきましてお願いするものでございます。特に高幡団地の市営住宅の建て替えにつきましては、１棟５階建、58戸という内容でございます。消防債をお願いする内容につきましては、固定形の同報無線局を設置するものでございます。なお教育債につきましては、ここに記載のとおりでございます。

それでは歳出に入らせてもらいます。特に歳出部分につきましては人件費を総括で申し上げまして、あと新規事業の主たるところだけで省略をさせていただきたいと思います。

まず歳出の、全体的な人件費の概要でございます。人件費の当初予算につきましては給与改定経費として１％を計上いたしました。なお改定部分１％、平均昇給率が約2.54％になる予定でございます。なお職員手当につきましては、前年比では5.6％の増でございます。共済費につきましては、職員数の増加も伴いますが、当然、市の負担部分ということで5.3％の増でございます。

特にごく簡単に申し上げておきますが、この歳出部分の予算につきまして、一般質問の関連もございますので簡単に申し上げたいと思いますが、用語と用字の問題を、一部表示を平成４年度に比較して訂正をさせていただいてもらっております。具体的な問題としては、水洗、あるいは洗濯、布団、空き缶等については、これを漢字にしたということでございます。なお常用漢字等の問題もあるわけでございますが、この中では一部統一をし、漢字の用語にしたことを御理解賜りたいと思います。

なお81ページでございます。議会費の中では説明欄の下から４番目、東京都市議会議長会の会長市が当市に当たるわけでございます。ここで新しい予算をここに計上させてもらいました。

なお93ページ以降94ページ、95ページにまたがりますが、先ほど市長からも話がありましたが、平成５年度は市制30周年という行事があるわけでございます。まず93ページ

では説明欄上から３番目、あるいは95ページにおきましては、３目の広報公聴費の中の説明欄の中で、11の需用費の市制30周年記念カレンダー、あるいは下欄部分に、これは市民読本英語版等の作成もしていきたいというふうに考えております。

なお101ページをお願いしたいと思います。財産管理費の中で101ページの部分、下欄部分で４．基金の積立金でございます。おのおの基金の積立をここに計上させていただいておりますが、特に下から３番目、市立総合病院の建設基金につきましては、７億円ということで、ことしはお願いするものでございます。既に平成２年度から３カ年間10億ずつ積立を行ってきましたが、本年度は７億をお願いするものでございます。

なお105ページでございます。上から２番目でございます。（仮称）日野市国際交流協会の補助金として100万円を計上させていただきました。

なお19の負担金の中では、「多摩らいふ21」ということで5,000万強２カ年を支出してきましたが、４年、５年にまたがって、５年度分の予算でございます。

その下の（仮称）ハバロフスク自然探検隊参加負担金につきましては、27市の中で主催市は武蔵野市で行って、当市でも子供たちを３名程度学生を送りたいと、そういうものでございます。なお、その下の下欄部分につきましても、多摩らいふ21協会での事業として八王子が主催する事業でございます。市の負担部分を計上させてもらいました。

なお128ページ、129ページまで進ませてもらいます。特に３目の市長選挙費、次のページにまたがりますが、上から４行目、印刷製本費ということで、先ほど選管事務局長から公費負担の新しい条例制定の議案が提案されました。これが印刷製本費としてのポスター部分、なお一番下欄部分で選挙運動用車借上料、これは公費負担分でございます。

なお135ページ、137ページをお開き願いたいと思います。同じように市議会議員の選挙につきましても、137ページの中で印刷製本費、下から２番目の選挙運動用の借上料、公費負担分を計上しております。

なお152ページ、153ページでございます。目の３の精神薄弱者福祉費でございます。３番の生活寮援護事業経費でございます。その下に（新設分）ということで括弧をしておりますが、民間の住宅を借り上げて生活寮の開設をするものでございます。それに関連する、以下経費でございます。

なお159ページでございます。説明欄の７の障害者施設費のところでございますが、一番下の４行目、13のところに「希望の家」管理運営委託料ということで記載しております。従来、平成４年まで他の団体にお願いしていたわけでございますが、これは新たに平成５年度から日野市福祉事業団が委託を受けて運営に当たる経費でございます。委

託料として支出するものでございます。

なお166ページ、167ページでございます。説明欄の12のところでございます。老人性白内障特殊眼鏡等の助成事業費でございます。東京都の制度として実施されるものでございますが、都からは２分の１、歳入部分では説明を略しましたが、２分の１の補助があるわけでございます。どの程度の利用者になるかわかりませんので、ある程度の予算を計上したということでございます。

なお、説明欄15の（仮称）保健福祉計画の策定経費につきましては、ここに記載のとおりでございます。

なお176ページ、177ページにつきましては、コミュニティ費の中で、説明欄の４のところで地区センター整備経費ということで載っておりますが、その下で11、地区センターの公共下水道使用切替、13館、これは地区センターだけでなくして供用できる部分の学校関係、あるいは公共施設、全部当初予算の中に計上をし、積極的に切り替えるという予算を計上しております。

なお188ページ、189ページでございます。13目の女性活動推進費の減額でございます。平成４年度につきましては女性センターの10周年の記念事業、これの関連によっての減でございます。ただ新しい事業としては、191ページの中で上から８行目でございます。８市合同女性フォーラムの負担金、これは多摩ライフ21協会が８市を対象としてやるものでございますが、当市も参加するということで100万円の負担金を計上させてもらいました。

なお14目の国民健康保険事業費につきましては、ここに一般会計等の繰出金を計上しております。

なお222ページ、223ページでございます。２項の清掃費でございます。１目の清掃総務費の中で説明欄の２、一般管理事務経費の中、リサイクル課の中でございます。１番目、廃棄物減量等の推進審議会委員の報酬ということで、新しく審議会をつくるという予算でございます。

なお226ページ、227ページの中で特に目の２のところで、ごみ処理費というふうに記載をしております。過去の名称としては「塵芥処理費」ということでやってきたわけでございますが、ここで「ごみ処理費」に変えさせていただいた。具体的には担当部の方からの要請、また各自治体の予算の「ごみ処理費」というような、割合多いというようなことを含んで「ごみ処理費」に目を変更させてもらいました。

なお233ページでございます。３項の病院費、１の病院費につきましては説明欄記載

のとおり市立総合病院の事業経費として、３会計、負担金、補助金――支出金につきましては還付でございますが、両会計負担金と補助金をここに８億2,000万強支出するものでございます。

なお250ページ、251ページでございます。２項の道路橋梁費でございます。目のところに道路橋梁総務費ということでございますが、これも平仮名の表示を漢字に訂正をさせていただきました。

なお254ページ、255ページのところで、同じように目の４の橋梁維持費、これを橋梁新設改良費も含んででございますが、すべて漢字に扱わせていただくということでございます。その中で、13の委託料の中では橋梁新設改良経費として（仮称）豊南橋の地質調査の予算をここに計上させてもらっております。

なお268、269につきましては、５目の下水道費の繰出金をここにお願いするものでございます。

なお270ページ、271ページでございます。７目の公園整備費の中で13節．委託料でございます。ここに記載のとおり駒形公園の築堤護岸工事の委託料として、平成４年、５年にかけて75メーターをやっているわけでございます。残る部分の予算、あるいはそのほか60メーターをここに予算計上をしたものでございます。なお６年にまたがりますので歳入をお願いしているという状況でございます。

なお276ページ、277ページをお開き願いたいと思います。住宅管理費の中で説明欄の中の２、高幡団地の市営住宅の整備経費、15、19、おのおの内容を記載のとおりでございます。なお、借上公共賃貸住宅経費、３でございますが、19のところで共同施設整備費等の補助金、新設部分として21戸を考えているところでございます。21戸の予算を計上させてもらっております。

なお２目の住宅建設費の中では、説明欄１の高幡団地の市営住宅の建て替えに関連して、ここに工事等の経費を、２項でございますが、計上させてもらっております。

なお284ページ、285ページでございます。説明欄の上段の方でございますが、４のところに防災情報センターの経費ということで、ここにお願いするものでございます。

287ページに上から３行目、15の緊急通信システム工事ということで固定形の同報無線局を開設する予算を今年度も引き続きお願いするものでございます。

なお312ページ、313ページ、４目の学校建設費でございます。説明欄１の施設整備経費でございますが、以下、各学校を具体的に挙げて、ここに説明欄記載のとおりでございます。その中の上から５行目、浄化槽再利用改修工事ということで1,500万計上させ

てもらいました。上段部分については学校の浄化槽の切替えでございますが、この再利用の改修工事につきましては、切替えに関連して浄化槽を活用、雨水等の活用によって、ため升としてそれをモーターで上げて、公共の散水、あるいはトイレの水利用に１校だけ、三沢台小学校を現在考えてやってみたいというものでございます。

○議長（黒川重憲君）　お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

続けてお願いします。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　なお、それ以外につきましては322ページ、323ページで、一部説明欄の19のところで移動教室の補助金があります。バス代ということで、移動教室につきまして大成荘の活用をさせるという学校の希望もありますので、そのバス代の予算を計上しました。

なお327ページでございます。学校建設費につきまして、４目の学校建設費でございますが、右側の施設整備費で記載のとおり、中学校につきまして対応をしていきたいというものでございます。

なお330ページ、331ページ、４目の幼児教育の援助費でございます。説明欄の中では19の私立幼稚園児保護者補助金ということで例年よりは増額をし、ここに見込み人数を記載しております。それに関連する部分につきましても、ここに記載のとおりでございます。

なお337ページでございます。社会教育総務費の中で上段部分６、（仮称）日野市文化スポーツレクリエーション振興協会の経費として、ここに補助金として910万強の予算をお願いするものでございます。

なお371ページでございます。市民グラウンド費でございますが、上から４番目、15のところにグラウンドの拡張工事でございます。平成４年度も予算をお願いしたわけでございますが、不用額にしております。これは建設省の工事等の関連でございます。平成５年度には工事を改めてしたいというものでございます。

なお、５の多摩平、旭が丘のテニスコートの経費でございます。工事費を具体的にここに記載のとおりでございます。平成４年度に工事をやりましたが、一部ここに予算計上をお願いするものでございます。

なお374ページ、375ページにつきましては、項の公債費でございます。１の元金につきましては23節の償還金利子及び割引料でございます。６本の件数として181件、なお２目の利子につきましては、この件数につきまして211件でございます。おのおの低率の中での予算計上をさせてもらっております。

なお376ページ、377ページでございます。項の２の公営企業債でございます。１目の開発公社の助成金でございます。19節でございます。土地開発公社の関係経費として借入金に対する利子、これは前期分としてここに計上をお願いするものでございます。

最後ではございますが、13項の予備費、１目の予備費でございます。ここに３億円を計上をさせていただきました。

以上、378ページ以降につきましてはお手元の資料を御参照願いたいと思います。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　１点だけお願いをしておきたいと思いますが、191ページ、日野女性社会事業協会の件でございますけれども、私、一般質問もさせていただきまして、この呼称についての検討をお願いしてあります。それと同時に規約の改正をお願いしてあるのですけれども、その点について御検討していただいているようでしたら、予算委員会の席上までに資料としてお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　了承しました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第23号、平成５年度日野市一般会計予算の件は一般会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、一般会計予算特別委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後５時１分　休憩

午後５時29分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第24号、平成５年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第25号、平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計予算、議案第26号、平成５年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第27号、平成５年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第28号、平成５年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第29号、平成５年度日野市老人保健特別会計予算、議案第30号、平成５年度日野市老人入院共済事業特別会計予算の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　ただいま上程されました７議案について提案理由を申し上げます。

議案第24号、平成５年度日野市国民健康保険特別会計予算。

本議案は、平成５年度日野市国民健康保険特別会計の予算であります。歳入歳出予算の総額は50億9,374万4,000円であります。前年度に比較して7,360万3,000円、1.5％の増となっております。

議案第25号、平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計予算。

本議案は、平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計の予算であります。歳入歳出予算の総額は44億3,158万2,000円であります。前年度に比較して10億4,527万8,000円、19.1％の減となっております。

議案第26号、平成５年度日野市下水道事業特別会計予算。

本議案は、平成５年度日野市の下水道事業特別会計の予算であります。歳入歳出予算の総額は90億4,934万9,000円であります。前年度に比較して４億1,771万2,000円、4.8％の増となっております。

議案第27号、平成５年度日野市立総合病院事業会計予算。

本議案は、平成５年度日野市立総合病院事業会計の予算であります。収益的収支及び資本的収支の予定額は、36億724万8,000円であります。前年度に比較して、4,635万8,0

00円、1.3％の増となっております。

議案第28号、平成５年度日野市受託水道事業特別会計予算。

本議案は、平成５年度日野市の受託水道事業特別会計の予算であります。歳入歳出予算の総額は、21億5,710万円であります。前年度に比較して１億2,990万円、5.7％の減となっております。

議案第29号、平成５年度日野市老人保健特別会計予算。

本議案は、平成５年度日野市の老人保健特別会計の予算であります。歳入歳出予算の総額は59億6,042万6,000円であります。前年度に比較して７億966万4,000円、13.5％の増となっております。

議案第30号、平成５年度日野市老人入院共済事業特別会計予算。

本議案は、平成５年度日野市の老人入院共済事業特別会計の予算であります。歳入歳出予算の総額は、4,570万5,000円であります。前年度に比較して1,067万9,000円、30.5％の増となっております。

以上７議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　それでは議案第24号、平成５年度日野市国民健康保険特別会計の御説明を申し上げます。

総額で50億9,374万4,000円でございます。

それでは５ページをちょっとお開きいただきたいと思います。歳入歳出とも前年対比が1.47％、繰り上げまして1.5％の増ということになっております。歳入の方では、税がおよそ収入総額の３分の１に当たります。それと国と都の支出金が同じく３分の１、その他交付金、繰入金で３分の１というような比率になっております。

歳出は、98.1％が医療費に相当する給付金ということで、まさに医療費の会計ということが言えると思います。

それでは６ページ以降で御説明申し上げます。まず歳入の国民健康保険税でございますが、これは歳出に当たりまして所得の伸びをマイナスの9.1％、いわゆる9.1％の減で見込んでおります。給与等は若干伸びておりますが、一番大きいのは土地の分離譲渡が非常に落ち込んでおりますので、総体的に所得は伸びてない。それと資産税の伸びがこれは4.3％、土地の評価替え等が反映してまいりますので、そういう形で組ませていただきました。なお、限度額は37万円ということで計算しまして、17億7,901万2,000円、

前年に比べまして1.6%の増というふうになっております。

8ページの国庫支出金につきましては前年度を中心にもとにしまして、若干の医療費増等を考慮いたしまして計上いたしました。

あとは、御説明するところは12ページの繰入金でございます。繰入金の一般会計繰入金の2節でございますが、従来なかった助産費の繰入金、国保財政安定化支援事業繰入金、この二つが新たに出てきました。助産費繰入金につきましては昨年から助産費の国庫補助が一般財源化されました。したがって交付税をいただいておらない市では、まるきりこれは市の持ち出しになるわけでございますが、24万円の3分の2が一般会計から国保の方に繰り入れられるということになります。国保財政安定化支援事業繰入金というのは、これは軽減世帯が20%以上のところについては市から繰り出すんだということでございます。日野市は平成3年度で21.6%、5分の1の方が保健税を軽減されておりますので、これに対する補てんということでございます。

あとは、その他の一般会計繰入金は、いわゆる国保財政を安定化させるために市から繰り出すものでございます。

あとは、歳入では前年と同じでございます。

それでは、18ページの歳出でございます。総務管理費の一般管理費で、9,500万を前年対比で62%減になっておりますが、これは前年までは人件費が全部こちらに組んでおりました。13人分。それが一般会計の方に計上することになりましたので人件費が減になっております。

そのほかにつきましては22ページ、保険給付費、これが一番大きなウエートを占めているわけでございますが、これにつきましては、4年度の決算見込みをもとに平成5年度の医療費はどのくらい上がるかということを想定して、それぞれに計上しております。

最後に28ページに飛ばしていただきます。

保健施設費、これは33%増になっております。そのところで委託料、診療委託料というのがございます。1,250万8,000円でございますけれども、これについては市の健康課と共同でもって実施しておる各種の検診でございますが、新たに体部子宮がんという検診を200名分ふやしております。これがふえたということと、19の委託料420万でございますが、短期人間ドック受診料補助金、これを新たに計上しました。国保の該当者に対しまして、日帰りドックに対する補助ということになるわけでございます。これから医療機関と協議、契約を進めるわけでございますが、市内で日帰りのドックをやられている病院が三つ四つありますので、そこと折衝してやっていきたい。一応1万5,000円程

度の補助をしたいということが現在の考えでございます。これが新たな事業でございます。そのほかは前年と同じでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは議案第25号、平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計予算でございます。

まず第１条でございますけれども、歳入歳出それぞれ44億3,158万2,000円と定めるものでございます。第２条といたしましては同一款内での予算の流用でございます。

それでは40、41ページをお開き願いたいと思います。負担金でございます。これは万願寺のモノレール路線の中のＮＴＴの負担分でございます。

次に42、43ページ、国庫負担金でございます。これは廃項となっておりますけれども、万願寺地内の都市計画道路３・３・２号線、この公共施設管理者負担金が全部終わりましたので、ここで廃目させていただいたものでございます。

次に都補助金、それから都委託金につきましては対前年と変わっておりません。

46、47ページにつきましても一般会計繰入金、それから繰越金につきましても特に説明はございません。

48、49ページでございますが、保留地処分金でございます。これは今年度は6,750平方メートルの処分を予定をいたしておるものでございます。単価としては、標準単価として33万8,000円を平米当たり一応見込んでおります。

続きまして歳出に移らせていただきます。歳出の一般管理費、52、53ページをお開き願いたいと思います。３、まちづくり計画の13節、農業のあるまちづくり計画策定でございますが、これは区画整理区域内の農家の土地の利用調査、こういうものを調査をしていきたい。それで農業のあるまちづくりを目指していきたいと、こういうことでございます。

それから、その下の川辺堀之内のまちづくり調査の委託、これは現在、堀之内地区、万願寺と豊田のちょうど中間でございますけれども、ここがまちづくりの、まだ区画整理の決まっておりません。この地域を入れまして、万願寺第三の一部を入れまして調査をしていきたいということでございます。

それから区画整理助成経費でございます。新たに東光寺上第１、それから第２、日野駅北、これは５年度中に一応認可を取っていくという予定でございます。

次に万願寺区画整理費でございます。４年度末の執行状況でございますけれども、予

定でございますが、事業費ベースでまいりますと70.1%、それから、道路でいきますと77.8%、それから建物につきましては、移転関係でございますが、73.8%の執行という形になっております。

なお万願寺につきましては、対前年比で31.7%の減となっております。これは事業のピーク時がひとつ過ぎてきたということもございますけれども、事業の進捗とあわせてそういう結果となったものが一つ。保留地の処分の問題もございますので、この事業費との絡みで調整をさせていただいておるということでございます。

次に高幡土地区画整理費でございます。事業費ベースで執行率でございますが、4年度末で事業費ベースで64.2%、それから道路関係につきましては87.1%、それから建物等の移転補償関係でございますが、69.9%の執行率ということになっております。高幡につきましては、例年と大して変わったところはございません。

豊田南区画整理費でございます。事業費ベースでございますが、11.1%の執行です。それから道路関係でございますけれども、5.2%、それから建物につきましては0.6%という状況でございます。

58、59ページをお開き願いたいと思います。区画整理事業費、13節でございますけども、豊田につきましても公社に全面的に工事関係は基本として委託をしていくということで、公社の執行分の中で道路の延長が1,031メートルを予定をいたしております。

それから万願寺第二区画整理費でございます。ここにつきましては、特に今作業といたしましては、換地業務の作業でございます。したがいまして、区画整理業務委託料のみが主な事業の内容ということで、新都市建設公社に委託をするものでございます。

それから、東町につきましても同じく換地の現在業務中でございます。したがいまして、新都市建設公社に換地の業務等を行う費用でございます。

次に62、63ページ、西平山区画整理費でございます。63ページの説明欄の一番下、区画整理事業費の中で区画整理業務委託料でございますけれども、これも新都市建設公社に委託をするものでございます。この地区も基本的に、公社に事業関係も全面的にある程度委託していきたいという考え方でございます。主な事業の内容といたしましては、長沼橋の取りつけ道路、日野分でございます。それから、あそこに建物が三棟ありますので、これを計上いたしております。

以上で、区画整理の事業費の説明を終わります。

続きまして議案第26号、平成5年度日野市下水道事業特別会計の予算につきまして御説明を申し上げます。

まず第１条でございますが、歳入歳出それぞれ90億4,934万9,000円と定めるものでございます。なお債務負担行為、２条でございます。それから３条の地方債につきましては、後ほど第２表、３表で説明を申し上げます。

それでは86、87ページをお開き願いたいと思います。下水道の使用料でございます。これは対前年度の実績をもとにして計上させていただいております。

次にその他、国庫補助金、それから都補助金につきましては例年と変わったところはございません。

繰入金、繰越金につきましても特に説明はございません。

次、歳出について説明を申し上げます。

94、95ページ、総務費でございます。総務費のうち96、97ページの方で御説明申し上げます。説明欄の水洗化促進経費ということで、19節に産業まつり参加負担金という形で新しく予算化をお願いするものでございます。金額的には8,000円でございますけれども、産業祭に水洗化の切替えの相談コーナー等を設けてＰＲしていきたいということでございます。

それから次に維持費につきましては、98、99ページの方をお開き願いたいと思います。多摩平処理場跡地管理経費、13節に多摩平跡地巡回警備委託料というものを86万5,000円計上させていただいております。これは一日１回、あの場内を巡回していただく、これは高齢者事業団に委託をするものでございます。

次に２項の建設費でございます。公共下水道費でございますが、この建設費につきましては対前年で12％の増ということになっております。管渠建設事業のうち主な部分でございますけれども、13節の実施設計委託料、これはまだルートがはっきりしておりません。川辺堀之内地区、万願寺と豊田との接続関係、こういう地域、それから程久保の方の地域、こういう地域を実施していきたいということでございます。

それから同じく13節の南平西排水樋管実施設計、それから排水樋管の設置委託料、これは実施設計は業者に委託するんですけれども、この下の樋管の設置、これは建設省に委託をするものでございます。５年度、６年度の渇水期で総額は１億5,000万でございますけれども、５年度分として4,500万を実施していきたいということでございます。

続きまして、ちょっと前に戻っていただきまして、82、83ページの債務負担行為でございます。ここに南平西排水樋管設置委託、５年度、６年度の期間で１億500万、限度額でございます。これは５年、６年の渇水期で行うというものでございます。その他は浅川処理区管渠埋設工事につきましては、５年、６年という形でございます。それから

地方債につきましても、このように限度額を定めるということでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　それでは議案第27号、平成５年度日野市立総合病院事業会計予算について御説明申し上げます。

まず、第１条につきましては省略させていただきまして、第２条の業務の予定量でございますけれども、病床数162は例年変わりございませんけれども、年間患者数を４万7,450人、これは昨年と全く同様であります。外来につきましては14万2,100人、一日平均患者数を入院は130人、強気の予算でございますけれども、80％処理ということでございます。それと絡みの中で、外来が580人、例年650人来るんですけれども、一応両方あわせた形の中で予算を見積もったわけです。

こうした業務の予定量の中で、第３条第１款でございますけれども、収益勘定を33億187万円、予算を組んだわけであります。次のページ、116ページをお開きいただきたい。それに伴います病院にかかる費用が35億73万5,000円、予算化したわけであります。この収益と支出の差、１億9,886万5,000円は赤字予算を組んだわけでございますけれども、御理解願いたいことは、一般会計の場合は、収支均衡の原則という建前からは収支をあわせなければなりませんけれども、公営企業法の場合については許されるということで、こういう形を組んだわけです。

ただし資本的勘定においては、やはりあわせなければならんということでございますので、資本的勘定、第４条でございますけれども、これにつきましては支出が資本的勘定１億651万3,000円でございまして、その収入と支出の差額分１億651万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補塡するというふうになっております。

以上でございますけれども、あと詳細につきましては120ページ、121ページをお開き願いたいと思います。先ほど申し上げましたように、医業関係におきましては大体昨年と変わりありませんけれども、外来収益におきまして、昨年の12月から土曜日休診に入っております。したがいまして、日数が通常296日前後あるわけですけれども、外来につき245日ということで、若干ここら辺あたり外来収益が落ち込むんじゃなかろうか、また平成３年度の決算見込みを推計した形をとっておりますので、先ほどのような赤字にせざるを得ないということでございます。そのほかは特に説明することはございません。

それから124ページ、125ページは、これは事業費用でございますけれども、給与費が主に医業収益に対して97％を占めておるわけでございます。全体に対しまして、かなり

厳しい率になっております。その他、経費につきましては特段説明するところはなく例年に同じでございます。

最後に一言申し上げますけれども、この赤字予算につきましての考え方は、平成５年度中において、この収益に対して院長を初め全員が努力目標を立てまして、１円でも赤字解消に努めたいということと、最悪の場合は一般会計の助成、あるいは現在剰余金の手持ちを持っております剰余金処分、つまり法定積立金でこの赤字補塡をしていきたいというふうな基本的な考えを持ち、くれぐれも累積赤字をしない。新しい病院構想の中で累積赤字をしないという基本的な考えを持って、本年度進めていきたいという考えでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　水道部長。

○水道部長（日野義人君）　議案第28号、平成５年度日野市受託水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額につきましては先ほど提案理由のとおりでございますので、詳細につきましては事項別明細書で逐次御説明申し上げたいと思います。

158ページ、159ページをお開きいただきたいと思います。都の支出金で水道事業委託金、この科目につきましては6.6％減となっておりますが、これは歳出予算に伴います都の委託金という内容でございます。

それから下段の諸収入の下水道使用料徴収事務委託金につきましては、48.3％増という形になっております。

次に歳出の関係でございますけれども、160、161ページ、水道管理費のうち浄水費の関係でございますけれども、ここでは昨年に対して4.4％の増というふうな内容でございますが、これは工事請負費の関係、それから人件費の関係で増額になっておるというふうなことでございます。

それから下段の２の配水費の関係でございますけれども、ここでは2.1％の減というふうなことでございますけれども、その主な内容といたしましては工事請負費の関係で1,859万、それから委託料の関係で578万7,000円が減額しているというふうなことでございますけれども、昨年と若干違いましたのは、この委託料の中に、昨年は都道の監督事務関係の経費が委託料として計上されていたわけでございますけれども、監査委員さんの御指導がございまして、負担金に組みかえられているという形で御理解いただきたいと思います。

それから下段の３、給水費の関係では26.9％の増という形になっておりますが、主な原因としましては、工事請負費が4,364万、委託料が2,107万5,000円増になっているのが主な内容となっております。それから、ここのところでまた昨年と変化が出ておりますのは、昨年、委託料の中に漏水防止調査委託料が計上されていたわけでございますけれども、平成５年度より東京都が直接調査をするというふうな形で、予算がここから落ちているという形になっております。

それから164ページ、165ページの４番の受託事業費でございますけれども、ここでは10.2％の増ということでございますけれども、内容的には、人件費で195万2,000円の増というふうな内容でございまして、特に御説明するところはございません。

それから５番の業務費の関係につきましては、4.95％の増というふうなことで、内容的には人件費で695万2,000円、それから委託料の関係で204万4,000円、それから繰出金の関係で133万の増というふうなものが増加の原因になっております。

それから166ページ、167ページの２の建設改良費の関係でございますけれども、水道改良費といたしまして43.3％の減というふうなことですけれど、ここでは工事費の関係で、大口の関係の工事が一段落したというふうなことで減額になっているのが主な要素でございます。

以上、簡単に御説明申し上げましたけれども、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　議案第29号、平成５年度日野市老人保健特別会計予算について御説明申し上げます。

事項別明細書により御説明いたします。182ページ、183ページでございます。支払基金交付金等につきましては、平成４年１月診療分より公費負担の割合が変更になりました。３割負担から５割負担ということに変更になっておりますので、今年度から２本立てで計上させていただいたわけでございます。交付率等につきましては説明欄記載のとおりでございます。審査支払手数料交付金については、これは10分の10ということでございます。

次の184ページ、185ページでございます。国庫支出金、都の支出金でございます。説明欄記載のとおりの負担割合でございます。

次の186ページでございます。繰入金でございます。これにつきましては一般会計からの繰入金でございます。

次のページにつきましては、説明を省略させていただきます。

歳出でございます。190ページ、191ページでございます。これにつきましては医療給付費でございますが、前年の13.49％の増を見込んでおるところでございます。月平均額で計上させていただきました。医療費の支給費でございます。これについても説明欄記載のとおりでございます。前年対比いたしまして14.07％の増ということでございます。

次の192ページ、193ページでございます。特に説明するところはございません。

次に議案第30号でございます。平成５年度日野市老人入院共済事業特別会計予算でございます。事項別明細によりまして御説明させていただきます。

198ページ、199ページ、歳入でございます。会費につきましては説明欄のとおりでございます。前年対比4.3％の増を見込んでおります。

繰入金につきましては、前年に64.1％のアップということでございます。

歳出に移らせていただきます。102ページ、103ページでございます。事業費につきましては、前年度は1,256件見込みましたが、平成５年度におきましては1,520件を見込んでございます。また、事業費に対します公費、あるいは会費の負担割合でございますが、会費におきましては44.4％、繰入金につきましては55.6％という予算計上になっています。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本７件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第24号、平成５年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第25号、平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計予算、議案第26号、平成５年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第27号、平成５年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第28号、平成５年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第29号、平成５年度日野市老人保健特別会計予算、議案第30号、平成５年度日野市老人入院共済事業特別会計予算の件は、特別会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

御異議ないものと認め、特別会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第31号、市道路線の廃止、議案第32号、市道路線の認定、議案第33号、

日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業に関する業務委託契約の変更の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第31号、市道路線の廃止について。

本議案は、M16－4号線について新設道路敷に編入されたため、道路法第10条第3項の規定に基づき市道路線を廃止するものであります。

議案第32号、市道路線の認定。

本議案は、E74－1号線ほか1路線について、都営住宅の建て替え及び開発行為に伴う道路新設のため、道路法第8条第2項の規定に基づき市道路線を認定するものであります。

議案第33号、日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業に関する業務委託契約の変更について。

本議案は、財団法人東京都新都市建設公社と締結しております日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業に関する業務委託契約について、契約金額及び契約期間等を変更するため議会の議決を求めるものであります。

以上3議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　御説明いたします。

議案第31号、市道路線の廃止について御説明いたします。

廃止路線は1路線であります。路線名はM16－4号線で、南平三丁目3番28及び同番17地先を終点とする開発行為によって新設の道路であり、開発行為によって新設される道路に区域変更されるために廃止するものであります。位置は略図のとおりであります。

議案第32号、市道路線の認定についてであります。認定路線は2路線であります。1番、E74－1号線、これは多摩平六丁目14番地2地先及び同番21地先を終点とするもので、都営住宅建て替えに伴う新設道路であります。2番はM16－17号線で、南平三丁目3番28地先及び同番19地先を終点とする道路で、開発行為の完了に伴う新設道路分であります。位置図は、いずれも次のページに記載のとおりであります。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　議案第33号、日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業に関する業務委託契約の変更について御説明を申し上げます。

昭和63年の３月31日議決、議案第26号により変更した契約を次のように変更するということでございます。

変更の内容でございますが、契約金額106億3,800万円を133億1,578万4,000円に変更するものでございます。なお、この中には消費税額が含まれておるものでございます。契約期間でございます。契約の締結の翌日から「昭和68年３月31日まで」となっておりますのを「平成８年３月31日まで」延長するものでございます。委託業務の内容につきましては、後ほど御説明申し上げます。

それから変更の理由でございます。日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業の事業計画変更により資金計画、または施行期間を変更したためでございます。

次のページ、２ページ、３ページをお開き願いたいと思います。委託業務の内容でございますけれども、ここに記載のとおりでございます。契約内容でございますけれども、委託件名日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業に関する業務委託でございます。２として、契約の相手方、東京都八王子市高倉町49番地の３、財団法人東京都新都市建設公社、理事長、大崎本一でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第31号、市道路線の廃止、議案第32号、市道路線の認定、議案第33号、日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業に関する業務委託契約の変更の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第34号、日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更、議案第35号、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更の件を一括議題といたしたいと思います

が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第34号、日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更について。

本議案は、東京都水道局長と締結しております日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定について事業期間を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第35号、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更について。

本議案は、東京都水道局長と締結しております日野都市計画事業高幡土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定について事業期間を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

以上２議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは議案第34号、日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更について御説明申し上げます。

昭和63年３月31日議決議案第27号により変更した協定を次のように変更するものでございます。

変更の内容でございますが、事業期間の変更でございます。「昭和68年３月31日まで」となっておるのを「平成８年３月31日まで」と変更するものでございます。この変更の理由でございますが、日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業の事業計画変更によりまして、施行期間を延期したためでございます。

協定の内容でございますが、事業名でございます。日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備事業でございます。概算工事費18億292万1,000円でございます。なお、このうち日野市の負担分ということで11億2,995万円ということになっておるものでございます。協定の相手方でございます。東京都新宿区西新宿二丁

目８番１号、東京都公営企業管理者、東京都水道局長、今井裕隆でございます。

続きまして議案第35号、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更について御説明を申し上げます。

昭和62年の10月１日議決議案第102号による協定を次のように変更をするものでございます。

変更の内容といたしましては、事業期間の変更でございます。「昭和68年３月31日まで」となっておりますのを「平成６年３月31日まで」とするものでございます。この変更の理由でございますが、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業の事業計画を変更する間、事業進捗にあわせて施行期間を延期するものでございます。

事業計画の変更の予定でございますけれども、５年度中に変更する予定で今現在準備を進めておるところでございます。

この協定の内容でございます。２ページでございます。事業名としては日野都市計画事業高幡土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備事業でございます。概算工事費２億1,833万7,000円でございます。このうち日野市の負担が１億6,359万9,000円となっておるものでございます。協定の相手方、東京都新宿区西新宿二丁目８番１号、東京都公営企業管理者、東京都水道局長、今井裕隆でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第34号、日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更、議案第35号、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第36号、日野都市計画事業西平山土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結、議案第37号、日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約の変更、議案第38号、日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約（その２）の変更の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第36号、日野都市計画事業西平山土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結について。

本議案は、財団法人東京都新都市建設公社と295億6,638万1,000円で日野都市計画事業西平山土地区画整理事業に関する業務委託契約を締結するもので、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

議案第37号、日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約の変更について。

本議案は、財団法人東京都新都市建設公社と締結しております日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約について契約金額を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第38号、日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約（その２）の変更について。

本議案は、財団法人東京都新都市建設公社と締結しております日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約（その２）について、契約金額及び委託業務の施行箇所を変更するため議会の議決を求めるものであります。

以上３議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは議案第36号、日野都市計画事業西平山土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結について御説明申し上げます。

この内容の説明に入ります前に西平山の区画整理の状況を先にちょっと申し上げたいと思います。

事業計画の決定でございますが、平成４年11月30日に事業決定をされております。12月９日公告をいたしまして事業に着手したということでございます。施行面積が約91.4ヘクタールでございます。総事業費でございますが、389億円でございます。平均減歩率26,9％、それから施行期間といたしましては、平成４年12月９日から平成14年３月31

日までとなっておるものでございます。

それでは、この内容の説明に入らせていただきます。

委託件名でございます。日野都市計画事業西平山土地区画整理事業に関する委託業務でございます。契約金額295億6,638万1,000円でございます。なお、この中に消費税４億4,649万1,000円が含まれておるものでございます。委託期間でございますが、契約の翌日から平成14年３月31日まで、区画整理の事業期間までででございます。契約の相手方、東京都八王子市高倉町49番地の３、財団法人東京都新都市建設公社、理事長、大崎本一でございます。

委託業務の内容でございますけれども、ここに記載されておるとおりでございます。全体で76％が公社に委託するということでございます。

続きまして議案第37号、日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約の変更でございます。

変更の内容でございますけれども、契約金額の変更でございます。変更前が24億8,243万1,000円でございました。これを変更で24億205万円とするものでございます。この中には消費税が含まれておるものでございます。変更理由でございますが、平成５年３月31日の契約満了に伴い各年度の契約金額が確定し、当初の契約金額に変更が生じたためでございます。

契約の内容でございます。委託件名、日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約でございます。契約方法は随意契約でございます。工期は、契約の翌日から平成５年３月31日まででございます。契約の相手方、東京都八王子市高倉町49番地の３、財団法人東京都新都市建設公社、理事長、大崎本一でございます。なお、委託業務の概要につきましては、ここに記載されておるとおりでございます。

議案第38号、日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約（その２）の変更でございます。

変更の内容でございますが、契約金額の変更でございます。変更前が25億9,766万円でございました。これを41億7,150万円に変更するものでございます。なお、この中には消費税額が含まれておるものでございます。この変更の理由でございますが、ここに記載のとおり物価の高騰、経費率の見直しによって不足が生じたということでございます。

なお２ページ、３ページでございますが、施行箇所でございます。施行箇所につきましては変わっておりませんけれども、変更後の延長が２万6,000メーターから２万200メー

ターに変わっておるということでございます。

それから契約の内容でございますけれども、委託件名、日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約（その２）でございます。契約方法は随意契約、工期は契約の翌日から平成６年３月31日まででございます。契約の相手方、東京都八王子市高倉町49番地の３、財団法人東京都新都市建設公社、理事長、大崎本一でございます。委託業務の概要は、ここに記載されておるとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第36号、日野都市計画事業西平山土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結、議案第37号、日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約の変更、議案第38号、日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約（その２）の変更の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第39号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第39号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

本議案は、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について地方税法第423条第３項の規定により議会の同意を求めるものであります。

恐れ入りますが、空欄に、住所「東京都日野市百草871番地」、氏名「石坂勝男」、生年月日「大正14年８月23日」と御記入くださいますようお願いいたします。よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第39号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任の件はこれに同意することに決しました。

これより議案第40号、東京都十一市競輪事業組合規約の一部改正の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第40号、東京都十一市競輪事業組合規約の一部改正について。

本議案は、収益金配分基準を改めるため東京都十一市競輪事業組合規約の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　議案の第40号でございます。東京都十一市競輪事業組合規約の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。

内容的には、4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。特に旧の中で第12条でございます。「別表の収益金配分基準に基づき」ということで、別表が下欄にあるわけでございます。現行は、このような規約になっております。この別表につきましては、東京都十一市競輪事業組合の収益金と東京都六市の競艇事業組合の収益金のバランスを保つために、この第12条の項目を新たに改正するものでございます。よって第12条を「別表の収益金配分基準に基づき」という部分を新たに利益配分の方法を改定し、ここにお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省

略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第40号、東京都十一市競輪事業組合規約の一部改正の件は原案のとおり可決されました。

これより報告第１号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　報告第１号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について。

本報告は、市の義務に属する交通事故に係わる相手方との和解の締結及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第１項の規定により専決処分したものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　それでは報告第１号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告についてでございます。

恐れ入りますが、２ページ、３ページをお願いいたします。

１点目は、日野市多摩平三丁目31番13地先路上の市の義務に属する事故に係わる和解の締結及び損害賠償の額の決定についてでございます。事故名は、日野市多摩平三丁目31番13地先路上の事故でございます。和解の相手方は、東京都小平市小川東町1,805番地、都営小川東町アパート１－208号、高橋誠一様でございます。

事故の発生状況でございますけれども、平成４年10月23日午前10時ごろ、土木課職員が庁用車を運転し工事現場に向かう途中、日野市多摩平三丁目31番13地先路上において左側をバイクが進行しているのに気づかず左に進路を変更したためバイクに接触し損傷

を与えたものでございます。損害賠償額は11万4,278円で和解が成立しましたので、平成4年11月30日専決処分をしたものでございます。

次に4ページ、5ページをお願いいたします。2点目でございます。

日野市神明一丁目13番地の3、日野市役所東側市民駐車場の市の義務に属する事故に係わる和解の締結及び損害賠償の額の決定についてでございます。事故名は、日野市神明一丁目13番地の3、日野市役所東側市民駐車場の事故でございます。和解の相手方は日野市高幡652番地の2、エルム高幡101、五十嵐俊様でございます。

事故の発生状況でございますけれども、平成5年1月5日午前10時20分ごろ、健康課職員が事務連絡のため庁用車を運転し日野市役所東側市民駐車場に車両を後退させ駐車する際、駐車中のバイクに接触し横転させ損傷させたものでございます。損害賠償額は12万8,750円で和解が成立し、平成5年1月21日に専決処分したものでございます。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって報告第1号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を終わります。

これより請願第5－1号、豊田南地区用途地域変更及び地区計画に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第5－1号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第5－2号、都市河川（特に多摩川、鶴見川、相模川）の水質改善を行うため洗濯機の構造改善を求める陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第5－2号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第5－3号、建設省京浜工事事務所の大幅増員に関する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第5－3号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第5－4号、診療報酬の引き上げ及び改善についての陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第５－４号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第５－５号、不況対策の抜本的強化を国に求める意見書の提出に関する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第５－５号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第５－６号、日野市中央公民館の建て替えおよび公民館分館建設に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第５－６号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において文教委員会に付託いたします。

本日の日程は、すべて終わりました。

次回本会議は、３月８日、月曜日午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後６時42分　散会

3月8日　月曜日　（第2日）

平成5年
第1回定例会　日野市議会会議録　（第2号）

3月8日　月曜日　（第2日）

出席議員　（29名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	藤林理一郎君
5番	旗野行雄君	6番	谷長一君
7番	小川友一君	8番	下村功君
9番	佐藤洋二君	10番	一ノ瀬隆君
11番	内田勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	高橋徹君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	福島盛之助君	18番	福島敏雄君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	25番	高橋徳次君
26番	古賀俊昭君	27番	市川資信君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（1名）

24番　小山良悟君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
助役	前田雅夫君	企画財政部長	長谷川暢男君
総務部長	小林修君	市民部長	永瀬誠一君
生活文化部長	藤本享一君	環境部長	山口正夫君
都市整備部長	鈴木栄弘君	建設部長	小俣雅義君
福祉部長	坂口泰雄君	水道部長	日野義人君
病院事務長	須藤雄示君	教育長	長沢三郎君
学校教育部長	糸川滋君	社会教育部長	大谷俊夫君
企画財政部参事	大崎茂男君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　本間ムツ子君

議事日程

平成5年3月8日（月）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時15分　開議

○議長（黒川重憲君）　　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員26名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。一般質問１の１、日野駅周辺地区の街づくりを問うの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

〔16番議員　登壇〕

○16番（天野輝男君）　　通告に従いまして、一般質問させていただきます。

日野駅周辺の街づくりを問う。21世紀に向かっての日野駅周辺の街づくりについては、本町周辺の街づくり研究会の発足で、市民本位の姿勢がこの研究会では語られており、この考え方が進められるならば、市民の考え方が生かされるもの、と私は思っております。しかしながら、研究会で勉強したからといって、それらの問題がすべて有利になるということは考えられないわけでございます。前回、この周辺の再開発については、６年前だったでしょうか――もっとだ、８年ぐらい前に出てまいりまして、お互いの地権者の利害関係が絡んでしまって、この問題は中止になってしまった経緯があるわけでございます。

そこで今回のこの研究会は、短期間でこの事業を策定するのでなく、地域の住民の考え方、そしてまた、この駅周辺の再開発にはどういうことがまず第一に必要であるか、このようなところをしっかりと考えながら進めていくということが、一番大切なことではないか、と私はこのように思うのであります。

そしてこの問題については再三、私も質問させていただきました。そして現在の日野の駅舎を、この位置でいいのかどうか、というものをやはり考える必要があると私は思うのであります。

本町周辺のこの研究会の配布資料を拝見しますときに、この地域は61年だったでしょうか、住宅都市整備公団の本町北地区基本整備計画書よりも若干面積が広がった、7.3ヘクタールの用地を再開発するという形のものであります。これから見ると、若干広がったんですが、この地域の問題を解決するに当たっては、大変これだけの、ちょっと広げたぐらいの考え方では、この地域の問題は解決しない、と私は思うんです。特にこの地域は農道でありましたから、狭い道路がたくさん入り組んでおります。そして農道と私道も絡んでおるような――私道ですね――絡んで、また農道の中に私有地が、多少、赤道か青道か知りませんが、そういうものへ絡んできて、そういう道路が入ってきているために、実際、この道路を舗装してほしいという願いがあっても、実際、舗装もできな

いで、私たちのところに苦情があるわけです。そしてこのあたりの舗装をしてほしいということになって、よく聞きますと、その私道の中に、私有地に入っておるために、その土地を買ってほしい、と地主から言われるわけです。そして、この土地を買ってもらわなければ、舗装してもらっては困る。その地域の人が使うんだから、当然買うべきでしょう、こういう形で私も怒られてしまうわけですね。そうすると、何だ、この市会議員は、ちっとも物を頼んでできない市会議員だ、という形になって、また私が怒られるわけです。そういう面を解決するためには、問題部分の土地を、もうちょっと区域を広げていただけないかな、ということを感じております。

また、舗装していただいて、4メートルない道路を舗装していただいておるわけです。ところが、年数がたつにつれて、当然畑が近くにあれば、その畑の方の部分はそこに水が流れ込むから、崩れてしまうわけです。道路の面が崩れてしまいまして、道路の面に沿って家が1軒建っており、そこがちょうどくぼんでいますから、そこに雨水がいっぱいたまってしまって床下浸水になって、この所を何とかしてほしいということを言われまして、この問題については、土木課に言いまして、ますをいけてもらって、ますからU字溝までつないでいただいたものですから、この部分については解決したんですけれど、今その部分の私としては、道路にU字溝でもいけてもらって、そしてそこがもし雨水がそのU字溝を通して流れるならば、歩く人も歩きやすいわけです。そういう形の中で、そこを頼んでも、この地主が、いや、ここは車なんか通る道じゃない、だからその必要ない、とそう言い切るわけですね。そういう形の中で、あとのほかの人たちはみんな、私たちは少しずつセットバックしてもいい。4メートルにしてU字溝をいけてもらって、道路を整備してもらいたいという、こういうところがある。

このような中から、私は少なくとも、こういう迷惑しているような部分が実際本町周辺にあるわけです。これらの問題をやはりしっかりと、本町地域ということでの研究会ですから、その地域まで広げていただけるならばありがたいな、とそう思うわけです。

そして大きな問題としては、三つ目の問題としては、やはり都道日野3・4・8号線の中央線をくぐる所の部分の地域の人であります。ここは、東側に信号機がございます。ちょうどグリーンゴルフ場の所の都道に面してですね。信号機がある。このあたりから徐々に掘り、中央線路下の一番低くなるところが、大体3メーター50ぐらい低くなると聞いておるわけですね。そうしますと、今言ったところのゴルフ場の地域からの入り口も車庫も、当然今のままでは入らないわけですね。このあたりを私が再三言っているように、解決しなければ、この地域のこの問題はせっかく区画整理再開発のそういう考え

方がまとまっている中で、私はこれらの問題は解決をしないのではないか。

そういう面で、ぜひ、都道だから東京都に任せるというのでなくして、やはりこのあたりも組み入れたところの考え方をするということが、市民本位の区画整理のあり方じゃないか、ということを強く感じておるわけであります。

それでまた、この計画書を見ますと、この第２期モノレール構想というものは、日野駅に隣接することになっておるわけであります。そのモノレール構想は、悲しいかな、甲州街道の方を通って日野駅の方に来るという考え方なわけです。私は、都道だったらどうにか具体的に進める方法は十分ある。モノレール構想も東京都が主体になってやっているわけです。そういう面で、まだこの地域は住宅地ですから、そんなにお金もかからないでできると思うんです。しかしながら、甲州街道の方に来るというのがわからないわけですね。甲州街道に来て駅につながるという、これは確かに日野駅に隣接するということで考えるならば、当然この部分は考えられますけれども、今先ほど申しましたように、日野駅の駅舎をどこに持っていくかということを、本来、日野市民にとって、日野駅というのが、日野市の一つの核になって発展させなきゃならない地域であります。

そういうことを考えましたときに、やはり駅舎のことも十分考えて、そして、日野市の顔としてふさわしい駅舎も考えなければならない、ということを感じておるわけです。そういう面で、私は、こういうことを地域の人たちが、いや、ここを通ってここにモノレールの第２次構想の駅は、甲州街道から駅へ来るんだ、ということを言っておりましたんで、それは大変難しいことです。これを完成するにはどれほどの予算が計上され国道を、実際広げる計画はないのではないか。

そういう面で、私は、この日野駅前の再開発ということを考えた場合に、本町周辺の街づくりが鍵をにぎるのではないか、こういうようなことを十二分に認識したところの判断が必要になってくる。そういう面で、今私が申し上げました、このような中から、今要するに都道の日野３・４・８号線の中央線をくぐる部分のこの両側の、少なくとも信号機のあたりから両側に住んでいらっしゃる住民の考え方を、やはりこの本町周辺の区画整理事業の中に取り組んで考えるべきである、とこのように思うんです。そういう面で、これらの区域を今後その話し合いの中に入れていただけるかどうか、これをまずお聞きしたい。

そして、先ほど申し上げました、舗装にならなくて困っておる、この部分の土地というのは、一中の所にかつて私が子供のときに水車小屋があったんですね。水車小屋は個人で持っていたみたいで、その人の私有地が道路の中に入っておるんですね。そしてこ

の地域の舗装が、日野市の中であそこと南平にありますけど、２カ所ぐらいしかないんじゃないか。私が気がついた中でですね。そこの土地は、今申し上げましたように私有地だから、まずその土地を買ってください、と私に言うんです。だから、そういう、道路を買ってくださいという、その理由が私、よくわからないですけどね。そういう中で、買わなきゃだめなんですか。「そう、だめだ」と、まあこういうわけなんです。

そういう中でありますから、この道路の部分を解決するには、どうしても今、中央公民館がございますね、あそこの先の甲州街道の図書館の所からずうっと真っすぐ来まして、それを都道日野３・４・８号線までつなげる計画で、その西側部分の開発ということであるならば、その地域はちょうどかかるわけです。だから、そのような形で進めていただけると、そのあたりがやっぱり一番込み入っているんですね、日野市の中で、本町の中でです。農家の家が多いですから、たくさんの面積は持っておりますけれども、道路がないわけです、道路をつけてやって、しっかりとしたまちを将来計画してつくるということで、そこまで考えていただけるならば、いいものができるんじゃないかなあ、ということを感じております。そういう面で、根本的に今申し上げましたところの道路を解決するには、やはり区画整理を今後この地域も考えます。そして、そういう計画がありますから、道路のとりあえず舗装を認めていただけるような努力を市の側の方でしていただけないか、このように思うんです。このような形の中で話し合っていただけないかということを、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと、先ほど申しました畑の所なんですね。これは畑の茶の木を半分ぐらいとってもらうと、そこにU字溝が取りつけることができるんです。そうすると、４メーター以上は皆様セットバックすると言っているわけですから、４メーターの道路になるわけです。そういう形のものですから、とりあえずはそのくらいのことは、その人の所も区画整理の中に入って、皆さんと一緒に考えていただいて、協力していただけるということであるならば、やはりその方にもその辺お話をして、十二分にまず困っているその部分を協力していただけないかなあ、ということを私は思っておるんです。ぜひ、これらのことを、この今申し上げました３点をお答えいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず第１点目の、都道の３・４・８号線、都市計画道路３・４・８号線の立体の周辺の関連でございます。この立体のことにつきましては、以前から申し上げておりますとおり、昨年の11月でございますが、東京都でもってＪＲ

と立体についての協議を行っております。それでこの中で、昨年の状況では、年内にその方法を決めたいという話でございましたけれども、ＪＲとの今、東京都との交渉の中で、一番大きな問題になっているのが、そのどか堀りの問題があるわけです。下をくぐる関係の、ＪＲとのどか掘りの問題があるわけです。このどか掘りの問題で、現在、再度協議をして、いろいろと設計の見直し等も、今現在行っておる。それで東京都の考え方としては、年度内にはどうしてもその方向を、一つの方向を見出していきたい、とこういう考え方で現在進めておるということでございます。近々、今まで市と協議をしてまいりましたその構造の一部の変更があるようでございますので、協議があるものというふうに考えております。

それから、その地域を含めて本町の街づくりの区域に入れたら、こういうことでございますけれども、御承知のとおりＪＲの南側ですね、これはもう既に区画整理事業が終わっております。四ツ谷下区画整理事業というのは、もう既に終わっておる区域に入っております。それから北側につきましては、現在、区画整理が四ツ谷前区画整理という形で、組合で現在施行中でございますので、この中でこの立体の構造が決まってまいりますれば、対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、２点目の、土地のその、道路の買収をして当面舗装等、とこういう御質問でございますけれども、ちょっと場所がよく理解し得ないものでございますので、後ほど具体的な場所を、現地を踏査をさせていただきまして、改めて協議をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、さらにモノレール構想、確かにモノレールの構想路線として、今の東町から分岐いたしまして、甲州街道を通りまして、甲州街道から三小の前を通りまして、それから小宮の駅につながると、これが将来の構想路線があるわけでございます。これは、もう既にルートとしては東京都で決定をされておるわけでございますけれども、この構想路線のうち、一部ここで追加が、新聞等でも御承知のとおりのことだと思いますけれども、一部その先の部分ですね、箱根ケ崎だったですか、瑞穂の周辺、この地域は一部構想路線として追加をされて決定を、事業化の方向に現在動いております。そういうことで、この路線につきましては、一応東京都の構想路線として現在もう決定をされておりますので、そのルートを移動するということは非常に困難ではなかろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　そうしますと、今東京都とＪＲとの日野３・４・８号線の立体化については、協議をして年内に考え方が出てくる、とそういう形でよろしいんでしょうか。そして、その考え方がどういう考え方なのか。やはり私は、今の状況では、立体化するといっても、まさか上へ跨がるわけにいかないと思うんですね。だから、どうしても下にくぐることが一番、工事費もかからない工事施行方法だと思いますから、実際そういう形になってくると思うんです。そうなってきた場合には、当然、先ほど言っておりますように、この先ほど申しました信号機から中央線の線路に向かっての部分の両側の人たちは、まず玄関もまた駐車場も変わってくるわけです。そして２本、その中に道路があるわけですね。その道路も、まさか今車が要するに南北に渡って通っておる道路でありますから、この道路は車が通れるような恐らく道路ができるのかどうか、このあたりも十分検討しなきゃならない、とこのように思うんです。道路はともかくとして、地域の皆さんも、これらの問題をしっかりしてほしいという願いがありますら、これらのことをやはり東京都の方にも十分地域の皆さんの意見を伝えていただいて、これらの問題を解決する方向で、この地域の皆さんが納得できるような方法で解決できるように努力していただきたいなと思うんです。

この地域は確かに、四ツ谷下区画整理事業が昭和30年代だったでしょうか――そうですね、30年から40年ぐらいにわたって終わっておるところでは確かにあるんですね。しかしながら、私は、本当は、この市民本位の区画整理事業を行うということであるならば、やはりできる、できないはともかくとして、そういうところも大きな区画の中で、やはり十二分に話し合う場を、もうここは終わっているから、もうその必要ないんだ、というような考え方では、私はいけないと思うんです。そういう面で、ぜひ、私は、実際困ることは目に見えてわかっておるわけですから、こういう問題をやはり解決するのが私たちの役目じゃないかな、ということを強く感じておるわけです。

当然、このあたりが区画整理になれば、道路も当然６メーター以上の道路になる、８メーター以上の道路になるでしょう。そして当然この交差点に、この日野３・４・８号線、都道をまたがる所の南北の道路の幅員は変わってくるわけです。だから私は、考えた方がよろしいんじゃないですか、ということを申し上げておるわけであります。そして、この道路の解決ということが、とりあえずは本町周辺の解決になるでしょう。そして、先ほどちょっとお話が出ました、今四ツ谷下の組合施行でやっておるこの区画整理事業の内容を、私も話は聞いております。当然、この地域の要するに日野３・４・８号線の延長上の、都道の両側に家を配置するそういう中で、この都道の周辺であっても、

今車が通ってないから、その住んでいる住民、わからないわけです。都道が開通になって、日野市周辺をもし循環するような道路になって、車が動いた場合には、それはもう大変な車の量がここを通過して、他市に移動することが明らかなわけです。にもかかわらず、いや、ここは住宅地だから、住宅地で残してください、というようなことを言っている人がたくさんいるというのを聞いておる。それは、実際今車が入ってないから、住宅地として残したいと思っても、都道の縁に住宅地として残すなんていう考え方はあんまり幼稚すぎるわけです。そういうあたりの説明をしっかりしなきゃならないと私は思うんです。その地域の人たちから請願書が出てくる。そんなものを受けて、やはりそれには、住宅地は住宅地としてのしっかりした地域を選んであげて、住宅地はこういう環境でこういうものをつくります、だからこっちの方に移っていただいて、そういう説明ができなければ、これからのまちというのはできないんじゃないか。

特に日野駅前をこの住居環境だけで残すということであるならば、私はそんなに、何も心配はないわけであります。しかしながら、日野市においても、この限られた土地しかないわけです。この日野駅周辺の一つの核として日野市の20年、30年、また100年先の街づくりを進めていくということになりますと、やはりそれなりのことは考えて実行していかなきゃならないんじゃないか、ということを私は感じておるわけです。

また、こういう面で、私は今都市整備部長が説明をいただいたこの面について、このぐらいでやむを得ないのではないかなとは思いますけれども、やはり前向きに、これからの街づくりは市民参加でやらなきゃなりません。そして市民が協力してよかったという余韻が残ったようなまちをつくらなければ、不平不満が絶えないわけです。確かに区画整理が終わってまちができた。そして住居環境は整った。税金が高い。それだけでは、私は意味がないと思うわけです。やはり目的を持って区画整理をするということになりますと、それぞれ地域の皆さんが負担しなきゃならないわけです。その負担を軽くするためにも、やはり核になるものをつくりながら、そして負担する部分を負担していただいて、考えておくということが、私は大切なことである、とこのように思います。そして、私もちょっとうっかりしておりまして、大変失礼しました。この第２次のこのモノレール構想は、そうしますと、例えば立日橋から来たあの都道から甲州街道を通って日野駅に来るというのが構想であるわけですね。今の説明の仕方では。それで三小の方に行って小宮駅に向かい、箱根ケ崎に行くそういう説明だったですね。そういう形で、もうそれが事業決定しておるわけでありますのがその部分を、もう一度、ちょっと教えていただきたい。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　このまず後段の、多摩都市モノレールの構想路線ということでございます。構想路線としては全体で、現在事業認可されておるのは16キロということで、上北台から多摩センターまでこれは決定されておるわけでございます。そこで、今度の東京都の見直しの中で、新聞等にも掲載されておりましたけれども、上北台、箱根ケ崎、これを事業化すべき路線と、その先の、今までは構想路線でございました、この一部分を事業化していきたいというふうな路線に加えたと。さらにもう１点は、多摩センターから町田方向ですね、この区域についても導入空間の確保に着手する路線として、要するに事業の決定をしていきたいというふうな路線として発表されておるわけです。

それで、この中で、今先ほど申し上げた構想路線というのが、東町から今の甲州街道にぶつかりまして、甲州街道をずうっと通って日野駅へ行きます。それで日野駅から三小の前のあそこの都道を通りまして、ちょうど昔の緑が丘という地域の八王子境でございますけれども、ガソリンスタンドがございます。あのガソリンスタンドの所から真っすぐ小宮の駅の方へ下がる。これが構想路線として決まっておるわけです。それで小宮の方からさらに秋川の方へつながりまして、この箱根ケ崎に将来的には八王子方面につながる。これが構想路線として決まっておる路線でございます。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　はい、わかりました。どうもありがとうございました。

こういう形で事業決定をされているものであるならば、あえてこういう形で進んでくるから、私はよろしいかと思いますが、そういう面で、ここをやるということになると、大変なことだなあということを感じたわけであります。

それと道路の部分、この舗装にならないで困っているという部分は、また私の方でよく説明いたします。

そういう中で、これらの問題も、やはり先ほど私が申し上げましたように、この日野市の特に本町二丁目から四丁目にかけて、この地域でとりあえず区画整理が必要だなという部分は、今私が申し上げたような所までの範囲内でどうにか解決つくわけです。そういう面で、ぜひ、あそこは日野図書館からずうっと真っすぐ行って、普門寺の所を通り抜けて真っすぐ行くと用水にぶつかり、その用水に面して都道の日野３・４・８号線まで抜けるならば、あの地域の狭隘な道路の部分の困っている所はすべて解決できる。その部分の一部に舗装にならないで困っている土地がありますから、これらの部分を組

み入れて、今後の本町地域の区画整理の再開発も兼ねたところの街づくりについての話し合いの中に、その地域まで広げていただきたい、私はこのように思うわけであります。

そして、日野市も、今は区画整理、特に新町、栄町の方は遺跡調査等を今盛んにやっております。そして私は少なくとも、ここには都道が、新町、栄町には都道の日野３・４・14号線が来るわけです。これは既に事業決定された日野３・４・14号線ですから、私は、この道路を日野市では協力しなきゃならない、こういう部分があります、私はこれらの地域の、総合的な日野市の核をつくるには、このあたりの取り込んだところの構想というものが、今後は必要になってくると思うんですね。限られた面積の中で、住宅も多少密集しているわけです。それで40坪以下の人も結構、建売で買った人たちは、そういう家に住んでおるわけですが、これらの問題を解決するということになると、少し面積が余計にないと、区画整理に協力する事業の面積がないと、なかなかこれらの事業はできないと思うわけです。そして、この空間を利用するということになると、相当日野市だけの予算ではとてもとても、私はこれはできないと思います。そうかといって、じゃあだれがやるのかということになったら、地域の住民にはできない、と私は思うんです。少なくとも日野市の駅周辺が一つの街づくりの核ということになるということであるならば、やはり核になれるようなものを構想しなければ、私は意味がない、とこのように思っておるわけであります。私なりに考え方はまとまってはおるんですけれども、これらの問題については、私だけの力ではできないし、また日野市長初め、皆さんの力も必要であると思うし、また地域の住民の皆さんの考え方も必要である思うんです。そして、そういう皆さんの情熱と熱意があるならば、私は日野駅前の開発もそんなに難しい問題じゃない、とこのように思っておるわけです。だから少なくとも、じゃあどういうまちにしたらいいのかという構想を、しっかりしたものを立てていただきたいなあと。少なくとも、駅周辺ですから、２種住専ぐらいの住居で終わってしまうならば、私は意味がないと思う。まあ２種住専でもいい場所もあるでしょう。しかしながら、もっとこの日野市の将来を考えたときに、企業もほかに安い土地の方に移転してしまうような部分もあるでしょうし、そういう中で、やはり、少なくとも日野市の消費者の人口もふやさなきゃならないという部分が多分出てくると思うんです。そういう街づくりの専門家を動員しながら、構想を固めていくということが、将来にわたって私はいいんじゃないかな、ということを考えております。

私もこの間、機会があってちょっと仙台に行ってまいりました。仙台に25年ぐらい前私が行ったときと比べると、もう雲泥の差なわけですね。そして道路分、下に道路が走っ

ている部分については、上の部分が歩道橋で、渡って歩けるような部分ができておりました。ああ、いいまちになったなあということを感じて、私は帰ってきたわけであります。やはりそのような、私たちにも十分知恵がまだありませんけれども、このやる意欲と情熱があるならば、それなりのまちは、またそれなりの私たちが夢を託すような街づくりというものは、私はできる、とこのように考えております。ぜひ、そういう面で、私が今申し上げましたようなことを、また皆さんと勉強会を持ちたい、とこのように思っておりますもので、ぜひ、そういう面で今後、これらの問題を取り入れていただき、少しでも日野駅周辺の街づくりをしてよかった、そして子孫の代にも残るような、そういうまちをつくっていただきたいな、ということを私自身感じております。市長、何か一言ございましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野駅周辺というのは、日野市の３大交通の拠点でもありますし、また商業核になる地域であるということは、もう言うまでもないところであります。天野議員さんが地元の議員というお立場から、いろいろと御心配をいただくお気持ちも、我々も大変ありがたく存じておるわけでありまして、道路にはそれぞれ管理責任者が日野都市計画に基づいて事業を遂行するという役割があるわけでありますし、大きな性格は既に一応整っているわけでありますから、それをなるべく具体化する方向に押し進めていくということが今日の課題になっておるというふうに存じております。日野駅のごく近い距離でありながら、森町、あるいは北原界隈が、甲州街道から多摩川寄りの方側にまだまだ都市整備の未解決な状況が多々残っておるわけでありまして、これらに積極的に取り組もうというのが、現在のまた日野市街づくりの当面の事業にもなっておるわけであります。既に地元には幾つかの組合施行による区画整理事業が取り組まれ、それからまた、森町、北原周辺には、どのようなまちに将来を構想すべきかということで、地元の協議機関も、コンサルタント業者、専門家を含めてだんだんと話が煮詰まってくるものというふうに期待をいたしております。

日野駅周辺は、まさに日野市にとっては一つのターミナル、交通核にもなる場所ではありますが、さればといって、大きな経済圏を控えたその拠点というわけではありませんから、日野市は日野市なりのと申しましょうか、あの地域にふさわしい状況をつくり出していく。ある程度の商業区域をふやす、あるいは中高層ビルの建築を可能にする、こういう施策は必要だと思っております。そのためのまた資金導入、こういうことも重要な課題でもあることは言うまでもありません。一挙にというわけにはまいりませんか

ら、一歩一歩と確実な歩調によりまして、御指摘の地域の課題を解決をしていく。やっぱりさしあたりは都道３・４・８号線の完成、これに伴って下水道の工事もまた可能になる。こういう事情もございますので、ＪＲ当局も今、技術的に真剣な対応をしていただいております。

何か道路が非常に下がって、その道路沿線の生活に大きな支障を来す、こういうことがあってはいけませんから、調整のできる設計をしていくということになることは、当然だというふうに思っております。必ずしも今、技術的に明快なお答えができないことを残念と思っておりますけれど、御指摘の事柄につきましては、すべて一々ごもっともだというふうに拝聴しておるところでございますので、一歩一歩という言い方を先ほどいたしました。確実な取り組みによって、そして具体的に地域に十分納得のされる、また将来の期待のできるこういう街づくりをするということは、もう、当然の日野駅周辺の整備事業として重要なことでございます。今後とも、また地元の御指導もいただきながら、御協力をお願いをして、ここ余り遠くない範囲で地域の環境の整備を整えていく、というふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　市長の考え方、大体わかっております。そういう面で、私が申し上げたことは大体かなえていただけるということでありますけれども、やはり私は、日野市のこの駅周辺を今のまま、そしてこの地域の特に中央線から北側の部分の土盛りをして線路をつくっておる、こういう部分については、やがては、もう耐用年数も来ておると思うし、特にこの地域の複々線が具体的になってきた時点では、恐らく高架になってくるだろうと思うんです。そういう中から、やはりこの地域の商業圏というものは、今市長が言っていたような小規模といいましょうか、特にこの地域の住民が、こっちから全部集まっても10万はないでしょうからね。そういう面から見たときには、確かに日野市の中でショッピングしたりなんかして買うということになると、それは聖蹟桜ケ丘や八王子や立川のような、そういう大きい商業圏を確保するということは、難しいことは、これは事実であります。

しかしながら、今の状況では、日野市の消費者の実態調査などから見てもわかるように、2,000円以上の買い物をするときには、外へ行ってしまうんです。少し大きい5,000円ぐらいのものを買うときには、立川や八王子や聖蹟桜ケ丘の方に行って、安い所の物を買って帰ってくるというのが実態であります。そういう面では、私は、これらの顧客を押さえるためにも、少なくとも必要なものは日野駅周辺へ行けば、この10万なら10万

の人口で結構だと思うんです。この部分の人口が日野市に買い物に来る。ましてこれから第２次モノレール構想が具体化になってきますと、当然、小宮や、また箱根ケ崎でしょうか、向こうの方まで発展していくということになりますと、向こうからも日野市の駅前でそういう商業圏があるならば、来る可能性だってあるわけです。今までは、何にもないから、日野市で物を買わなかっただけであります。そういう中から、私は、少なくとも日野駅に行けば、必要なものはある程度そろうというようなものは、確保するということは大切なことじゃないかな、ということを感じておるわけです。

そんな大規模なやつをつくるったって、用地もありません、できるわけありませんから、そういう日野駅の、先ほど申し上げました土盛りしている部分が複々線になれば、当然高架になって、その部分が空間になってあいてくるわけです。そして、そういうものを生かしながら考えるならば、それ相応なものは考えられる、このように思うんです。そういう面で、あえて私はこの場で発言しておるわけです。

私どもは、これらの問題を解決するには、特に中央線の三鷹―立川間の複々線が平成９年にでき上がった場合には、今度は立川―高尾間の複々線の事業を要望するならば、これは可能になってくる。そういう面で、市長は９月にそういう構想を出して引っ込めちゃいましたけれども、この部分については議員の皆さんが必要であるということで、議員提出議案で要望書が出てまいりました。こういう面に沿って、今後、十分検討するということは、必要であると思うわけです。やはり、先手先手打っていかなければ、なかなか後手後手に回ってしまうと、少なくとも今後、この立川から多摩センターまでのモノレールができた場合には、東町から万願寺、石田あたりの消費者というものは、多摩センターなり、また聖蹟桜ケ丘の方に行って物を買うということは十分考えられる。日野市で物を買わない人がどんどんふえてくるわけです。要するに2,000円前後のものは近くの店で買って、あとのものは子供とショッピングがてら行こうとか、そういう形のものになってしまうということが、十分考えられるわけです。そういう面で、私は少なくとも、こういう問題に対しては、やはり基本計画の中で具体的に位置づけをしながら、そして一歩一歩進めていかないことには、これらの問題を解決するということはできないんじゃないかな、ということを強く感じておるわけです。

先ほど申しましたところの、これも本町の周辺の道路が舗装にならなくて困っておるという所と、住んでいる所の大部分の地権者は、道路をセットバックして広げるのを協力しても、その１人の人が協力してくれないためにできない。こういう部分については、やはり市長サイドで地域の住民が困っておるわけですから、これらの問題については、

ぜひ私の方から、よくまた部課長に相談しておきますもので、市長の方から要請していただいて、これらの問題を解決していただきたいということを感じるところであります。

そういう面で、ぜひ、日野市も変わってまいります。そして、私たちもそれなりの希望を持って今日まで議会活動を続けてきておるわけです。こういう私どもの考え方が少しでも市政に、また地域に反映できればこれでいい、ということを私は強く感じておるところであります。そういう面で、ぜひ、私どもの方からも、今後、考え方をまとめて相談をしたりしたいと思っております。ぜひ、よろしくお願いいたします。これらの質問を終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって１の１、日野駅周辺地区の街づくりを問うの質問を終わります。

一般質問１の２、商店街、市道の街路灯の設置は基本計画の中で策定せよの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

○16番（天野輝男君）　今年度より予算がマイナスになりますと、一番弱い部分の影響が出てくるようであります。それがこの商店街の街路灯であり、市道の街路灯が20ワットから40ワットになって、まだ日野駅周辺であっても、この間通りましたら、大変蛍光灯も、４年目ですからね。蛍光灯が何か余り、当時つけていただいたよりも暗くなってきておるように私は思ったんですね。40ワットのところから20ワット、うんと確かにこれは暗いわけですね。20ワット以下の光しか放ってないんじゃないかなという所が本町にはあるんです。

たまたまこの間、豊田の南口の所で御飯食べておりましたら、風が吹いてきちゃったんですね。何かどかんと音がして見に行ったら、ちょうど豊田の商店街の傘というんですか、これが落っこったんですね。それで商店街の人、会長知っているものですから、ここはいつごろつくったということを聞きましたら、いや、この中で揺すると落っこってしまいそうなのが随分あるんだ。３カ所か４カ所あって危なくてしょうがないんだ。それで市の方に要望しても、なかなかことしは予算がないということで、つくっていただけない。何とかしてもらえませんか、という形で、たまたま私の所に、その商店街の会長の方が知っておりましたもので、私の所に参りまして、それで私、ちょっとこのことについてということで、電話で係長だったでしょうか、言いましたら、いや、天野さん、ことしは予算がなくて削られてしまったために、そのような部分の補修ができないんだ。だから、もうちょっと待ってほしい、ということであったものですから、あえてこれらの質問をさせていただいておるわけであります。

少なくとも新しく物をつくるならば、6年、7年たてば、この電気も耐用年数が来て、だめになってくると思うんですね。また、傘だって、要するに金属部分に接着しているわけですから、この部分の接着剤が雨風に当たって、絶えず野ざらしであるわけですから、こういう部分の接着剤も当然はがれてきてこれは当然だと思うんです。そういうのは、少なくともそういう現実的な計画を立てて、ああ、ここは何年たったから直そうとか、補修しようとか、そういうような、やはり物をつくった以上、そういう心がけというものが必要じゃないかと私、思うんです。そういう面で、私はこれらの問題を取り上げさせていただいておるわけです。ぜひ、皆さん方の要望が、街灯が暗いからと言われて初めて気がついて動くんじゃなくして、やはり年次計画を立てて、確実に作業を進めていただいておるならば、この街路灯の基本計画を見れば、じゃあ、ここは、よし直していこうという計画が立つと思うんですね。これだけやはり日野市内の中でいろいろの事業が拡大されてまいりますと、これらの問題を、すべてを計画どおりに進めていく流れ作業といいましょうか、そういう問題が必要である、と私は思うんですよね。ぜひ、そういう面で、これらのことについて今後、具体的に進めていただける方法がありましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　街路灯につきましては、20ワットからの40ワット化事業というのを、平成元年度及び4年度に実施したわけです。この2回にわたって、元年度には2,260基、それから4年度では1,282基の40ワット化、照度アップの事業を完了したところです。まだ必要と思われる箇所で、40ワット化の必要と思われる箇所がまだ数百は残っていると思っております。しかし、これは今後、2回にわたって一斉に実施したような40ワット化という事業ではなくて、年次的な対応で十分可能であろうという、そういう範囲になっております。一般の市民の皆さんからも、まちが明るくなった、あるいは防犯上歓迎する、といったような声も寄せられておりますので、こういうような状況の維持は当然していく考えであります。議員さん御指摘の老朽化した箇所、この老朽化したものから順次取りかえる作業を行ってきましたけれども、御指摘の箇所については、調査の上、早急に改善できるように努力したいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　豊田の駅の南口の街路灯ということで、多分、商店街がつくった街路灯かもしれませんので、一応、その件についてお答えしたいと思います。

商業施設としての街路灯は、商店街の装飾街路灯として一般の街路灯と区分しております。この商店街の装飾灯につきましては、その商店街の会がみずからの費用負担によって設置し、維持管理することが基本原則のことになっております。市といたしましては、この商業施設の設備につきましては、要綱を定めまして、一定の条件のもとで補助金を交付するようになっています。今現在では、２分の１を都の方から補助いただき、４分の１を市で、商店街の負担が４分の１というようなことになろうかと思います。また、これらに必要な電気料についても、市の方で要綱を設けまして補助しているわけでございます。その後、傘が落ちるとか、または電球が切れるとかというようなことが起ころうかと思いますが、この維持管理につきましては、その商店街がそれぞれの会費を出してやっている中で、電球が切れれば来るとか、また補修の部分があればそういうことをするということが建前になっております。また耐用年数等が過ぎて、一定期間のもので老朽化するというようなことになりますと、またこれにつきましては、産業経済課の窓を通しまして、相談いたしまして、これはまたそれまでの間には、管理の上でどういうふうにするかというようなことを常々指導もしていますので、積立金とかそういうものとの兼ね合いやいろいろのことで補修計画を出し、そしてまた補助ができるものであれば、それを受けて改修工事をするとかということに進んでいこうかと思います。一般的な、つくって耐用年数まで来ないようなものが、一部球が切れるとか、補修が起こるとかということになりますと、その商店街の責任でそれを補修するということになっているのが現状でございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　街路灯については、数百基残っておるけれども、今後、計画的にやれば、作業が進んで解決できるということであります。ただ、やはり、この20ワットから40ワットにかえて、この40ワットの街路灯になって、当然耐用年数も来るわけですから、いえば、かえていただけるような形であっても、やはりこの数千基の街路灯がこのつけた時点で大体わかるわけですから、今後、やはりこういう問題は計画的に予算を確保して、景気がよかろうと悪かろうと、市民に困るような部分については、予算をしっかり確保して解決するということが、私は市民サービスの行政じゃないか、とこのように思うわけです。

そして、今、商業の街路灯については、聞いて私も初めてわかったんですが、都で２分の１出して、日野市で４分の１、地域の商店街で４分の１を負担しておる、こういう

説明であります。そして、随分高飛車じゃないですか、言ってることが。この特に電球の切れた部分、こういうものは地域の商店街でお金を確保しておいてかえる、とそういう今説明だったですね、部長は。それで、こういう問題、耐用年数についてはまだ要綱で決めてないと。要綱で決めてないから、こういう問題はよく話し合ってもらいたい。窓口へ行ってるんだよ、この地域の商店街の会長を初め。あなたが知らないだけだよ、それは。そういう面で、何ですか、その説明の仕方は。やはり、市民が困って来たんですよ、日野市に。それで、その後で困って私の所にまた来たわけです。私、そのときに現場にいましたからね。それで、会長さんが私の所に来たわけです。それで説明の仕方が、予算がないからことしはできない。そういうふうに窓口の人が言ったんです、多分。それで困って私の所に来たんです。もし、また風が吹いて、傘が落っこって怪我でもしたら、商店街で管理しているということで、迷惑かかってしまう。だから、何とか補修工事していただけないか、という形で私の所に来たわけです。そういう面で、なぜそのぐらいのことが、少なくとも市民サービスを主張している革新市政ですから、なぜそのぐらいのことができないのかということを言ってるわけです。もしけがをしたら、商店街の人が管理しているということで、その危険した部分の補償はするんですか。そんなこと通らない、と私は思いますよ。少なくとも、補助金は日野市で４分の１出しているわけだから。日野市にこの行政責任は、商店街でそれだけの補償をすることはできないわけです、そして予算があれば、多分直すんですよ。直せないわけですから、やはりこの部分については、日野市でしっかりした対応をとるべきじゃないですか、いかがですか。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　商店街でつくります、この商店街活性化によりますこの事業として街路灯をつくる部分につきましては、先ほど私が説明したとおりのことでつくるわけでございます。そして所有者も商店街で、道路の管理者である、市である場合、また都である場合、国である場合、それぞれに使用願いを出しまして、道路占用願いといいますか、そういうような形で、あくまでも商店街がその所有者になっておるわけでございます。それで、法的な役割を果たす分が、商店街のこの設備につきましてもあるということで、市の方でも電気料を２分の１の補助だとか、またはつくるときの補助とか、そういうようなことを行っておるわけでございます。この補修等につきましては、いろいろ今回も日野台の商店街でもつくったわけでございますが、管理自体は、そういう今話したようなことで、どこの商店街もやっているのが現状でございます。今後、

この問題で、そういうことでその管理の問題等がいろいろたくさん問題があるとかということであれば、またこれはさらに検討しなきゃならない問題であると思いますが、修理ができない、または予算がないというようなこと、ちょっとどちらの課に行って聞いたのか、調べなきゃわからないわけですけれども、多分、街路灯の方と混同している部分があるかもしれませんので、細かいことはまた建設部の方とも相談して、できる範囲のものは協力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　私は、これは商店街の街路灯のことを言ってるわけですから。そして、二つも三つもと言うけれど、一つは実際落っこったわけですよ。私の見ている前で落っこったです。見ているというか、ゴトンと音がしたから、ちょっと窓あけたら、傘が落っこったんです、１メートルぐらいある傘が。それが落っこったわけですよ。そして、その傘は、一つ落っこっちればほかの傘も落ちるのではないかとそれで商店街の人が言ってるわけです。そこで揺すると危ないのが３カ所か４カ所ある。それを直さなきゃいけないでしょう。そして市の方に、こういう形で何とかしてくださいと来たんでしょう。この補修するお金を出していただけませんかという形で私は来たんだろうと思うんです。そしたら、いや、ことしはマイナスの税収だったから、各部５％の圧縮財政を組んだから、ことしはちょっとできないから、という説明を受けて、困ってきたわけです。どうしましょう、という形で私の所に来たわけです。だから、一つ落っこって、それで彼ら調べているわけですよ。そうしたら、あと４カ所ぐらい落ちそうな部分がある、とこう言って心配しているわけです。やはり日野市で４分の１の補助金を出して、そして任せている限り、やはり地域の商店街の皆さんに負担がかかるようじゃいけないんじゃないですか、お金のことまで心配させるようなことあっちゃいけないんじゃないですか、ということを私、言っているわけです。それで、少なくともこの部分の危険な箇所の傘については、一日も早く固定なら固定をして、そして市民が下を通ってもけがのないように安全対策を万全にしてくださいよということを要請しているわけですよ。市長、この部分についていかがでしょうかね。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘の気持ちはわかるわけでありますが、それぞれ事業には管理区分というものがございます。つまり、商店街の街路灯というのは、商店街の事業として新設や改良がなされます場合には補助対象にし、一定の財源を提供するという仕組みがございますが、維持管理は商店街自身が責任を持っていただくというのが、こ

れはもう一般の行政の当然の筋道でございまして、その際に、特に資金をもらって利用する場合、あるいは特別な配慮をする必要がある場合、こういう場合には、またそれなりの対応をするということでございまして、今御指摘の点につきましては、私自身も早速調査をして、きちんとした説明もし、御理解もいただき、また対応も考える、ということでお答えをいたしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　そう言っていただければ、また私も商店街の人にも十分、こういう形で言っておるという形の答ができると思うんです。しかしながら、私は、この日野市の行政の進め方を７年間見てきておるわけです。そういう面で、この日野市の中の、特に事業団とか、そういう所に対しては、人材があって、東京都や国の基準から見ても、５名から――例えばの話ね、浅川の特別養護老人ホームの中の、要するにあそこの人材の確保だったんですね。あそこ、東京都の基準というのは、国よりも５人多いわけですよ。――それよりも７人も多い、そういうような行政が組み方をしておって、こういう所に対しては、確かに管理を任しておる。それはわかりますよ。しかしながら、この部分については、やはり厳しいということは、市民本位の政策じゃないな、ということを感じざるを得ないんですね。ぜひ、そういう面で、この市民の要望を重点的に考えて、そしてこれらの問題を取り入れていただいて、危険な箇所はすぐ直すべきだ、と私はこのように思うんです。そういう形で、一日も早く直していただけることを期待して、この種の質問を終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって１の２、商店街、市道の街路灯の設置は基本計画の中で策定せよの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時28分　休憩

午後１時６分　再開

○副議長（高橋徳次君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

本日午後、議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いします。

一般質問２の１、地域の諸問題についての通告質問者、簾野行雄君の質問を許します。

〔5番議員　登壇〕

○5番（簇野行雄君）　それでは一般質問をさせていただきます。

通告の問題に入る前に、私、ちょっと気になっているもので、せんだっての市長の予算編成方針と事業についての中の発言について、聞いてみたいと思っております。これは通告してありませんから市長、もし答弁の必要を認めないということなら、別に答弁は結構です。

基本姿勢ですね、最初の。この中の2ページの最下段、いろいろ東西対立から、ソ連邦、あるいは共産党を変えたいということで今、民族、宗教、あるいは極端な国家主義といいますか、そういうことが原因で非常に、世界的規模でないにしても、地域紛争が非常にふえてきたということで、「この問題の解決は国連中心、あるいは平和的手段により、協調によって解決すべきだ」と、これはわかるんですよね。しかし、果たしてこれで、こういう問題が解決できるのかということなんです。せんだっての湾岸戦争にしても、あれで多国籍軍といいますか、の派遣によって早い時期に解決したんですが、あれがなかったらどうなったでしょうか。結局、イラクのクウェート侵略がそのまま通ってしまった、とこういう事態になる可能性が非常に強いわけです。右へならえで、そういう紛争が世界各地に続発するに違いない。これでいいのか。これはうたい文句でしてね、確かにこれはいいことです。平和的手段によって国連中心で解決すべきだ。しかし、これは学者、文化人ならいいんですがね、これで。少なくとも、政治に携わっている人は、これで済まされないわけです。これでできなかったらどういう手段で解決すべきか、とこういうことだと私は思っております。

いま一つ、その次のページですね。「すべての民族が平和な世界で共存できるように国際平和の大きな流れをつくり出すことが必要と考えます」と、こういうことが言われております。今、世界を見ますと、むしろ逆の傾向にあるわけですね。一つは技術革新の問題、あるいは環境破壊の問題、資源、エネルギーの問題とともに人口問題があるわけです。むしろこの方が大きな問題であるし、解決が難しい問題ではないか、というふうに言われているわけです。今人口がどのくらいのスピードで増加しているかですが、10年間に8億ぐらい世界の人口は今ふえているそうです。8億といいますと、西暦元年で約4億、これはどうしてこんな数字がわかるのかと私、不思議に思うんですけれども、ほぼ正確な数字らしいんですが、4億の人口があったわけです。それが倍になるのに――8億ですね――1800年かかって倍になったわけです。まさに爆発的な規模で今人口がふえているわけです。近い将来、70年後には、世界人口100億という時代が来ると言わ

れております。大体許容規模がですね、地球の、100億のちょっと上ではないかというような見方もあるわけです。困ったことに、これが貧しい国で人口が爆発的にふえている、豊かな国で逆に人口が減ってきている、とこういう現象が起きているわけです。

昔ですね、昔じゃありませんけれども、1800年代の初頭、カール・マルサスという経済学者がおりましたけれども、これは『人口論』という有名な本があるんだけれど、この人がこういうことを言ってたわけです。人口は等差級数的にふえていく。食糧は――いや、逆です。人口は等比、倍々ゲームでふえていくと。わかりますね。しかし、食糧はそうはいかない。等差級数的だと。いつの時代かに、戦争とか、あるいは飢饉とか、疫病だとかで結局これは調整せざるを得ないんではないかと。非常に悲観的な見方をしていたわけですけれども、その後、産業革命に伴って、非常に農業生産がふえてきた。あるいは新大陸が発見されたということで、そういう事態にはならなかったわけですけれども、これからはそうはいかない。日本とかヨーロッパ、米国とかの先進国、豊かな国ですね、そこでは人口が減ってきている。よく合計特殊出生率という数字があるんですけれども、これが日本では一昨年でしたか、1.53になってしまった。大体、人口を維持するには2.08ないし2.1ぐらいの出生率が必要なんだそうですけれども、近い将来に減少傾向に向かうんではないか。今から50年後には、日本の人口は４分の３になってしまうんではないか、というようなことも言われております。確かに民族が、すべての民族が平和の世界で共存できる、これが理想ですけれども、果たしてどういう手段で、どういう方法でそういう世界を生み出していくかが課題ではないか。まさか、これは市長自身執筆したわけじゃないですから、分析、起案者になれというわけにはいかないでしょうから、ひとつ、市長の見解があったら、聞かせてもらいたいな、このことをまず申し上げておきます。

それでは、通告の問題に入ります。

まず、駅前文化施設について。これは、城址公園の駅前に市の土地があるんで、ここへ文化施設をつくってもらいたい、という市民の要望が、地域の要望がかないまして、それに対応して懇談会を設けて、ようやく結論が出まして、それに基づいて、実施計画まで話は進んでおります。しかし、いろいろ問題が出てきた。一つは、解体から建設まで、２年を予定していたわけです。ところがその間、２年間、図書館を閉鎖し放しにしておくわけにはいかない、とこういうことで、これは初めからわかっていた問題といえば問題ですけれども、今の地区センターの１階を使ってそこに仮の図書館を開設するか、あるいはほかに場所を求め、プレハブでもいいからそこで図書館を、小規模でもいいか

ら続けていかなければならない、とこういう問題が出てきたわけであります。なかなか両方ともいろいろ問題がある。あの地区センターが非常に利用率が高いわけです。それで、１階を果たして図書館に提供しちゃって、それで住民から苦情が出ないか、利用者から苦情が出ないかという問題があり、また、建物が古いんで、あのままでは図書館を図書室にするわけにはいかないという問題もあるようです。また、他に用地を求めて何とか図書館を続けていこうということも、なかなかあの近所にそれだけの用地が見つからないわけです。何とか私、地域の問題ですから、どこかないかなと考えて、ある土地の地主さんに話したところ、そういうことで市の要請があるんなら、提供してもいいよということに、現段階はなっているわけです。この対応をどうするか。できれば当初の約束どおり、解体、遺跡調査、それから建設というふうに、２年ということで私は、市の担当者が２年でやりますよということですから、地域の皆さんにも申し上げてあるんで、今さらもっと延びそうだとも言えないわけです。確かに、裏では財政的な事情もあるいはあるのかもしれません。相当多額の建設費がかかるわけですから、ひとつこの見通しなり対応をどうしてくれるかということを、まずお伺いしたいと思います。これが一つです。

それから、以前にもこの問題は取り上げたことがあるのですけれども、平山苑という地区がありますけれども、これは市長もよく御存じの地域ですけれども、あそこが旧造成法によって、多摩丘陵ではまず最初に開発された地域なんです。それで、ろくな施設もない、道路もそんなわけですから、まだ公道にすべき道路が私道のまま残っちゃっているわけです。地区センターはおかげさまでできた。あるいは公園もほとんどないんですけれども、あれに隣接して今度は平山京王緑地ですか、公園的なものができるわけで、これもまずクリアできたのではないかと思いますが、道路問題ですね、これからの問題。地域の自治会の方が非常に熱心で、私道整備の補助金をいただいて、また自己負担も相当出しているようですが、道路整備は確かにやっておりますが、毎年大雨が降ると、どっかで事故が発生します。その都度市にお願いして、災害対策費ということで面倒を見ていただいておるわけです。しかし、いつまでもそんなことで放っておくわけにいかない。いま一つは、もし万一道路の欠陥で事故でも発生したら、とんでもないことになるという、今までは幸いそういうことがなかったんですが、可能性もあるわけです。ぜひ、ひとつこれに対応していただきたい。いろいろ問題はあるようです。一応地権者の同意も確かに必要なはずであります。自治会の人に聞いてみると、あそこに住んでいられる方の同意はほぼ100％取れた。あとは不在地主の問題ですけれども、これもほぼどこに住

んでいるかもわかったので、それについての今要請をしているんだ、という段階のようでありますが、いろいろこれについて問題があります、確かに。公図と現地が合わないとか、その道路が市道として受け入れるには、多少構造的に問題があるとか、あるいは当時の雨水、排水管とかの所在がどうなっているんだかさっぱりつかめない、とこういうような事情もあるようですけれども、ひとつ適切な指導をいただいて、ぜひ、早くこの問題を解決してもらいたいということです。これが第２点です。

それから、御存じのとおり出生率の低下に伴って、学童が急激に減ってきたという事情があります。私の地域に私議員になるときには、学校問題、義務教育の施設については、平山中の建設とか、平山小の移転とか、あるいは滝合小の問題、先輩がよくやってくれて、もう私の任期中は問題ないかと思ってたんですが、そうもいかない。逆の現象が出てきたわけですね。今年度の入学者は確かに辛うじて２学級の編成でできるらしいですが、見通しとしてほぼ正確にこれは見通せるわけですけれども、１学年１学級だ、それも全部20人台だ、とこういうようなことになるようであります。子供が少ないからよく勉強も教えられるんではないか、とこういうふうな見方もあるいはできるかもしれませんけれども、過少校ですね、いろいろ問題を抱えているわけです。

まず第１に、運動会の案内状が来て行ってみますと、非常に運動会やったって寂しいですね。幾人も広い校庭にいないわけです。学校にまず活力がなくなってしまう。またいろいろの運営についても支障を来す、とこういう問題があるようです。平山小もあるわけですけれど、理屈から言えば、両方一緒に合わせばちょうど適正な規模になるというようなことも言えるかもしれませんけれども、一挙に学区再編成でそう持っていくのも、これは非常に抵抗があるはずです。あるいは学区再編成をして、もっと平山地域の方へ地域を広げたらどうかということも一つの考え方ですけれども、これもいろいろ難問があるわけです。北野街道を挟んで南側の地域は平山台小へ通学してもらったらいいじゃないか、とこういう確かに解決案も一つとしては考えられるわけですけれども、今学童が非常に少ないんで、仮にもしそうしたとしても、あんまり平山台小の学童数が調べてみるとふえないようであります。また、地域の自治会なりが、学童が、通学区域が、通学校が２分されてしまうというような問題も出てきます。これについての過少規模校の対策をこれからどう考えるのかと、これが三つ目の問題であります。

いま一つ、私の区域は、東西の道路は終戦直後、曲がりくねった都道があったのを、これは本当の終戦直後なんですけれども、今の通称北野街道と言いますが、あの道路ができて、東西交通はまずまずそう問題はないはずです。あと南北の道路ですけれども、

今何といいますか、昔２・２・６号線と言っていたんですけれども、平山橋から京王住宅へ抜ける道路ですね、あの道路は確かにおかげさまでよくなりました。それから駅前の進入路、これも整備され、滝合橋の立体化も見てもらって、あの線もまずまず問題ないはずですが、ほかにまだ昔ながらの６尺道路が何本か南北に走っているわけです。私、もう10年も議員をやらしていただいて、何とか西平山の区画整理の問題とか、駅前の施設の問題だとか、解決の緒についたんではないかな、とこういうふうに考えていたわけですけれども、ある人から、篠野さん、道路はなっちゃいないじゃないか、とこう言われて、なるほどなあと私、責任をそのときにも感じたわけですけれども、普通、車でも行き違いできないような道路が多くまだ幾つか残されている、何本か残されているわけです。こういうことらしいんですね。あの建築基準法というのは、昭和25年11月に施行されたんだそうです。それで、その時点で、４メートルに達しない道路、建築基準法では、建物をつくるには４メートル道路へ面せよ、これが条件だということで、じゃあ４メートル未満の道路では建物を認めないよ、家を建てるのを認めないよ、とこういうわけにもいきませんので、いわゆるセットバック方式ですね、これを法的には採用しているわけです。考え方としては、さっきも天野議員もちょっと触れられましたけれども、そういう道路に面している。それが厳密に実施されていれば、狭い道路の問題は発生しないわけです。多分、もうあれから40年以上たっているわけですから、考えてみますと、そういう狭い道路に面している家も、大多数、100％と言っていいほど建て替えられているわけです。そのセットバック方式が厳密に実施されていれば、もうそんな狭隘道路なんていうのはないはずなんですけれども、実情はそういかなかったということで、依然として旧態依然たる道路が残っているわけです。これは通行にも非常に不便ですし、だいいち消防車がいざというときに大型の消防車が入れないわけです。そういう防災対策からいっても問題があるわけです。日野市では、区画整理は他市に比べて非常に進んでいる。区画整理済み、あるいは区画整理予定地については、やがて道路もきちんと整備されていくでしょうけれども、ちょっと昔からの部落といいますか、そういう地域については非常に区画整理も難しいんではないかと思います。平山地区でも北野街道の北側については、平山橋から滝合橋までの間を区画整理してみないか、どうだろう、ということでアンケートまで最近したわけですけれども、どうも同調が得られないということで、すぐどうというわけにはいかないというのが現実であります。他の同じような地域も、おんなじだろうと思います。一応道路は何とか間に合っている。区画整理すれば、もちろんかなりきつい減歩が予想されます。それだけの果たして整備されて、メリット

があるんだろうか。ひとつ子孫の代のことまで考えて踏み切ったらどうか、という意見もあるわけですが、なかなかそこまで踏み切れないのが現実でありますし、また景観保持という考え方からいっても、地域の整備というのは、区画整理の碁盤の目のように道路をつくるばかりが能じゃない。昔からの景観を残しながら都市施設を整備していくべきじゃないか、という考え方もあるわけです。要するに面的、あるいは点的整備でこの問題を解決すべきではないか。現実の問題としてはそれ以外に方法はないと思うわけです。

ある本で、最近、ほかの自治体で、狭隘道路拡幅整備事業、こういうようなことをやっているということを本で読みました。どういうことをやっているかというと、例えば、税金の話からまずいきますけれども、セットバックした道路分については、これは固定資産税は免税するよ、とこういうことが一つあります。

日野市の場合にも、手続さえすればこれは、固定資産税は免税ということになっているようでありますけれども、現実にまだそこまでの手続は済ませないで、依然として固定資産税を払っているケースもかなりあるんじゃないかというような気もするわけであります。さらに、これは相続税ですね、相続税はそのセットバック用地については、側溝なり舗装で道路と一体となっていれば非課税だ、とこういうことについでに申し上げますと、なっているようであります。いま一つの方法として、例えば生け垣なり、あるいはブロックがありますね。セットバックによってこれを後退させますよという地主さんがいたら、この費用は市で面倒見ましょうというような方式をとっているようであります。その辺、何とかそんなことでもしないと、狭い道路はいつまでたっても旧態依然とした状態を続けざるを得ないんではないか。これは市で用地買収して、拡幅となれば話はこれは簡単なんですけれども、なかなかそうはまいらない。毎年の予算を見ても、そんなにそういうことで予算を使ってないわけですね。これはそういう形で道路買収して道路を拡幅するというようなやり方では、これは本当に改正をまつというのでは、いつまでたってもこの狭隘の道路の問題は解決できないんではないか、というふうに私は考えております。この対策についてどう考えるのかということが最後の問題です。ほかにもいろいろあるかと思いますけれども、まずこの4点についてきょうは質問させていただきます。

○副議長（高橋徳次君）　　旗野行雄君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　　今回の予算編成方針と事業方針についての議会冒頭での表明の中で御質問をいただきまして、「市政に取り組む基本姿勢」という表題の中で、特に、

国際的な平和に関する問題、この部分に関して見解をただされた、というふうに理解をいたしております。一個の自治体がどれだけの平和事業に貢献できるかということについては、多分にその微力が問われるわけでありますが、日野市は比較的これまで、日本国憲法の平和理念に立って、国際平和のために、特に核兵器廃絶、平和都市宣言を行う等によって、市民意識の高揚に努めてきたという経過はあるわけであります。湾岸戦争以後、この特に中東地域、民族問題、あるいは宗教問題、ちょっと我々には理解しにくいほどの原因による紛争がまだまだ数多くある状況であります。ＰＫＯ法案とかいう手段によってかなり国論を２分したというぐらいの経過もあったわけであります。大きな原則といたしましては、日本のここ第２次世界戦争、これらにまだまだ世界の不信感が払拭し得ていない。経済国力のみがかなり世界から注目をされておるわけでありまして、平和に貢献せよ、という意見も強いわけであります。国民世論といたしまして、国際平和の大きな流れをつくり出す、これが我が国が大きくリーダーシップをとれる立場にあるんではなかろうか。特に平和憲法を持っているということを世界に広く理解をしてもらう、こういうことは決して不可能ではない、というふうに言うべきではなかろうかと思っております。つまり、国際平和の大きな流れをつくり出す。自治体としても微力ではありますが、世界の平和理念に沿って役割があるということを、少し表明をしたということであります。

御質問の中に、特に一番世界平和を難しくしている一つの原因として、人口問題があるんではないか、という御指摘であります。私も、まさにそのとおりだと思います。つまり南北問題というのは、むしろ人口問題と言っていいぐらい、人口の爆発的な増加ということも大きな環境破壊、あるいは国際平和問題の重要な原因にも位置しておることもそのとおりだというふうに思っております。文明、文化が進めば、あるいは食糧の供給がある程度満たされるならば、だんだんと人権意識が進歩して、そうして何か個人のいろいろの意味での生活を尊重する、そういう意識が生まれ、人口問題がまたそれによってコントロールできる、こういう性格があると思っております。したがって、いろいろな諸産業は、私はむしろ、食糧増産のために大きな役目を果たす、その一段階があるのではなかろうか。それを単なる国と国との取引の力関係にしないで、何か民族が共有できる、そういう資源に対する意識が平和問題を解決する重要な手段ではないか、というふうにも感じるわけでありまして、つまり、紛争がなくなる、そういう大きな世界の潮流が生まれることによって、人類の文明、文化の意識が高まり、また食糧がある程度均てん化をし、そういう条件の中で初めて平和の到達点が生み出されるんではないかとい

うふうに考えておる、ということを少し申し上げた、こういう趣旨で御理解をお願いしたいと思っております。

マルサスの人口のまさに、食糧は級数で言うならば、低い方の度合いでのみしか増産し得ない、こういう原理は確かに事実だというふうに思います。やっぱり結論といたしましては、人類全体の文化度を高める、そういう国づくりをするということが、一番平和のために重要ではないか、こういうことを申し上げたい、こう考えた次第でございます。

あと御質問の中の地域問題ということで、平山駅前の文化施設の取り組みの課題、あるいは平山苑住宅地のこの特に道路の公道化、このことは一応手がけておりますので、解決が可能である、というふうに意識をしております。平山台小学校の過少規模化、過少規模になる懸念、このことにつきましては、教育長の方から御答弁をさせていただきます。

駅前の文化施設につきましては、手順といたしましてはかなり整ったわけでありますが、大きなちょっと取り組みに文化財調査という問題が、クリアするにはどうすればいいかという点で、難問がちょっと生まれた感じであります。事業そのものを先送りするという考え方ではございませんが、それらの手だてをここ２年ぐらいはかかるんではないかと思いますが、その間に手だてを整えて事業に取り組む、このことが今考えられる方策だろう、とこのようにお答えをさせていただきます。

この旧集落の中のいわゆる狭隘道路、このことにつきましては、今いろいろと御見解を伺いまして、補償手段という構築物があれば、当然補償するのは当然でございます。もう一つ、一歩踏み出して、他市等で協力費という施策があるように近ごろよその例を学びましたので、そういうのも一つ取り上げていくんで、少しずつでも解決できる方途を探したい、このように全体としてはお答えをさせていただきたいと思います。

あと詳細につきましては、それぞれの担当からお答えをいたします。

○副議長（高橋徳次君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　既に市長の方から、平山駅前の文化施設の考え方はお答えしたわけでございますが、御承知のとおり平山駅前の公共施設の建設については、懇談会を開きまして昨年９月、市長にその答申がなされました。もちろんその時点で早期の実現方の要請もあったわけでございますが、その中には、当然平山図書館を解体して、駅前の平山地区センターを併合して建て替えるという考え方でございます。地下１階、地上２階ということで、地域住民の要望を取り入れたものを最終的の答申を願った

という経過でございます。

御質問の、市長から既に触れておりますけれども、図書館の解体に当たっては、一つは、遺跡調査の問題、あるいは建物の計画が、一定の考え方を持っておりますが、下水道問題の解決、あるいは大きな樹木を移植する問題等があるわけでございます。あわせて、図書館の当然工事期間中の対応の問題が今、質問者の中から具体的にあったわけでございますが、やはり一定の期間を要するわけでございますので、最低限図書館については、現在の公共施設の活用をするか、あるいは新たな土地を借用するか、方法を今後考えながら早急に対応していきたい、というふうに現状では考えております。そういった前段の図書館の問題の代替としての施設を早急に整備すべきだ、というふうに現状で考え、今後進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　平山苑地区の問題につきましては、御承知のとおり昭和37年に旧宅地造成事業法等による第一番目の開発ということで、開発面積が２万6,440平方メートル、戸数が200戸の規模で開発が行われました。道路位置指定を次々に延ばす方式で開発が行われたということで、当時まだ法的な整備が行われないうちの開発の部類に属すものと思います。結果として、公図と現況の不一致な部分、あるいは後々の管理上、非常に支障を来している地下埋設物の配置の状況がこれが全く不明であるとか、いろいろ安全対策、公共施設等の不足だとか、いろんな問題を抱えた地域であります。先般、地域から道路の市への移管という要望書も既に出されておりまして、私ども事務方としても、検討を加えている段階であります。いわゆる古い時期の開発ということもあり、既に30年から経過しているということで、よく言われます開発後遺症の要素を備えた地域であるということでもあります。今後、先ほど道路移管に同意、100％近いというお話もありましたけれども、移管が、移管に同意する方たちがやはり全部そろわないと、この問題はなかなかうまくいかないということがありますし、今後、地元への説明にも入りましたり、公図と現況の不一致をどのような解決で解決するか、あるいは境界をどのように決めていくかという、そういうような立場から、平成５年度では一応現況測量に着手して、今後のいろんな方策を組み立てるための準備に移りたい、とそのように考えております

以上です。

○副議長（高橋徳次君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　第３点目の、平山台小学校の過少規模対策についてお答え申し上げます。

平山台小学校につきましては、御承知のように53年の４月１日に開校いたしまして、15年ほど経過しているわけでございますけれど、開校当初は、17学級550名ほどの規模の学校、いわゆる最も理想的な適正規模の学校でございましたけれど、近年、出生数の低下という形で、極端に京王線沿線に沿いまして、集合住宅と申しますか、そういうところにつきましては、児童数の減少が際立って見受けられるわけです。この状況というのが、いわゆる産業構造の変化に伴う減少というのと若干性格が違っておりまして、例えば、建設年次の古い多摩平地区等につきましては、５小でも６小でも旭が丘小学校でも、一定水準の児童数が確保されて維持されていっているわけでございますけれど、特に京王線沿線に沿っては、児童の減少が際立って見受けられる、とこういう状況でございまして、既に15年ほど経過しているわけでございますけれど、もうしばらくこの状況の推移を見守っていきたい。いわゆる適齢規模の世代の交代、こういうものがどんなような形の現象としてあらわれてくるかというものも見極めた上で、対応をとっていくのが適当ではないか、とこう考えております。

ただ、その間のいわゆる児童・生徒数の旗野議員さんがおっしゃったように、活力の問題、こういう問題等につきましては、いろいろ教育委員会サイドでも連合行事等通しながら他校との交流、こういうものも図っておりますし、母体校である平山小学校と平山台小学校、こういうものの学校間の交流等もさらに積極的に進めていきたい。それから、今の状況からいきますと、やっぱり小規模校には小規模校としての学校経営といいますか、学級経営といいますか、そういう点につきましても、学校当局と十分連絡をとりながら、新しい教育のあり方というものを進めていく努力をしていきたい。そういうことを積み重ねながら、なおかつ、この児童・生徒数の減少というものが相当なピッチで進んでいくような状況がありましたらば、これはやはりその時点で抜本的な問題を提起して、地域の方々とも相談しながら、解決を図っていく、とこういうことをやっていかなくてはならない時があるいは来るかもしれませんけれど、しばらくは今の状況を見守っていきたい、とこのような考え方でおります。

○副議長（高橋徳次君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　狭隘道路の問題であります。お話のありましたように、昭和25年の建築基準法の制定の際に、このセットバックの問題が議論になったということも聞いております。各自治体への打診その他もあった経緯もあったようですけれども、

結果として今のセットバックが義務として道路用地として提供されない仕組みとなっているのが現状です。日野市の場合は、区画整理事業という面的整備によって、それぞれ整備をされている区域というのが非常に多いわけですけれども、問題は、その面整備が行われた所、あるいは民間の開発等で整備された道路とそれぞれ区域を結ぶ形の道路が未整備な箇所、非常に問題を含むわけです。それから、旧来農道として使用されていた箇所がそのままの状態で残っている箇所、そういうような所に非常に御指摘の問題点が出てきております。市としては、現在平成３年度におきまして日野市道路整備計画基本計画というのを立てる準備を行いまして、平成３年度で現況の調査であるとか、あるいは機能分類であるとか、いろんな形の準備を進めて、平成４年度におきまして庁内チームをつくりまして、狭隘道路拡幅整備要綱作成チームというのをつくって、現在検討して間もなく結論が出る運びになっております。ここでは、区部も含め近隣各市の現状把握、その中でどこの都市でもこの狭隘道路に対応する問題として苦慮しているわけですけれども、先ほど市長もちょっと触れられましたように、協力費といいますか、誘導策を、何らかの方式をとる。議員さんがおっしゃられましたセットバックの税の問題であるとか、あるいは生け垣、ブロックの後退部分、市の補償工事みたいなことについては、既に運用によってこれは可能でありますので、それを一歩進んだ形の対応というのが求められるわけです。これにはやはり、例えば隅切り部分については建築基準法上のセットバックに規定されてなくて、東京都の建築安全条例の中に位置されているわけですから、法律に決めがないということから、これはいずれにしても買収せざるを得ない、そういう状況かと思いますけれども、セットバック分についてはかりそめにもセットバックが建前ということになっている以上、市が直接買収経費という形で支出は難しいかと思います。

ただ、そのことによって、いろいろ交通の利便、多くの人たちの利便がかなえられるとすれば、それは拡幅を誘導する必要というのはどうしても出てくる。そこで、助成する形がとれないかどうか。そういうような形をいろいろ区画整理事業との絡みであるとか、庁内の各部署との調整を今関係職員が参画してこの整備要綱を作成中であります。その中で結論を早急に出して、要綱というような形でこれを組織として市として決定する手順を踏んで、今後拡幅の整備を推進していきたい、とそのように考えております。

以上です。

○副議長（高橋徳次君）　簾野行雄君。

○５番（簾野行雄君）　順序は逆になりますけれど、まず狭隘道路の問題ですが、検討

中だということですが、それはそれで結構です。ひとつ、近隣にも既にこういう事業を実施している所もあるはずですから、そういう所の実施状況、あるいはどのような効果を上げているとかというようなことも含めて、ひとつ検討して、早くこの問題の対策に手をつけていただきたいと思います。

一つ関連して聞きたいんですが、いつでしたかね、12月議会だったでしょうか、建築確認業務の市でやるというような問題が出てきましたね。これで今、建築確認業務を市でやってセットバック方式を法令どおりきちんとやれば、かなりの効果はこの問題についてあるはずですから、その辺も含めて、この建築確認業務の市への移管の問題はどういうふうに考えているか、その辺もできたら答弁願えればと思います。

平山台小の問題ですけれども、これは要するに同じ世代が集中している。だから減るときにはがたっと減っちまう、とこういう問題だと思います。もう既に社会増は考えられないわけですから、将来、あの地域にお住まいの方が果たして跡を継ぐ人がよそへ出ていってしまう、あるいは二世帯住宅であそこに住みつくか、とこういう私、問題だと思っております。これの問題も、すぐどうこうするという問題でない、確かに教育長の言われたとおりです。ただ、当面今通学している、これから幾年かの間に通学する子供たちの問題でありますから、ひとつ活力保持という面、その他については十分慎重に対応していただきたいことをお願いしておきます。

次に平山苑の道路の問題ですけれども、確かにクリアすべき幾つかの問題があるわけですけれども、早急に解決すべき問題でもありますので、これは全面的に一挙にやろうとしても非常に難しいと思います。条件が整った所からでも部分的に手をつけていただければと思います。ひとつ対応を考えてください。

それから、駅前文化施設の問題ですけれども、これは言われたことは了解できるんですけれども、確かに図書館を２年間閉鎖し放しにしておくわけにはいかない、これはわかります。ですから、その辺の対応いかんということになるかと思います。遺跡調査の問題も確かにあるはずですけれども、これはどうも掘ってみなければわからないということだと思うので、何も申し上げることはないんですけれども、至急今の地区センターの１階部分でひとつやってみるか、あるいは適当な用地があったらそこへ図書館を仮の施設をつくるか、それをひとつ決断していただいて、なるべく早く当初の予定どおり２年でひとつ新施設が実現することをお願いしたいと思います。

いま一つ、最近八王子市で問題となっておりますのは、使用料の問題ですね。この駅前施設に関しては、東部会館も同じような事情にあるかと思いますが、地区センターで

すね、大地区センターですが、これがなくなって、そのかわりの施設をという面もあるわけですから、新しい施設ができたら、せっかく今まで無料だったものが、今度は、料金払わなきゃならないとか、同じことをやってですね。こういうことでは地域の人たちも大いに不満が出ると思います。その辺はきちんとして対応していただきたいということと、今八王子市で、市民センターの使用料の問題がよく新聞で報道されておりますね。将来、西平山も含めてそうですけれども、この複合文化施設を目標としては中学校単位に一つぐらいずつつくっていくという方針であるはずであります。ぜひ、もしその辺、どう市長考えているのか、料金、使用料の問題ですね。今ここで差し支えなければ意見を聞かせていただきたいと思います。

いま一つ、さっき企画財政部長から例の下水道の問題、この施設に関しての。平山地域の南側、北野街道南側ですね、これはほぼ下水道の工事は狭い道路まで近いうちに終わるはずです。しかし、北側については全然まだ設計も何かしてないようです。その辺の対応を聞くところによると、設計に踏み切りましたようなことも聞いておるわけですが、対応はどうなっているか、これも含めてできたら答弁願いたいと思います。

以上です。

○副議長（高橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の再質問の順序によってちょっと私の答える部分をお答えをさせていただきます。

建築確認事務を日野市が行う、東京都から移管されるというのは、平成７年を予定をしてそのように受け入れるというふうに予定をいたしております。そうすればますます密度の高い確認行政を行うことになりますから、旧部落の狭隘道路等の課題は、解決をするのにより有益な役割を果たせる、こんなふうに考えております。

それから、一番終わりの質問の、いわゆる公共施設の使用料の無料か徴収かという八王子市で今、思いがけない論争がなされておる、こういう事情も大変参考になるというふうに思っております。本来、公民館活動は、これは無料が原則、それに加えて職員が配置されてかなり面倒見る、これに特色があるはずですから、これまでも申し上げておりますとおり、日野市の公共文化施設を一機能一施設というわけにはなかなかまいりません。したがいまして、なるべく公民館事業、公民館活動にそれぞれリンクできる部分は、これは予算をあらかじめ用意をして、無料で市民に提供できる、こういう状況は確保していきたい、こう考えております。他につきましては、既に実施している事情もございますので、それらと十分状況を考えながら対応していく、こういうふうに申し上げ

ておきたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは、下水の時期の問題でございますけれども、御承知のとおり平山の駅周辺を含めまして区画整理でまちづくりを、という形で今日までお話ししてきたわけです。先ほど議員さんからお話がございましたとおり、結果としては、今の住宅地域はちょっと区画整理では難しかろうということで、ほぼ結論に達しているわけです。そこで、５年度の予算で下水の設計に入る予算を今、計上いたしております。５年度で設計をいたしまして、６年度に工事を行う、とこういう今予定で進めておるところでございます。

○副議長（高橋徳次君）　これをもって２の１、地域の諸問題についての質問を終わります。

一般質問２の２、西平山区画整理についての通告質問者、簇野行雄君の質問を許します。

○５番（簇野行雄君）　西平山の区画整理関係について幾つかの質問をいたします。

一つは、新駅の問題のその後ということですが、既に言うまでもなく、あの地域もようやく事業決定にこぎつけたと。市長選は審議員の選挙ということから入るわけですが、まず、それについで仮換地ということになります。せんだって、審議会委員の選挙について、地域の皆さんに集まってもらって、ついでですからということで、関係課長に来てもらって、いろいろ質問を受けてもらったんですけれども、この中で、新駅がどうなっているんだ、という質問が幾人かの方から出ました。言われることは、仮換地作業との関係はどうなるんだろうかという、これはもちろん、仮換地はあそこへ駅が張りつくことを前提に仮換地することになるはずですから、もしできなかったらどうなるんだ、とこういう趣旨の質問が主だったわけですけれども、もっともな質問だと思います。本来、区画整理と新駅については、これは同時進行でなければおかしなことになるわけで、その辺、これは理事者には当然わかっているはずですが、余り時間がありませんから簡潔で結構ですから、この問題については。

それから、２番目の複合文化施設の問題ですね。この審議員選挙に絡んで、あそこに全部の自治会を含めた対策協議会という組織があるわけで、その会長さんなりと接触をしているわけですが、これからひとつ、審議員選挙にかかわらず、ひとつ協力してやっていきましょうよ、というようなムードで話は進んでおります。その中でこんなことを言われました。この複合文化施設の問題で、どうも事業認可になる前には、これは早く

やります、やりますと言ったんですが、ある程度事業認可の後になると、どうも市の職員の対応がうやむやになってしまった。これじゃあ困る。旗野さんどうなっているんだろうか、とこういうようなことを聞かれる。いや、私、そんなことはないでしょう。あの地域には何も市の施設もない所だし、区画整理がある程度進行して、供用開始になれば、必ずつくるはずですよ、とこのように答えているわけです。事実、そうあるべきだと思うんですけれども、その辺どう考えているのかということ、これが二つ目。

三つ目が、過小宅地のつけかえ換地ということですが、これはこういう問題なんです。あの中には小規模の宅地が非常に多いわけです。その人たちがこういうことを考えているわけです。この際、換地設計が始まる前に、どこかでできれば共同で土地を購入して、これは恐らく共有になると思いますが、その土地を換地の足しにできないか。つまり、もっとはっきり言えば、共有の土地、例えば5坪なり6坪を買いますよね、一人当たり。それを現在の宅地に合わせて換地できないか。そうすれば、あんまり減らなくても済むということなんです。それで、ここで協議会でアンケートを実施したそうです。どのような皆さん希望を持っているかということですね。何か5日締切だというようなことを聞いておりましたので、夕べ会長さんの所に電話して、どうなっています、ということを聞きましたところ、まだ集計できてないでしょうけれど、大体傾向はどんなですか、と電話で聞いてみたんです。そうしたら、集計できましたということで、そういう希望者が、アンケートでは200戸あった、とこういうことです。千百何戸だかあるんだそうなんですけれども、そのうちの200戸がそういう希望されておる、とこういう状況のようであります。大体希望は20平米でしたね、1軒当たり。これを2、2が4,000平米ですから、昔の尺貫法でいくと4反ということになりますか。4反というと1,200坪ですね。これだけ用地が確保、土地が手当てできれば、その方たちの希望をかなえられることになるわけです。関係課長にこういう話が出てるらしいが、技術的に、あるいは制度的にどうなのかと聞きましたところ、やればできないことはありません。できます、という答弁でありました。

ただ、問題は、果たしてその用地がどんな段取りで確保できるかと、土地がですね。購入できるかという問題なんです。今現実の問題として、確かに中の土地の所有者で、売ってもいいよという人はあるはずです。しかし、これは税制の問題ですけれども、民間へ売るのと市へ売るのでは、約20%譲渡所得税が違うわけですね。ということと、民間の業者にも、これは手数料も払わなきゃならないというような負担も出てくるわけです。制度的に市で先行取得で買った土地をその人たちに分けてあげればこれは問題ない

わけですけれど、価格的にはですね。法的にちょっと無理だというようなこともありますけれども、ぜひ、何とか住んでいられる方の犠牲をなるべく少ないような形で、また事務的な問題内容を市で面倒見てあげられないものか、とこういうことです。

それから、いま一つは、長沼橋がこの区画整理の事業開始に先立って、開通するわけです。これに伴う交通対策ということですね。これはたしか十何問目ですか、佐藤議員、一般質問に取り上げておられますので、私、簡単で結構ですから、少し触れてみたいと思います。

先日、朝滝合小の前を通りましたら、佐藤議員が朝寒いときにあそこに立って、交通量の調査をやっておられました。どうですかと聞いたところ、学童が、あそこに横断歩道があるんですけれども、来る車がほとんどとまってくれないと言うんですね。通過車両でとまってくれる車は幾台もない、とこういうようなことを佐藤議員が言っておられました。何かいろいろこれについての対応は市でも考えているようですが、私、その滝合小前のことはあえて佐藤議員に譲って触れませんけれども、あれからいま少し滝合橋に寄った所に、堤防道路とつながる地点がＳ字型で、その両側が広くて、そこへ来ると狭くなっていると、こういう場所があるわけです。幾日か前に、そこでやっぱり事故がありまして、つぶれた車が幾日か放置してありました。あそこに立って見てますと、大体来る車が、道路が広いものですからかなり飛ばしてくるんですね。それでスピードを落としてそこを通過すればいいんですけれど、またその次の道路が広いものですから、ついスピードを出し放しでそこを曲がるわけですね、そのカーブを。しかも幾らか坂道になっているわけです。こう見ておりましたら、大体中心線をオーバーして走っています。あのカーブ地点でですね。だから、対面車両があると非常に危険なわけです。何かあそこ対応を、開通すれば車両はかなりふえるはずですから、その辺の対応をひとつ考えてもらいたいと思います。南側はこれは建設省用地ですが、北側に幸い水路があるわけです。水路の上にでも、せめて歩道部分だけでも張り出してやれば、これは別に用地買収を伴わずに、工事だけでできるはずですから、その点だけひとつ検討していただきたいと思います。

以上です。

○副議長（高橋徳次君）　旗野行雄君の質問についての答弁を求めます。企画財政部参事。

○企画財政部参事（大崎茂男君）　御質問の第１点目の、新駅の問題のその後ということでお答え申し上げます。

新駅の設置につきましては、ことしに入りましてから市長が、ＪＲの東京地域本社長に直接要請に参っております。そのとき、西平山土地区画整理事業が事業認可になったことを伝えまして、認可書の写しも示しました。それから、同地域の市街化予想図、青写真を示しまして、今後の開発計画を順次説明いたしまして、駅の必要性を強く訴えたところでございます。ＪＲの東京地域社長は、西平山地区が豊田電車区があるということで、地域的には十分承知しておりまして、また土地区画整理事業がどのように進んでいくかということも認識されております。ただ、話し合いの中では、やはり採算性とかいろいろな問題について、まだまだ整理しなければならないというようなことを言っておりまして、即答は得られておりませんが、いろいろあの駅をつくるにつきましては、まだ条件が出てこようかと思います。条件については、市ができるだけ対応するというようなことを申し出ておりまして、今後とも、引き続き実現に向けて要請をしていきたいというような状況でございます。

○副議長（高橋徳次君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　２点目の文化センターについての問題でございます。

御承知のとおり西平山土地区画整理事業の区域内に文化施設を建設する予定は市としては何回かお答えしているように、持っているわけでございます。もちろん、これを実現するためには、この区画整理の認可が12月におりたばかりでございます。よって、要はその中に用地の集合換地をするということが前提にあるわけでございますので、今住民が不安をというような御質問の内容でございますが、これは基本的にこの区画整理地域内に用地を確保した中で実現していくという方向は変わっておりません。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは、３点目の過小宅地のつけ換地につきましてお答え申し上げます。

この事業が始まって以後、この地区の中で、特に小宅地の方でございますけれども、この事業と合わせてある一定の面積をふやしていきたいという意向が非常に多いことは私の方も十分理解はしております。そこで、今までも何回か地元とそういうお話し合いはさせていただいておりますけれども、１戸当たり約20平米ぐらいの土地がもし個々に地主さんから買えれば、それは換地の操作の中では集合換地することは可能であろうというふうに考えております。ただ、これは今後、審議会が発足されて、審議会、それからその中で評価基準等の中で相当詰めていかなければいけない話でございますけれども、

技術的には十分可能である、というふうに考えて、そういうふうな方法で今後積極的に検討していきたいというふうには考えております。

それから、４点目の、滝合橋の近くの堤防の箇所の何か対応できないかということでございます。長沼橋が今の計画でいきますと、６年に一応開通を予定しております。それで、これに合わせまして、この周辺の道路は非常に狭隘な道路が多いわけでございます。そういうものも含めまして、一部待避所、それから部分的には土地を借り上げして、拡幅等を今検討しておるところでございます。その中でこの今御指摘の場所も検討してみたいというふうに考えております。

○副議長（高橋徳次君）　　簾野行雄君。

○５番（簾野行雄君）　　余り時間がないようですから、最後に市長にお願いですが、今の過小宅地のつけかえ換地の問題ですけれども、都市整備部長から、技術的には、制度的には可能だ、というような答弁があったわけですけれども、問題は、これは売手があるかないかということがまず基本なんですけれども、何とかあるだろうとは私は思っているわけです。ただ、そのときに、単価的な問題もあるし、事務的な問題もあるわけです。ひとつ、市でせっかく中の居住者の方の要望でありますので、できるだけの何らかの形で援助してもらえないかということです。それについて、ちょっと時間もありませんけれど、市長の考え方を示してもらえればと思います。

○副議長（高橋徳次君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　西平山区画整理の中で、つけ換地とか増し換地とか、こういう言い方で、要するに小宅地をなるべく面積の確保をする、とこういう提案があったり、それに対する検討を行っておる、とこういう事情はあります。私の少し内部指導をしておりますのは、施行側で増し換地をすると、当然清算金を徴収する。ですから、土地をあらかじめ買ってつけ換地を求められるのと、施行者が増し換地をして、そして清算金の徴収に応じていただく。ほとんど同義語に近い。公平が期し得るかどうかということが最終的に起こり得る。つまり、すべての希望者にそのことが応じられるかどうかということが最終的には課題、問題にもなりかねないので、その点も十分検討する必要がある。こういうことを内部的に今、区画整理事業の手法として検討しておる、こういう段階でございます。

○副議長（高橋徳次君）　　簾野行雄君。

○５番（簾野行雄君）　　市長答弁にありましたように、確かに清算金で処理する、これが一番話が簡単なわけです。ただ、私じゃあ、いま一回、都市整備部長に聞きたのは、

そのような手法が果たして可能かどうか、その辺、ちょっと確認したいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　清算金で処理するということになりますと、少なくとも市が持っている現在の土地をそれに充てるという形になるわけです。そうしますと、市が持っている現在先買いしている土地、これは公共用地の先買いをしておりますので、この土地はちょっと今の時点でそれに充てるというわけにはなかなかいかない。そうしますと、新たにそれに必要な面積相当分を先買いする必要が出てくる、こういうことになると思います。

したがって、もしそういう操作をするということであれば、当然その約面積4,000平方メートルぐらいですか、に対する面積を先買いする必要が出てくる。ただ、市がこういう形でやるよということになりますと、これは全部同一で公平にやる必要が出てまいりますので、例えば買うよとか、そういう意思表示のあるないにかかわらず、一定の基準でもってある面積に全体に緩和していくよということになろうかと思います。技術的には先買いの土地は必要でございますけれども、可能であるということです。

○副議長（高橋徳次君）　旗野行雄君。

○5番（旗野行雄君）　いま一回聞きますけれど、確かに公平の問題出てくるわけですね。そんなことで買えるんなら、もっと私もやってくださいよと。これは200戸じゃ用が足りないかもしれません。もっと確かにふえるはずですね。もう時間がないからその辺で切りますけれど、ひとつこの辺はよく検討してもらって、対応のほどお願いしておきます。

以上です。

○副議長（高橋徳次君）　これをもって２の２、西平山区画整理についての質問を終わります。

一般質問３の１、「住まいは人権」の立場で多摩平団地の建て替えに対応をの通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔20番議員　登壇〕

○20番（鈴木美奈子君）　それでは、「住まいは人権」の立場で多摩平団地の建て替えに対応をというタイトルで質問を行わせていただきます。

「人権」という言葉、皆様ももう御存じだと思いますし、私も知っておりますけれども、改めてこの問題について国民百科事典平凡社から出されているものを調べました。その中で「人間としてだれでも主張できる、人間にふさわしく生きる権利。基本的人権

ともいう。法によって保護された利益の主張が権利であり、基本的人権はそれらの権利の中で最も重要なものである」、こういうふうに書かれておりまして、その後にもたくさん世界の権利宣言なども述べられておりました。これは略させていただきますけれども、次に私ども日野市において、憲法がやっぱり市政の中に生かされているということが、日野市の中心的な課題ですけれども、この憲法の中に、じゃあ私たちが生きる権利としてどういうものがあるのかということで、また憲法の市が発行しております1989年度版、これは先般も成人式にも配られましたけれども、新宿から越してこられた方が、ふるさと博物館に行ったら、この憲法読本が置いてあって、やっぱり違うわねということで、大変評価されたんですね。私も、これはいつもハンドバックの中に入れて、何かのお話のときに憲法問題が出てくると、いつもこれをあけて見ているんです。

その中で、私たちすぐ憲法というと第９条を思うわけですけれども、それは当然、先般の湾岸戦争のときから第９条が非常に争点になっておりましたけれども、また今もそうですけれども、この中の第22条、「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する」。その後にまたほかのことありますけれども、それから第25条は、生存権、国の国家的使命ということで、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」、こういうふうに述べられているんです。

私、このとおりに本当に国がやってくれたならば、福祉も切り捨てられることもないし、住宅も確保されると思うんです。ところが今は、本当にお年寄りの方が都内から追い出されるということ、お年寄りだけでなくて、いろんな面でこの住宅確保の点が難しくなってきている。この中において、今多摩平団地の建て替え問題が大変間近いのではないかということで、何回も私質問しておりますので、あんまり長くはやるつもりはないんですけれども、公団のやり方が非常に本当に不当であるということで、公団は土地の高度利用を図るということが第一の目的であって、そして自民党の中曽根内閣時代の民間活力、臨調路線、これから出ているものであって、本当にたくさん建てて、多くの人を入れて、そしてそこに住んでいる人を裁判によっても追い出していこうという、こういう姿勢が非常にあるわけです。

私も先般、昨年の暮れですけれども、いわさ恵美前衆議院議員と上田耕一郎参議院議員の秘書の方と一緒に住都公団の方に交渉に行ってまいりました。そのときのお話でも、市長選挙が終わったら、というようなこともあるんですね。いつごろ建て替えをやる予

定でございますか、という質問に対しては、近々ということで、触れませんでしたけれども、ニュアンスとしては、市長選挙が終わったならば、何らかの意思表示が出るのではないか、とそういう感触を私は得てまいりました。そういう中で、日本共産党の上田耕一郎参議院議員も、国会の中では３年ごとの定期的な家賃の値上げを食いとめるとか――食いとめられなかったんですけれども、国会の中で取り上げて、そして家賃の値上げでは、年間約10億円の引き下げを行わせたり、また建て替え問題では、公営住宅の併設、戻り入居者の家賃減額措置の改善など、こういうものを実現させてきたわけです。どうしても国の住宅政策を本当にしっかりとやらなければ、私たちの住まいは守れない、そういう立場ではないかというふうに思います。

そして、こういう中で私は、多摩平に住んでいらっしゃる方々４人ほどに家賃の問題でお聞きいたしました。この家賃の問題が、今とりわけ私たちの住む者にとっては、建て替えられた場合、家賃がどうなるのかということで、武蔵野の緑町団地の戻り入居のこの家賃を、日野市の方に当てはめた場合にどうなるかということをちょっと調べてまいりましたら、夫が45歳で、妻が40歳、中学生のお子さんが１人と小学生２人の親子５人の生活の方ですけれども、現在、家賃が４万5,400円、１年間54万4,800円になる。ところが、建て替えが行われますと、最初のうちは減額措置がありますけれども、８年以降は、これがもう全然減額なしになって、月に15万1,000円になるんです。これだけの金額、子供をこれから育てて、そして子供たちも大学に行く年ごろになりますので、毎月これだけの家賃が払っていけない、ということを言われました。それからもう一人の方は、45歳の男性と41歳の女性、この方は御夫婦お二人きりなんですけれども、２ＤＫに入っていて、ここは空き家募集が多摩平はやらないんですね。新しく建て替えるということで、一番最後の空き家募集に応じて入って４年目ということで、家賃は２ＤＫで４万130円。これがあと最終的には建て替えられますと、13万6,000円になるんです。夫婦共稼ぎでいらっしゃるから、まあまあ何とかということになりますけれども、でもこれは大変なことになってくる。もう一人の方は72歳、結婚なさらないで１人で暮らしていた方です。今この方は、１ＤＫに住んでいて、家賃が２万9,980円。そしてこれが建て替えられますと、９万1,000円になるんです。すぐ建て替えても８年後には80歳になって、もう本当に年金暮らしで、９万1,000円。とても払えないということでした。それからもう一人、最後ですけれども、63歳の男性と62歳の女性、今家賃が４万3,130円です。建て替えられますと15万1,000円。こういうことになって、これもまたもう８年後に70過ぎますから、年金で暮らさなきゃならないんですね。こういうことで、もう私た

ちは、どうしても建て替えということは、高家賃につながって、そしてここに住んでいる人を追い出すという、そういう結果になるので、武蔵野の緑町団地よりも多摩平はもっといいところの条件があるので、もっと家賃が高くなるのではないかという、こういうふうに言われております。

こういう中で、日野市は森田喜美男市長のもとで、4年間、本当に建て替えをストップさせることができたんです。これは、全国から大変この建て替え問題についても市長あるいはそこの担当の職員の方が住民の立場に立って住都公団との話し合いに本当に臨んでいてくださる。あるいは、これはだめですよということでやってくださる。そういうことがこの4年間建て替えをストップさせたという、このことは大変多摩平の方たちにとって、また多摩平だけでなくて、全国の団地に住んでいらっしゃる方たちにとっては、無所属の保守の市長のもとで、革新でない市長のところの団地住民の方にとっては、本当に日野市はうらやましいということが言われております。これは全国自治協の主催で、国会において全国から代表が集まりまして、国会議員との懇談があったときに、多摩平の代表の方が、森田喜美男市長が住民の立場でこういうことをやってくださっているんだということで、分譲を認めないとか、必ず1人も泣く人を出さないとか、あるいは住んでいる人を必ず守りますという、そういう立場でのことをお話しして、それが新聞「赤旗」に報道されました。それが社会面でなくて2面のところに出たものですから、私のところに大阪の共産党の市会議員から電話がありまして、森田喜美男市長のことはよく新聞などでも読んで知っておりましたけれども、本当にすごいですね、私たちの市はそんなことできないんです、ということで評価がされたわけです。ですから、私どもは、ぜひ森田喜美男市長が私たちの多摩平の住民の立場に立ってぜひこれからも声を出していただきたいと思うんです。

そして、ことしの平成5年度の予算編成方針の中にも、市長がこの中に住宅問題について述べられております。「都営住宅を初め、公営住宅の建て替えが計画されています。建て替えにより家賃の大幅な引き上げなどにより、住み続けられることが困難にならないよう配慮したいと考えております」。そしてその次に、また高齢者の問題では、「高齢者にとって切実な問題となっている住宅確保については、高齢者集合住宅の借り上げ、新設や建て替えを予定している公営住宅の優先入居などの事業も引き続き進めてまいります」。

このように市長の施政方針の中にも述べられておりまして、私もこのことについては多摩平の皆さんに、市長はこういう立場で、本当に多摩平の皆さんのことを心配しなが

ら、本当に住むことがこれからの人間にとって重要なことでもあり、そして「住まいは人権」というこういう立場で市長はこれからもやってくださると思うから、心配しないでということで私はお話ししているんですけれども、ですから、ぜひ私は、市長からしっかりと、もう何回も聞いておりますけれども、全国的に評価される革新の日野の市政は、住宅の問題においても本当に全国の方たちの激励の中心にもなっておりますので、市長から今までの私がお話ししたことについて見解をぜひお聞かせいただきたいというふうに思います。

○副議長（高橋徳次君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　公営住宅が日野市には相当数あるのがまちの特色でもありまして、しかもそれが多摩平団地を初め、各都営住宅団地、あるいは市営住宅も建て替え期に入って、ある程度建て替えを進めているという現実があるわけでありまして、特に多摩平団地の住宅の建て替えということは、戸数におきましても規模におきましても、大変大きな課題であります。何か日野市が特別な立場で住民を守るということではないわけでありまして、ごく当たり前に日野市の都市計画を守り、また住民の生活に対して配慮をしてほしい、ということを言っているにすぎない内容であると私は思っております。一番大きな日野市の協力は、特に多摩平団地を建て替える際に、国の住宅政策として、恐らく何十万戸の公営住宅を建てる、こういう基本計画があるはずであります。それを具体的に執行するのに、多摩平には2,000戸、現在戸数の７割を増戸する、とこういう申し出でありますから、これを受け入れるぐらい大きな協力はない。したがって、日野市の言い分も、都市計画事業にまず沿っていただく。特に多摩平は緑の豊かな大変環境のいい団地の性格がありますから、それをなるべく存続させるように、極端な言い方だったかもしれませんが、木は１本も切らない、減らさない、こういう方針で建て替え計画をやってみてください。それから入居しておられる方々が、特に高齢化世帯もあるわけですから、大変何か先行きの不安を言っておられる。そういう不安があるような建て替えは、本来はないはずであって、必ずそれは、もう建て替え前に仮住まい、戻り入居、家賃の具体的な説明があるはずであって、それを納得の上でみんなが歓迎をする形で建て替えに取り組むということが一番いいやり方でしょう。日野市もそれにはできるだけの協力もいたします。ですから住民に先走った説明をするよりも、まず都市計画上の日野市との協議から入ってください、ということを強調をしております。

たまたま多摩平団地の建て替えの年次がそろそろ改築年次に該当してくるそうであります。いろいろと東京支社において案が練られ、そして建て替え計画はこういう内容で

すというごくあらましの見取図、あるいは模型図、こういうものは日野市にも寄せられております。当たり前のことを当たり前な主張として申し立てておるわけでありまして、何か日野市に特別な強行論が存在するなんていうことは、相手もそうは思っていらっしゃらないだろう、とこんなふうに理解をいたしております。

公共の利益ということは、特に都市の住宅政策におきましては、今のところ、環境を悪化させない形で、したがってある程度の高層化を図る、そして戸数の増加、つまり入居機会の拡大を図っていく、ということが一番政策の中心課題であろうと思っております。その政策の中心課題に最も積極的に協力をしようということですから、当たり前のことは当たり前として承知していただくというのは、私は普通の概念ではなかろうか、こんなふうに思っております。

ただ、それを何かこう少々何と言いましょうか、一番ちょっとおかしいと思いましたのは、分譲住宅をつくるという話でありますから、当時、当時の価格で協力をした方々、それをじかで処分をするなんていう、そういう一体何か財政計画があるとすれば、そのことはもう地元に戻してほしい、というふうなことは言いました。つまり、増戸分もすべては賃貸であるということを原則にしていただく、こういうことであります。入居している方が分譲住宅を求める方がある、とこういう言い方がありましたから、日野市はじゃあ積極的に区画整理等を行った保留地等を協力してあげますから、そういう場所を使ってください、こういうふうに話をしたということでございまして、特に住まいは人権である。つまり、例えば、納得なくして転居を求めるということはできない、また行き先を確保しないで協力するということもできないわけでありますから、当然の人権である、とそういう、自治体としてはまた市民をいかにして公共の福祉の中で正しく権利を守って差し上げるかということが一番、こういう場合の課題だと思っておりますので、それを貫くつもりで皆、志を同じくして対応する、とこういうことだろうと思っております。

○副議長（高橋徳次君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　ありがとうございました。

市長は、当たり前のことをやっている、というふうにおっしゃって、それが本当に当たり前のことなんですけれども、ところがそれが通らないのがほかの市なんです。裁判やっても同意しない人を追い出すとか、そういう事例がたくさんございまして、私やっぱり、森田市長の姿勢がきちっとしているからこそ、私たちの暮らしが守れるのではないかというふうに思います。

全国の集会が昨年の12月３日に千代田公会堂で開かれまして、「定住を保障する家賃制度をつくろう」というタイトルで集会が開かれて、その中でも「建て替え事業の抜本的見直しを要求します」というそういう中に、「高齢者世帯等に対する特別措置の適用年齢を60歳に引き下げ、適用期間を終身にすること。激変緩和措置の延長。団地全体を画一的に建て替えるのではなく、実施方法に柔軟性、多様性を。入居者の理解と協力を得るよう努め」――これを衆参両建設委員長に要望です。「わずか２年間の移転期限内に合意しない居住者に対し、公団から裁判に持ち込むような強引なやり方を改めさせること」と、わざわざこういうことが入ったり、また「戻り入居と定住を保障する家賃制度、公営住宅資格者に公営家賃制度を準用できる制度を」ということで、本当にこれができれば安心して住み続けられるんです。ぜひ、今市長が大変私たち市民にとっては当たり前のことが今通らないというのが、いろんなところで出ている中で、志を同じくして対応していく、というお話もありましたし、私どもこの言葉を本当にお聞きして、これからも市長が多摩平の建て替え問題について対応をしていただきたいと思います。これでこの質問を終わります。

○副議長（高橋徳次君）　これをもって３の１、「住まいは人権」の立場で多摩平団地の建て替えに対応をの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋徳次君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時57分　休憩

午後３時29分　再開

○副議長（高橋徳次君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問３の２、市立総合病院を多摩平に建て替え促進をの通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○20番（鈴木美奈子君）　それでは、２番目の質問に入らせていただきます。市立総合病院を多摩平に建て替え促進をということで質問をさせていただきます。

先般、２月８日、市立病院等対策特別委員会が開かれまして、この委員会で、市立総合病院を視察してまいりました。その日程が月曜日でございましたので、大変たくさんの方々が待合室にあふれて、ちょっと御迷惑だったかしら、と私個人的に思いましたけれども、でもこの現状をしっかりと見るにはやっぱり月曜日でも、御迷惑だったかもし

れないけれども、月曜日の方がよかったかな、というふうに思ったわけでございます。そして委員が二手に分かれまして、私は病院長の方につきまして、本当に今まで見なかったような細かなところまでいろいろと御案内していただいて、看護婦さんたちの働く場所とか、それから休憩室がこんな所で休んでいるですよということで、体を休めるのにももう十分でないような椅子がちょっと置いてある程度の所で、大変な所で働いているな、というのを本当にこの目で見ることができて、やっぱりこれはどうしても早く建て替えを促進していかなければならない、ということを私も前からこれは言ってたわけです。（「言ってない」と呼ぶ者あり）言っております。そういうことで、みんなと一緒になってこれはね……（「我々議員の責任じゃないよ」と呼ぶ者あり）全議員の責任なんです。やじを飛ばすことないでしょう。しっかりと聞いてから言ってください。

こういう中でどうしても建て替えを促進しなければならないということで、市立病院等対策特別委員会もつくられまして、これが1988年の３月に病院の特別建設委員会が開かれ、そして多摩平団地自治会から「市立総合病院を現在地に建て替える」請願が出されまして、その後取り下げて、現在は多摩平地域にということで、幅広く持たせてこの陳情が出され、現在もまだこれが採択されない、こういう状況でございます。病院の用地の問題でいろいろとどこの用地がいいかとか、そのことで随分長い間、本当に特別委員の皆様は御苦労なさったことは私も承知しております。そういう意味で、きっといろいろと今不規則発言があったんだろうと思いますけれども、この問題は本当に市も考えていることでもあり、そして私ども市民も議会も一緒になって市立総合病院を早く建て替えていかなければならないというふうに思います。

いろいろと多摩平の位置の問題については言われますけれども、昭和36年のときにここの国民健康保険法の全面改正によって、国民健康保険制度が全部この36年の４月から施行されることになって、多摩平にあった南多摩東部共立病院の伝染病隔離病舎が設置されていたので、その敷地を利用して伝染病院を併設して病院を開設することになったということで、その後、地域的に七生の方とも合併して、あちらの方の地域の方にとっては本当に利用しにくい、こういう病院になっていることは確かなわけでございます。そういう意味において、いろいろと特別委員会の方から出されておりました、６カ所用地が出されて、私も特別委員会で出されました資料も見せていただいたり、それから委員会の中の皆さんのお話なども、特別委員になってから読まさせていただいて、その後、市の方もいろいろと、どの土地がいいかということで当たる中で、現在進められているのが、多摩平四丁目３番地ブロックということで進められて、この調査が２月25日に委

託されたところから調査ができ上がる、こういうことになると思いますが、この点については特別委員会がございますので、ぜひこの特別委員会のところで委託の内容の問題、またその結果の問題、そういうことについてお話ししていただいた方が私はいいのではないかというふうに思いますが、この病院を多摩平に建て替えることについて、現状どういうふうになっているのか、早くやっていただきたいというふうに思いますが、その現状などについてお尋ねをしたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。企画財政部参事。

○企画財政参事（大崎茂男君）　市立病院の建て替えを多摩平地域の促進をということでお答え申し上げます。

ただいま御質問者の方から調査委託が出ておる。２月25日が一応期限ということで、それは特別委員会の方で説明していただきたいというようなお話だったわけでございます。期限が２月25日というとことでございますが、一たん納品がございましたけれども、内部に製本等の若干落丁等がございましたので、一部差し戻してございますので、まだ正式には全体を受け取ってないというような状況でございます。したがいまして、最終的に検査、検収を終わりました後、関係者にお配りしたいというように思っております。

御質問の中の多摩平といいますか、病院の建て替えの状況がどうなっているかということにつきましては、御質問の中にもございましたように、市立病院等対策特別委員会の中間報告でも300床以上の病院が必要ではないかというようなこと。300床以上が確保できるとすれば、特に場所等については、どこがいいということについては付さない、というような中間報告が前に出ております。そういうような中から、病院の建て替えについていろいろ検討したわけですが、先ほど来６カ所の案もそれぞれの委員会の中からも出ておりましたが、やはり用地の取得、あるいはまた財政負担の問題等もございます。さらには、多摩平四丁目３番地地域の施設についても見直し、あるいは建て替えが必要な時期に来ているというようなことの中から、敷地交換による建て替えがどうだろうかということで、これまで検討し、なお専門のコンサルタントに頼んできたところでございます。

コンサルタントの報告につきましては、委員会で細かく説明したいと思いますが、若干今までの調査の内容をかいつまんでポイントを御説明いたしますと、一応医療のコンサルタントとしても、現状日野市には医療施設が少ないということは、もうデータからはっきりしている。そういうような中では、市立病院の存在価値はすごく大きい。した

がって、これを充実すべきだ、というような内容になっております。また、必要な医療機能をするとすれば、やはり300床以上の病院がいいんではないかというような内容。それと四丁目３番地ブロックについても、一応都会的といいますか、都市的な病院として建設可能であろう、というような状況で調査が進められてきたところでございます。

ただ、やはり現在施設がございますことと、それから医療計画によりますベッド規制がございますので、一応２期に分けてやるのがよろしいんではないか、というようなこと、それにしても、病院建設につきましては、全体では180億から200億ぐらいの費用がかかるのではないか、というような今のところの調査の状況でございます。調査報告書ができました時点で、また皆様に、この四丁目３番地ブロックについて十分御検討していただき、また御理解を得まして、実現に向けていきたいというふうに存じております。

○副議長（高橋徳次君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　ありがとうございました。

一応今、状況が報告されて、やっぱり建て替える以外にないんです。そして、私も病院建設候補用地のこの資料もいただいて見ておりますと、四丁目３番地ブロックというのが用地費概算の中では、市の土地ですからゼロになっているわけですね。そうしますと、かなりの金額的にも負担が少なくなるので、私はこの際、本当に、調査に基づいて、四丁目３番地が望ましいということであれば、市立総合病院は今大変な事態になっておりますので、一日も早く建て替えができるように、積み立てもことし７億ということで37億、お金もかなり、資料によりますと400床ベッド、200床ベッドのお金がどのくらいかかるかという資料も私も見させていただいておりますが、かなりお金がかかるので、またこれから積み立てもしていかなければなりませんし、また国や東京都からの援助も受けなければならないわけで、ぜひ医療の点では、この場所ということで進めていただきたいというふうに思います。

市長の方から御答弁あったらお願いします。

○副議長（高橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市立病院の建て替えという課題をかなりの年数の期間、極めて重要な行政課題として受けとめておることは言うまでもありません。その間、たまたまこの地域保健計画という国の政策が打ち出されて……（「地域医療計画」と呼ぶ者あり）地域医療計画ですね。つまり病床規制という要件が我々のこの病院改築問題にも大きくかかわってきたということがございます。そこで、いろいろとこれまでの経過はございましたが、結論といたしましては、現在の162プラス伝染病床50床、この形で多摩

平の四丁目３番地ブロックに建て替えをしようということを思い立ちました。それで今、コンサルタントに託して、いろいろな基礎調査をしておるという状況でございます。この位置は、都市計画用途地域の上からも、極めて好適な位置でもございますし、また交通にも利便、建物をつくるにもいろいろと好条件がございます。したがいまして、現在の病床数の建て替えプラス将来の増床数300余を予定をすることが十分可能であるという一応の結論を得ております。したがいまして、なるべく早い時期に、より具体化の方策を考えて現在の四丁目３番地ブロックの他の行政施設の位置の置きかえということもあわせながら、今後、なるべく早い時期に改築に着手できる、こういう手順をとりたいというふうに考えております。

○副議長（高橋徳次君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　ありがとうございました。

特別委員会の中でも、この用地は皆さんにも示されて、そしているわけですから、これはやっぱり一つひとつつぶしていく中で、最後にはこの四丁目３番地ブロックがいいという、こういう結論になったので、ぜひこのことは進めていただきたいというふうに思います。やはり、国の医療政策なんかによって、大変お年寄りの方たちが病院から追い出されるとか、そういう状況の中で、市立の病院の果たすべき役割というのは大きいと思いますので、一日も早くこれが実現できるように要望して質問を終わります。

○副議長（高橋徳次君）　これをもって３の２、市立総合病院を多摩平に建て替え促進をの質問を終わります。

一般質問４の１、勤労者を対象とした家賃補助制度の実施をの通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔30番議員　登壇〕

○30番（米沢照男君）　勤労者を対象とした家賃補助制度の実施をと題しまして一般質問を行います。住宅問題については、既に12月議会でも取り上げて一般質問を行ってまいりましたけれども、勤労者を対象とした家賃制度について、今回は一般質問を行います。

既に日野市では御存じのように、高齢者の居室増改築資金貸付事業、高齢者向けに建築された集合住宅を市が借り上げて、満65歳以上のひとり暮らしの高齢者、または満60歳以上と65歳以上の夫婦を対象とした貸し出し。また民間住宅の家賃助成では、高齢者を対象に家賃の３分の１の助成を行う。さらには、市営・都営住宅の優先入居制度、そして昨年９月には、御存じの「借り上げ市営住宅制度」がスタートいたしました。今年

度も、さらにその施策の充実が図られようとしているわけであります。勤労者を対象とした家賃制度でありますけれども、先般、全学連青年部が１万人の青年アンケートの調査、主として住宅要求について行っておりますけれども、そこである青年の声として、こういうふうに紹介をされております。「自立していない青年が多いと言われている今日ですが、実際、自立できる賃金をもらっているわけではなく、今の賃金では自立するにも家すら借りられないのが今の青年の現実だと思います。今後ますます土地問題は深刻となり、それに伴う住宅問題は切実な青年の要求としてとらえ、さまざまな形で取り組みを行ってもらいたいと思います」とこういう声であります。

御存じのように、日野でも青年勤労者が多数おるわけでありますけれども、なかなか公営住宅の建設がその要求に追いつかない。その一つの施策として先般、借り上げ市営住宅制度がスタートしたわけでありますけれども、この青年勤労者を対象とした家賃補助制度は、全国でも幾つかあるようでありますけれども、私の手元にある資料では、例えば台東区では、新婚家庭家賃補助制度、同じく台東区ですけれども、ファミリー世帯住み替え家賃補助制度があります。台東区では、今言った新婚家庭家賃補助制度として月５万円、新宿区も月５万円の家賃補助制度を行っております。大阪市では２万5,000円の額で、新婚世帯向け家賃補助制度が設けられ、実施をされております。こうした幾つかの自治体で既に取り組みが始まっておりますけれども、日野市でもぜひ勤労者を対象とした家賃補助制度、あるいは新婚世帯向けの家賃の補助制度など、これまでの施策をさらに一歩進める形で制度が実施できないだろうか、とこういう提起であります。

都内で既に各地でいろいろ勤労者を中心とした要求運動が展開をされております。北区や港区、あるいは台東区、その他各地での取り組みが進められておりますけれども、日野市でもぜひそういう要求を踏まえて、この制度の実施を検討していただきたい、ということを切に求めたいと思います。市長から答弁があればいただきたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市の住宅政策ということを近ごろ、特に重く思い立っている理由の一つには、一個の地方自治体といたしまして、現在16万二、三千という人口規模を擁しておる発展過程にはあるわけでありますけれど、なかなか16万台の半ばにも到達するにここ数年を要しておる、とこういう状況があります。したがいまして、これは当然、核家族化ということと、それから子供の数が出生率が極めて少ない。そして一方に社会的な人口増の要因もないというふうなことが原因をなしていることは言うまでもないわけであります。都内の、特に都心に近い区、あるいは新宿でありますとか、昼

間人口は事業所等のたくさんある関係で、当然人口が多いわけでありますが、夜間人口が少ない。夜間人口が少ないということは、固有の人口が、つまり自治体としての固有の人口が恐らくどんどん減っている。こういう状況に対応するため、家賃の補助制度を設ける所がだんだんと生まれてきた、こういう傾向は我々も承知をしておるところであります。

日野市の場合にとりましても、やっぱり相当な住宅政策を採用しないと、特に若い生産力の高い人口層の定住、あるいは人口構造の中のバランスというものが、今後ますます難しくなる可能性があるということに着目をしておるところであります。たまたま生産緑地法の制定に伴って、今までの生産緑地として管理をしてこられた農家の場合にも、やはり宅地化という方向が当然出てくるわけでありますので、特命の主幹もおいてそれに対応する、つまり借り上げ賃貸住宅、これの奨励をしようということに取り組みつつあるところであります。その際に家賃の限度をどの程度適当な家賃とするかというところがなかなか難しいところではありますけれど、全体といたしましては、当然家主の持ち主、つまり建てていただく方にも、あるいは市民としてその借り上げ住宅を使用していただく方にも、相当の奨励策を用いていく必要がある、とこう考えております。したがいまして、今後、勤労者を対象とした家賃補助制度ということも区部あるいは他市の状況等も十分勉強しながら、積極的に取り組んでいかなきゃならない大切な課題である、というふうに認識をいたしております。

○副議長（高橋徳次君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　12月議会での一般質問でも取り上げておりますので、今回は要望にとどめたいと思いますけれども、一つは、今計画されている市営住宅の建て替えの促進の問題があります。それから都営住宅の建設、これも行政の地域でのまちづくり計画と整合させた中での計画の促進もあります。あわせて、今市長が答弁でも触れられた借り上げ市営住宅制度のさらに施策の前進を図っていく、そしてまた私が提起した勤労者を対象とした家賃の補助制度、これもぜひ、積極的にひとつ実現の方向で検討を進めていただきたいということを要望して、この質問を終わります。

○副議長（高橋徳次君）　これをもって４の１、勤労者を対象とした家賃補助制度の実施をの質問を終わります。

一般質問４の２、中央福祉センターの建て替えと日社協への助成についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君）　中央福祉センターの建て替えと日社協への助成について質問を

いたします。

中央福祉センターの建て替えについては、過去も若干やりとりされた経過があったと思います。市の基本計画では、御存じのように今ある中央福祉センターを当面は改修をするということになっております。その具体的な内容はどういうものであるのか、この機会に改めて伺っておきたいと思います。

あわせて、御存じの土地問題で、長い間懸案事項になっておりますけれども、その後その官民との境界線の問題といいますか、いわゆる土地問題がその後どのように取り組まれてきているのか。さらに中央福祉センターの建て替え、いわゆる改修だけでなくて、別の場所への建て替えといいますか、建設が構想としてないのかどうか。私は、適切な場所があれば、別の場所に内容の充実した中央福祉センターを建設すべきだという考えを持っておりますけれども、これについて今日どのような構想があるのか、伺っておきたいと思います。

それから、日社協への助成ですけれども、これは社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則で、その助成の種類、内容等が書かれております。一つは運営費補助、事業費に対する補助金、施設整備費補助金等々がこの規則に明記されておりますけれども、この日社協への助成、近隣市のそれぞれの補助金の額等が前もって事務当局から数字として示されております。必ずしもこの額を多いから少ないからということだけで論議すべきではないと私は思います。本来行政がやるべき仕事を社協にやらせるという形で拡大すれば、どんどんこの額がふえる、とこういう関係にもあるわけですから、一概に数字だけの比較で云々はいたしませんけれども、その社会福祉協議会の事務局の職員の数、施設の職員の数等々見まして、今の日野市の社会福祉協議会の現状をどういうふうに受けとめておられるのか、この辺、一点伺っておきたいと思います。

以上です。

○副議長（高橋徳次君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　御質問に対しましてお答えいたしたいと思います。

まず第１点目の、中央福祉センターの建て替えの件でございます。御承知のとおり中央福祉センターにおきましては、昭和41年の４月、老人福祉センターといたしまして、老人の健康の増進、あるいは教育の向上、レクリエーション等の活動の場といたしまして、老人福祉法の規定に基づきまして設置しております。最近の利用状況を見てみますと、今年度の見込みでございますが、年間2,900件、約５万5,000人ぐらいの人が利用するんではないかというような予測があるわけでございます。地域の人々、あるいはいろ

いろな団体の方に、多くの方に利用されているところでございます。平成2年度には、一部老朽化によりまして、改修工事を実施いたしまして、この中では特に障害者用のトイレがございませんでしたので、このような改善を図ってきておりますが、とにかくその設備、いわゆる移動設備等がない現状におきましては、必ずしも利用しやすいそういうような状況にはございません。一方あそこの所は社会福祉協議会も一緒に事務局が同居しております。そういうようなことから、老人の活動の場、あるいは事務局としても双方とも非常に何といいますか、中途半端といいますか、非常に狭苦しくなってきているというのが実態ではないか、というふうに思っております。

建て替え計画につきましては、現時点では具体的な計画は持ってございません。いろいろ今御指摘ありましたように、敷地の境界の問題、あるいは国有地の問題、いろいろ未解決の問題ございます。建て替えるに当たっては、現在の都市計画上の用途地域の問題、あるいは児童館、公民館、中央福祉センター、駐車場、こういうようなそれぞれ関連するものがございますので、総合的な調整が必要ではないかというふうに思い、またその調整にもかなり多くの時間が費やされるんではないかというふうに考えておるところでございます。当面、現在進行中であります第3次基本計画、あるいは（仮称）日野市老人保健福祉計画、こういう中に盛り込んでまいります。仮称でございますが、多摩川苑福祉ゾーン計画、こういう中に福祉総合センター、こういうような構想を持っておりますので、とりあえずこれら総合福祉センターの整備の具体化を進めてまいりたいというふうに思っております。なお、建て替えについても、関係部課と十分今後課題として受けとめ、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目の社会福祉協議会に対する助成でございます。これにつきましては、今後も引き続き助成には積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。もし必要があれば、その体制づくり、あるいは新たな自主事業の実施に対しましても、行政としても正面から助成をしてまいりたいというふうに考えております。今指摘がございましたが、近隣あるいは類似団体等の比較を見てみますと、いろいろ事業の内容によりまして、各市ともかなりの差異がございます。体制においてもその事業の内容によって非常に、数十人、四、五十人の体制を組んでいる社協もございます。いわゆる行政で取り組む事業なのか、あるいは社協で取るべき事業なのか、これからその辺もはっきり明確にしていかなけりゃいけないんじゃないかというふうにも考えているところでもございます。できれば今後の社協の事業といたしましては、地域に密着したところのいわゆる在宅の福祉サービス、こういうものにも取り組んでいただきたいというふうに思っ

ております。この辺については、即応性だとか、あるいは継続性が要求されますので、現在のボランティア事業の中での取り組みが非常に難しい面もございますけれども、社協自体としての自主的な事業を展開していただきたいというふうにも考えているところでございます。

いずれにいたしましても、これから高齢化社会の中におきましては、社会福祉協議会の位置づけというものは非常に重要な問題でもございますので、行政としてもこれからも引き続き積極的に助成等を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　再質問をいたします。

一つは、現在の福祉センターの改修の問題でありますけれども、例えば、一つだけ例を挙げれば、車いすの障害者を２階に上げる場合に、４人５人の人が担ぎ上げて、相当苦労として対応せざるを得ない状況があるようです。これはまあ、福祉センターという性格から言って、本来は当然車いすでも十分、４人５人の人たちが担ぎ上げなきゃならない状況、そういう問題はもっと早く取り組むべき問題であったというふうに思いますけれども、いろいろ土地の問題、その他今説明がありましたように、用途地域の問題等々、総合的な調整が必要だということは十分理解できるわけでありますけれども、今一つ指摘した、そういう実態からして、より現実的な対応が求められているんではないか、というふうに私は思います。その点について、もう一度伺っておきたいと思います。

それから、２点目は総合福祉センターの構想計画ですけれども、これは今の時点でいつごろ具体化が図られようとしているのか、この点についてもちょっと再質問したいと思います。

以上２点、とりあえず質問いたします。

○副議長（高橋徳次君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

福祉センター、特に車いす、障害者、あるいはお年寄りの上下移動といいますか、それについては、現状の中で果たして改修ができるかどうか、今後検討していきたいというふうに考えております。いずれにしても、昭和41年時点では、いわゆる障害者に対するそのような理解、認識というのが非常に乏しかったんではないかというふうに考えております。いずれにしても、今日までそれで至ったわけでございますので、十分この点

については検討を加えていきたいというふうに考えております。

それから、福祉総合センターの建設の時期でございますが、現在はっきりした時期は申し上げられませんが、少なくとも地域保健福祉計画の中では、平成12年までの目標年次を掲げておりますが、その中には当然取り組んでいきたいというふうに考えております。恐らくあそこの福祉ゾーンの整備計画では、一番緊急課題でありますのが特養老人ホーム、その次がリハビリを中心としたところの老人保健施設、そのようなことから考えていきますと、平成12年ごろ後半ですね、その時期の計画になるんではないかというふうに考えられるところでございます。

○副議長（高橋徳次君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　市長から答弁あればいただきたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　現在、福祉センターという名称で機能しております施設が３施設あるわけでありまして、中央福祉センター、それから浅川特養ホームの中に設けております高幡福祉センター、それに湯沢会館と称しております湯沢福祉センターであります。今まで重要な役割を果たしてきているわけではありますが、確かにこれからの近代化、機能化という面では、もっと力を入れなきゃならない福祉事業の中のまた役割があるということでございます。特に中央福祉センターの場合、なかなか建て替えに取り組みにくい用地上のまだ問題解決が終えてないということでもありますので、ぜひ第３次基本構想には、それらをある程度明らかにしていく、こういう取り組みが必要だというふうに考えております。社会福祉協議会につきましては、今まで地域福祉の範疇を社会福祉協議会に、行政福祉に関する範囲を同じ社会福祉法人の日野市福祉事業団にというふうな役割分担を行いながら参っておりますので、日野市社会福祉協議会に余り委託という形の事業がないと言えばないわけであります。

しかし、地域福祉の課題は極めて重要な課題でもありますし、特に福祉に関する意識の何といいますか、風土化といいましょうか、そういうことに対しては、民生委員さん等の活躍を初めとして、いろいろな施策が一応進んでおる。特にボランティアセンターという役割につきましては、個々のプライバシーの問題もありますので、余り具体的にケースを承知はいたしておりませんけれど、相当な需要と供給の関係の役割を果たしておる、このように承知しておりますが、もっと何といいましょうか、ネットワーク的な機能のあるそういう役割を積極的に進め、またそのための資金援助、人的援助をしていかなければならない、このように考えております。

部長の方からお答えをしております、いわゆる多摩川苑福祉ゾーンにつきましては、これも新しい場所でもあり、新しい事業でもありますので、手順よく事業を展開をしていく。その中に総合計画的ないわゆる福祉ゾーンとしての性格を将来の見通しを持って正確な位置づけをやっていこう、こういう考えで取り組みつつあるということでございます。

○副議長（高橋徳次君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　今後の積極的な取り組みを期待もし、そして強く要望して、この質問を終わります。

○副議長（高橋徳次君）　これをもって４の２、中央福祉センターの建て替えと日社協への助成についての質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集お願いします。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時17分　散会

3月9日　木曜日　（第3日）

平成5年
第1回定例会　日野市議会会議録　（第3号）

3月9日　火曜日　（第3日）

出席議員　（30名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	藤林理一郎君
5番	旗野行雄君	6番	谷長一君
7番	小川友一君	8番	下村功君
9番	佐藤洋二君	10番	一ノ瀬隆君
11番	内田勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	高橋徹君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	福島盛之助君	18番	福島敏雄君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	小山良悟君
25番	高橋徳次君	26番	古賀俊昭君
27番	市川資信君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
助役	前田雅夫君	企画財政部長	長谷川暢男君
総務部長	小林修君	市民部長	永瀬誠一君
生活文化部長	藤本享一君	環境部長	山口正夫君
都市整備部長	鈴木栄弘君	建設部長	小俣雅義君
福祉部長	坂口泰雄君	水道部長	日野義人君
病院事務長	須藤雄示君	教育長	長沢三郎君
学校教育部長	糸川滋君	社会教育部長	大谷俊夫君
企画財政部参事	大崎茂男君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　本間ムツ子君

議事日程

平成5年3月9日（火）

午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時29分　開議

○副議長（高橋徳次君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員25名であります。

本日議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第１、一般質問を行います。一般質問５の１、中小企業への利率１％の不況対策融資についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔19番議員　登壇〕

○19番（板垣正男君）　中小企業に対する不況対策の一つといたしまして、融資制度、特に融資の利率などを中心といたしまして、質問を行ってまいりたいと思います。

今日の不況は、申し上げるまでもなく国民生活全般にわたって深刻な影響をもたらしているものでございます。それに対する政府の不況克服の対策が、十分国民に光を当てたものになっていないのではないか、と国会でも鋭くその点の追及が行われているわけでございます。宮沢内閣の来年度の政府予算の中で、中小企業対策は今年度よりも総額において５億円減額したということで、中小企業に対する不況対策がむしろ後退しているのではないか、と強く批判の上がっているところでございます。

一方、在日米軍へのいわゆる思いやり予算が大幅に増加されたということも御承知のとおりであります。この予算を在日米軍兵士一人当たりに見てまいりますと、約560万円にもなるものに対しまして、中小企業対策費は１事業所当たりわずか２万9,000円にも満たないというところにとどまっているものでございます。米軍には大盤振る舞い、中小企業にはスズメの涙、このように対比をされまして、中小企業、国民に対する不況対策がいまだに抜本的に行われていない、というのが実態ではないかと思うわけでございます。

御承知のように事業所の99％、従業員の８割を占める中小企業は、日本経済の柱であります。中小企業への緊急融資や公共事業など仕事をふやして、大企業の下請事業をやめさせるという点でも、政府の中小企業対策を抜本的に改めていかなければ、今日の不況問題を真に克服するということにはならないと思うわけでございます。

ことしの１月29日、衆議院の予算委員会総括質疑で、日本共産党の不破哲三委員長が、この30年来最低の中小企業の対策費は、一般歳出、一般会計に対しまして落ち込んでいるということなどを具体的に示しながら、宮沢内閣を追及いたしましたが、納得のできるような宮沢内閣の説明はなかったことは御承知のとおりでございます。この政府の対

応が大企業向けになっているということは、これまでたびたび指摘をしてまいってきているところでございます。

例えば、この不破哲三委員長の質疑の中でも明らかにいたしましたように、大企業への補助金は、通産省所管の92年度技術開発補助金というのがございまして、これは大企業の技術開発に対する補助、援助を行っているものであります。三菱重工に対する補助金は50億2,500万円、日立製作所49億8,000万円、東芝41億7,000万円、川崎重工38億7,200万円というふうに、数十億円の技術開発という名目の補助金がこうした大企業に支出されているわけであります。

一方、先ほど申し上げましたように、中小企業１市当たりの補助金が約２万9,000円、この額と比較するならば、どこに政府の景気対策の重点が置かれているかということが一層明白になるものでございます。

今日の不況の克服をこうした大企業への対策の力点から国民に、そして中小企業に力点を振りまけるというところに、景気対策の建て直しの根本的な力の入れるポイントがあるわけでありますけれど、これがなされないままに来年度の予算の審議も国会でいろいろと論議を呼んでいるところであります。こうしたもとで地方自治体のさまざまな創意を生かした地元中小企業に対する対策も各自治体とも力いっぱい、精いっぱい行ってまいってきてることは論をまたないところであります。

日野市の場合も、これまで中小企業事業資金融資の斡旋の額の引き上げ等行われてまいりましたし、中小企業への自治体としてのできる範囲の最高の施策も行われてきた、とこのように考えてとらえているところでございます。その上さらに、昨年の12月議会に森田市長が提案いたしました中小企業事業資金融資斡旋額の、斡旋融資の限度額の引き上げが行われてまいりました。運転資金750万円が1,000万円に引き上げられましたし、設備資金も1,250万円を1,500万円に引き上げられました。さらに運転設備併用資金というのが新たに設けられまして、これも限度額1,500万円から1,800万円に引き上げられました。開業資金は700万が1,000万円と引き上げられたものでございます。議会もこの融資額の引き上げを認めたわけでございまして、今後、中小企業の方々の利用が一層進むことを私たちは願っているものでございます。

そこで、私が今回取り上げました質問の内容は、これらの融資の額が引き上げられてまいりますと、利率が変わらないということになってまいりますと、融資の額が大きくなりますと利率も金額としては大きくなるわけでありますから、この利率をどう引き上げて、中小企業の負担を軽減するかということが、私は、同時に今検討が求められてい

るところではないかと考えたわけでございます。業者の皆さんの御意見などもいろいろと伺ってまいりまして、融資額の引き上げについてはみんな歓迎しておりますが、この利率についての検討が行われないのだろうか、こういう要望の声を承ってまいってきたわけでございます。

そこで、具体的に質問を行ってまいりたいと思います。現行の中小企業対策費は、中小企業への融資はもちろんでありますが、福祉関係の融資などもございますので、現行利率がどの程度になっているのかということを明らかにしていただきたいと思うわけでございます。この利率というのは、条例等にはなかなか出てまいりませんので、市長が金融機関と協議して決定するということに大体なっているようでございますので、現行の融資の利率がどの程度のものになっているかということを明らかにしていただきたいと思うわけでございます。そして、融資の限度額、この利率が三多摩各市の中でも日野市はどの程度の位置を占めているかということも、あわせて調査されているようでしたら、明らかにしていただきたいと思います。

２点目は、表題にございますように、特別融資を検討できないかというものでございます。これは、利率１％というのが私の希望でありますけれど、少なくとも１％台の低利率のものにして、不況対策のために特別融資等が検討されないかどうか、というものでございます。なお、新たに特別融資を設けるということが困難であるならば、現行の融資の利率を引き下げるということを検討して、特別融資に実質変えるというようなことでもよろしいのではないかと思いますので、この利率を思い切ったものに引き下げるということで考え方を伺いたいと思うわけでございます。

以上、この２点について質問を行います。

○副議長（高橋徳次君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　２点についてお答えをしたいと思います。

まず、現行の利率でございますが、比較表等も用意しているところでございますが、他市と比較しても決して遜色のあるものではなく、非常に安い方の筆頭に入っているかと思います。そのほかに利用者の負担軽減を目的に1.5％の利子補給と、それからあと保証料の２分の１の補助を行っております。今申されましたように、４月１日からはこの開業資金、利用者が負担する担保の設定経費等についても新たに２分の１の補助を行うということになります。現在、一般の中小企業への貸付でございますが、基本的には長期プライムレート――長プラですが、長プラの変動型ということで、その動きに合わせて比例してこの利率を動かすという形になっておりますが、今現在、一般の関係が3.

1%の負担で融資ができるということになっております。ちなみに定期預金は3.5ぐらいではないかというふうに思います。それから４級以上でございますが、身体障害者がこの事業の資金、これらを御利用いただくときには、その事業主の負担が1.6%という非常に低利のものになっております。

この特別融資という件でございますが、この身障のものも考え方によっては特別融資というふうに考えられるかというふうにも思いますが、そのほかに特別融資ということを今後考えるとすれば、その企業が公害防止対策の目的で事業をするとか、営業の面に余りかかわりのないような部分を資金としているような場合には、よその自治体でも特別融資というのがあって、１%台というようなのが見受けられます。それらについては今後検討の課題ではあろうかと思います。

以上です。

○副議長（高橋徳次君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

今現在、福祉部の方で融資をしておりますのは、住宅改良資金の融資でございます。平成４年度の利率でございますが、６%ということでございます。これにつきましては、昭和62年に金融機関と合意をいたしまして、このときの利率が貸出時点のいわゆる長期プライムレート、いわゆる最優遇貸出金利ですか、これでやるということで合意しております。現時点、平成５年の３月現在では4.9%というような利率になってございます。これに対しまして市としては、利子補給としてその２分の１、６%であれば３%利子補給ということで、本人は銀行からの貸出利率の２分の１で借り入れができるというようなことになってございます。そのほかに、これは直接福祉部ではございませんが、社会福祉協議会、いわゆる当社協の方からの融資でございますが、生活福祉資金というのがございます。これもかなりの貸出件数がございますが、これにつきましては、修学資金とかいろいろ資金がございますが、修学資金については無利子だとか、あるいは障害者の自動車の改造、これに充てる場合には2.0%、あるいはその他についても、最高３%というような利率になってございます。また、この制度においては、据置期間は無利子というような制度でございます。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　融資の限度額の引き上げと、今の説明にございますように、三多摩各市の中においても、利率の低さという点では遜色ない、という説明がございまし

た。現行の利率ということで、中小企業事業資金融資の場合は3.1％の利率で融資を受けることができるということでございますし、障害者４級以上の場合は、これは補助が特別あって、1.6％の利率で借りることができるということでございました。私は、この利率は、ただいま説明にありましたように、他市の利率などと比較しても決して高くはなく、むしろ低い方だ、ということの点では、一定の評価をしてまいりましたし、これでも今日の中小企業対策への一つの対応の姿勢があらわれているものと考えているわけでございます。まず、障害者の場合の1.6％は、大変低い利率になっておりますので、これらの利率で他の中小企業の事業実態などよく調査した上で、融資を受けようとする事業者が、本当に利率の低いものを求めているということで、市が判断できるものなら、私は3.1％に限らず、ケース・バイ・ケースでもっと利率を引き下げるというようなことなども今後検討の余地があるんではないかと思います。ぜひ、そうした点での検討を行っていただきたいということを要望しておきたいと思います。

それから、福祉の関係の融資では、ただいま福祉部長から幾つか説明がございましたが、住宅改良資金の融資は、現行は4.9％ということなんですか、６％で62年度から始まって、現行は4.9％ということで説明があったというふうにとらえてよろしいんではないかと思うんですが、このうちの２分の１を補助するということですから、大体2.5ぐらいの利率で融資を受けられるということですね。中小企業の事業に対する融資とはまた福祉の場合は若干性格を異にしておりますから、2.5％の利率で融資を受けることができるという、そういう精神がこの利率にあらわれているんだろうと思うんです。住宅改良資金の融資を受ける場合の条件ももちろんこれはあるようでございますから、どんな高額所得者でも受けられるというものにはなっていないと思いますし、また現に融資を受けて、高齢者の居室の改造、あるいは障害者の居室の改造等を行う場合のその趣旨から見まして、できるだけやっぱり低い利率で融資を受けられるということが私は福祉のサイドの住宅改良資金の融資の精神を一層市民の借りやすいものにするということになっていくんではないかと思うわけであります。そういう点から見ると、2.5％というのは確かに、安いという評価もされるようでありますけれど、なお今日の不況等を考え、生活の実態を考えて、引き下げの可能性があるならば、福祉に関係する融資の利率の引き下げ等も今後検討していただきたいと思うわけでございます。さらに、現在工事が進行しております下水道使用切りかえ工事融資の斡旋なども規則にあるわけでありますが、これなどももっともっと借りやすくするということになるならば、下水道の使用切りかえ工事を行う市民の皆さんの希望もどんどん進んでいくんではないかという感じ

もしておりますので、これらもあわせて今後検討していただけたらよろしいのではないかと思います。

最後に、市長に考えを伺っておきたいと思いますけれど、事業者の融資の場合と、福祉の融資の場合、これはもちろん性格が違うわけであります。特に福祉の関係の融資に対する利率の引き下げ、あるいは下水道使用切りかえ工事に対する融資の利率の引き下げ等今後の考え方について伺っておきたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　バブル経済の崩壊と言われる中で、大変不況が進行し、中小企業、あるいは零細な生業等、だんだんと影響が深まって、なかなか景気回復の光が見えてこないという現状のうらみが多いことは、よく我々も承知をいたしております。産業経済行政、これは主として都道府県行政に依存している範囲が大きいわけでありまして、市町村自治体で行い得るおのずからの限度ということも今まで実感として、もう少し何かできないものだろうかという気持ちは持っておるところであります。御指摘の、いわゆる現状を突破するために特別融資というふうな形であっても、緊急的な経済の支援行政ができないか、とこういう御質問の御趣旨でありますので、比較的可能な段階のレベルまでは今取り組んで、かなりの成果を期待できる、また他市と比較しても決して遜色のない施策にはなっておるということも、お答えをしたとおりでありますが、御指摘の、もっとそういった施策がないかということでありますので、なお一層ケース・バイ・ケースによる施策も考えなければならない、このように伺ったところであります。

福祉行政の住宅改良とか、その他の施策につきましては、これは金利ということを意識しない、全く現物あるいは金額の給付という形も当然あるわけでありますが、産業経済の場合は、そこまではちょっと同列に置くことはできない、こういうことも理解がいただけると思っております。いずれにいたしましても、公金を原資とするそういう関係がございますので、公平や公正を期しながら、しかも効果のある施策として積極的になるべく応急な対応ができるようにいたしたい、こういう考えでこれからの不況対策を効果ある手段を目指して整えていきたい、とこう考えております。

○副議長（高橋徳次君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　市長の答弁もいだたきました。現行の中小企業への融資の面からの対策は、決して他市と比較しても日野市の場合、劣っているのではなくて、むしろ進んだところに今日まで来ている、というふうに先ほど来、部長の説明、また私もそのように受けとめているところでございます。また福祉の関係や、あるいは下水道切りか

え工事等にかかわる融資の斡旋なども、これも決して借りにくいという内容ではない、と私はとらえているものでございます。なお、その上に立って今日の市民の生活実態等を考え、あるいは不況という大波のもとでの中小企業業者の営業を守るという点からの検討を一層進められますように要望いたしまして、この質問を終わります。

○副議長（高橋徳次君）　これをもって５の１、中小企業への利率１％の不況対策融資についての質問を終わります。

一般質問５の２、市民参加条例の制定についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番（板垣正男君）　最近の新聞でも報道されておりますように、町田市で女性行動計画検討委員会というものが設けられておりまして、女性の社会参加と行政の取り組みのあり方を探って、いろいろと検討が行われてきたということでございます。そして21世紀に向けまして、市の行政委員会への女性登用率を40％以上にすべきだとする提言をまとめまして、市長に提案したということでございます。「町田市では、民生委員など現場組織への女性参加は進んでいるが、教育委員会などの政策決定機関は極端に少ないのが実情。提言では、①各種委員会、行政委員会の積極的登用②2000年度末までに委員会の女性比率40％を目指す――などとしている。市ではこれを受け、５年度中の策定を目指す」というような、簡単な記事で紹介されております。

どこの自治体でも、女性の登用ということは今後はもちろんでありますが、現在でも一つの課題になっているんではないかと思われます。従来ややもすると、女性の登用が大変低かったということなどが、全国どこの自治体でも大体あるんではないかと思うんですが、町田では思い切って検討委員会を持ち、そして女性の登用率を2000年度末までに40％という一つの目標を示したという答申を行ったものでございます。女性の登用率を40％という一つの目標を示した自治体というのは、この東京では、町田市が最初のものではないかと思うんですが、これは女性がもっともっと行政や市政に参加をし、意見を反映させていかなければならないということを受けての提言ではないかと思われます。

そこで私も、従来日野市でも行ってまいりました市民参加ということの意味を考えまして、きょうの一般質問の表題にいたしましたように、市民参加条例の制定を行うことが今必要なことではないだろうか、と考えたわけでございます。森田市長この間、市政を担当されまして、市民の参加と連帯を重要な市政の柱の一つとされてきたことは論をまたないところでございます。そのもとで市民参加が進んでまいりましたこともまた事実ではないかと考えているわけでございます。そして市民の考えていることや、あるい

は意見を行政に反映させるという市政を今日まで一貫して取り続けてまいっているものと思います。民主主義を市政の中で具体化していくということのためにも、市民参加は不可欠であることは、これもまた言うまでもないことであります。そして絶えず市民参加の方法をよりよくしていくという努力もまた行政側に求められていることではないかと思うものでございます。もちろん、市民の側からも行政に対する市民参加の方法、あるいは市民参加をよりやりやすくするということの要求なども行われてまいるものでございます。これまで地域での市長の対話集会、あるいは特定の問題などが起きますとその都度、審議会等を設置いたしまして、市民の皆さんの意見を十分反映させるべく論議の場を設けてまいってきたものでございます。

こうして問題別、あるいは地域別に市民参加の場が設けられてまいりましたけれど、市民の側から見て、行政による市民参加を保障するという点では、もう一歩この市民参加の制度をはっきりさせる必要があるんではないかと思うわけでございます。それには、条例による市民参加をはっきりと位置づけるということが今求められてきているのではないかと思います。これまでの市民参加の実績を踏まえて、より一層市民参加を保障させるということから、条例によってしっかりと市政の中心に位置づけて、そしてそのもとでそれぞれ具体的な施策で市民参加を一層促していくということが必要ではないかと思うわけでございます。そしてその際、先ほど町田市の例でございませんけれど、女性の参加をこの条例で一定の割合のめどをはっきりと示しておくということが必要ではないかと思うわけであります。一般的にしないで、女性も市民の半分を占めているわけでありますから、例えば50％の割合をめどとするというようなことなどがその条例にはっきりとうたわれるということが必要ではないかと思うわけでございます。町田市は、2000年度末女性の登用率40％という目標を示しましたが、私は50％という目標を示しても日野市の場合にはいいんではないかと考えております。そこに市民参加、女性の参加率を高めるという行政側の努力と、そしてそれにこたえることができる市民の側の行政参加の機会が一層保障されていくということにもなっていくわけでございます。そういうところに目標をおいて、条例で太い柱として日野の行政の中に位置づけていただきたいということでございます。これに対する考えを伺っておきたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、ただいまの市民参加条例の制定についてという質問でございます。お答えしたいと思います。

今、御質問者の方からもいろいろ、現在行政が展開している部分につきましては、お

話のあったとおりでございます。当然、市民生活を向上させることを目的に昭和58年でございますが、市民参加と連帯でつくる市民自治を目指し、まず市民憲章を制定したわけでございます。その後、老人憲章の制定、核兵器廃絶、平和都市宣言等を進めながら、さらには市民自治学園の開設等も、どれも市民参加につながるものだというふうに考えているわけでございます。その意味からも、市民参加の条例につきましては、いろんな形で行政に参加できる姿勢をとってきたことも事実でございますが、今、町田の例が一つ質問者の方から出ております。

日野市の女性の登用問題、従来からも十分いろんな検討委員会等にも登用等も図っては一部ありますけれども、今後提案の部分につきましては、大きな今後の課題であろうというふうに思っております。庁内でも十分今後検討してみたいというふうに現在は思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　市民参加を条例で位置づけるという自治体は、私の聞いた今日までの範囲では、まだどこもやっておらないようでございます。それぞれの自治体での市民参加の位置づけがどの程度まで到達されているかは私も詳しくは調べてございませんが、先ほど紹介いたしました町田の検討委員会での一つの女性の登用率を示したものも、これはその市民参加の一つの範囲のものでございます。しかし、条例で市政の太い柱としてはっきりとそれを位置づける、より民主主義を徹底をさせていくという点での条例化ということでは、私は、まだ全国のいろんな自治体でのこのような例は見つけることはできません。それゆえに、日野市でこうした市民参加条例を制定していくということの意義もまた大きいのではないかと考える次第でございます。市長の考え方をこの際伺っておきたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市民参加条例の制定という御提案でございますので、より市民参加の意義を明確化させる意味と、より一層地方自治、あるいは民主主義の地域社会においての定着ということを目指して検討したいというふうに伺っているところであります。私から言うまでもないことでありますが、民主主義の手法として直接民主主義、また議会制等の間接民主主義、こういう形で民主主義が成り立っておるわけでありまして、私どもの市では特に、「参加と連帯でつくる市民自治のまち」という言い方で、なるべく行政は市民参加はもちろん、市民運動に連帯をし、いろいろな提言も、それから

市民要望も今まで多くの具体化した事例があるわけでありまして、その形をなお市民参加と言うならば、十分機能しているというふうに言えるとは思っております。とりわけ「国際婦人年」等が機会となって、婦人の企画に対して参画をしていただく、政策決定に参画をしていただく、ということが大きな国際的要望にまで発展をしておることも事実であります。町田市が40%という参加率の一つの基準を掲げたということも一つの施策であろうと思います。私どものまちでも、ある資料で、30%程度の到達度だと。それは例えば、民生委員さん等に女性が多いということの理由による面もあるわけでありますけれど、消費者運動その他地域社会のいろいろな活躍に婦人の英知が込められておるということも日野市の一つの特色とも言えるんではなかろうか、とこんなふうには思っております。

私はかつて、議会にも申し上げたことがありますが、学校区程度の地域単位でマイタウン市民会議というふうな形のものをつくっていただき、それにある程度の会議費を公費で支出をする、こういうことを提案をしましたら、議会の方からは、議員の間接的な地域の役割が機能しなくなる、というふうな御意見があって、否決をされた経験を持っておるわけでありまして、あるいはもっと積極的に理解をしていただいて、議会もろともそういう施策に参画をしていただける協力が得られたならば、具体的な市民参加がより効果的に機能したんではなかろうか、ということを、今でも感じております。とかく行政の上の市民参加は、どうしても特定少数、つまり有識者というような範囲で事が限定されるものですから、逆に言うと、市民参加を何か非常に矮小化してしまうということがある面にはある、と言わざるを得ないように思います。より機能的で、しかも能率的な市民参加の仕組みを考えまして、特に女性にも企画に、政策決定に参画をしていただく、こういう一つの発想とそれから目標を定めて、何か条例制定が可能であるかどうか検討してみたい、とこう思っております。

○副議長（高橋徳次君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　中野区では、中野区政の基本姿勢である「ともにつくる」という考え方があるそうでございますが、その考え方から住区協議会というものをつくりまして、そのセンター、日野で言う地区センターとはちょっと違うようなんですが、そういう住民の利用される地域センター単位で住区協議会というものがつくられておりますが、これは純然たる住民組織として住民が参加されて、そこでいろいろ地域の問題等を論議する、行政が援助するという形をとって、いわゆる住民参加の一つのスタイルがとられているものでございます。また、ほかでもこれと似たようなまちづくりなどにおけ

る住民の参加を条例ではっきりと示しているというような所もございますし、個別に、あるいは地域的な問題等の住民参加というのはこのように保障されているケースがあるわけでありますが、その区政なり市政の柱にしっかりと条例でそれを明確にするというところまではないようでございますので、私は一つの基本的な姿勢を条例ではっきりとあらわすということから今後の奮闘を御期待しておきたいと思います。

以上でこの質問を終わります。

○副議長（高橋徳次君）　これをもって５の２、市民参加条例の制定についての質問を終わります。

一般質問６の１、縦割り行政を克服し、企画調整機関の充実を！の通告質問者、下村功君の質問を許します。

〔８番議員　登壇〕

○８番（下村　功君）　それでは、縦割り行政を克服し、企画調整機関の充実を！という、市役所の組織内に関する問題ですが、それについて一般質問したいと思います。

世の中には「お役所仕事」という言葉もあり、また「たらい回し行政」という言葉があります。どちらも決して日野市のお役人さんにとっていい気持ちのしない言葉ではないかと思うわけでありますが、さて、日野市役所について考えますと、私は直接そういう批判の言葉を聞いたことはありませんし、実際に窓口業務や電話交換業務などを見ても、本当に市民感情を害さない対応、そして他の部や課に送る場合でも、適切な言葉遣いと迅速な対応をしているのではないかな、と思っているところです。

しかし、「お役所仕事」とか「たらい回し行政」とかいった言葉というのは、行政の縦割り組織による融通のなさという点から来る批判でありまして、組織が縦割りになっているという点については、御存じのように日野市役所も例外ではないわけであります。したがって、表面的ではないにしろ、どこかにその影響するところはないだろうか、また、そうした影響を解消していく機能はどこなんだろうかということについて、考えてみたわけであります。

まず縦割り行政の影響がどういう点にあらわれているのかな、と幾つかの例を考えて示してみたいと思います。

まず一つに、日野市が今、中心的な課題として取り組まなければならないものに「ごみの減量問題」があります。これについては前にも質問させていただきましたけれども、クリーンセンターのサービス課をリサイクル課と名前を変えて対応する、というような答弁があったと思います。

しかし、ごみ問題に関係しているセクションとしては、リサイクル課だけではなくて、リサイクルを主体的に取り組む市民運動を全面的にバックアップしていくという生活課があり、また環境問題の側面から考えれば、公害防災課があるというように、複数の課にわたっているという現実があります。ごみ減量にまじめに取り組んでいる市民の間には、こうした分散型の組織というものに戸惑いがあるのも事実であります。これをどこが調整役を務めていくのかがごみ減量の重要なポイントになるのではないかと思うところです。

また、多摩川福祉ゾーン計画があります。今や福祉の概念というのは、高齢者福祉だとか、障害者福祉だとかいうセクショナリズムにとどまらず、医療や保健とも密接に関連して総合的なネットワークづくりが叫ばれているわけで、本来的には福祉部や生活文化部、市立病院そして用地の問題からいえば総務部までが関係してくる問題ではないかと思いますが、実際にはそうなっていないというような話も聞いております。さらに、同じ福祉部内でも、これは事実かどうかわかりませんが、老人福祉課が中心となって、社会福祉課特にこれは老人福祉と障害者福祉の区分というのは非常に難しい面もあるわけですから、そうした障害者関係の部分については何の相談もないというような話も聞き及んでいますが、これが事実なら大きな問題ではないかと思います。

さらに、しばしば問題として取り上げられております「多摩平下水処理場」跡地利用の件につきましても、地元住民の意思を確認するのは企画課だとしても、都市計画法に基づく用途地域の問題、それから地区広場、地区センター建設の要求があれば、当然生活文化部といったほかの部も関係してくるわけであります。

こうした問題はそのほかにも例を挙げれば切りがないわけでありますけれども、市が一つのことに取り組もうとすれば、幾つかの組織が並列ないしは直列につながって相互に密接に関連してやっていかねばならないということは自明なことであります。

したがって、これらの組織を束ねる機関の存在ということが非常に重要になってくると思いますし、複合的な問題の市民の窓口の一本化ということについても、その機関の存在が必要となってくると思われます。

以上の論点から、ここで二つ質問をしたいと思います。

まず、２以上の部や課にまたがって実施する構想とか計画といったものは、どこが企画し調整を実際に行っているのか、すなわちどこかの部ないし課に一意的に決まっているのかどうか。決まっているのであれば、それでいいわけですけれども、もしプロジェクトなりいろいろな推進チームというのがあるようですが、それぞれでそういう企画調

整機関を決めていくということになるなら、どこでお決めになっているのかをお伺いをいたします。

次に、日常的な部や課の間の業務連絡、これはプロジェクトや推進チームといったものよりももっと小さな局面でですけれども、そうした業務連絡や打ち合わせには、定期的な部課長会などが開かれることが必要と思われますけれども、実際実施されているのかどうか、以上の２点についてお伺いいたします。

○副議長（高橋徳次君）　下村功君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　１点目の御質問につきましては、二つ以上の行政組織に関係する問題だというふうに思っております。もちろん、現在の縦割り行政での自治体の形態としては、大変市民要望や施策がある中での各課の連絡調整が大変困難な状況に至っていることも事実でございます。しかし、これはやはり企画財政部が中心となってこの調整機能を図るという原則論は持っておりますが、実際この各部の２以上の課にまたがった部分として関係部長なり調整機能を、というような要望が第一条件として出てくるわけでございます。そういった中で、市には企画財政部の中で調整を図り、検討委員会、あるいはプロジェクト等の対応を現在やっておりますが、部だけの問題としては、部の中でプロジェクト等も持っている問題もあります。これは部の中の２課という意味でございます。ただ、部だけでなくして、他の部にまたがる部分につきましては、原則的には今御質問の調整機能はということですので、企画財政部が中心になって幾つか現状持っているということでございます。

なお、２点目の、業務の打ち合わせ、あるいは部課長会にということでございます。定例庁議として毎月１回、開催をしております。その中で一定の課題、各部長から提案をいただき、その調整機能を務めるということでございます。もちろん、その調整機能の中で理事者の指示をいただきながら、この委員会等の対応をするということでございます。特に部課長会までを開催してという全体的なことはやっておりませんが、必要に応じて関係の部課長の協議をするというような状況でございます。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君）　下村　功君。

○８番（下村　功君）　ありがとうございます。

順序は逆になりますけれども、２点目の部課長会についてのことに触れてみたいと思いますが、私は部課長会というのは絶対定期的に開かれるべきではないかと常々思っています。今、庁議という言葉が出ましたが、庁議というのは部長さんクラス以上、市長

も含めて行われるものであろうかと思いますが、そこで調整機能を果たすんだ、という御答弁をいただいたんですが、聞くところによれば、庁議というのは実際そうなっているのかどうかということがあるわけでありまして、平たく言えば、例えば市長の独壇場だという話も聞いております。そういうところで果たして本当の意味で調整機能がとれるのかどうかということが第１点、問題として指摘されると思います。

それから、もう一つ、部課長会ということについて触れたもう一つのことは、まず市役所内でトップダウン方式の命令伝達機能系統だけではなくて、やはり下から上への意思伝達といったものも組織的にくみ上げていかなければならないのではないか、ということを申し上げたいわけであります。非常に今、市役所内が硬直化しているという批判を多く受けるわけですが、これはやはり、先般も研修制度等について質問させていただきましたが、下から上への意思伝達、そうしたものが図られていないということにも大きな原因があるのではないかと思っています。したがいまして、部課長会の実施というのは、これは非常に重要なプロセスとして考えていただいて、ぜひとも実施をしていただきたい。強く要望したいと思います。

それから、２以上のセクションにまたがる構想や計画などの大きなプロジェクトの場合には、原則的に企画財政部が束ねていくんだというお話でした。これについては、私もそうだろうと思います。やはり組織として機能するためには、すべてを市長やその周辺が企画するというのではなくて、市の行政組織内や市民の要望が適格にとらえられる部分、構想や計画に生かされてくるためには、やはり企画を中心としたブレーンストーミングや調査といったものが一元的に行われることが望ましいだろうと思われます。

ただし、ここで問題となるのは、今部長が、原則としては企画財政部でやりますよというお話ですが、現在企画課でそうした調整機能に当たっている人数というのは何人おられるのか。他市に比して、非常に日野市の企画の陣容が、これは個々の人という意味じゃありませんが、人員が貧弱だという指摘があります。また現在も多くのプロジェクトを抱えて四苦八苦しているという現状も聞いています。したがって、もし原則として企画財政部が庁内のプロジェクトないし２以上にまたがるそうしたいろいろな日常的な課題の業務のために企画調整機能を果たすのであれば、今の陣容でいいのかどうか。果たして今までそういう今の陣容でなし得てきたのかどうかということも含めて、やはりお伺いをしておかなければならないのかなと思います。その点、いかがでしょうか。

○副議長（高橋徳次君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　企画課の調整機能をやる中での陣容の問題でござい

ます。確かに、最近のプロジェクトチームは多くなり、調整機能も当然果たす役割は多くなっているわけでございます。現行課長以下課長を含んで５名というような機能で調整に当たっているということでございます。しかし、現在の調整機能の果たす役割という中には、かなり臨時的な業務がここに出てきております。例えば「ＴＡＭＡらいふ21」協会に関係する庁内の推進チームの調整機能、あるいはその他市制施行による30周年行事のための調整機能、これは臨時的な部分がかなりあるわけでございます。しかし、こういった問題も当面対応する時期でございますし、現在５名の職員で対応しているのが実態でございます。当然、十分だということを申し上げるわけではございませんが、ある程度限られた陣容の中で最小の経費で最大の効果を上げようというのが今の現在の考えでおります。そういった努力で進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（高橋徳次君）　下村　功君。

○８番（下村　功君）　ありがとうございます、と言いたいところですけれども、限られた陣容で最大効果を上げていくというのは大変結構なことだと思いますが、私も資料をちょっといただいたんですが、たった５名の企画課の職員で、課長以下５名で九つもの庁内チーム推進本部といったものを今受け持っている。それ以外にも多分、特命事項でおろされてくるものについては対応しているんだろうと思います。どう考えても、例えばよくこの本会議でも質問に挙がります日野市文化スポーツ行政推進本部、市立病院建設推進本部――これは大崎参事の方でやられているということでしょうけれども、それ以外にも今出ました「ＴＡＭＡらいふ」とか、施行30周年記念事業庁内チームというのが幾つかあるわけですけれども、こうしたもの一つひとつとっても、とても担当者一人が抱え切れる問題じゃない。どう考えても無理なんですね。

それから、かつて行政報告にもあったと思いますが、七生村の土地改良区対策チームだとか、幾つかのプロジェクトチームが報告されていたわけですが、それについても私が聞いているのでは、ほとんどすべて解散してしまっているということで、その成果についてもはっきり言って、最後まで行ってから解散したというものはほとんどないように思いますね。開催回数についても非常に少ないということで、これはどこから来ているのかといえば、やはり建前はわかるんですが、企画財政部が調整機能を果たすという建前はわかりますけれども、実際課長以下５名の人員でできないんですよね、こういうことは。これは企業におられる方もよくわかると思いますが、企業の中でさまざま起きてくる問題を５名の人間がすべて解決するなんていうことは考えられませんね。やはり

なかなか姿勢が見えてこないとか、なかなか解決できないということは、すべてここに集約されてもいいのではないか、原因をですね。そこまでも考えるわけです。それで、これが人員の関係だと、いろいろ定数の関係もありましてということになれば、議会でいろいろ定数条例等図られるわけですが、じゃあ果たして議会の責任なのか、議会が認めないからそうなのかということでは決してないと思いますね。やはり、庁内の企画調整機能の中心を企画財政部、そして企画課に位置づけていくという強い意思を持って人員の配置も決定していくといったことがないと、なかなか実現までは難しいのではないかなと思いますし、議会としても多分、これは私の考えだけなので、多分ということになりますけれども、そうした熱意があれば、決して増員を認めないとか、そういうことではないと思います。したがって、現在山積している問題があるわけですから、それをぜひともそういった熱意で企画課を充実するということで解決していってもらいたいということと、当然それに付随してそれだけの権限を企画財政部ないし企画課が庁内で持っていくということも必要ではないかということをこの点について付言をしておきたいと思います。

それから、もう一つ、部課長会の問題についてですが、部課長会については、これは先ほども言いましたけれども、やはり問題点というのは、庁内の問題というのは幾つかランクがあると思います。それこそ大きなプロジェクトから小さなものまで、それこそ係、課単位の間の問題といったこともあるわけですので、そうしたことを調整していくという、日常的に調整していく機能というのは、やはり部課長会、もっと掘り下げて考えれば、これは難しいかもしれませんが、係長会なとで問題点を出し合って、みんなで考えていくといったことが必要かと思いますが、これについてはどうなのかということについて企画財政部長に、こういう形で部課長会開いて、主催してやっていく御決意があるのかどうか、再度お伺いをしたいと思います。

今の１点、お答えをお願いします。

○副議長（高橋徳次君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　ただいまの御質問についてお答えをいたします。

通常組織というのは、ラインを中心にしてどの組織の場合でも機能をしているわけでございますが、そのときどきの必要に応じてそのラインのつくり方、要するに組織替えとか、主管替えとか、分掌事務を替えるとか、そういった変更も当然必要になってくるわけでございます。ただ、それにしても、そういうふうな形でそのとき、その時代的な要請にこたえて組織変更をしても、また時代が変化するとそれだけでは、ラインだけで

は対応できないという、これは絶えずそういう問題を抱えているわけでございまして、先ほど御質問の中にもございましたように、そういう意味では、常に複数の各セクションでの調整という機能は、これは組織の機能化を維持するという観点からも、非常に重要になってくるわけでございます。

したがいまして、今具体的ないろいろ会の問題について御質問がございますけれども、日常的にそれぞれのセクションごとにでも課内会議とか、そういうような形で、名称はそれぞれあるいは少しずつ違いがあるかもしれませんが、それぞれのセクションの中で絶えずそういう協議なり打ち合わせなりをして、それを一つの事業としてまとめていくという、日常そういう作業がないと実際の事業というのはなかなか進まないものですから、これはもう具体的にそういう形で行われているというふうに申し上げていいと思います。これはそれぞれの部あるいは課単位でそういう日常的な作業を前提にしながら、事業というのは進められているというふうに御理解をいただきたいと思います。ただ、そういう点で、必ずしもまだ十分でない部分もあるいはあるかもしれません。そういった点については、今後さらに充実を図っていくようにしたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（高橋徳次君）　下村　功君。

○8番（下村　功君）　もう再々質問までしてしまったんで、これ以上質問しませんけれども、どうもその辺がかみ合わないのかなあと思うんですが、先ほど言いましたように、例えば特養多摩川苑の問題、これも聞くところによれば、同じ課内でも老人福祉課はよく承知していたけれども、社会福祉課の方は余りよく知られてないという現実がどうもあるようなんですね。今、建前論でいろいろ助役さんから聞いたわけですが、事実はやはりそうなってないんじゃないかな、というところから、きょうの質問をしているわけです。

それで、やはりそうした問題というのは、先ほど言いましたように、多摩川福祉ゾーンの問題一つとらえても、単に福祉部だけの問題ではなくて、これは土地の問題、それから医療の問題、それから保健の問題といった、今言われておりますようなそうしたネットワークの中で行われていくのが、あれだけの大きな土地を生かしていくためにはいいのではないかということは、多くの議員の方も今まで質問の中にもありましたし、考えられていることだと思うわけですけれども、そうしたものが残念ながらどこでどうなっていくのかわからないんですが、図られていないというのが現状なのかなと思って、少

し嘆かわしいなと思ったわけですが、少なくとも今後、今議会が予算議会ですので、予算の中身についてもいろいろ審議されてくるとは思いますが、さまざまなプロジェクトをやっていくのに当たっては、ぜひとも企画財政部が中心となって一元化して進めていってもらいたいなということと、細かい機能については、相互に切磋琢磨するという意味も含めて、また情報交換という大きな意味も含めて部課長会を開催していってもらいたいということを強く要望しておきます。

これで終わります。

○副議長（高橋徳次君）　これをもって６の１、縦割り行政を克服し、企画調整機関の充実を！の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋徳次君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時44分　休憩

午後１時19分　再開

○副議長（高橋徳次君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問７の１、市内ＪＲ、京王、駅周辺に公衆トイレの設置について再度問うの通告質問者、藤林理一郎君の質問を許します。

〔４番議員　登壇〕

○４番（藤林理一郎君）　今、議長さんからお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。題名につきましては、市内ＪＲ、京王、駅周辺に公衆トイレの設置について再度問うということでお尋ねをいたします。

日野市内に中央線のＪＲ、京王線の浅川境として南、北に分かれております。中央線では日野駅、豊田駅、２カ所でございます。南側は京王線につきましては５カ所ですか、百草、高幡不動、南平、平山、多摩動物園、５カ所ですね。計日野市内には７カ所の駅がございます。今まで日野駅周辺についての公衆トイレの新設を重点に質問をいたしてまいりました。ところが、市民の方々から、市内に７カ所の駅がありますので、他の駅にも公衆トイレを新設要望が市民からよく話が聞かされております。市内の７カ所の駅に公衆トイレの設置の考えがあるのかないのか、ということで最初に市長にお伺いさせていただきます。

○副議長（高橋徳次君）　藤林理一郎君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問に変則的なお答えを一応させていただきたいと思います。

御指摘のとおり市内には中央線２駅、京王線５駅の交通上の利便な駅が存在をしております。したがいまして、日野市内どこの地域でも20分の歩行距離によっておおむね駅まで到達できる、こういう意味では決して不便なまちということはないわけでありますが、バス等交通手段がもっと整った状況が望ましいということは市民からもよく言われております。御指摘の、特にトイレということにつきまして、従来の考え方は、駅の側が設置責任を持ってつくっていただくというふうに考えておりましたけれど、だんだん市民生活の状況から判断いたしますと、やはり外からも使える、外にも存在するというトイレの施設が公園その他盛り場等にも現実の問題としては必要だな、というふうに考えられてきておると思っております。

したがいまして、今後下水道の普及によりまして、それほど大きな面積を要しないでトイレをつくることができる可能性が大きくなりました。したがいまして、そういう観点から、なるべく必要な場所には整えていくというふうに考えたい、こうお答えをまず申し上げておきたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　藤林理一郎君。

○４番（藤林理一郎君）　今、市長の方の答弁では、前向きのような感じはするわけなんでありますが、私、この公衆トイレについては、何回か質問を行ってまいっております。そこで、市長にこういう答弁をいただいたこともあるように記憶しているんですが、退職された中村建設部長当時だったと思うんですが、市長の話では、今も話の中にありましたけれども、「下水道の完備が整えば」ということが今話が出ておりますけれども、その前に一番最初のときに私が質問したときには、「行政一存でするべき問題じゃないんだ。だから、企業と話し合ってつくるべきじゃないか」とこういうふうな答弁をいただいたこともございました。その企業というのは、あくまでもその当時はＪＲじゃなしに国鉄ですね。国鉄時代だったと思います。それとバス会社、京王バスですね。それからタクシー、この企業と話し合って、そしてつくるべきということ。再三繰り返してそういう答弁がなされまして、それは私、記憶しているところでございますけれども、市長はその当時、そういう答弁がなされておって、その後関係部署でこの駅周辺について公衆トイレですね、設備するのに今までの間、どのように対応してきたのか、話し合いを行ってきたのか、それも１点、聞かせていただきたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これまで特に話し合いの機会をかなり密接に持ったのは、日野駅の駅長さんということであります。駅の構外に公衆トイレができるかどうか、そのこともかなり交渉したわけでありますけれど、結果といたしましては、浄化槽をつくることが必要ということですから、どうしても面積がとれない。そこで、特にお願いをして、改札口以内、鉄道側ですね、ここにはかなり促進をしていただきまして、現在は当時の状況はすっかり改善をされて、水洗トイレができて、特別に臭気の心配の状況もないところまでまいりました。タクシーの駐車場が、構内タクシーということになるんでしょうが、出入りする場所がありまして、そこに鉄道側の土地か、あるいは日野市が使える土地か、かなりそのことについて具体的に交渉はいたしましたけれど、結論として今申し上げたような処理槽を擁するトイレは面積の上で不可能だ、という結論になった経過はございます。

本来ならば、デパートはデパートの中でお客さんのそういった施設を設ける。だから鉄道も本来ならば、お客さんの施設はひとつ鉄道側で欲しいというのが原則的には、よく議論になります駐輪場の問題でも同様でございまして、しかし、それのみにこだわっておりましては解決いたしませんから、特に下水道が普及しますと、かなり狭い面積でもトイレの設置が可能だろう、とこう思いますので、今のようなお答えをする段階になった、このように御理解をいただきたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　藤林理一郎君。

○4番（藤林理一郎君）　今聞いてますと、何回か話し合いは行ったというような答弁がございましたけれども、私が考えるのには、ＪＲがすばらしいトイレが水洗化されまして、そしてＪＲの乗り降りする方だけにその便所を使わせてもらっているということですね。今度外側に出て、一たん今度改札をくぐって入っていかなきゃいけない、断りをして。そのときには、この間もちょっと私、改札口を知らないで、従業員の方がおったものですから、ちょっとトイレを貸していただきたい、とこういうふうに申し上げましたら、トイレは外へ行ってやってください、ここはＪＲのトイレでありますから、というような断りの返事が参りまして、そこで私、じゃあということで外へ出まして、そしてあそこの不二家というレストランですか、そこへ行って借りたような状態なんですが、非常に一般の方にも不便をかけているということは事実ですね。それは市長も、それから関係部課長の方たちも御承知だと思います。

そこで、私が申し上げることは、あそこにバスとそれからタクシーの運転手の方が、京王さんでつくったんじゃないかなと思うんですね。交番の西隣というんですか、そこ

にトイレが、かぎをかけてあります。そこで私、この間夕方なんですが、どういふうになっているのかなと思ってトイレを見に行き、そして入ってみました。そうしましたら、立派なというところまでいきませんけれども、用足しするのには差し支えのないようなトイレになっております。ですから、あそこを市の方から何らかの形で話し合いを持って、そしてあれを一時的に使わせていただくと。その隣に交番の便所もありますけれど、交番というのはなかなか入りずらいものですね。そういうことで、トイレがなくて非常に困っているというのが実態でございます。

そういうようなところから、一つ私の、これは私個人の見解なんですが、いなげや通りのあの新道ができましたですね。あの新道ができたガード、ちょうどＪＲのホームの下側ですか、あの所にトイレをつくってみたらどうか。地下というような形ですね。ホームの地下。ホームから見ると地下になりますね。その所に窓あきのような形でコンクリートであいていますから、その辺の所をうまく利用してつくらせていただけるような。これも私個人で考えていることですから、今市長さんが、ちょっと頭傾けていますけれども、やっぱり何らかの形で努力してつくるという意思を持って、そして関係の部署に市長さんの方からお願いをして、そして市民の有効に使っていただける公衆トイレを、ぜひ私はつくっていただきたい、こういうふうなことでたびたび質問させていただいております。それでどうしてもというふうになれば、ＪＲのトイレ、あれを東側の方から開放して、話し合いを持っていただければ、何とかなるんじゃないかな、とこういう考えも、これは個人的に考えてはいるんですが、積極的にこういうものに取り組んでいただきまして、ぜひ市民のためにやっていただきたい、とこういうふうに考えます。その努力をやっていただくようにこの際お願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

○副議長（高橋徳次君）　これをもって７の１、市内ＪＲ、京王、駅周辺に公衆トイレの設置について再度問うの質問を終わります。

一般質問７の２、青少年育成に対し自動販売機について再度問うの通告質問者、藤林理一郎君の質問を許します。

○４番（藤林理一郎君）　今、議長さんから題名が示されましたように、青少年育成のために、店頭に自動販売機が設置されているたばこ、アルコール類及び雑誌の販売を行っております。ここで私がいろいろと考えてみまして、この販売機によって販売されているたばこ屋さんの店頭、それから酒屋さん、そして本屋さん、こういうような所に自動販売機を二つ、三つ並べて販売している、とこういうふうなところを見まして、非常に

青少年育成という名ばかりで、実際に大人がやってはプラスじゃなしにマイナスになるようなことを大人が平気でやっている。こういうふうに私は考えまして、質問させていただいたわけなんですけれども、これはいろいろの角度から見てみますと、私の知り合いなんかでも酒屋さんが何軒かある。営業しております。そこで少し相談をしてみたんですが、やっぱりその販売している方の気持ちは、こういうふうなことにはね返ってまいりました。実は販売は昔のように店頭で売る側と買う側のその取引をして、手渡しをして販売するということが一番いい、というふうに御主人が言っている——お店の主人公ですね。そしてまたは、ある反面、夜でも機械が販売していただけるから、使用する側にしてみれば、非常にこういう便利さがあるんですよ、とこういうようなことも言っております。

そこで、私はその手渡しで販売をできるような方法が、例えば自動販売機をなくしてやった場合に、販売する側はどういうような影響が出てくるんでしょうか、こういうふうに申し上げましたら、商店の方たちにしてみると、今非常に家内的な商売をしている方が多くて、夜遅くまでやれない、また朝早くもやれない、というようなことで、買ってくださる方に非常に御不便かけるから、自動販売機はよろしいんではないか、とこういうことで、悪いというふうな考え方は持っているようですけれども、何せ手が足りない。販売するのに手が足りないのと、それから売り上げに対して、マイナスになるということと、これは余談になりましたけれど、そういうような中から、一応大人が考えるべきじゃないか、とこういうような考え方で私、この問題について一般質問させていただいたわけなんですけれども、この日野市の中にでも一昨年からですか、中学校地域八つの学区がありまして、その中に今度名を変えて青少年育成会、とこういうようなことから、活発に地域ぐるみで活動をなさっているということは事実でございます。昨年も私たちの地域の大坂上中学校、この地域についても発足されて、そして実は活動を始めております。

こういう中で、ひとつ行政の方から、難しいと思いますけれども、会長さん、役員の方たちに、まあ反対という運動がなかなか難しいと思います。けれども、できるだけ販売を店頭でしていただけるような努力をお互いにしていただくようにお願いする。こういうふうな何ですね、考えてみれば、そんなことするんだったら、やらない方がましじゃないかということも、中には言う人もあるかと思いますけれども、何せけさの新聞なんかを見てまして、やっぱりいじめという、そしてまたはアルコール類が自由に販売をしているということになりますと、自由に買える。そしてその辺の隅っこで中学生、そし

て小学生等がおもしろ半分にアルコール類をあおっている。またたばこも同じように吸ったりしている、とこういうようなところから考えますと、大人の方から何かして対策を講じていかないと、私はいけないんじゃないかなと。これは私も、自分で責任感じてます。孫に時々話はするんですが、高二の孫は、おじいちゃん、そんなこと言ったってだめだよ。うちだけ厳しく言ったってだめなんだよ。学校ないし、また大人が一丸となってやる分については、そういうような形の方法もいいでしょう。うちだけそんなこと言ったって、逆に今度、反対しているというようなことから、またいじめられる、回りから。そういうようなことは一切言わないでもらいたい。孫あたりでもそういう心配を言ってるぐらいですから、何らかの形で行政がこれに取り組んでもらって、啓蒙していただけたらよろしいんじゃないかなと。私はこういうふうな考え方によって、この問題について取り上げさせていただきました。

それから、もう一つ、ことしの１月の15日の成人式が市民会館で行われました。大体ことしの対象者は3,901名ということで、市民会館で式典が行われました。その式典の中で、市長ないし教育委員会の委員長であります古谷さんですか、それと議会を代表して議長の黒川議長が祝辞を述べている最中、ことしほど式典の式場に参加してくださった方が、祝辞を述べている中であれほど騒いで、祝辞を述べている人が聞いている側にしても、何がなんだかわからないというような成人の方がたくさんおられました。しゃべっているのが楽しかったことでもなかったんでしょうけれども、あれだけ騒いで何しているということでありますと、このことについても私は考えていかなきゃいけないんじゃないかなと。来年からこの式典についてですね。あそこに参加した人は全部、そういうふうに私は考えていると思います。いかにもことしの成人式の式典に際して集まってきた若者が騒いでおったというようなことから、来年度の式典に何とかいい方法、これはもう行政側の方も努力して、何とかもう少し静かに式典が行われるように協力していただきたい、とこういうふうに考えております。そのことについて、式典に市長さんがあいさつしたそのときに騒いでおりましたですね。そのときの市長のあいさつで、十分にあいさつができたでしょうか。そのことについて、そして今後どのようにして式典を行うか、それをひとつ聞かせていただきたいと思うんですが。

○副議長（高橋徳次君）　藤林理一郎君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　私は、２月の広報、あるいは３月の広報、小さな「市民に対するお願い」の論文を掲げていただいたわけでありますが、つまり「２月はルールを守ってマナーよく」の提唱という趣旨を申し上げてまいりました。御指摘のとおり、健全な

社会はこうあってほしいという共通の願いは、社会通念としてある程度顕在に機能しているという面もあるわけでありますけれど、本当の一部現象的な面で、例えば特に近ごろは、ごみの分別と、それからリサイクルの問題があります。また日常生活では、先ほども御指摘の、駅に放置自転車がたくさんある、あるいは朝の犬の散歩に犬の糞尿があちこちにその痕跡がある。どなたも頭の中では、余りいいことではない、あるいはそれらに対して、きちんとしたルールを守ることが世の中のために大変大切だ、ということは御存じのはずでありますけれど、つい大衆的な心理になりますと、つまり特別の取り締まりがなければ、何かイージーにそれらのことがルールになっていかない、あるいはマナーになっていかない、こういうことが現実に数は多くありませんが、存在するわけでありまして、今御指摘の成人式の式典の当日の会場のことでお話があったわけでありまして、お互いのルールというのは、号令をしたり、号令をされたりという関係ではなくて、おのずからわきまえ、あるいはたしなみとして守られるということが一番当たり前であり、またそのはずでありますので、行政から特に余り市民生活に規制をしたり、あるいは強い号令をお願いをしたりということは、私は適当でない、というふうに思っております。天然百年河清を俟つということであってはいけないわけでありますけれど、なるべく自発的に地域の健全性はみんなで守っていくんだということが、お互いのまた努力目標でなければならない、とこんなふうに思っております。3月号の広報にも、「参加と連帯でつくる市民自治のまち」というタイトルで、お互いの住民意識で正しいことを連帯の一つの道徳として守っていければ幸いだな、というふうに申し上げております。

その中で、特に政治不信の問題、このたびも政界中枢のドンと言われるような人が、大変なルール違反を行って、国民にこれぐらい憤慨をさせている状況はない、と言ってもいいんではないかと思うわけでございまして、つまり政治こそ最高の道徳であります。日本国憲法にもはっきりと主張されてありますとおり、「国政はそもそも厳粛なる国民の信託によるものであって、その権威は国民に由来し、選ばれた権力者が」……（「質問と関係ないでしょう」と呼ぶ者あり）いや、大変私は関係があると思っております。「その福利は国民が享受する」ということでありまして、権力を持った方が公私混交で過ちを犯すぐらい、国民に悪い影響を与えることは私はないんではないか、こう言っていいと思っております。小さなことのルールは守られなければなりませんけれど、大きなルールこそまず、権力を持つものからきちんと守っていくということが一番大切なことではないか。それが世の中の政治道徳であり、また社会の活力のもとになる、こんな

ふうに考えております。

したがいまして、御指摘のことは、それぞれごもっともでございます。行政側ができるだけのことはやっていいと思いますけれど、余りまた――住民自治の力によってやっぱり解決をしていただく、こういう努力こそ一番大切ではないか、とこんなふうに思っておる、というふうにお答えをさせていただきたいと思います。自覚によって、みんながそういう気持ちで健全地域社会が形成されるということは一番望ましいことでございますから、そのような努力も直接、間接いろいろな手段によって展開をしていくということが必要だと思います。

具体的な自動販売機のことにつきましては、担当の方からお答えをいたします。

○副議長（高橋徳次君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　自動販売機の件でございますが、最近は種類が非常に多く、さまざまなまた問題も出ているように伺ってますが、今質問者からも既に申されてましたとおり、消費者の行動の変化だとか、それから省力化ですね、また生活のサイクルの変化等によりまして、昔のようなというか、つい最近までの対面販売というのが非常に減ってきてこの自販がふえてきたのは、昭和43年ごろからずうっとふえ続けてきてるということでございます。それから、全国の小売酒販組合ですが、昭和49年に自主規制として、午後11時から午前５時までの間は自販機から酒類が買えないようにされたということでございます。また、昨年の12月には、酒類の自販機を撤廃するという方針を打ち出しているということでございます。これからの動向をまた見ていきたいというふうに思っております。また、たばこにつきましては、日本たばこ産業株式会社では、未成年者の購入については、自販機の所に店頭のステッカーを表示して、注意を促しているという状況でございます。また、図書等につきましては、昨年の４月に東京都が、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」を改正しまして、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの、と不健全な図書類として指定をし、販売を規制する等のことが、青少年の健全育成を図るための環境整備に努めておられます。青少年の健全な育成を図ることは、私ども市民のすべての責務でありますので、もちろんＰＴＡの組織もあるでしょう。それぞれ家庭の親の責任もありますが、さらに地区育成会、青少年問題協議会等の意見を、先般も会議を開きました中では、企業のボランティア休暇とか、または、例えば市役所の職員であれば、それぞれがこういうことに関心を持って中に入っていって、参加してやっていくように、というようなことで、これからもお願いをしたり、私どもの担当部といたしましては、これらのことについてさらに力を入

れていきたい、というふうに思っているところです。

○副議長（高橋徳次君）　藤林理一郎君。

○4番（藤林理一郎君）　答弁いただきまして、ありがとうございます。

生活文化部長さん、私、雑誌販売について何年か前、質問させていただいたことがございます。そのときに、子供会のお母さん、それからあの当時は学校関係のＰＴＡのお母さん方が市内を巡回をして、そしてあのみだらな店頭販売の雑誌、我々目をあいて見られないような雑誌ですね、店頭に並んで何したということ。私もそのときに参加してましたけれど、あの当時の活動を見てますと、非常に効果が上がったと思います。店頭で売らなくなったですね。その役員の方とかＰＴＡのお母さん方、直接店頭に、申しわけないんですけれど、これは遠慮していただけませんか、非行を防止のために、というような活動をやったことがございますね。あれで店頭販売がすごく少なくなった事実を記憶しているし、そういうこともあることですから、やっぱり活動は行政の中で何らかの形で啓蒙をし、そして取り上げていただくような方法を講じていただければ。何せね、商売している方たちも、良心持って商売してますから、よく話をして、理解していただけると思うんですよ。その努力が私今、少し足りないんじゃないかなと思うんですが。口では言ってるけれど、実際には行動に起こすことはできないという。これは難しいですよ、事実。私もそういうふうに考えます。そうかといって、手をすぐねて見ているわけにいかない、というようなことじゃないんですか。できましたら、小学校、中学校、日野には高校三つございますけれども、その辺のところから非行少年、そして自殺者ですね、そういうものはなくしていくというような方法を、運動を展開していただければよろしいと思います。こう思っております。

それから、市長が今、国会の議員の話をしたんだろうと思いますけれども、私はそういう方はね、悪いことすれば、警察が逮捕しているような方ですから、これは私なんかでも許せないと思います。ですから、小さいことであっても、小さいことからやっていくと、私は思いが通ずると思うんですよ。そういう意味で私は質問させていただきましたんですが、ぜひ、それは努力していただくようにお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（高橋徳次君）　これをもって７の２、青少年育成に対し自動販売機について再度問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋徳次君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時４分　休憩

午後２時38分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問８の１、日本語を大切に！――先ず公文書の「混ぜ書き」（編さん、し尿など、熟語の漢字仮名交じり表記）の見直しを――の通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

〔26番議員　登壇〕

○26番（古賀俊昭君）　言葉の問題について質問をいたします。

言葉の問題は、国語教育とも関連をするわけでありますが、昨今は、外来語は知らないと恥とされ、日本語についてはさほどそのことについて特段、普通用いられている言葉を読めなくても、日本語の場合には恥とならない。外来語の場合には、むしろ恥となるという残念な風潮があると思います。

国語には本来の姿があるわけでありまして、この姿すなわち国語の伝統に対して戦後、例えば漢字の廃止論、一時、有名な作家まで、日本語をローマ字化すべきだ、という主張をしたこともありました。常用漢字、その前には当用漢字、現代仮名遣いなどがあるわけでありますけれども、その延長線上に五十音図の無視による活用の混乱、あるいは公文書における左横書きの強制、さらに漢字熟語の仮名交じりのいわゆる混ぜ書きの強制横行が、日本語の姿を色あせたものにしています。源氏物語などの古典は言うに及ばず、露伴や藤村、白秋、あるいは芥川竜之介や森鷗外の作品についても、現代語に書きかえたものでなければ読めないというのが、現代の国語の現状ということになるのではないかというふうに思います。

横書きの件については日野市でも、条例を横書きにする議案が昭和57年に可決をされております。私は原則的には、当時も主張したと思いますが、日本語の横書きは美的ではない、というふうにまず一つ思います。縦書きにしたときの方が漢字仮名交じりを基本とする日本語の文章が最も美しく、機能的であるというふうに思います。今では公文書までこのように横書きで強制的に印刷をされるわけでありまして、少なくとも、初等教育段階でははっきりと、「日本語の正則は縦書きにある」ということを教えるべきではないかということも痛感をいたします。

さて、昭和56年の10月の１日から、常用漢字表が実施をされました。旧来の当用漢字

表が制限であったことに対して、常用漢字表は目安ということに大きな特徴があるわけであります。これは戦後の国語教育、国語政策の一つの転換であります。その目安の趣旨が生かされるべきでありまして、果たして現実、実情はどうなのかということがここで問題となってくるわけであります。

例えば、日本新聞協会は協定を結び、常用漢字表の表外文字及び表外の音訓は原則用いないこと、あるいはその常用漢字表の中の文字であっても、あるものは使用しない。しかも表外の文字でも、幾つかについては使用する、というような協定を結んでいるわけであります。この協定の結果、私たちがふだん目にする新聞の紙面にも依然として表外の漢字は仮名書きで書かれておりますし、熟語の漢字仮名交じりの表記、いわゆる混ぜ書きという、甚だ見苦しい表記が後を絶たないという現状にあります。

幾つか例を挙げますと、ねん出、うっ憤、ぼっ発、わい曲、がい歌、こういう語は漢字と仮名交じり、混ぜ書きで書かれておりますし、抜てき、それから敬けん、改ざん、干ばつなども同様であります。またハサミ、制ガン物質、最近はやっておりますなべ料理のなべ、がけ崩れ、線路のサビ、また動植物の名前も片仮名で書かれるというふうに、本来漢字で表記すべきものが仮名で書かれている、新聞の実情がこれであります。これらの語を用いる必要があるのであれば、最初から漢字で表記すべきでありまして、読み方が難しいものについては、常用漢字表では振り仮名を使用することもはっきり認めているわけでありますので、振り仮名を付して読者への便宜を図れば済むことなのです。

常用漢字表は混ぜ書きを廃する、つまり混ぜ書きをできるだけ解消するということも趣旨として含んでいるわけでありまして、そのために振り仮名を認めた以上、そのことにおいて当の常用漢字表の申し合わせ、この協定にある用途別に定めた漢字表の存立意義も失われているのではないかというふうに私は思います。

戦後の国語の改悪によって、今後改革をされなければならない当面の課題というものを幾つか示しておきたいと思います。それは今申し上げました一つは書式であります。公文書、教科書、郵便物のあて名などの左横書きを是正すること、あるいは漢字については、字種――字の種類――字種、字形を制限している。これが今度問題になります公用文作成の要領と、各新聞社の用事用語集の改廃を行うこと。また教育漢字も、これを私は、改廃すべきだと思います。また、動植物名の片仮名表記の是正、人名漢字制限の撤廃、こういったことが漢字については、当面の諸問題として挙げられます。仮名遣いにつきましては、学校教育における歴史的仮名遣い、いわゆる正しい仮名遣い、正仮名遣いの指導と認知を行うこと。地名につきましても、歴史的地名の維持と旧地名の復活、

どこのまちに行っても同じような地名が散見されるという昨今の町名地番の整理の現状についても一矢を報いる必要があると思います。また、略称についても同様のことが言えます。例えばＮＴＴ、ＪＲ、Ｅ電、こういった国語の姿に背く略称の是正。外来語につきましては、外来語の乱用の是正。また、ニューヨーク市をアルファベットのＮＹ市と書くがごとき表記の是正。また語法については、国語の語に「ザ」をつける奇妙な体裁の物まね的な表記がよくあるわけでありますが、この点の是正もある。また、敬語についても、敬語を尊敬の助動詞である「られる」敬語に限定する現在の指導も考え直さなければならないというふうに思います。

こういった観点から幾つか指摘をすれば数限りないわけでありますが、きょうは公用文にあります混ぜ書きの件について、その是正、改訂を求める立場から質問をいたします。

平成４年度の予算審議が行われましたちょうど１年前の定例議会で、私は公用文の中にありました幾つかの混ぜ書きについて、特別委員会の場で是正を求めました。この場合には予算書に限って幾つか指摘をしたわけであります。常用漢字表にもある洗濯の濯が平仮名で書かれておりましたが、これは常用漢字表にもあるということで、予算委員会の場で是正の約束もされました。そのほか、市長みずからが所信表明などで使用しておりました管渠の渠、この渠という字については、水の通る道ということですが、市長は自分の文章では使うけれども、公文書には使っちゃだめだということでしたので、この点の統一を図ることを求めました。いろいろ主張し、熟語の漢字仮名交じりの表記については、できるだけこれをなくしていく方向での期待を表明しました。その結果、幾つか改められたものがあります。推薦の薦が漢字に変わりましたし、先ほど申し上げました洗濯の濯それから布団は平仮名表記にされておりましたが、これが漢字に直りました。空缶についても漢字表記に変わりましたし、寝返り、空地、遮断機の遮、これも漢字表記に今回変わったようであります。

しかしながら、現時点でも予算書を見てみますと、屎尿の屎、編纂の纂、虫歯の虫、屑籠の籠、さらには、石けん、招へい、島しょ等こういったものがまだ混ぜ書き表記されております。その背景はいろいろあることは承知をしておりますが、基本的には、漢字の機能を故意に軽視をして、国民の国語力を低下させることに加担をしているということになるともとれますし、本来仮名書きの部分漢字が想起されてこそ了解される熟語も多いわけでありますので、そのことに頼って用いられるべき漢字を平仮名に書くことは国語の教育上も好ましくありません。難しい語には先ほど指摘をしましたように、振

り仮名を使用することを常用漢字表は認めているわけでありますので、極力この線に沿っての表記の是正をお願いします。

そこで質問いたしますが、現在の予算書、あるいは決算書、その他公文書に現在どのような混ぜ書きの例が見られるのか、この点についてお尋ねをいたします。

さらに、予算書、決算書は昨年の4月以降、私が議会で指摘をさせていただいて以来、幾つか改められたわけでありますが、この混ぜ書き追放の第二弾は考えられないのか、この点についてお尋ねをいたします。

なお、今後の公文書の表記について、基本的な日野市の姿勢、方針が何かありましたら、新たなものがあればここで承りたいと存じます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、1点目の御質問の、混ぜ書きに対する予算・決算書の関係につきまして御説明申し上げます。

今、質問者の方からお話もありましたとおり、平成4年度の予算書の中での指摘をいただいたわけでございます。もちろん、これを十分検討した中で、従来の常用漢字に不統一な点があったために、改めて昨年の平成3年の決算に一部修正をいたしました。今お話のありましたその決算書に入れた部分としては、推薦、洗濯、遮断、布団、空地、空缶等でございます。また、平成5年度の予算書の中では、一部専門的分野にわたるため、従来の常用漢字以外の漢字を用いて表示をされてきたものがありますが、一般的な常用漢字以外の漢字に用いられていることが多いものについては、例外として平成5年度に一部加えました。それは、先ほどもお話がありました橋梁、浚渫、管渠等でございます。よって、現在の予算書等につきましては、今御指摘の屎尿、編纂等の問題がまだ一部混ぜ書きであるわけでございますが、これは庁内においての一般に用いられている全体的な表示の問題もあります。この問題等につきましては、十分総務部とも協議の上、今後の課題、現状では、今かなり整理したというふうに判断しております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　お答えいたします。

公文書関係でございますけれども、御存じのように漢字は、象形文字から発達して伝わってまいりました数少ない表意文字だということは承知しております。ですから、漢字の効用、普遍性が日本の文化の向上に果たした役割は大きいものと、私自身も認識し

ているところでございます。先ほど議員さんがおっしゃいましたように、職員が公文書を作成する基準としては、常用漢字表、それから文部省の用事用語例、文部省公用文送り仮名用例集等の各通知、告示、訓令でございますけれども、これを参考にして公文書を今職員が作成しているというところでございます。常用漢字表の前書きにありますけれども、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など一般の社会生活において現代国語を書きあらわす場合の漢字使用の目安を示すものと、及びその運営に当たっては、個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるものである、と言われております。この先ほどおっしゃいました目安とか考慮を加える余地があるという文面をとらえますと、確かに今日野市の例規集の中に見られます混ぜ書きの実例をちょっと申しますと、これはすべてざっと目を通しましたところ、10点ばかり議員さんが御指摘になる混ぜ書きの実例がございます。

ちょっと例を申しますと、市史委員会条例の中に、編纂という編纂の纂が平仮名になっています。それから日野市事務決裁規定の別表の中に、鼠族昆虫駆除、鼠族というのがやっぱり平仮名で書かれております。その他公印規定の中に、雛型というのを、雛という字は平仮名になっています。それから同じ公印規定の中で、改竄の竄が平仮名になっています。それから同じく公印規定の中に、楷書の楷が、やはり平仮名に混ぜ書きになっております。それから日野市会計事務規則の補塡という字があります。この塡がやはり平仮名になってございます。それから日野市の乳幼児医療費助成に関する条例の施行規則の中に、毀損の毀がやっぱり平仮名になっております。それから身体障害者福祉法施行細則の別表の中に、按摩の按という字がやはり平仮名で当てております。それから日野市心身障害者福祉手当支給条例の別表の中に、罹患の罹がやっぱり平仮名でなっております。それから日野市環境保全に関する条例の中に、煤煙、その煤が平仮名で書かれております。このように例を申し上げれば約10点ばかりあるわけです。先ほども屎尿とか、また汚泥――泥ですね、泥という字が平仮名で書かれている例もございます。先ほども企画財政部長が申しましたけれども、この例えば実例の10点を見ましても、中には、常用漢字にはなくても、字画からいっても当然漢字で書いても差しさわりないような漢字もあるわけでございます。ひとつ部内で検討して、漢字で書けるものは漢字に直していってもいいんじゃないかという考えを持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　平成３年度の決算書から、私からの議会での指摘を受けて一部

是正が見られたということで、本来の日本語表記に若干近づいた、是正されたということも認めます。常用漢字以外の漢字についても、今お話がありましたように、従来は仮名表記が多かった椅子、曝気、橋梁、浚渫、管渠、麻痺、剪定、これらについては漢字表記に統一してくださった。やればできるわけでありますので、今後検討もするということでありますので、この点期待をして、その成り行きを見たいと思います。

さらに、用語を統一するということでありますと、これは漢字の仮名交じり、混ぜ書きとは違いますが、例えば、平成５年度の予算書の中には、トイレという言葉があったり、便所という言葉があるんですね。こういうのも、まあどちらでもいいと言えば自由に書いてもいいのかもわかりませんが、統一されていない。日本語で表記してもわかるものであれば、できるだけ外来語は廃した方が、私はいいと思います。この点もつけ加えて指摘をしておきます。

我々もふだん、横書きに文章を書くこともあるわけでありますが、先ほども申し上げましたとおり、日本語の表記は、原則は縦書きに書くということを守ってもらいたいと思いますし、この混ぜ書きについても、その数を極力減少させることで方向づけをしてもらいたい。縦書きに書くのは不便だという人もいると思いますが、例えばアラビア語などは完全な欧米文字とは左右全く逆で、左横書きではなくて、右横書きです。しかし、アラビアの国の人たちがこれを逆に書こうなんていうことはまず考えない。日本語の縦書きと横書きの比較にならないほどの差があるわけですが、きちんとこういった伝統の表記を守っている国もあるわけですので、ただ便利だからということで、そういう美的な文化価値というものを失わないよう、お役所もこれは実践することが必要であります。

戦後、国語に対して理不尽な文化的な暴力が加えられたわけでありますが、役所がこういった国語破壊の片棒を担ぐことがないよう強く求めます。

我が国は万葉の昔から、豊富な国語文化を持って今日に至っているわけです。漢字を導入して以来、音と訓を読み分けて、これを国字化してまいりました。仮名、平仮名を考案したわけです。さらに漢字と調和をさせて、古来の日本文化、あるいは仏教や西欧の文化、これらを柔軟に吸収をし、詩歌、あるいは俳諧、書道、こういった美意識に基づいた独特の文化を築いてきているわけであります。この伝来の国語の姿を正しく受け継いでいく文化意識というものを役所においてもぜひ、持ってもらいたいのであります。言葉は文化の精髄であることを本居宣長は「古事記伝」の中で述べております。少なくとも、例規集、あるいは予算書の中に、漢字に変えてもだれでも読めるというものも含まれているわけでありますので、これらについては平成４年度の決算書、あるいは平成

５年度の決算書、こういったとりあえず議会に対して示す文書で何らかの是正が行われれば、今回質問をした目的は少なくなく達成されるというふうに思いますので、ぜひ、この点の検討をお願いをしておきます。

以上で終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって８の１、日本語を大切に！――先ず公文書の「混ぜ書き」（編さん、し尿など、熟語の漢字仮名交じり表記）の見直しを――の質問を終わります。

一般質問８の２、市議会のテレビ中継をの通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○26番（古賀俊昭君）　先ほど、中央政界でのいろいろ国民をあきれさせる不祥事の話もやりとりがあったわけでありますが、議会で一体どういう議論が具体的に行われているのか、その実情を最も身近である市町村議会、日野の場合にはこの日野市議会ということになるわけでありますが、この市議会の模様をわざわざ傍聴に時間を割いて出かけなくても、いながらにして家庭でも、あるいは公共施設等でも間接的に傍聴ができる、そのような仕組みを早く完成させることを一つの目標に市の方でもいろいろな知恵を私は出していただく、そういう時期に来ているのではないかと思います。

具体的には、一つには皆様御承知のとおり、ＣＡＴＶがあるわけです。八王子でも八王子テレメディア、あるいは立川の立川マイ・テレビ、町田でも行っておりますし、青梅のケーブルネットワーク、こういったものが既にあるわけです。もともとはＣＡＴＶ、山間地、離島などでの難視、難聴解消のために山頂などに設置をした共同アンテナで、電波を一たん受信をし、同軸ケーブルなどにより各家庭に送信をする、そういったシステムを呼ぶわけであります。

このＣＡＴＶの実施については、先ほど申し上げましたとおり、全国でも幾つもの自治体で実施をしております。チャンネル数が非常に多い多チャンネルということで、多種多様な番組、例えば映画、スポーツ、文京区では、東京ドームの巨人戦を試合終了まで中継をしております。音楽、ニュースなど専門的な放送を行う。またさらに、これとは別に、大都市での電波障害対策としての都市型ＣＡＴＶ、これもございます。郵政省が許可をした都市型ＣＡＴＶの施設数は、ことしの２月現在で149となっております。受信契約世帯は73万世帯。ＣＡＴＶ全体でも普及率21％ということになります。アメリカが61％でありますので、まだまだ日本はこの有線テレビの普及は数字が低いということであります。このＣＡＴＶの活用、当然日野市内で実施をされますと、議会中継も入ってくるだろうと思います。番組の編成は、その放送局を運用する局自体の選択にかかっ

てくるわけでありますが、このＣＡＴＶに期待をするというのが最も現実的な方策ではないかと思うわけであります。

そこで、日野市の都市型ＣＡＴＶについては、平成２年の３月に各新聞にも報道されました。都市型ＣＡＴＶを開局する計画が具体化した。日本ネットワークサービス、これは山梨県の甲府市に本社があるわけですが、この会社を中心に民間８社、東芝、にっかつ、日野自動車工業なども名を連ねております。これらの民間８社で事業会社を設立をし、大体昨年度ぐらいまでを目標に開局の準備をしてきたようでありますが、まだ開局にいたっておりません。この計画、一度発表された日野ケーブルテレビ、日野の都市型ＣＡＴＶについては、現在どのような状況になっているのか、おわかりでしたら御説明をお願いをいたします。

それから、これがすぐに無理であるということであれば、ＣＡＴＶすぐには実施は困難でありますが、まず市内の主要公共施設、例えば公民館、市立病院、あるいは生活保健センター、七生支所、こういった幾つかその他にも考えられると思います。学校などに置くということも考えていいのかもわかりません。このような市内の主要公共施設に、現在庁内に設置されておりますような中継モニターを置くことはできないかどうか。より広く議会の様子を生で市民に聞いてもらう、見てもらうためには、とりあえずの一つの施策として考えられていいと思いますが、この点についての市の考えをお尋ねいたします。

また、現在庁内に議会の様子を知らせるモニターが設置をされております。６階の議会事務局、また談話室、それから４階の市長室、さらに１階の市民ロビーぐらいだと思います。この庁内に設置されているこの庁舎内のモニターについて、これはカメラが固定しておりますので、議場全体を映してはいるわけですが、ほとんど静止画像と同じ。音声は明瞭に聞き取れるわけでありますが、画像がいかにも時代遅れ、さらに白黒のテレビとなっておりますので、今探すのも珍しい白黒テレビでは、文化都市ということでありますので、せめてカラーにかえるぐらいの知恵があってもいいのではないかと思います。この点について、３点まずお尋ねをいたします。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、ＣＡＴＶにテレビ中継の関係の１点目の御質問に対してお答えしたいと思います。

現状の可能性ということでございます。新聞報道でも、各自治体でかなりＣＡＴＶの実情は進んでいるわけでございますけれども、加入者の伸びがかなり原因でなかなか発

展してないのが、各自治体でも状況としてはあるわけでございます。当市におきましては、ＣＡＴＶは平成２年の３月に日野ケーブルテレビ株式会社で設立をされております。平成４年の８月には、郵政省へ詳細な計画書が提出をされているわけでございますが、その中で、一つの考え方としては、会社側では、平成５年の４月に今質問者の方からお話のありました、株式構成は８社でございます。当時２億円の融資でございますが、それを４億円に増資をしたいということでございます。よって平成６年４月には第１期工事を行い、同年秋には開局するということで現在、郵政省に計画が提出されているのが実情でございます。この場所につきましては、日野市の本町に事務所が設置をされております。現状としては、そういう実態でございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　２点目の関係、３点目でございますけれど、公民館とか支所、病院、それから学校等の公共施設にも中継モニターを、ということでございます。御存じのように３点目の、現在この庁舎にありますテレビが、約７カ所モニターがついております。それも白黒であり固定化しておりますので、庁内でもこの点については、カメラとか、それから調整、あそこにあります中の機器をすべて変えたらどうかという検討もあるわけでございます。それには予算がかかりますので、これの３点についても実施する方向で、確かに今は白黒の時代でございませんから、実施する方向で検討させていただきたい。それから公共施設についても、これは広く言えば、市民に知らせる広報公聴の一環だろうと思います。そういう観点からも、この点についても庁内同様、検討させていただければと思っているところでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　一通り回答を受けましたが、このＣＡＴＶ、平成６年の秋開局ということですが、この際にはぜひ、当然局においても市議会の中継などは他市でも行っておりますので、番組として考案をすると思いますが、市としてこれに対して議会の中継、その他他の自治体でやっております市の行政情報の提供、これらの番組が編成されるよう今から準備や研究を行うべきだと思いますが、この点についてもう一度考え方をお尋ねをいたします。現状では、市長の答弁の姿はテレビ中継には間に合わないかもわかりませんが、その方向は市長も是認されると思います。この点について、市長の考え方ございましたらお願いをいたします。

それから、市内の公共施設についての議会中継のモニター設置、これはＣＡＴＶ等に頼らなくても、これらのメディアに依存しなくても、先んじて市の一つの、先ほど総務部長も言われた、広報公聴の手段としてその実施を検討してもらいたいと思います。技術的な問題、あるいは予算的な面からの財政上のクリアしなければならない隘路もいろいろあるかもわかりません。検討をし実施する方向で、とおっしゃったんですが、例えばどういう場所については実施が現実可能なのか、この点についてもう少し具体的に、通告しておりましたので、多少何か考え方まとめてあるのであれば、お答えを願いたい。

それから、現在設置されているテレビのモニターのカラー化についても実施したいということですので、これは結構でありますが、平成５年度については予算措置は何もないという現状です。目標年次を示してください。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　再質問の１点目の関係でございます。当然、現行の時点で、今の予定では、先ほども申し上げました平成６年４月から第１期工事をやって、秋には開局だということでございます。そういう状況下の中で、今質問者の中からもお話がありました、今の現状の状況下の中では、当然市議会の中継、あるいは市の情報を電波に乗せることだろうというふうに考えております。当然、会社との折衝、あるいは方針、生産性の問題も会社側にあると思いますけれども、より一層具体的に内部で協議した中で、会社と折衝していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　カラー化については、現在の庁舎も15年以上たっていろんな所を直しておりますから、このカラー化についても、できればそう予算的にも何千万とするものじゃございませんから、できれば予算化を早くしていきたいと思っております。

それから、公共施設に中継モニターでございますけれども、私たちもまだ技術的に、どういう形でどういう配線をしたらこれが可能かということを具体的にわかっておりません。やるとすれば、公民館とか市民会館、それから支所、それから福祉センターとか病院、人の集まる所は最優先させていくべきだろうという考えを持っておりますけれど、もう少しやっぱり、もちろん予算も伴いますけれども、技術的な勉強をさせていただきたいというのが現状でございます。よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　市長は、防災情報センターの設置でかなり無線のことも詳しく勉強されたと思うんですが、このＣＡＴＶ等を駆使をした市議会の中継については、一般論としてどのようにお考えになるか。どうですか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　地方自治体といたしまして、自分たちのまちのいろいろな情報をお知りになりたいという意欲もあってほしいと思いますし、また、そういう情報をわかりよく提供することによって、日野市民としての意識、あるいはまちに関心を持たれ、またいい地域社会をつくっていこうという動機になるということも十分期待されるものだと思っております。したがいまして、ニューメディアとしての日野市の地域にＣＡＴＶが開局されるということになれば、当然行政情報をまたそのメディアに乗せていきたいということは、当然であります。今の仕組みでは、日野市が特に出資をしたとうい形にもなっておりませんのと、それから、いわゆる番組としてどういう確保の仕方があるのか、ちょっと我々もまだそこまでの知識を持ち得ておりません。いろいろ工夫をし、かつまた会社とも十分協議、理解を行って、なるべく安価で、しかも正確に行政情報が知っていただける、こういう仕組みはぜひ求めていきたいと思います。その行政情報の中に、議会の議場風景、審議状況等が市民の台所に届くということも大変結構なことだとこう思いますので、そのような方向で今後具体化を図っていく、というふうに考えるべきだろうと思っております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　このＣＡＴＶが当然、市の行政情報、あるいは市議会の情報を公開をするということになりますと、主力になるであろうということはだれしも一致をするところであります。今市長の言にもありましたように、市は今回の日野のケーブルテレビには出資をしていないわけであります。この点については、最後に私はＣＡＴＶの問題点、いわゆる光の部分と影の部分があるわけですが、その影の部分について、今後の研究の過程で当然市の方でもつかまれる内容だと思いますが、八王子のテレメディアの件で少し調べましたので、要約して問題点、影の部分、話をしておきたいと思います。

八王子のテレメディアは、昭和61年に国のテレトピア都市の指定を受け、この指定を受けたことに伴って、昭和63年に第３セクター方式で開局をしました。しかしながら、その後累積赤字がどんどん膨らみまして、現在35億円、深刻な経営危機に陥っておりま

す。元金の返済と金利だけで１年間に４億円用立てしなければならない。大変前途多難を思わせる経営状況になっております。これは、全世帯を本来対象にしているわけでありますが、いろいろ費用がかかる。そこで加入者がどうしても伸びないということがあります。ですから、市の出資ということについては十分な検討が必要だというふうに思います。また、全世帯を対象にしているわけでありますが、しかしながら、完全に全世帯をまとめて対象とするということはできないわけであります。これに対して多額の出資金を出すということになりますと、税の公平さ、住民サービスの公平という点からもまた問題点が指摘されるのではないかというふうに思われます。

また、行政情報を提供するということになりますと、本来はテレビ局が制作費は予算化するわけでありますが、市の番組を作るお手伝いするという名目で、番組制作費をどんどん行政側が負担するという例も問題になっております。こういった点も今後検討されなければならないでしょう。

また、私のようにマンション住まいをしておりますと、既存の共同アンテナにはＣＡＴＶの大体の機能がありませんので、別に多額の工事費がかかるということになります。しかも分譲マンションの場合には、このケーブルテレビ用の設備というのは、マンション全体の管理組合なら管理組合、マンション全体の共有物ということになるわけですので、いろんな法律の規制があって、４分の３ないしは半分の同意がなければ、希望者がどんなに多くても実際にはつけることができない。こういった問題もあります。

また、最近は、つくられるマンションには、衛星放送はすでに受信可能なアンテナがもう別に設置されておりますので、今さらＣＡＴＶを設置しなくても、衛星放送が見れたらそれでいい、という家庭も多い。こういったことから普及が図られないという、促進されないという面もあります。こういったことを、まだその他にもいろいろあるわけでありますが、問題点として――光の部分ももちろんあるわけです。今私は、その光の部分に注目をして検討を進めてもらいたいということを強調しているわけですが、こういった面も同時にあるということを今から研究をしていただきたいと存じます。

今、コンピューターによります情報処理技術が、これが著しく発展をし、また通信技術が発達して、これが結びついたものを高度情報化社会というふうに我々は呼んでいるわけです。我々の日常の生活におけるさまざまな情報の要求も高まってまいりました。いろんな情報が欲しい。こういうことも知りたい。いろいろ情報の要求は高揚してきている。しかも情報メディアに接する機会も時間も拡大をしております。その結果、市民や私たち、人々が意思決定や行動を起こす際、判断の材料とする、それが情報というこ

とになっているわけです。

ですから、情報の果たす役割がますます大きくなってきております。情報の重要性、情報に対する依存度、こういうものが急速に膨らんできているということを、まず客観的な状況としてつかんでいただく。そして検討を進めてもらいたいというふうに思います。政治、社会、経済問題など多岐にわたる知識が生活文化の向上に役立つ情報が、あるいは、身近な自分たちの住んでいるまちの情報が得られる高度情報化時代の形成にあわせて市議会のテレビ中継を実施する、そういった方策について具体的に工夫を行い、検討してくださることを願って、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって８の２、市議会のテレビ中継をの質問を終わります。

一般質問８の３、首長の多選こそ地方自治堕落の元凶の通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○26番（古賀俊昭君）　「地方自治は、民主主義の学校」ということがよく言われます。これは、イギリスの政治学者ジェームス・ブライスの「近代民主政治」という本の中に書かれている文章からとったものであります。この中に、「地方自治は、民主政治の最良の学校であり、その成功の最良の保証人である」と述べられていることから来ているわけです。

中央政界では、いろいろな政治腐敗、国民を啞然とさせる絶望的な事件が相次いでいるわけであります。一方、地方はどうかということになりますが、比較的正常に近いと言える状態が続いたとは思いますが、昨今は時折、議会も含めて不祥事が多発をし、また市民有権者のまゆをひそめさせている事件も多いわけであります。日本の政治の倫理水準、清潔度を向上させるために、我々は民主主義というものをいろいろな試行錯誤、経験をする中で、できるだけ完成度の高いものにする努力を続けてまいりました。「地方の時代」と言われているわけであります。権限、財源を地方に分散させる。方向としてはこれで私はいいと思いますが、しかし、注意をしなければならなのは、多選の知事、あるいは多選の市長、いわゆる首長のもとにそれらの権限や財源が与えられると、必ずその結果として癒着が生じる、あるいは腐敗を生じる、汚職が発生をする、そういう事件が発生しやすい土壌、あるいはまた、それを隠しやすい構造ができ上がるわけであります。

話は大きくなりますが、アメリカの大統領、ことし46歳のアーカンソー州の州知事から大統領、冷戦構造後の大国の指導者にアメリカ国民は、この若者を選んだわけであり

ます。まさにアメリカンドリームを感ずるわけでありますが、このアメリカの大統領も民主主義の試行錯誤、これを経験する中で２期８年以上、つまり１期４年を２回、それまで務めれば、どんなに国民が望んでも、あるいはどんなに優秀な有能な人でも、大統領職を継続することはできない、そういった知恵というものを国民合意のもとで制度として採用しているわけであります。韓国でも大統領は５年ということになっておりまして、幾ら民主主義を掲げても、先ほど申し上げましたような欠陥に陥りやすい。そういったことから、知恵として大統領や首長というものは、ある期限を設けてそれに国民が信任をして、一定の期間政治のかじ取りを任す、この方がいいという長い経験の中から生み出された知恵が私はあると思います。私が幾らいろんなことを指摘をしても、市長は先般の記者会見などの公になっている報道等を見る限り、必ず反論があると思いますので、私は私以外の第三者の批判をここで紹介をしておきたいというふうに思います。

その前に、多選の原則的になぜ民主主義の基本的なルールとしていけないかということは、大きく触れましたが、例えば、これは市ではありませんが、先般、我々の記憶に新しい新潟の知事選挙の話があります。３億円という不正なお金が動いた。なぜ、こんなに大きなお金が裏金として動かざるを得なかったのか。これからますますアメリカとの公約でもあります公共投資430兆円、景気不況対策のための昨年12月に成立をした補正予算、また平成５年度の政府予算案も先日６日、衆議院を通過をする。成立と同時に、大きく公共事業、公共工事が発注されるわけであります。こういった、地方自治体にはこれからますます大きな資金が投入をされてくる、こういった背景も一つありますし、また最近、保守革新を問わず、多選ということに対する国民の批判も私は高まってきているのではないかというふうに思います。

ここで、一つ問題として知事選挙の結果、多選が幾つか実際行われているということで、この点の問題もあわせて最初に指摘をしておきたいと思いますが、本来、地方自治を大切に育てていかなければならない、そういった立場にある自治省出身の知事の多選がいかにも多い、ということであります。これも民主主義の堕落の一つではないかと私は思います。石川県の中西知事、それから岡山県の長野知事、東京の鈴木知事についても同様の指摘は、私はできるのではないかと思います。こういった多選が平気で行われているということに関して、もう少し国民の側から問題を提起をしたいということから、この質問を取り上げているわけであります。

話を戻して、私以外の人でこの多選についてどのような考え方を述べているか。まず批判的なものだけを紹介をしたいと思います。御承知のとおり日本で現在執務をする市

長の中で最も有能輝いている市長に、出雲市の岩国哲人市長がいます。この岩国市長、著書の中でこのように多選について述べております。「地方の民主化を進めるためのもう一つの私の提案は、首長について多選を制約する方法を導入するということである。1期目は4年の任期だとしたら、2期目は3年、3期目は2年、4期目は1年というように、多選になればなるほど任期が短くなるような制度を導入する。そうすれば、多選しても本人のためのメリットがなくなる。このことによって首長にどんどん若い人たちが登場してくることになる。もちろん、これでは首長の既得権が侵されるとして強く反対が起きるだろう。特に自民党のように土着的なシステムの上での多選を維持してきた政党は反対するだろう。だが、反対ならば議論で反対してくれればいい。政治を根本的に改革するためには、地方自治の改革がまず早急に必要なのである」――こういう多選反対の岩国市長の意見もあります。

さらに、これは長くは引用いたしませんが、熊本県知事だった細川護熙氏は「花に十日の紅なし。権は10年久しからず」ということで、2期8年できっぱりとやめました。これらのことについては、皆さんも御承知かもわかりません。あえて引用を紹介をした次第ですが、もう一つ、新聞の投書に出た多選批判の新聞記事を紹介いたします。

平成4年の2月の14日の朝日新聞、私はめったに読まない新聞なんですが、たまたまこの日、朝日新聞を読んで、この投書に目を引かれました。「多選の限度は3期12年まで」という投書であります。この投書をした人はだれかということであります。大島明守氏であります。この名前に聞き覚えのある方は多いのではないかと思います。全国革新市長会事務局長を務めている人であります。市長も参加をしている全国革新市長会の事務局長が、多選について批判をいたしております。これはまた別の角度からの強い説得力を持つのではないかと思います。長くありませんので、紹介をします。一部紹介をいたします。

「私は長年、全国革新市長会事務局長を務めている間に、多選には保革を問わず弊害が出ることを見聞してきた。しかし、多選批判は現職市長に反対する側の政略的スローガンとされ、まじめに議論されることが少なかったと思う。多選による弊害は、市長のワンマン化、人事の停滞、首長側近の専横、議会のチェック機能の低下、行政のマンネリ化など地方自治の健全な発展を阻害する多くの問題がある。私は、地方自治の民主化、活性化のためには、首長多選は3期12年が限度と考えている。4選以上は首長本人のモラルの問題として有権者が批判すべきである。同時に各政党団体なども4選以上の出馬に対しては推薦・支持しない態度をとるべきだ」――こうこの全国革新市長会事務局長

大島さんは、朝日新聞に投書をしたわけです。

私が岩国さんや細川さんが「多選は民主主義の基本ルールに反します」ということを強調しても、市長の方からそれなりのまた反論があるでありましょうが、身近な人がこのように述べております。こういったことを踏まえて、首長の多選ということに関して、市長はどのような意見を持っているのか、お尋ねをいたします。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　質問の前段に用いられました「地方自治は、民主主義の学校である」――私自身も絶えずその感じを深くして、一生懸命に勉強させていただいたという感想を持つことができます。そして御指摘の、その多選論に対するいろいろな弊害、あるいは批判、こういうことも原則しての私は、どうかと言えば同感の部分も多いと思っております。そのときそのときのいきさつ、成り行きということも当然伴うわけでございますが、私が今その御指摘に対して、反論をしたりする立場には全くございません。拳々服膺してその弊害に陥らないために、みずからを厳しく律する。そうして民主主義を正しく守っていく。特に最も厳しく戒めなければならないのは、権力、物を決定する権限を持つわけでありますので、その公私の立場を絶対に混交しないこと、このことが最も大切な部分であるに違いない、こういう信念を持って今まで務めさせていただいております。これからも御指摘のところのことにつきましては、もちろん、十分感ずるところでもございますし、私自身もみずからを先ほど言いましたとおり、モラルに沿って厳しく律していきたい、こう考えておりますのでよろしく御指導、御批判をまたお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　そのような答が返ってくるだろうというふうに大体私は予想をしておりました。それはそれとして受けとめるわけでありますが、市長も所属をする全国革新市長会の事務局長を務めている人が、やはり「多選は保革を問わず弊害が出ることを見聞してきた」――はっきりマスコミに意見を公にしている。このことは私、重みがあると思うんですね。よく今市長が言われたように、拳々服膺していただきたいというふうに思います。

市長は20年間、日野の政治のかじ取りを行ってきたわけです。これは大変俗な言い方かもわかりませんが、市長に支払われた、いわゆる公費から支払われた税金、いわゆる人件費、こういったものと市長のやった実績というものがはかられて、果たしてその費

用と効果というものがどうであったかということもまた考えてみるのもおもしろいな、と私は思ったんです。いろいろ市の方に聞いても教えていただけないものですから、私は古い例規集も全部引っ張り出して、市長に一体20年間で幾ら人件費が支払われたのか、時間がかかったんですけれど、計算をしてみました。何回か検算しても数字は同じでありますので、間違ってないと思います。給料、ボーナス、それから20年間の退職手当合わせて２億7,000万円が市長に給与として支払われている。市長は２億7,000万円もらったわけです。この額の大小を問うのではなく、それにふさわしい仕事ができたかどうか（「ふさわしい仕事をしてきたの」と呼ぶ者あり）そのこともお互いに考えてみることも一つの市長の20年の実績をはかる上で、一つの斜めから見る見方かもわからないんですよ。正面から見ない見方かもわからないけれども、そのことを知らないよりも、市民に知らせた方が私はいいと思うんですね。中央政界でのいろいろな事件は事件として、やっぱり地方政界でも私は民主主義の一つの知恵として、基本的なルールとして、長い間１人の人が権力の座にとどまるということは、いろいろな弊害を生む危険性が高い。そういった弊害を少しでも少なくしていくというのが民主主義の知恵だと思うんですね。そのことを十分に踏まえて市長には決断をしてもらう。そのことが今一番強く求められているのではないかと思います。

先ほどの人件費のことは余談で申し上げたことで、そのことに一々目くじらを立てるようなことではないわけです。ただ、そのぐらいの人件費が払われているよということを一つの豆知識として皆さんに提供しただけで、わざわざ不規則発言までして柳眉を逆立てて言われるようなことではない。それほどのことではないということです。

民意を反映をして政治を行っていく。そして民意をもちろん反映をしたすぐれた政治指導者を地方自治体でも生み出していかなければならない。そういった理解に立って市長選挙を行うわけです。首長の権限は絶大であります。多選ということが、停滞や腐敗などの多くの弊害をもたらす。ですから、民主主義の進んだ国家では、大統領などの任期に制限を設けているのであります。私は個人的には、任期は先ほどの全国革新市長会事務局長の指摘、あるいは岩国哲人出雲市長の言にもありましたように、３期12年に限定すべきだ、というふうに思います。あわせて地方議会も、定数の削減などにもちろん取り組んでいかなければならない。それも政治改革だろうというふうに思います。

まちづくりは、限りなく続く駅伝のようなものでありまして、昔からいろいろな伝統や価値を受け継ぎ、そして今日に我々がそれを引き継いできているわけです。未来のために次の世代にバトンタッチをしていくのも、民主主義の姿として市長にもその点の理

解を求めたいというふうに思います。駅伝でありますので、１人で全部を走るということでは、若い人たちは出ることはできないし、あるいはまた、権限あるいは財源の集中ということはさまざまな弊害をもたらすということで、いろいろな事件が発生していることも御承知のとおりであります。日本の政治の、先ほど最初に申しましたとおり、倫理の水準を高め、そして清潔度を少しでも高めていくためには、多選を許さない知恵というものに我々は学びたいと思いますし、そのことが問われているのが今回の日野の市長選挙ではないでしょうか。まちづくりはいろんな方が参加をして行うものでありますので、参加をする側は新しいリーダーの出現を求めているのが今の時代の特徴であります。市長は市長として人件費分の十分な仕事はされたというふうに認めますので、ひとつ先ほど紹介しました、権力の座に恋々としなかった方の意見、考えというものを参考にしていただくことを最後につけ加えて、質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって８の３、首長の多選こそ地方自治堕落の元凶の質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後３時48分　散会

3月10日　水曜日　（第4日）

平成5年
第1回定例会　日野市議会会議録　（第4号）

3月10日　水曜日　（第4日）

出席議員　（29名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	藤林理一郎君
5番	旗野行雄君	6番	谷長一君
7番	小川友一君	8番	下村功君
9番	佐藤洋二君	10番	一ノ瀬隆君
11番	内田勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	高橋徹君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	福島盛之助君	18番	福島敏雄君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	25番	高橋徳次君
26番	古賀俊昭君	27番	市川資信君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（1名）

24番　小山良悟君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
助役	前田雅夫君	企画財政部長	長谷川暢男君
総務部長	小林修君	市民部長	永瀬誠一君
生活文化部長	藤本享一君	環境部長	山口正夫君
都市整備部長	鈴木栄弘君	建設部長	小俣雅義君
福祉部長	坂口泰雄君	水道部長	日野義人君
病院事務長	須藤雄示君	教育長	長沢三郎君
学校教育部長	糸川滋君	社会教育部長	大谷俊夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　山川芳子君

議事日程

平成5年3月10日（水）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時21分　開議

○副議長（高橋徳次君）　　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員21名であります。

本日、議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問９の１、豊田南区画整理事業について問うの通告質問者、内田勲君の質問を許します。

〔11番議員　登壇〕

○11番（内田　勲君）　　おはようございます。

市長選を前にしまして、大変市内が騒がしくなっておりますけれども、久々の雨も降りまして、何か本日はほっと一息ついたというような感じでございます。ただいま、議長の方からお許しが出ましたので、通告質問をさせていただきます。

豊田南区画整理事業について問うというテーマでございますが、特に本日は、この区画整理事業の中で、最近問題としてクローズアップされてきましたこの地域にございます公園について、質問をしたいと思います。

皆さんも御存じのとおり、豊田四丁目に第一豊田荘自治会というのがございますが、この自治会が中心となりまして、大変親しんでおります天満神社というのがございます。この神社の境内を特に通称たぬき公園といっておりますけれども、このたぬき公園の存続が危惧されてきております。地域からは、この公園をつぶさないでほしいというような声があがってきております。先日も、都市整備部長を初め関係の方々に、休日にもかかわらず地域に来ていただきまして、地元の住民との話し合い等も行っておるところでございます。

この公園のまず歴史からお話ししないと、なかなかこの公園を残していただくというところにたどり着かないんではないかと思いますので、私の方で若干調べた経緯がございますので、その経緯について御報告したいと思います。

このたぬき公園は、昭和25年までには、現在の豊田四丁目にございます郵便局あるいは地区センターのところにあったわけでございます。当時、役場でありました時代でございますが、この役場の方から、この公園に消防の出張所をつくりたいという話が参りまして、地元との話し合いが始まりました。地元としましては、何とか役所の要望に協力をしたいということで、話がまとまりまして、現在の天満神社の境内に移った経緯が

ございます。この境内に、公園をつくるに当たりましては、市の方からもいろいろ協力がございまして、当時５万円の補助金が出まして、ブランコをつくったりあるいは砂場をつくったり、こういう経緯がございます。当時は、このたぬき公園の敷地を借りるに当たりまして、氏子と話し合いをしております。この公園は、そのすぐ近くにございます若宮神社と、それから、この天満神社では氏子が同じでございます。したがいまして、この若宮神社にも関係するわけでございます。実は、現在問題になっておりますのは、区画整理事業の中で、この若宮神社も全く地域の方と同じように、減歩の対象となってきているわけでございます。若宮神社としましては、現在の境内を狭くすることは問題であるということで、やむを得ず、その若宮神社の減歩の対象として、同じ氏子さんが持っておりますこの天満神社を市の方に提供するということになったわけでございます。したがいまして、市の方としましては、この由緒ある天満神社の境内を含めましたものを、市の保有地として受けるわけでございます。したがいまして、このまま区画整理事業が進んでいきますと、ここは道路になったりあるいは競売されたりして宅地化されたりそういったケースが考えられるわけでございます。

しかし、現在までに市の方から出ておりました資料の中に、区画整理の完成したときの図が載っておりますけれども、その図の中では、公園という形で記されておりましたので、地域の方は、この公園がまさかなくなるということは夢にも思わないでいたわけでございます。しかし、最近になって、この公園が減歩の対象の地としてなくなってしまうということが出てきたわけでございます。

現在、この公園がどのように使われているかということでございますけれども、大変多くの方から親しまれ利用されております。幾つか例を申し上げますと、まずラジオ体操会というのがございまして、子供を対象にしまして土日を除く平日に、毎朝ラジオ体操が行われております。これは、最近の子供たちが夜型の子供たちが多いということで、学校へ行ってもなかなか目が覚めないということで、学校のある日にだけ朝、体操をして頭の回転をよくしようということで、学校へ行って眠気がないようにということで、学校のある日だけ体操をしているわけでございます。そのほか、お祭りであるとかボーイスカウトの集合場所であるとか、あるいはいろんな訓練の場所であるとか、そのほか小学校の修学旅行の集合場所あるいは解散場所、こんな場所にも利用されているわけでございます。そのほか、子供たちからお年寄りまで、朝早くからいろんな利用がされているわけでございます。そんなことから、何とか残してほしいという声が持ち上がってきたわけでございます。

たまたまこのラジオ体操会に来ている子供たちに、この公園がいずれなくなってしまうんですよという話を会長がちょっと話したところ、子供たちが大変がっかりしまして、何でなくしてしまうんだ、何とか残してもらえないのか、私たちや僕たちにも何かできることはないんだろうかというような話があったそうです。やはり、これは市の偉い方に、公園をなくさないようお願いするしかないんだという話をしましたら、自主的に子供たちが作文を書いてきました。私、その作文をいただきましたので、その作文の一部を御紹介したいと思います。何通かあるんですが、特に内容がいいとかそういうことに関係なく、内容から私、勝手に判断しまして、小学校の低学年の男の子と高学年の女の子の作文を、ちょっと紹介させていただきます。

「たぬき公園がなくなったら」、こういったテーマでございます。「たぬき公園がなくなるとぼくはいやです。もうすぐうめの花がさき、4月ごろには、さくらの花がさき、5月ごろには、木に、はがいっぱいついてとてもきれいです。なつになると、ドーロはあついけど、たぬき公園にいると、木のかげになって、あそんでいてもあつくなくてとてもすがすがしいから、てんきのいいときあそんでいても、くもりのひにあそんでいるみたいであそぶのにとてもいいところです。9月ごろには、おまつりや若宮じん社でやるおすもう大会のれんしゅうをしています。おまつりにはおみせをやったりかいものをしたりしています。あきになると学校で、やきいも大会につかうおちばをとったりしています。冬は、てんきがいいときはあそびがいっぱいできるところです。それはいつでもおなじです。ラジオ体操やあそびができなくなるから、ひっこすのを、やめてください。ぼくはたぬき公園がなくなるのがとてもいやです。」

もう1点御紹介させていただきます。

「公園を残してください」、女の子でございます。「私はちいさいころからこのたぬき公園であそんでいました。たぬき公園は毎朝ラジオ体操をやったり、子供会の祭りにつかったり、すもう大会のけいこ場としても使っています。ラジオ体操がおわるとみんなで遊んだりもします。木がたくさんあるのでかくれんぼなどもできるし、友達と遊ぶ時はブランコやカンケリなど少人数から大勢までが楽しく遊べます。子供会では盆おどりをしたりくじやゲームをして楽しめるのです。みんな、この日が楽しみです。その他にも、学校の遠足の解散や集合など、ウォークラリーのポイントと、遊び以外にも使われています。この公園には、巣から落ちて死んだ鳥のヒナやクワダタなどの生き物のお墓にもなっています。区画整理や土地問題などは、学校の勉強で少しは知っています。そのために困る人達が何人もいるのです。この公園はさっき書いた通り、子供会・祭り・

遊び・この他にもみんなが楽しめます。私はこの話を聞いた時、まっさきに反対しました。たぬき公園をのこしてください。私以外にもたくさんの人が反対しています。少しでも私達の気持ちをうけ入れてください。」こんな作文でございます。

もう少し歴史について、御報告申し上げますと、この天満神社は、大変古い神社でございまして、嘉永4年8月15日に社殿を再建するというふうになっておりますから、実際にこの神社が創建されたのは不詳でございます。これは、南多摩神社史より見つけた資料でございますけれども、そんな内容になっております。嘉永4年といいますと、孝明天皇の時代ですね、1852年でございます。大変古い神社でございまして、先ほど言いました消防署ができるということで、ここに公園を移した当時は、神社が見えないほどうっそうとした場所でございまして、なかなか公園としては使いにくい状況だったわけでございますけども、そのぐらい氏子さんとしては、特にここは手を入れていなかったということでございます。しかし、公園がここに移されてからは、この第一豊田荘の自治会の皆さん方が中心になりまして、休みの日に掃除をしたりしまして、大変使いやすく、そしてきれいな公園にとつくりかえてきた経緯がございます。

そして、その後、氏子さんとの問題が出てきまして、この氏子さんから何とか借りるわけですから、この公園の使用料を支払いをしたいという話をしたところ、氏子さんの方から、使用料をとるわけにいかないというような話がございまして、最終的には一応預かるという形で、当時使用料としてのものを預かっていただいた。その後は、年に2回ほど氏子さんの方にお礼という意味でごあいさつに行っているという程度で、使用料という名前は使っていないそうでございます。

それから、この公園が市と関係があるかないかという話は、先ほど言いましたように、市の補助金をいただいてブランコをつくったりしたわけでございますが、そのほか昭和38年3月30日付で、豊田荘自治会長殿というあて名書きで、当時、日野町長でございました古谷太郎さんからの資料でございますが、昭和37年度児童遊園地運営助成金交付についてというタイトルで1万8,000円が、この遊園地の修理に使ってくださいということで支給がされております。それから1カ月後ですね、これはですから、これが一番最初ですので1万8,000円出ているわけです。

その後は、今度は4月に時期がかわって同じ38年4月に、同じく古谷太郎町長さんから、昭和37年度既設児童遊園地運営助成金交付についてということで、1回目は単なる遊園地の運営助成金でございましたけれども、この4月には既設児童遊園地という形に名前が書きかえられまして、当時のお金で1万円が支給されているわけでございます。

そういう経緯がございますので、これは見方によっては市の公園であるという見方もある面では、できるんじゃないか。あるいは市の管理下に置かれた公園であるということも言えるんではないかと思います。そこで、何とか、この区画整理を進めていく中で、この公園を残す方法がないだろうか、この辺のことにつきまして、関係者のお考えをお聞きしたいと思います。以上でございます。

○副議長（高橋徳次君）　内田勲君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　通称たぬき公園につきましては、経緯、それから状況等につきましては、議員さんが今御質問でお話しになられたとおりでございます。ちょうど第一豊田荘の東南に位置しまして、約1,500平方メートルの用地がございます。これは、利用としては、今議員さんのお話にあったような利用をされておるわけでございます。

そこで、区画整理の中での扱いでございますけれども、先ほどもお話がございましたように、若宮神社と合祀をされました。それで、合祀されたことによりまして、若宮神社の近くにこの天満神社の用地が換地をされております。その問題は、底地の部分でございますが、現時点では保留地という形に、区画整理事業上はなっておるものでございます。御承知のとおり保留地といいますと、この事業の資金の重要な用地でございまして、基本的には宅地化をして分譲して、それを資金にかえて事業費に充てていく、これが区画整理上の本来の形でございます。しかし、そうはいいましても、地域の親しまれた広場でございますので、区画整理事業の中でどうしても必要な部分もございます。そういう必要性を踏まえながら、地元のそういう要望も非常にあるわけでございますので、今後、十分検討をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（高橋徳次君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　再質問をさせていただきます。

今後、十分検討をさせていただきますということでございますが、何とか残していただきたいということでございますので、検討された結果、やっぱり残すことができませんでした、こういう形になっては、地域としては困るわけでございます。で、再度お尋ねしますが、この公園には、行っていただければおわかりのように、大変樹齢の古い木もあるわけでございます。先ほど言いましたように、地域の方、いろんな方が利用しているわけです。特に、この自治会は活発な社会教育活動をやっておりますので、その地域の人だけでなくて、さらにその近隣の自治会とかあるいは子供会の方々ともつき合いを広げまして、その公園を一緒に使っているということもございます。ですから、単な

る第一豊田荘の自治会の要望ということではなくて、この近隣の皆さん方の要望というふうに、ぜひ御理解を願いたいというふうに思います。

特に、最近盛んになってきました若宮神社で行われます子供相撲大会におきましては、早くから子供たちが練習をするわけでございますが、御存じのようにこの市内には土俵が余りございません。しかし、このたぬき公園には土俵がございますので、いろんな地域の子供たちが来て練習をしているわけでございます。また、その指導者もこの自治会におりますので、そんな練習が行われているんじゃないかというふうに思うわけでございます。

現在、社会教育という立場から育成会を通じて、子供たちの地域社会としての教育をしているわけでございます。そういう中で、この地域の活動の社会教育活動をぜひ広めようとした場合には、大変な御努力が必要なわけでございます。それが既に行われているわけでございますが、その一番の基点となっているのが、このたぬき公園でございます。このたぬき公園がなくなってしまいますと、恐らくこういった運動も相当停滞をしたりしてしまうんじゃないかということも心配されるわけでございます。そんな観点から、社会教育部長として、この公園がなくなるという話を聞いてどんなふうにお考えですかあるいは感じたか、ぜひお聞きしたいと思います。以上です。突然で申しわけございません。

○副議長（高橋徳次君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　お答えを申し上げます。

ラジオ体操等ことしから連盟も体育協会の中に加盟いたしまして、活発なる体操の充実を図っていくわけでございますが、その基礎となります子供たちのラジオ体操の場がなくなるということは、社会教育の立場としては、大変困るというふうに感じております。以上でございます。

○副議長（高橋徳次君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　今、社会教育部長の方から、やはり公園がなくなるということは、非常に困るというお話もありました。

先ほどの都市整備部長の方からは、今後十分検討したいというお話がありましたけれども、これらも含めまして市長はどのようにお考えでしょうか。

○副議長（高橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、豊田南区画整理事業を施行中でありますが、換地計画あるいは換地設計ということで、ある程度のいわゆる仮換地作業が進みつつある。この中

で、第一豊田荘がもともと既存の市街地として、区画整理事業の中で、かなりいろいろと他の地域からも指摘があったわけでありますが、一応理解がされて、事業区域の中で一定の位置づけが進みつつある、このように承知をいたしております。その第一豊田荘との過去の遊び場という慣例によりまして、いわゆる神社有地が消滅するんではないか、こういう御懸念から問題の提起がなされておるというふうに理解をいたします。事業の中で、一定の公園面積等も原則として決まってはおりますが、その中の操作等で可能性を、ひとつ十分検討してみたい。なお、私もこの場所の従来的な意義あるいは今日的使われ方、ある程度存じておるつもりでありますので、今、都市整備部長がお答えしたこととあわせて検討を図って、できるだけ存続の方向を求めていきたい、こう考えて御質問を伺ったところであります。

○副議長（高橋徳次君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　存続の方向で検討したいということで、市長の方からお答えいただきました。ぜひその方向で検討し残していただきたいと思うわけですけれども、実際に区画整理では、この保留地として処分をし、それを事業計画の費用に充てるという計画になっているわけでございますので、ここを仮に公園と残しますと、予算との関係が出てくるわけでございますので、非常に難しいと思うんですね。したがいまして、例えば、これを残す場合には、現在この区画整理の中で計画しております公園と置きかえるとか、あるいは市の方でこの保留地を買い上げるというようなことをしないと、具体的に都市整備部長の方として、区画整理事業を進める上で問題が起きるわけでございますが、その辺も含めて存続の可能性が考えられるのかどうか、再度市長にお伺いしたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　区画整理事業は、土地の融通性を公共的に処理できるというところに大きい意味があるわけであります。既に発表しておる公園面積あるいは公園の配置、こういうこともあるわけでありますが、確かに御指摘のとおり一つには置きかえの方法、一つには保留地として、市が将来確保する方法、いろいろ考えられると思っております。それらのすべての点検を行って、一番事業のために有益であり、また可能性があるというところを求めていく、こういうことになるわけであります。

○副議長（高橋徳次君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　そういった問題点も考えての存続の方向というふうに理解しまして、あわせて再度このたぬき公園をぜひ残してほしいという要望をつけ加えまして、

このたぬき公園についての質問は終わらせていただきます。

同じくこの区画整理事業の中では、今の問題とも若干関係するんですが、公園であるとか地下駐車場であるとかあるいは駅前広場の問題があるわけでございますが、現在、市の方で考えている具体的な案について、簡単で結構ですので教えていただきたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず公園でございますけれども、浅川の自然と融合した水と緑を一体化した公園ということで、浅川に接しまして、近隣公園を面積２万5,000平方メートルでございますけれども、１カ所計画をされております。さらに児童公園ということで、これはある一定の誘致距離をもちまして、これが全体で７カ所、この地区の中に計画されております。全体で、公園の面積が３万8,800平方メートルでございます。これを公園の整備につきましては、事業の進捗とあわせて整備をしていくということになります。

それから、地下駐車場でございます。これは、この事業の中で、豊田の駅前に駅前広場4,300平方メートルを事業の中で実現することになっております。この駅前の4,300平方メートルがあいてまいりますと、当然この下に地下駐車場を計画しております。これは、約200台程度の駐車が可能なものをつくっていきたい。当然、これは国庫補助対象としてこの事業と同時に施行していきたい、こういう考え方でございます。

○副議長（高橋徳次君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　現在、豊田の駅前の商店街の方々あるいは商店街よりちょっと南側に位置された方々、それぞれ検討委員会を設けまして、地元で検討をしております。その中からは、幾つかの要望が出てきておりますが、いずれ地域のその方々と行政とは実際にお会いをしまして、具体的な要望案を出すような時期が来るかと思いますが、特段ここでお願いしておきたいのは、この地下駐車場につきましては、もっともっと具体的な内容について、地域に説明をしていただきたいと思うんです。地域につきましては、地下駐車場ができるのはいいんですけれども、特段、駅の近くの人は車で駅に行くことはないわけでございますので、考え方によっては迷惑施設になってしまうわけですね。したがいまして、とは言いましても、相当豊田駅は利用者がふえてきておりますので、車で駅まで出て車が置けたらいいなという人が多いわけでございますので、そのことについて特に反対はしませんけれども、駐車場をつくるに当たりましては、排気ガスの関係であるとか安全であるとか、そういったことを十分考慮して事業を進めていただきた

い。また、既に駅前の地下駐車場というのは、実際に利用している市もございますので、そういったところの視察等も計画をして、立派な問題のない地下駐車場をつくっていただきたい、こんな内容がいずれ出てくると思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（高橋徳次君）　これをもって９の１、豊田南区画整理事業について問うの質問を終わります。

一般質問９の２、多摩平処理場跡地利用は市民要望を考慮せよの通告質問者、内田勲君の質問を許します。

○11番（内田　勲君）　２点目の多摩平処理場跡地利用は市民要望を考慮せよ、この関連の質問は、私が４回連続このテーマは取り上げております。といいますのは、私が議員になってからの経験で感じますところは、いろんなことを要望しても、行政は検討しますという返事はよく来るんですけれども、なかなかその検討が進んでいかない。私のように民間の出身の者からしますと、大変その検討する検討の仕方が、我々が民間企業の中でやっている進め方と違うように思いますので、一度お願いしておいて、半年、１年ほうったらかしておきますと、１年後に聞いてみるとほとんど進んでいないというのがありますので、私はしつこく毎回若干でも時間をかけて聞いていきたいということから、このテーマを取り上げているわけでございます。

私、この通告質問を出すときには、現在この多摩平処理場の跡地について、12月議会以降どんな検討がされてどんなふうに進んでいるのかお聞きしたい、こういうことで思っていたんですが、最近、私耳にしたことなんですけれども、この斎場検討ＰＴは、既にもう結論を出しまして、市長に報告をしている。で、このＰＴはもう解散し開かれていないという話を聞きました。９月以降どんな検討をされましたかというふうに企画財政部長に聞いたところ、２回ほど検討していますという返事がありまして、そのときも、私よくわかりにくかったんですが、もう一度企画財政部長の答弁の内容を見ましても、２回やったということはわかるんですが、こんなことも検討しなきゃいけない、こんなことを検討しなきゃいけないということは言っているんですが、この２回の中で何を検討したかというのは一言も触れてないんですね。後ほど文章で読んでもわからないわけですから、その場で私がわかりにくかったのもやむを得ないかなと思うわけです。ところが、先ほど言いましたようなＰＴがもう既に終わっているということになれば、ＰＴなんかやっていないわけですね。やってないとこから２回やりましたという報告をする

わけですから、内容なんかないわけなんですよ。私はそう思うんですね。

それからもう１点は、12月議会の中で企画財政部長は、ＰＴをつくって検討しますという話をされたんですが、そのＰＴについても６月議会で私が質問した中で、斎場を検討するＰＴと、それから跡地利用する検討チームも検討していきますという話があったときに、二つチームをつくるのかどうかというのもはっきりしなかったために、９月議会で確認しているわけですね。そうしましたら、二つじゃなくて一緒にやるんだということで言っていたわけですね。それが、また12月議会のときにＰＴをつくりますという話ですので、おかしいんではないですかと言いましたら、企画財政部長の勘違いであったということに答弁がありましたけれども、これを今になって考えてみますと、恐らく企画財政部長の頭の中には、一度つくったＰＴがもう報告をして解散しちゃってますから、その報告が市長を通っていれば、もうそれでいいわけですけれども、市長に認められなければ、さらにまた検討しなきゃいけないんで、またＰＴをつくらなきゃいけないのかなということが、頭の中にあったもんだから、そういう話が出てきたんじゃないか。

ですから、企画財政部長の答弁としては、決して間違ってなかったと思うんですよ。ただ、私が本当の経過を知らないもんですからそこにずれが出ちゃった、こういうことではないかと思うんです。

この検討ＰＴのメンバーの方に、私も何人かの方に聞きましたら、同じようにもうＰＴは解散してますと言うんですね。７月23日に報告してますよ、そんな９月以降なんかやってないですよと言ってるんですよ。その辺について、企画財政部長にお伺いしたいと思います。以上です。

○副議長（高橋徳次君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　大変議員さんから、今質問いただきました。それにつきまして、お答えしたいと思います。

一つは、斎場調査チームを設置したという経過はお話ししたとおりでございます。当然その中では、この跡地利用の検討をするというようなものを含んで、検討を重ねてきました。今、御質問者の中からもありましたとおり、７月の時点で斎場チームにつきましては、一定の三つのゾーンを区分した概要をまとめた中で、市長に一定の計画を答申しました。

もちろん、その後、これはあくまでも斎場調査チームは概要でございます。その中で、やはりもう少し細部に企画財政部の中で検討する部分があるということで、９月議会以降12月の議会の質問の中で質問もありました。その中でお答えしたのは、あくまでも企

画財政部の中で、細部にわたっての問題を討議したということでございます。よって、まだ、その中には斎場を含んだ三つのゾーンというような考え方は基本で、確かに今御指摘のように、斎場チームということでは結論に至っていることは事実でございます。大変、過去の経過を踏まえまして申しわけないというふうに思っております。以上でございます。

○副議長（高橋徳次君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　今、企画財政部長の言われた内容はわかるんですが、申しわけないじゃ済まないんですよ。私も地域の方といろんなお話し合いをしてこういうテーマを上げているわけですね、それで報告しているわけですよ。７月23日に、既にもう報告書が提出してあるんでしたら、なぜそれを言わないんですか。報告したら、それを市長がどういうふうに答えたのか、そんなの当然、もう９月議会で答えられるでしょう、７月23日に出しているわけですから。９月議会で報告しないで、さらに12月議会でも報告しないで、しかも９月以降２回やっていますと。企画財政部内の検討した内容をだれが聞いたんですか。ＰＴはいつ検討して、どういう内容になっているか聞いたんですよ、私は。今になって、企画財政部内の会議の報告をしたんだなんていう、それはそうだったのかしれません。そんなこと聞いてないでしょう。これを隠したのはなぜ隠したんですか。以上です。

○副議長（高橋徳次君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　特に、この斎場チームの内容について、答申した内容を確かに報告していなかったことは事実でございます。別に私の方でも他意があって隠していたということではないわけですけれども、当然、内容的な検討事項、委員会の中でもいろんな論議がなされました。いろんな各課の意見もあったわけでございます。そういう中で、大綱をまとめて大枠を決めた経緯でございます。全く私も隠すつもりはなかったわけですが、そういうふうにとられますと大変申しわけないというふうに思っておりますが、その点につきましては、どうぞ御理解賜りたいというふうに思います。

○副議長（高橋徳次君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　そういうことがありますと、これからいろんなことを質問しようと思っても、どこまでが本当なのか疑っちゃうんですよね。ですから、大変申しわけないんですが、質問のときに庁内に入っていきまして、いろんな方から事前に質問の内容について聞いて回らないと、本当かどうか疑っちゃうんですよ。数名の方に聞ければ、そう皆さんで隠すことを相談してない限り必ずぼろが出るわけですね。私は、これ地域

にどうやって説明しようかと思っているんですよ。よろしいんですか今のように、特に隠すつもりはなかったけれども、私の言ったことは事実でよろしいんですか、そこだけ確認したいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　そのとおりでございます。

○副議長（高橋徳次君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　それでは、その報告書を、資料を提出していただきたいと思います。

それから、９月以降２回会議を持ったという報告を前回聞いているんですが、この会議をいつやったのかと、その会議のメンバーをどういった形で招集したのか、会議通知等が出ているのかどうか。もし出ているんでしたら、その会議通知も資料としていただきたいと思いますが。以上です。

○副議長（高橋徳次君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　公営斎場の調査チームの報告の内容につきましては、当然資料がまとまっております。これは提出できるというふうに思っております。ただ、９月以降の２回の会議につきましては、これは企画財政部の中の会議です。日程はわかっておりますけれども、文書等の通知等のそういったものはやっておりませんので、その点は御了解いただきたいというふうに思います。

○副議長（高橋徳次君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　では、資料の方は提出をお願いしたいと思います。

市長にお伺いします。ただいまの企画財政部長の答弁のように、報告書が市長に提出されたということでございますが、昨日、企画財政部長に確認しましたところ、市長は一応目を通してくれたということでございますが、それについて何のコメントもないというふうにお伺いしたんですが、それを見て市長はどのようにお考えなんでしょうか。

○副議長（高橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　たまたま公共下水道の事業が進捗するに伴って、多摩平処理場のいわゆる用地、約１ヘクタールが遊休の用地になる。この場所を将来、どういう方向づけをもって活用すべきであろうかという課題を感じておったということは、言うまでもありません。

それで、私も少し順序が適当でなかったかという感じはいたしておりますが、あれだけの施設があった場所ですから、当然、公共的用途の用地ではないだろうかというふう

に考えておりました。ところが、あに図らんやといいましょうか、一種住居専用地域という地域指定に残っておったということを知ったわけであります。そうなりますと、まず将来像に対しての用途地域の変更ということを行わずして、用途を語ることは不可能だという結論になるわけでありますので、したがって、チームは総論的、一応の結論をつくったということにはなりますが、具体的に実施方向が答申されたということまでにはなっておりません。したがいまして、随分不手際、不可解というふうにとられるかもしれませんけど、実質はそういうことであります。

○副議長（高橋徳次君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　具体的なとこまでにまとまってないということでございますが、昨日、私ちょっとその報告書を見せていただきましたけれども、確かに細かいとこまでは決まっていませんけれども、現在のゾーンを三つに分けて使用したらどうかという内容が載っているわけでございます。ですから、それについて、市長の方が何らかのコメントもあってもいいんじゃないでしょうか。報告書を受けて、それをＰＴの方に、またこれじゃ内容が不十分であるということで、あるいはこういうとこが問題であるということで指摘をして返しているんであれば、またＰＴもそのまま続くんでしょうけども、もう解散しちゃっているということなんですね。ですから、もう一度ＰＴをつくらない限り、そのＰＴとしての検討はできないと思うんですね。

具体的にそれについて市長は、その内容は全く話にならないような内容だということなんですか、それとも何かございますか。

○副議長（高橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　地形的に３ゾーンに分けて考えることができる。公園的ゾーンあるいは建物的ゾーンあるいは駐車的ゾーン、こういうことだというふうに理解をしております。しかし、可能性ということで、将来像を描くことにはなり得たわけでありますが、現在、具体的な事業として取り組むには、やはり用途地域の変更ということが大前提になる。したがって、もしプロジェクトチームの調査項目を行政的な手順で言いますならば、将来像を検討したということでありまして、実施するための検討にまではなり得ていない、このように私も受け取りましたし、やっぱり行政上の手順は、何よりも将来の用途地域の変更というところから取り組む課題であったなということを、現在の当該地の用途のためにも考えておる。したがって、具体的なまだ結論という段階にはなり得ていないということであります。

○副議長（高橋徳次君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　　現在、市長選に向けて候補予定者がいろんな政策を発表しているわけですけれども、この地域では、次期市長になる方が斎場をつくる気があるのかないのかということが非常に関心のあるとこなんですね。ですから、その点についてもう一度市長に明快に、今でもこの地に斎場をつくる気があるのかどうか、それを確認したいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　今後の行政手順を経てということが前提になりますから、特定することは適当でないというふうには思います。しかし、日野市民の全市的な要望、施設に使用するという見地に立つならば、斎場の問題もいずれ十分な検討を行って設備すべき大きい行政課題であるということは間違いございません。

○副議長（高橋徳次君）　　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　　今まで何回か確認させていただいておりますけれども、明らかにきょうの段階では、この多摩平処理場跡地に斎場をつくるということについては、トーンダウンしていると私、今感じたんですけれども、日野市内に斎場をつくるということで反対する人はほとんどいないと思うんですよね。確かに今、市営の斎場がないもんですから、民間の施設を非常に高いお金を出して使っているわけですから、もしも市営の斎場ができたらいいなということは、非常に多いと思うんですよ。ですから、この現時点で、市長選を迎えるに当たって斎場を市内のどこかにつくることで検討していく、これは市民から受けるわけですね。ですから、特定の場所を言うことは非常に問題が出るわけですよ。特定の場所を言いますと、各論では反対という人がおりますから言いにくいんだろうと思うんですね。ですから、今思えば、あと半年ほどこの問題について、議会の中で斎場については話題に出さなければ、今回の市長選は、無事にそういうことでは乗り切れたと思うんですが、市長が先ほど来あるいは前の議会のときにも言ってましたように、ぽろっとしゃべってしまったということですよね。そんなに言うつもりはないところからしゃべってしまったということで、手順を間違えてしまったということになるんだと思うんですが、やはり市民に対しては、市長選が終わってから、急にここの場所に斎場をつくるというような話が持ち上がっても困りますので、ぜひ斎場は、この多摩平処理場跡地というふうに限定しないで、今後は市内全域を見た上で、場所等については十分検討していただきたい。あくまでも多摩平処理場跡地には、請願にもありますように、この地域の地区センターあるいは子供広場をつくっていただきたい。特に、この点につきましては、早急に結論を出して進めていただきたいということを強く要望

したいと思います。

それから、あわせて今後、私この問題を引き続きやっていきますので、今回のように明らかに報告しなきゃいけない内容を故意かどうかわかりませんけれども、伏せておくようなことは絶対ないようにしていただきたいというふうに思います。とにかくそういうことがありますと、そういう検討委員会のＰＴのメンバーに入っております課長さん方が困るんですよ。どこまで正直に言っていいのかわからないわけですね。部長が言ってないところを、もしも言った場合には非常に気にするわけですよ。それは、市長と部長さんとの関係でもあると思うんですね。それが、さらに今度は部長さんと課長さん係長さんとの間で、そういう問題があったんでは、なかなか私たちと職員の方と親しくそういう問題について話し合うということがなくなってしまうわけですね。ですから、もっともっと正直に、この議会の中で質問がありましたら答えていただきたいというふうに思います。

今後こんな問題がありましたら、こんな程度で済みませんので、ぜひ今後は検討した内容は正直に報告をしていただきたいということをお願いしまして、この質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○副議長（高橋徳次君）　これをもって９の２、多摩平処理場跡地利用は市民要望を考慮せよの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋徳次君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時16分　休憩

午後１時12分　再開

○副議長（高橋徳次君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問10の１、不況下、市内で働く人達を守るための通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔29番議員　登壇〕

○29番（竹ノ上武俊君）　通告に従いまして、順次一般質問をさせていただきます。議場を見渡したところ、出席議員数が非常に少ない状況であります。近く市長選があるということが、もし理由であるとしたら、市民に対して申しわけないことではないかと、そういうふうに感じる次第でございます。

不況下、市内で働く人達を守るために、地方自治体としてあるいは市長がどういうことをすればよいのか、してほしいか、そういうことについて質問をいたします。

昨年来の不況、その深さ広がり方は国民にとって、また市民にとって重大な状況になってきております。働く国民も中小零細業者も、こういう状況の中で……（「定数が足りない」と呼ぶ者あり）暮らしと働く者の権利、また営業を守るために闘いに立ち上がっております。（「定数満たない。だめよ、議会優先よ」と呼ぶ者あり）あ、足りないね。あ、足りたね。

○副議長（高橋徳次君）　スタートの時点で過半数おりましたので、このまま続行したいと思います。

○29番（竹ノ上武俊君）　ただいまの出席状況は、瞬間的には14名になったかのごとく見えましたが、15人ぎりぎりで成立しているということであります。こういう状況は、ぜひ市民の皆さん方にも知っていただきたい、そういうふうに声を大にしたいと思います。

私は、12月議会では、零細業者の市内の皆さんに対する対策を提案をいたしました。融資制度についても提言をいたした次第です。これにこたえるといいますか、市民の要望にこたえて、市長を初め市当局が真剣にスピードをもって対応しておられることに感謝をする次第でございます。本日は、働く人たち、これに対する支援策ということで3点質問をいたします。質問は単純明快でございます。答弁もそれに沿って、市長ならば即座にお答えいただけるというふうに思っております。答弁をいただく前に、日野市の働く人たち、また日本国民をめぐる経済や政治の状況について、お互いにつかんだ上で質疑、これを交わしたいというふうに思います。

最近の経済界の大ニュースの一つは、日産座間工場の閉鎖でございました。自動車国内2位、この日産自動車が23日、神奈川県の座間工場の閉鎖を発表をしたわけであります。これは、不況をてこにして自動車大手が進める事業の再構築、リストラクチャリングというそうですが、この計画の大規模なものでございます。日産ではサニーなど、座間工場で年間26万台生産、これを最新鋭の工場、九州第2工場と東京・村山工場に移転をする。2,500人の労働者を各工場に配置転換をする。労働者に広域な移動を強要しようとする。また、人減らし計画では、3年間で4,000人、これを削減をしていこうとしているわけでございます。そういうことをしながら、工場での労働生産性は毎年10％引き上げる。結果的には、労働者や下請けに一層の労働強化ということになっていくことになります。

私が問題にしたいのは、この閉鎖の計画に至る大企業の社会的責任を放棄した日産のあり方にあるいはやり方にあります。日産の場合は、合理化計画の目標がゼロ成長でももうかる経営体質、これつくるというわけでございます。自動車の販売台数が伸びなくても、徹底したコストの削減でもうけを確保する。日本の自動車大手は、バブル経済のもとで自動車販売が急激に伸びたのに対応しまして、各社とも一斉に国内の生産能力を増強しました。日産も例外ではなくて、九州工場の生産能力は年間60万台、こういう生産拠点をつくっているわけです。その間、過大な設備投資をした結果、今期93年３月期の決算では、減価償却費が1,550億円ということでございます。減価償却費は、過去に投資した設備などの価格を数年間に分けて経費として計上するものですが、現金支出を伴わない費用、こういうことで経常赤字は290億円、そういうふうに出しているわけであります。

日産は、不況だから工場閉鎖も当然という態度ですが、こういう設備投資のつけが回っている。このことにほおっかぶりをするということが許されない、私はそういうふうに思っております。内部留保も１兆5,000億円、日産はためているわけであります。だから、企業の体力が弱っているわけではない。働く人たち従業員、労働者を守ることができるわけであります。しかも、海外での生産実績が伸びてきております。日産の総生産台数の４分の１以上が海外で既に生産をされ、1991年度でも75万台、数年後には130万台までに引き上げる、こういうことを一方では行っております。海外での雇用者数も４万1,000人になっているわけです。このようにして、日本国内での生産を空洞化して、海外でもうかる。そして、地元・座間市に対する法人市民税はほとんど払わなくなっていく。そして、下請企業には、既に単価の５％切り下げを押しつけている、こういうことであると言われております。

私は、政府がこういうやり方に対して、海外進出を規制して進出を後押しをしている税制や金融などの優遇措置を抜本的に見直す、こういうことをして、従業員や労働者、下請工場を守るべきである、そういうふうに考えております。

それから、こういうことに続きまして、ＮＴＴも10年間で従業員を３分の２に削減をするという方針を発表をいたしております。各地でそういうことが出ているわけであります。このような結果は、パート労働者にも真っ先に企業の人員整理ということで解雇される例がふえてきております。

政府も以前はパート労働者に対しては、差別をしないということを言っておりました。パートタイム雇用は身分的な区分ではなく、短時間就労という一つの雇用形態で、パー

トタイマーは労働時間以外の点においては、フルタイムの労働者と何ら異なるものではない。「当然労働基準法をはじめ最低賃金法、…など労働保護に関する諸法令を適用すべきである」。労働省婦人少年局は、そういうことを通達で企業にも出しているわけでございます。

ところが、最近はパート労働法の制定に際して、こういう精神を骨抜きにしようとしております。こういう点についても、我々は注目をしてパート労働者を守る、そういう方向に運動を起こしていかなければいけない。そういうふうに考えるわけです。今度のパート労働法案、国会提出を政府が決めました。これは、1989年の労働大臣の告示の「パートタイム労働指針」、ここにあった不十分ながらもパート労働者を守るという点が、全部骨抜きになってしまっております。結局は、使用者の努力任せで何の罰則規定もない法律、パート労働者の要求からはほど遠いものになっております。こうして、パート労働者が真っ先に犠牲にされて、企業に都合のよい雇用調整弁の役割を押しつけられる、こういうことが許せないというふうに私は考えます。

パート労働者は全国で800万人を超えております。看護婦とか保母、こういう専門職にもあらゆる業種で増加をして職場の大きな担い手になっているわけであります。労働時間が一般労働者と同じというパート労働者もふえています。パートにも年休やボーナスなど、一般労働者と同じ待遇をするよう厳しく経営者を指導してほしいというのが、パートの皆さんの強い要求であります。外国では、イタリア、ベルギー、ドイツなどフルタイム労働者と差別をしないという法律的な保護がなされているわけです。こういう中で、日本でも三洋電機やあるいは中央競馬会馬券売り場のパートの皆さんが闘いを起こしまして、年次有給休暇の保障を実現したり、いろいろの権利を拡大をしてきております。

こういうことにこたえて、パート労働法がパートの人たちが望むような本当の法律になるように、我々も世論を盛り上げていかなければいけないというふうに考えているわけです。こういうことを背景にして、市長に端的に質問をいたしたいと思います。

働く人たちや中小零細業者は、今こういう厳しい状況にあります。具体例は12月議会でも挙げましたので、今回は省略いたします。しかし、自民党の政治家のひどさというのには、今、国民は二度目の爆発的な怒りを持っているわけです。このことについても一言触れて質問をいたしたいと思います。

金丸不正巨額蓄財事件、日本列島を驚愕させております。その蓄財の原資の一部に佐川マネーが流れている疑いも濃厚になってきました。佐川暴力団疑惑の解明に新しい局

面を開いてきております。前生原秘書が証言で、その他で言いました。「金丸事務所そのものが金庫です」、こういうこと言ったわけです。税務署その他の捜索によりまして、全くそのとおりであるということが現実になりました。金丸事務所から金塊まで数百キロ出てきた。こういう人物が自民党の前副総裁である。自民党全体を牛耳っている。それを、現在も自民党の最高幹部である宮沢総裁以下があの手この手で、国会でも守ろうとしている。こういう自民党政治は、今すぐにでもやめさせる、こういうことをしなければ、働く人たちや中小業者は救われないわけでございます。（「女性も救われない」と呼ぶ者あり）

今、日野の市政、革新市政と呼ばれております。第六期目に着実に進もうとしているわけでございます。この革新市政に対して対抗する形でいろんな動きが出てきております。自社公連合というグループなどができて、今、政治活動をされているようでございます。それに参加される方が大分欠席をされているように、本日の議会も見受けるわけですが、極めて遺憾であるというふうに思うわけでございます。（「そんなこと関係ないよ」「関係あるわよ」と呼ぶ者あり）この自社公連合の連合体、今どきこの腐った政治を行う自民党に近づこうとする、手を組もうとするようなことでは、日野市民の暮らしを守る、日野市内の中小業者の営業を守る、そういうことができないのははっきりとしているというふうに、今から私は断言できると思います。（不規則発言多数）そして、連合といっても、この同じ連合体から定数２名の日野市の都議のところに４人も都議さんが立候補を予定されているという話でございます。そういうような形で、日野市民の暮らし、中小業者の営業を本当に守っていくことができるのかどうか、よそごとながら、私はまことに心配でございます。やはり、日野の市民の暮らしを守るには、清潔な市政を続けている森田市長に頼るしかないんではないかという気持ちが、私は一議員としてはしているところでございます。そういう期待を込めまして、質問を申し上げます。（「選挙の演説を聞いているんじゃないんだよ」と呼ぶ者あり）

第１点は、日野市内、全国の労働者にも影響のあることですけれども、働く人たちの現状を守るために、市長として一つやっていただきたいことがございます。これを３点申し上げますので、御答弁をお願いしたいと思うのでございます。

それは、働く人たちを守るためにＩＬＯ条約というものがございます。御存じのように、ＩＬＯというのは国際労働機関でございまして、あの不況時に世界中の労働者の方々がいろいろな闘いをしました。そういう背景をもとにして、現在は、国際連合の専門機関として活躍をいたしております。ちょうど1935年、このＩＬＯにおきまして、第47号

条約というものが国際的に宣言をされたわけでございます。これは世界的なあの不況、この中でもちょうど今の日本と同じような状況に似た労働者の人たちの苦しみがありました。この中での闘いを反映して、国際労働機関の総会が開かれました。1935年６月22日、この条約は制定をされたわけであります。

その第１条には、本条約を批准する国際労働機関の各締盟国は、

（ａ）といたしまして、生活標準の低下を来さざる様適用せらるべき１週40時間制の原則、及び

（ｂ）といたしまして、此の目的を達成するに適当と認めらるる措置を執り又は之を助成することとなっているのであります。

ところが、残念ながら、いまだにこの47号条約を日本の政府各界は、批准をいたしておりません。そこで、私は日野市長からも、この賃下げなき市の時間短縮、これを実現させるために世論を起こす行動をしていただきたい。条約の批准を迫って、市長という立場で東京都やあるいは政府など関係機関に発言をする、要請をする、そういう行動をしていただきたいなと思っているわけでございます。

今、日野市内の労働者の皆さんも、残業がなくなりました。タクシーに乗る人たちも減ってきましたし、商店街に入るお客さんの購買力も落ちてきております。（「減っただけじゃないの」と呼ぶ者あり）また、賃金がそのために月４万から７万減収になるという状況でありまして、こういうことをさせない、このためにＩＬＯ47号条約の批准が必要なわけでございます。これを批准をいたしますと、国際労働法として日本の企業もこの47号条約を守らなければいけないという義務が生じてまいります。労働組合の皆さんあるいは世論が闘っていくに、この批准があれば強力な武器になっていくわけでございます。また、生活を守れる、賃金の引き下げをさせないで済む、そういうことができます非常に重要な条約でございます。この批准のために市長に働いていただきたいわけですけれども、一言御答弁をいただきたい。

第２点は、パートに対する対策でございます。しばしば私も、この本会議場で取り上げてまいりました。日野市でもより一層積極的な取り組み、これをしていただきたい。なかなかこの問題は、市という権限の少ない自治体においては、取り組みが難しいということは、私もよく承知しております。これについても、市長なり担当なりからの積極的な御答弁をお願いしたいと思います。

３点目は、日野市内においては、少なくとも日産座間工場のような事態が起こらないよう、あらかじめ市長から何らかのそういう機会があれば、そういう要請をでき得ると

ころに向けてしていただきたい。例えば通産省などに対して、あるいは政府に対して、そういう政府からの行政上の指導をしていただくようにお願いするというのも一つのやり方だと思います。あるいは経営者の方々にお会いされたときに、いろいろ要望をいたすこともできるかと思います。そういうふうにして、日野市が安定したまちとして進んでいくことができるようにしていただきたい、こういうふうに願っているわけでございます。そういう立場から、もし市長にこの点での思いがございましたら、これも一言御答弁いただきたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　私は、労働法規を特に勉強しているという経験は少ないわけでありますが、世界の労働運動が、労働者の労働時間短縮の必要がある。そして、ＩＬＯという国際機構の中で総会が持たれて、いわゆるＩＬＯ条約なるものが決議されているという事情は、多少承知しておるわけであります。我が国が、まだ国連の――国連というよりも労働安全機構の決議60年もたつのに批准されていないということは、後進国、労働問題はもちろん、人権の立場からも後進国と言われてもやむを得ない、こういうふうな受けとめ方は従来持っておるわけでありまして、自治体の長として、いわゆるＩＬＯ条約の精神を尊重せよということに対しては、全く同感でございます。今後、機会を見て、そのような行動もとり得る場所を求めていきたい、このように考えております。

それから、具体的に、いわゆる今日のパート労働、つまり時間労働の形が労働力の需要と供給の関係からも非常に普及といいましょうか、広がって、まだ法的背景の保障が弱い、こういう点には問題があるというふうに感じております。よく言われるところのパート労働者の退職金制度の制定というふうな主張もあるわけでございますので、いわゆる時給あるいは退職金制度、こういうことにつきまして、自治体としてなし得ることがあれば、これも積極的にやっていきたい、こう考えております。

勤労者互助会におきまして、ややそれに近い仕組みを設けたいものだということで、雇用側にもある程度の負担をしていただき、一方公費からも一定の支出をして、そういう仕組みをぜひつくりたい、こういう考え方を持っております。

それから、質問の第３点、最近バブル経済の崩壊を理由に、大企業が随分思い切った人員整理をしておられるということを承知しております。企業は企業の論理がおのずからあるわけでありますけど、今資本の力よりも労働の力の方が優位にあるぐらい、労働力が大切な生産手段になるわけでありますが、これに対する全く人権を無視した形の強制的な転職手段、ひどいのは一工場を全部閉鎖する、座間市では既にそういう状況が大

きく問題を醸し出しているということでありますので、私どもの日野市におきまして、そういう憂いはないかどうか、これは私の今知る限りでは、全くないというふうに断言を申し上げていいと思っております。つまり、人権を無視した労働力の一方的な解雇あるいは転職を強いる等のことは、やはり大切な人権問題、労働問題として、法的な保障はもちろん、地域社会のお互いの連帯という一面からも大きく取り組んでいかなければならない課題であるというふうに考えております。また、そういう認識に立って行動したいと思っております。

○副議長（高橋徳次君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。

ただいまの答弁によって、ひとつ日野市民の暮らし、営業を守っていただくため全力を尽くしていただきたいことを要望したいと思います。担当の部長さんからも答弁が用意されているかと思いますけれど、あと２問残っている点もございますので、またの機会にお願いを申し上げます。

私たち日本共産党も全力を尽くして、今の不況から国民が脱出できるように全力を挙げて頑張りたいと思います。特に、労働基準法を抜本的に改正をさせる。１日拘束８時間、完全週休２日、週40時間労働制、残業時間の上限１日２時間の法定化などを実現をさせたいと思います。また、残業の割増賃率を現行の25％から50％、休日は100％というところにもっていくようにさせたい、そういうふうに思うわけでございます。派遣労働者、そのほかパートの皆さんにも、労働基準法など諸労働法が等しく適用される。そして、不当な解雇、労働条件上の不当な差別を禁止するように関係法を整備させたいというふうに考えている次第です。

また、現在不況ということで、実質賃金が下がっておりますが、それに至る前の1991年、92年の経営者、政府、労働組合等が出した日本の賃金水準の諸資料を見ましても、賃金水準は非常に低い状況になっております。日経連が日本の労働者の賃金は世界一といっております。日本の賃金はドル換算すると、１時間当たりでドイツより高く、紛れもない世界一の水準、トップランナーである、こういうことを主張しておりますが、これが事実に反することは、諸統計が雄弁に語っているわけでございます。

例えば、労働省の推計でも、実労働時間当たりの賃金は為替レートで換算しても、日本は関係諸国と比べて第５位になっております。労働大臣官房政策調査部推計、1990年、日本を100としますと、フランスは111、イギリスは107、アメリカは109、ドイツが156、これは旧ドイツの水準でございます。そしてまた、購買力平価での換算によりましても、

日本を100とするとフランスは111、イギリスは123、アメリカは144、ドイツは147、こういうふうになるわけでございます。

それに比べまして、大企業の方はどうかということになります。これは、藤本武氏という方が研究して発表されました1960年代から80年代までの資料、これでは粗付加価値中に占める粗余剰分の割合という計算の仕方によって、企業のもうけをはかっております。日本は、48.3%で、世界中で発達したところではトップにあるわけでございます。フランスなどは25.2、またイギリスが24.5、このように搾取という点では、日本の労働者は、極端に絞られている。したがって、過労死などが生まれる。その根源がここにあるということが指摘をされているわけでございます。こういう中でありますので、日本共産党も大企業を一回も敵視したことはございませんけれども、社会的役割を果たす、また暴利をむさぼるという場合には、国会等において民主的な規制をしていく、そういうことを求めているわけであります。

なおまた、きのうの東京新聞に、今の政治腐敗に対して、これをなくするにはどうすればいいかという学者の提言が発表されましたので、これもひとつ申し上げておきたいと思います。松沢智氏さんという方であります。あのロッキード裁判のときの東京地裁の陪席裁判官でありました。現在は、日大の教授で税制の専門家としていろいろ本を書いておられるし、税務大学でも非常勤講師でやっていらっしゃる方です。

「政治家の脱税阻止には企業献金禁止が不可欠」、これに尽きると言ってらっしゃるんですね。この提案の目的というところに、その全文が出ております。税負担の不公平、特に政治家の聖域化が進み、参政権と表裏一体で民主主義の基盤をなす納税権（申告納税制度）が大きく揺らいでいる。企業・政治家・官僚の三位一体の構造を支える企業献金の禁止が不可欠である。こういうふうに提言をされておりますが、まさに私もそのとおりであると思います。

日野市政においては、こういう腐敗ということが発生していないわけでございますけれども、ますます一層清潔な姿勢を市長は貫いていただくことも重ねて要望いたしまして、この件の質問を終わります。

○副議長（高橋徳次君）　これをもって10の１、不況下、市内で働く人達を守るための質問を終わります。

一般質問10の２、市内ミニバス路線の今後の計画についての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君）　ミニバス路線については、私もしばしば問題提起もし、政策

提案もし、また質疑も行ってきたところでございます。きょうは、日野市内第４番目のミニバス路線に絞って、質問を申し上げます。

現在、日野市ではミニバス路線が３本運行をいたしております。高幡不動駅から平山城址公園に至る路線、また日野駅から豊田駅に至る路線、また日野駅をつなげる路線、そして高幡不動から聖蹟桜が丘に通じる路線でございます。近く４本目が計画をされているということでございますので、この４本目について公式的な答弁を期待をいたしているところでございます。御答弁について、二、三状況も説明をして御答弁をいただきたいと思います。現在のミニバス路線の利用状況はいかがか。そして、市民からどういう要望が出ているか、これを第１点でお願いをいたします。

第２点は、４番目のミニバス路線については、どこまで具体化をしているか。また、市民の皆さんにはどこまで公表されているか、また公表してよいのか、その点についてお願いをするものでございます。

○副議長（高橋徳次君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、質問につきましてお答えしたいと思います。

まず、ミニバス路線の現状の利用の実態でございます。今お話しありましたとおり、現行では、財政負担をしている路線としては２路線、１路線は自主的に運行しているものでございます。あわせて４路線を年間通して利用人員をトータルしますと、約50万という数字でございます。年々上がって平成４年の実績では、まだ３月が終わっていませんが、50万を超すというような数字に至っております。

なお、関連してのミニバス路線の市民要望でございます。これは、再三議会からもいろいろ御意見等も伺っております。現行の路線の増発の問題あるいは時間延長等の問題でございます。こういった問題につきましては、京王側に既に再三申し入れておりますが、なかなか実現化には至ってないというのが現状でございます。

なお、２点目の４路線目の計画ということでございます。現在、市では一つの考え方として、東豊田の陸橋が開通いたしました。よって、日野駅から市役所、吹上、東豊田の陸橋、一番橋、七中、南平を経由しての高幡不動の路線でございます。この路線につきましては、まだ東豊田の陸橋が開通したばかりでございますので、一定の協議は進めておりますが、いずれにせよ、平成５年度の予算の中で財政負担を伴うものでございます。予算審議もこれからいただくわけでございますので、予算化が実現方になった場合

に、やはり具体的には発表していきたいというふうに思っております。当然、いつからという問題もあるわけでございますが、予算が成立した後、この路線の実踏をし停留所等を定めながら、京王側からは許可をとっていくということで、予算上では半年分の計上をさせていただいております。秋を目標に実現方に努力するつもりでございます。以上でございます。

○副議長（高橋徳次君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。第２点について、確認をいたしたいと思います。

市としては、新年度予算に半年分の補助金の予算を組んでいるということ、そして路線のコースとしては、高幡不動を経由して南平、これは北野街道を通る。そして、一番橋を通って、最近できた東豊田陸橋を通り、高幡不動方向から言いますと右折をいたしまして市役所を通って坂を下って日野駅に至るというコースである、こういうふうに承ったんですけれどもよろしいでしょうか、ちょっとお願いします。

○副議長（高橋徳次君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　路線につきましては、今御質問者からのお話しのあったとおりでございます。それを同じコースを往復するという考え方でございます。

○副議長（高橋徳次君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。

日野市のこのミニバス路線というのは、非常にユニークな交通手段であるということが、世間から言われております。京王帝都が持っている考えでは、ミニバス路線を実現できたのは日野市だけである。宣伝するつもりではありませんけども、京王帝都の担当の上層部の方々が、日野の市長さんは福祉バスという発想でミニバス路線に大変御熱意があるので、日野市では実現をさせていただいておりますということでございました。

また、各地から視察、問い合わせなどもたくさん参っているところでございます。私なども、先日は世田谷区の住民団体に呼ばれました。世田谷区役所の担当のバス担当の方々と市民のディスカッションがございまして、私も出席をさせていただいた次第です。世田谷区民の皆さんあるいは自治会長さん、あるいはまた区役所の担当の人たちが、ぜひ日野市に学びたいということでございました。そういうユニークなものでございますので、特に福祉バスという性格がございますので、今後とも大いに頑張って日野市のまちづくりに尽くしていただきたいというふうに願います。

そして、住民から始発、終発の前後の増便、昼休み時間の増発等の要望がもう無数に

出されておりますので、この点は継続的に意欲的にぜひ京王帝都と話し合いを進めていただくようにお願いをいたしまして、この件の質問を終わります。

○副議長（高橋徳次君）　これをもって10の２、市内ミニバス路線の今後の計画についての質問を終わります。

一般質問10の３、公民館建て替えと、七生地域分館建設の構想について問うの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君）　それでは、日野市中央公民館などのことに関連して、質問をさせていただきたいと思います。

中央公民館が建築以来古い建物になって、これをもっと立派なものにしてほしいという日野市民の要望は長年のものであり、また大変強い要望であることは、市長もまた市議会の関係者もみんながお互いに承知をしているところでございます。今、公民館の利用件数というものを見てみますと、これもどんどんどんどん上向きになってきている状況です。1991年度の日野市の統計を見てみますと、次のようになっております。市民会館は807件の利用、七生公会堂は270件、生活保健センターは多くて3,122件、これは件数でございまして、利用人員はこの何十倍となったりいろいろ数字がございます。東部会館は2,080件、勤労青年会館が2,135件、婦人センターが924件、中央公民館が2,763件でございます。福祉センターは市内２カ所ございますが、合わせまして5,833件、地区センターは市内56カ所ありまして、これは91年度です、１万8,963件、こういう利用件数が出ております。

この中で、中央公民館は５年前は2,295件でございましたので、約500件の利用件数がふえてきたということになります。こういう状況でありますので、この中央公民館、何としても改築をするとか新築をするとか、いろんな形で日野市住民の利用者の要望にこたえていく、このことが差し迫った課題になってきているわけでございます。こういう中で、日野市の計画はどういうふうに進んできたかという点を振り返ってみたいと思います。

日野市の基本計画「緑と文化の市民都市を目ざして」というものが、先般制定をされたわけでございます。これが昭和63年３月という日付で市民にも公表をされました。その中で、公民館の位置づけが、教育諸施設の中で出されております。具体的に申し上げますと、公民館については、この計画では整備ということがうたわれたわけでございます。そしてまた、公民館活動の充実、この二つがうたわれました。全体計画として決定をしたものは、改修ということでありました。前期の改修として、昭和62年、64年まで

改修工事を行う、こういう計画であったわけでございます。そういう中で、公民館利用者の皆さんからも切実な要望がありまして、今できる当面の手当てといたしまして改修工事、保育室の設置、職員の２名の増員、こういうことが実現をしてきたわけでございます。したがいまして、今の存在している公民館の範囲内においてはよくしていただいたということで、これ以上いじってどうこうしてほしいという答弁する具体的な要望はそんなに大きなものは聞いておりません。こういう中で、今の規模の中では、利用していかざるを得ないし、また何とか利用していっているというのが、利用者の皆さんあるいは職員の努力の姿ではないかと思うわけでございます。

そして、きのう、私どもの会派の米沢議員が福祉会館の改築について質問をされました。市側の答弁がございました。これを聞きますと、公民館がなぜ改築できないかという理由についても理解はできないわけではないわけでございます。結局は、一つはあそこの土地が境界が確定をしていない、国有地についてもその記録が存在をしていない、また民有地との境が協定ができていない、こういうことになると、新しい建築物の設計図というものをつくったり測量したりということができない、もう第一歩からスタートができない状況にあるんだということが一つ、ネックとして言われたわけであります。それから第２点としては、あそこは第１種住宅の地域になっている。この都市計画を変更しない限りは、大規模な公共施設がつくれない。また、高さ制限があって２階建て以上はできない、こういう条件がある。このことも理解せざるを得ないわけでございます。しかし、そういうことがわかっている中にあってどうすればいいかというのが、私は今後の課題ではないかというふうに思うわけでございます。

そういう立場から、市民の皆さんもいろいろの不安も持つし、要望もお持ちでございます。今議会に請願第５－６号が提出されまして、文教委員会に付託となりました。私も文教委員でございますので、今後の細かい審議はそこにゆだねてまいりたいと思っております。しかし、大まかなところで、今後の日野市のこの公民館の建て替えを含む構想というものをどういうふうにお考えであるのか。また、それに対する熱意といいますか決意といいますか、そういうものはどの辺にあるのか、そのあたりを聞かせていただきたいと思っているわけでございます。公民館運動の皆さんも、所々視察をされるそうでございまして、最近できている公民館というのは、それはそれは建物としてすばらしいもの、また運営にも各地方地方でユニークな運営方法、住民参加でいろいろと進んでまいっております。私どもも全国何カ所も視察をしているわけでございます。

そういう中で、日野市はもちろんこの市民会館やあるいは地区センター、そういった

諸公共施設もございます。しかし、公民館には公民館独特の、これが創立されたときからの伝統、またその趣旨というものがございますので、そういう立場から利用者も多くなっておりますし、活発な討論も住民間でなされてきている状況にあります。したがいまして、全国的な視野に立って、利用者の方も新たなる公民館の前進というものを御期待であるのは、これは当然の御期待であるし御要望であるというふうに思うわけでございます。そういう点で、質問は１点に尽きると思いますけれども、今後の日野市の構想、これを聞かせていただきたいと思います。

第２点目といたしましては、請願でも要望されておりますように、七生地域にも公民館がほしい。また、相当の団体から、社協センターが多摩平にあって、非常にいろんなことに活用されている。七生地域にも社協センターの分館がほしい、こういうさまざまな要求がたくさん出ているわけでございます。そういうところから、公民館が七生地域にできますれば、市民は大いに歓迎をしてより一層の公民館活動に参加する市民がふえていく、そのことが社会教育の発展にもつながっていくというふうに思います。

そういう観点から、現状のいろいろ困難なことがございました、現状まで。それを経過は経過といたしまして、今後の展望としては、抜本的によく考えて、私は方針を練っていくべきである、こういうふうに考えているわけでございますので、その第２点目も含めまして答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　お答えを申し上げます。

中央公民館につきましては、御質問の中にもございましたとおり、平成元年度に改修工事を行いまして、新たに保育室やホール、そして障害者用のトイレ等を設置いたしまして、施設の充実に努めてまいりました。また、事業の方も、これも御質問の中にもありましたとおり、職員の増員が図られたことから、一層の事業の充実に努めまして、公民館の利用者も４万9,625人、そして、公民館の利用率も86.6％と、大変効果的な公民館運営を図っているところでございます。中央公民館の建て替えにつきましては、現在、具体的な計画は立てておりませんが、建設以来27年を経過した施設でございますので、これからの生涯学習社会に対応する活動の拠点としては、近代的な機能化をもっと図っていく必要があるというふうに考えております。ただ、建て替えにつきましては、これも御質問にございましたとおり、福祉会館と同様の敷地の境界等の問題、解決しなければならないいろいろな課題もございますので、全庁的な相互調整を図りながら進められ

るものというふうに考えております。

また、公民館の分館につきましても、現在具体的な構想はできておりませんが、生涯学習を推進する上で、地域住民の身近な学習施設としての分館はぜひ必要というふうに考えております。ただ、社会教育法に定められた公民館とするか、あるいは地域住民が市民参加のもとに自主管理する公民館的な機能を備えたコミュニティー施設の複合的施設がいいのか、これらの問題につきましても全庁的な相互調整を図りながら協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

いずれにつきましても、生涯学習を迎えて整備しなければならない施設であるということは十分認識しておりますので、今後、第三次基本構想の中で実現できるような努力をしてまいりたい、このように考えております。以上でございます。

○副議長（高橋徳次君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。

若干の私の公民館に対する現在の考え方、このことをちょっと述べまして、最後に市長にも一言答弁をお願いします。

私ども戦争中に小学時代を送りました人間として、この公民という言葉をどうとらえるかというのがいろいろあります。戦前はどういうふうに公民という言葉が使われたか。例えば広辞典の第3版を引いてみますと、「私有を許されぬ国家（天皇）の人民。律令制における良民。→公地公民。」というような言葉で使われていたこともあります。そういうイメージからしますと、何となく古くさいというような語感、こういうものも受ける。

しかし、そういうところから、現在の公民館を見ることは私は正しくないのではないか、こういうふうに思うわけであります。また、公民という言葉については、終戦直後、文部事務次官であった寺中さんという人がいろいろの定義づけをされております。公民というのは、公共社会に良識的に参加していく、そういう国民のことを言うんだということでありますとか、国の制度を決定するのに公の立場で参加する資格を持つ者を言うんであるとか、いろんなことなどもいろいろな書物などに出ているわけであります。しかし、戦後のこの公民館運動というのは、やはり私は主権在民という、そういう発想を受け入れながら進んできた社会教育の一つの分野ではないかというふうに思います。法律を見ましても、教育基本法がその基本になっているわけです。

われらは、日本国憲法を確定する。民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようと決意するのだ。この理想の実現のためには、教育の力に待つ

しかないんだ。これが、教育基本法の根本精神になっております。これを受けまして教育基本法の第７条で社会教育というものが規定をされました。そして、地方公共団体が図書館、博物館、公民館等とありますので、そのほかの諸施設も設置をする、そういう義務づけがなされてきたわけでございます。

そういう中で、今この公民館というのは、住民参加でさまざまな活動が行われてきております。ですから、この住民の意識水準が年々向上をしてくるわけです。そうすれば、やっぱり市民参加ということで、公民館活動の中で住みよいまち、そういうものをつくっていこう、文化を高めていこう、そういうような意欲というものも広くあらわれてくるのではないかというふうに思います。

社会教育法においても公民館の法規におきましても、この管轄は教育委員会ということになっております。しかし、もちろん施設をつくる予算を決定するのは市長部局、こういうことになってくるわけでございますので、市長の方でも公民館の位置づけというものをそういうふうにして見ながら、今後の先ほど社会教育部長がお答えいただきました基本計画の中に組み入れていくということが必要だというふうに思います。

そして、社会教育法で性格づけられているこの公民館というものは、それなりの特色があるということも、またあるわけです。マスコミ紙上に載っておりますように八王子市は保守市政でございますけれど、この公民館を有料化しようということに提案がなされました。ところが、市民の猛烈な反対運動があり、市議会も多数決でございましたけれども、この市長の提案を拒否してきたわけでございます。これが、やはり社会教育法というもとで教育基本法の精神に基づいて、公民館が運営されるならば、有料化ということは、やはり考えられないものではないか、そういう面があります。日野市もいろいろ有料の施設があります。そういう点で、私は市民の意識というものがいろいろ複雑でございますので、やはり社会教育法に基づいたもの、これを、例えば文化を考える際も、やはりそっちの方面も少し重視して考えないと、今いけない時代ではないのかなというふうに感じているわけでございますので、私のそういう気持ちも配慮して第三次の計画には明確な姿で、ひとつ計画を入れていただきたい、そういうふうに思います。

請願の皆さんも、請願文要旨に書いていらっしゃるように、日野市と市議会に対する正しい見方といいますか、紳士的な態度で要望されております。「日頃社会教育行政および公民館の充実にご尽力いただき、深く感謝いたします。とくに中央公民館の改修以来、保育室の設置の実現、職員の増員など、市民活動にとって大きな援助・支えになる対応には敬意を表します。

昨今八王子の、公民館・公共施設有料化問題がとりざたされる中で、このように社会教育行政、公民館運営に取り組む日野市の姿勢は、市民として誇らしいものでもあります。したがって、今回このような請願を……。」ということになっておりまして、提出をされております。「日野市の社会教育行政、ひいては日野市のますますの発展を願ってのこととご理解いただければ幸堪です。」ということで、小川久美子さんほか3,106名の方が新しい請願を出されております。

以前にも、この趣旨の請願を市議会としては採択をいたしました。重ねての提出ということは、それなりの意欲があるということでもございますので、今後の計画に積極的にのせ、しかも一定のスピードをもって解決策を推し進めていただきたい。

そういう中で、境界問題を含める土地の問題も新しい場所を探すなり、あるいは境界問題をさまざまな手続で和解を行うなり解決策も出てくると思います。そういう点も含めまして、最後に市長の御見解を一言聞かせていただきたいと思います。（「その請願文は市の職員が書いた」と呼ぶ者あり）

○副議長（高橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　公民館にかかわる日野市の行政課題といたしましては、今までしばしば見解を申してきたつもりであります。（「市長がよく知っている職員」と呼ぶ者あり）現在の公民館は、確かに当時の町行政、つまり現在の日野市にならない以前の施設でありますし、地積もいろいろと解決をすべき問題を持った場所でもありますので、特にあの場所で大きく建て替えるという考え方が生まれ得なかったわけであります。だんだん新しい、いわゆる住民自治、コミュニティー等の考え方から発展をいたしまして、公民館という本来的な法規の上の一定の基準はあるわけでありますが、むしろ複合文化施設あるいはコミュニティー施設という形で発展をさせる方向が、時代の傾向にふさわしいのではないかということで、我々も考えてまいりました。

例えば、七生公会堂という言い方をしております。また、仮称ではございますが、浅川公会堂という名称で万願寺区画整理地域に、一定の公有地を設けて施設をしようという考え方も進みつつあるわけでありまして、これから進めていきます豊田南区画整理事業あるいは西平山区画整理事業、また京王線の平山駅前複合文化施設等、いずれも公民館的用途に叶う発想だというふうに考えております。

公民館の特定した性格といたしましては、原則的に使用料が無料であるということと、公民館主事を設置して、その主事のある程度の公民館活動の援助を提供する、こういうところにあるわけでありまして、両機能を、つまり何といいますか区別をして考える、

一機能一施設ということは、なかなか日野市の土地事情、財政事情等でも無理であります。したがいまして、公民館的用途に十分耐える形で複合文化施設をつくっていこうという考えが、今例として挙げたような事業であります。

確かに、七生地域にそのような趣旨の複合文化施設がほしいという意向も当然だというふうにも思っておりますので、今後、用地を確保して、そのような施設をぜひ計画にのせていきたいという考え方は持っております。

そのようなお答えでは、多分不十分だろうとは思いますが、現在、到達し得ておる概念はそういうことで、公民館的機能の果たせる複合文化施設としての性格の建物をつくっていこう、こういう考え方であります。（「公民館的ですね」と呼ぶ者あり）公民館は無料ということが原則でありますということと、それから、主事を配置するということが条件でありますので、それの条件もきちんと予算化をし人員をそろえて機能できる、こういう仕組みをつくっていきたい、こう考えております。

○副議長（高橋徳次君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございます。（「質問者怒れ、質問者怒れ」と呼ぶ者あり）

今、質問者怒れという不規則発言とか市の職員が請願文を書いたという不規則発言がございました。この社会教育の目的、また公民館の主事の役割、教育基本法に基づく社会教育法の役割というものをよく見ていただきたいと思います。私は請願文は、議員が書くことを指導したり書いてあげて住民を指導して請願活動を助成したり、市の職員がそういうことをしたりすることも、請願権というものを助ける行為でありますので、政治活動というわけではありませんので、法律的には結構なことだというふうに思います。しかし、もちろんそれを受けた市民がそれを納得して自分たちの請願とするものでございますから、だれがその原案を書こうが、どうしようが、私は市民はそういうことを意に介する必要はないと思います。特に、公民館の主事職員というものは、社会教育法においてこういうふうに規定をされております。教育委員会並びに主事というのは、講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関することということで、そういう利用者、市民のさまざまな活動を奨励する、大いに指導するというのも、市の職員の重要な仕事でございます。

もちろんこの請願のでき上がったいきさつなどは、全然私、請願代表者の方に質問したこともなく聞いたこともございませんので、今の不規則発言を信じて発言をしているわけではございませんので、誤解のないようにしていただきたいと思います。

公民館の場合には、この社会教育法に基づきまして職員を配置するということになります。ですから、間違いますとこの職員の指導によって官僚的な諸活動、こういう方向に行く場合もあり得ることもあると思います。（「市民のレベルが高い、何言ってんですか」と呼ぶ者あり）しかし、今の戦後のこの社会では、職員の皆さんが社会教育というものを勉強をして、その資格を取って職員になった場合には、民主的な教育のもとに住民と一体となって、この公民館活動を進めていくというのが、今の実態になっております。

そして、全国で先進的なところを見ますと、市の職員の皆さんが住民をリードして非常にユニークな公民館活動をされているのは、もうこれは枚挙にいとまがないわけでございます。そういう点を見て、今後の日野市の公民館活動も教育基本法の精神にのっとって、大いに進めていくことが必要であるというふうに思います。（不規則発言多数）

こういう趣旨の住民要求を取り上げた質問といたしましては、大変やかましい不規則発言が出ておりますが、御静粛にお願いをしたいと思います。そういう気持ちで、今市長が答弁をされました。この中で、市長も社会教育法、公民館法に基づく理解を一層深めてきておられると思います。（不規則発言多数）そういう中で、さらに一層この点の理解を深め、また利用者との話し合いなどもしていただきまして、今後の第三次の日野市の基本構想には、明確な形で市民が納得するような方向で公民館の路線をしいていただきたい、そして実行していただきたいというふうに思うわけでございます。もう一度繰り返しますけども、教育基本法、先ほど申し上げたとおりに、本当にすばらしいこれは法律でございます。（「できないというのはどういうことか」「いいのいいの」と呼ぶ者あり）

そんなに質問者以外の議員の皆さん、興奮されることはございません。お静かにお願いしたいと思います。（不規則発言多数）

この教育基本法を受けまして、社会教育法は、この法律は教育基本法の精神にのっとり制定したということになっているわけでございます。そういうことでございますので、市長並びに教育委員会がぜひこういう点を積極的に受けとめて御活動をしていただくように申し上げたいと思います。

以上申し上げまして、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○副議長（高橋徳次君）　これをもって10の３、公民館建て替えと、七生地域分館建設の構想について問うの質問を終わります。

一般質問11の１、放置自転車対策は抜本的な対策で対処せよ！――お年寄りや障害者

が被害をこうむらないためにもの通告質問者、田原茂君の質問を許します。

〔３番議員　登壇〕

○３番（田原　茂君）　それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。騒がしい後で大変やりにくいんですが、私なりに冷静にやらせていただきます。（「冷静にこちらだってやったんだから」と呼ぶ者あり）ああそうですか、失礼いたしました。

古くて新しい問題、それが駅前等での放置自転車の問題でございます。その便利さ安易さとマナーの問題が問われ続けながら、各自治体でもろもろの対策を講じてはいますが、いまだ抜本的な解決方法には至っておらず、当日野市においても決して例外ではなく、いまだに数多くの放置自転車が後を絶たないようであります。今回は、この問題を取り上げる中で、現状の問題点と今できる抜本的な解決方法は何なのか。そして、少しでも放置自転車がなくなればとの思いを込めて、この一般質問をさせていただきます。

それでは、早速質問項目に入らせていただきます。

まず第一に、現状について簡単に教えていただきたいと思います。各駅週何日間あるいは何名の整理員が出て、どういうときに移動撤去していくのかなどを中心に、その流れ、プロセスなどを教えていただきたいと思います。

第２に、現時点での基本的な放置自転車対策の考え方を教えていただければと思います。

第３に、駅周辺の駐輪場設置対策と計画はどうなっているかということでございます。駐輪場が駅近くに完備されていれば、そもそもこういう問題は出てこないのであって、今後の構想も含めて教えていただければと思います。

第４に、民間駐車場の育成と推進についてということでございます。条例には、補助金も出せる規定がありますけれども、補助金を出した実績があるのかどうかも含めて、また他市の状況もわかれば、あわせてお答えをいただきたいと思います。

第５に、放置自転車の移動撤去についての対策でございます。第１の質問の現状についてという中に含まれているかもしれませんが、各駅の特性も踏まえ、やや詳しい内容を教えていただければと思います。

第６に、国や都に対し、財政的問題も含めた法令の整備の働きかけをしているか。しているとすれば、どのような働きかけをしているのか具体的に教えていただければと思います。

第７に、放置自転車の処分と再利用について、やや詳しくお聞かせいただければと思います。問題点もあるかとも思いますけれども、その点もあわせて教えていただければ

と思います。

第８に、鉄道会社の責任の問題でございます。聞く話によりますと、鉄道会社の話として、改札をして中に入ったときから責任がある、中に入るまでは一切鉄道会社と関係がない、こういうふうに言っているという話も聞いてはおりますけども、昨年の６月議会の条例改正でも、初めて鉄道事業者の責務という項目が設けられました。しかし、これも努力規定、精神規定的なものであり、即実効性があるものではありません。したがって、国の法改正がなされるまでは直談判的な交渉、要望をしていくしかありません。そこで、現実に鉄道会社へはどのような交渉をしているのか、また今後どのようなかかわり方をしていこうと思っていらっしゃるのかをお聞かせいただきたいと思います。

第９番目に、現国会に上程予定であると伺っておりますけれども、自転車法改正に向けての動きがあるわけでございます。それに伴って、市の取り組みについて連動する形で考えてはおられると思いますけども、そのお考えをお聞かせいただきたいと思います。特に撤去・保管料徴収の制度化という問題が、かなり大きな注目点として言われているわけでございますので、その点についても連動した形で市はどういうふうな取り組みを考えているのかということをお聞かせいただければと思います。

最後に、利用者のマナーについて、いずれにしてもマナーがきちっとされていれば、こういう問題も大半が解決される部分もあるだろうという意味においても、マナーについてのその向上のために、何か市として考えていることがあるかどうか。また、実際に今行われていることがあるかどうかについて、お聞かせをいただきたいと思います。

以上、10点につき御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（高橋徳次君）　田原茂君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　日野市は、ＪＲ中央線及び京王線に７駅ございます。うち６駅が、いわゆるいろんな形での放置自転車問題を抱えているわけです。駐輪場は民営も含めて全体で約50カ所、収容能力は１万3,131台を数えております。駅への乗り入れ台数、これは毎年11月ごろ調査をするわけですけれども、昨年の11月の調査の段階では、約１万4,700台余り、放置台数が2,537台を数えております。これはバイクを含めております。年間これに対して移動処理を行っているわけですけれども、平成５年の２月末現在で１万6,394台を数えております。これらの移動した放置自転車は市の保管場所及び臨時駐輪場等で移動先としております。一定期間保管したもので、引き取り手のないものは、所有者の調査その他所要の手続を経て、一部再利用を除いてすべて破砕処理をすることになっております。年間の処理台数は約1,424台にのぼります。

日常の啓発誘導策、具体的に事前にこの日野駅において誘導協力お願いをしているということはやっておりませんで、放置された自転車を通行の支障を妨げるものについて整理を行う整理員を２名ほど置いて、短時間でありますが、そういうような措置を講じております。基本的には、移動措置というのを反復継続して行えば、これは放置台数がなくなるという成果が出てくることは明らかでありますし、また指導誘導員あるいは駐輪場への誘導あるいは置かないことのお願い、そういうようなことをすると、明らかに例えば高幡不動駅のように成果が上がるケースは目に見えておりますけれども、これもなかなか集中的に行うことはできても、通常継続して行うということがなかなか実現しないのが現状であります。

現時点での基本的な放置自転車対策の考え方についてであります。現在、やはり基本的には駐輪場整備、これがまず第一の柱になろうかと思います。それと、今申し上げました移動処置、放置されている自転車を公共の場所、駅前等から保管場所等に移動する措置、それとＰＲと誘導策、これがいわゆる３本の柱として必要であり、現在も実施をしております。

駅周辺の自転車駐輪場の設置の計画でありますが、一方向一施設というのが、やはり利用者の行動と流れにかなった設置の仕方であります。借地方式も含めて、各努力をしているのが実態であります。しかし、抜本的には、三大駅を含めてやはり大規模立体化の必要というのは、どうしても出てきております。長期的には、この立体化駐輪場の整備というのを目指して努力してまいりたいと思います。この段階で、必要に応じて鉄道事業者への強力な協力を要請する必要が出てくるわけであります。

民間駐輪場の育成につきましては、昨年の条例改正で補助制度が取り入れられておりますけれども、まだ実例はございません。東京都における区市におきましても、18区市において、この補助制度を条例の中に取り入れております。多くの場合、設置費の一部補助であるとか、あるいは固定資産税の減免であるとか、その程度にとどまっているのが実態であります。したがって、この補助制度の活用がなかなか進んでいないということも、現実の問題としてございます。駅前に存在する土地を有効利用ということから、この駐輪場を設置することによって利益を上げることがなかなか難しい状況の中で、よほどの条件を整えないと、これは難しいかと思います。今後、民間ビルのあるいは一部借り上げあるいは開発等に伴っての交渉の機会があったりあるいはそういうような機会をとらえて、駐輪場のスペース確保をするために、それらの情報と絡めて関係者と協議をした上で、補助のための予算化を図ってまいりたいと考えております。

放置自転車の移動撤去についての対策という部分であります。これは、先ほど申し上げましたように、日野市の場合は、京王線及びＪＲ中央線、それぞれの形態が違います。また、保管場所も約1,000台と限られておるために、原則的には移動車両は保管場所に保管をして責任を持って保管した後、引き取り手に対して間違いなくお渡しするという、こういうルートが原則でありますけれども、現実には、例えば豊田駅のように放置車両が非常に多いということと、保管スペースが不足しているということで、やむなく臨時駐輪場への単なる移動にとどまる場合がございます。したがって、この場合には、適宜御自分で移動先、駐輪場に移動されている自転車を御自分で探して、それをまた活用していただく。これの繰り返しという状況がございます。移動を完璧な形にするためには、やはり保管場所の確保というのをもう少し量的な確保をすることが必要になってこようかと思います。

それから、国、都に対して法令整備、財政的問題を含めた働きかけの件であります。これにつきましては、昨年の２月に発足いたしました全国自転車問題自治体連絡協議会というのがタイムリーに発足されたわけで、日野市もこれに加入しておるわけですけれども、現在、172団体を加入団体と数えておりますけれども、この団体を通して自治体のそれぞれの担当者の連携を深めながら、国及び東京都に対して法令の整備あるいは財政援助なんかも含めた働きかけをしているのが実態であります。

放置自転車の処分と再利用の検討でありますが、平成４年度、２月末現在の放置自転車の移動台数、先ほどちょっと触れましたけれども、１万6,000台余りをやっているわけですけれども、最終的に市営駐輪場の中に放置されたままで所有者が判別しないもの、または保管場所で引き取り手のないまま保管しているものというのが、合計で1,600台余りございます。約1,700台に近いわけですけれども、このうち、処分台数、いわゆる最終破砕機にかける台数というのは1,424台、これは最近のデータでありますけれども、リサイクル用にはこの引き取り手のない自転車の1,600台余りのうち258台が何らかの形で再利用されております。これは、福祉バザーでの販売であるとか、あるいは海の家なんかへの10台ほど持っていって利用していただいているケースも含めて258台という数字になるわけですけれども、そんな形で再利用を図っております。これらの再利用につきましては、やはり小売業者との調整、それから、防犯登録の再登録の仕方がなかなか現在難しい部分があります。それから、法改正の絡みでもあるわけですけれども、これらの動き等を見ながら、再利用をより図っていきたいと考えております。

それから、鉄道会社への強い要望、これは現在でもＪＲ豊田駅の場合、それから京王

線百草駅においては、鉄道敷地を提供していただいているケースはございますし、鉄道事業に支障のないところで、ゆとりのあるものについては提供する用意はあるわけですけれども、現実には、なかなか遊休地という形で提供を受けることは、現状の中では難しいわけです。しかし、今回駐輪場の改正の機会に、それぞれの三駅を訪問して、基本的な条例の趣旨を説明して、今後の強力要請をしているところです。今後は、大規模施設をつくる段階で、例えば駅のホームの下であるとか、あるいは高架であるとか、そういうような部分への計画が、もしでき上がる場合には、鉄道事業者の当然協力を求めていく所存でおります。

それから、自転車法改正に向けての取り組みについてであります。御指摘のように、現在の議員立法の形で、自転車法の改正の動きがございます。これは、55年に自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律というのが制定されて以来の改正であります。これは、先ほどお話ししました全自連を通しての強い全国的な自治体の要望、熱い視線が送られているわけですけれども、現在の情報では、やはり一番の期待としている鉄道会社の義務という部分が、やはり各省庁間の調整がまだ難航しているという情報がございます。ただ、そのほかの部分では、例えばこの放置自転車の範囲にミニバイクを対象に加える可能性があるという情報、それから、撤去であるとか保管ができる旨の規定が新たに設けられる可能性、それから、保管期間6カ月ということが原則になるわけですけれども、それを待たずしても、必要に応じて条例で売却または処分ができる旨の規定が設けられるという情報、それから、撤去、保管、工事、売却等に要した費用が自転車の利用者の負担とすることができる旨の規定が盛り込まれる可能性、これらの情報がいろいろこの全自連を通して流れてきております。私どもとしては、これらの法改正がされた後、いろいろ現在、法的な背景が不備とされているこの駐輪場に関する条例について、やはり抜本的な見直しを図りながらより効果的な対策を講じられるように考えていきたいと考えております。

それから、利用者のマナーのための教育徹底、これは全く御指摘のとおりであります。現状でも定期的に広報で呼びかけを行ったり、いろんな協力要請をしておりますけれども、なお重ねてこの点についても強力に市民に呼びかけて協力を求めてまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（高橋徳次君）　　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　　どうも10項目にわたり大変ありがとうございました。現状の問題点等もある程度浮き彫りになってきたような感じがいたします。

何点か再質問をさせていただきますけれども、まず２点目の質問でありましたところの、いわゆる基本的な放置自転車対策の考え方という形の質問の中での御答弁の中で、３点があるということでしたね。ハードな面としての駐車場整備、あと移動措置あるいは３番目としての誘導員、誘導対策ですか、そういったことがあるというお話でした。それで、移動措置を反復すれば、目に見えてそれは解決されるだろう。しかしながら、集中的継続ということの意味での問題点なり、無理というか、そういったお話がございました。しかし、私はこの辺のところは、ある程度現時点でやっていきませんと、現状の放置自転車の対策というか、短期的な意味での対策というのは、私は一向に進んでいかないというふうに思うわけであります。ですから、この辺のところのハードな面としての駐輪場整備、これは将来的なある程度構想の中でやっていくということで、これは短期的早急にできるわけではありません。ですから、移動措置あるいは誘導員、こういう角度でもっともっと私は工夫が必要なのではないかというふうに常々思っていたわけでございます。

簡単な話が、誘導員をもう少しふやせないのかとか、あるいは撤去についてもある程度集中的にやるということの回数をふやすか、何かその辺は別問題としても、何らかの変化というんでしょうかね、利用者もはっとするようなことで、ある程度やっていかないと、本当に今のままずるずるとずっとこの問題というのは、もう抜本的なといっても、駐輪場ができているのに何も注意しませんというのでは、これは行政側の対応としては、余りにもちょっと後退をし過ぎているという意味では、この辺の誘導員の関係あるいは移動措置の関係について、機動的配置あるいはさらなる集中的継続という面での対策というものを、もう一度私は考え直していかなけれいけないというふうに思っているところでございます。

これについて、再度それについてはどういうふうにお考えになっているのか、また考えていただきたいという意味において再質問させていただきたいと思います。

次の再質問につきましては、第４番目の民間駐車場の育成と推進ということでのお話の中で、いわゆる補助金等は、昨年の６月の議会の条例改正で設けられて、いまだ実績はありませんというお話でございました。いずれにしても、いろんな問題があるというお話もあったわけでございますけども、いわゆるこの辺のところを、ある程度また側面から推進をしていきませんと、なかなか市で土地を買うとかということも難しい問題でもありますし、こういうところが、やっぱりちょっと手ぬるいのかなというか、市の方として、もっと協力的にかかわり方があってもいいのではないかなというふうにも思っ

ているところでございます。これについての現状というのはお話がありました。もう一回、食い込んでいけない問題点というのは、さらにどういったことがあるのかなということ、ちょっと現状でもう一歩踏み込むためには、ではどうしたらいいのかということも踏まえてのもう一回、ちょっとここら辺のところを詳しく問題点、具体的に何があって食い込んでいけなかったのかというところも、もう一回ちょっとお答えいただければなと思っております。

次の再質問につきましては、第5番目の、いわゆる放置自転車の移動撤去についての対策ですね、これについてちょっと私も言いたいところがありまして、これに関連しましては、放置自転車の撤去については、やはり画一的な移動ではなくして、今までどっちかというと、やはり画一的な感じが否めないと思うんですね。そういった意味で、私はこれに関しては、ちょっと言いたいんですけどね、いわゆる画一的な移動ではなくして、やっぱり時間とか場所を選んで、やはり場所といっても、これは駅を選ぶという意味じゃなくて、同じ一つの駅でも画一的にやっているとなると変化がないんですね。ですから、これも同じ駅でも場所を選んでというようなことは必要だろうと思うんです。一つの駅であっても、幾つかの場所を選んでいろんな形でねらいをつけていくというんでしょうか、いうことが私は必要ではないかということを痛感したことが一つあるわけであります。

それは、いわゆるお年寄りのある障害者というか足がちょっと不自由な方が、先日というか年末ですかね、お話を伺ったときに、その方がある雨の日、豊田駅北口の改札を出て北口を登っていった。で、バスに乗ろうとしたが、まだバスは来ていないということで、バス停の屋根の下の待合所に座って待とうとした。ところが、そのいすの回りにも自転車がびっしりと放置をされていて、とても座れる状態ではなかった。なおひどいことには、バス停のその屋根の下には放置自転車があるために、バスを待つ人の列がその屋根の下からはみ出て雨にぬれながら列が待っている。その人は足が悪いため、つえなしでは歩けないんですけれども、そんな体の不自由な人も椅子に座れずに雨にぬれながら立ってバスを待っていた。片や放置自転車は雨にぬれることもなく、バス停の屋根の下でぬくぬくと置きっ放しになっている。これはどう見てもおかしいのではないですかと、憤りが込み上げてきます、どうなっているんですか、これは当然の私は市民感情であろうと思うんです。これは、市の対応として現状ではなかなか難しいという言葉で、果たして見過ごしていいものかどうかという、こんなことを考えますと、やはりこんな光景は断じて、私は野放しにしておいてはならない、そういう意味で、例えばこのよう

なところこそ、真っ先に放置自転車を移動するなり撤去するなりしなければならないと思うわけです。

そういう意味での、やはり一律、画一的な移動撤去作業、そういったものがある限り、こういう光景がなかなかなくならないのかなというふうにも思うわけであります。そういった意味で適時的、重点的場所を選んでの部分移動的、豊田の場合は都道の方に部分移動をしているということもありますけども、そういったものも含めながら、こういう画一的じゃなくて、そういう本当に今困っているというか、特に障害者やお年寄りが被害をこうむらないためにも、特にそういう考慮が私は必要じゃないかなということを強く思っていたわけであります。それが、今回のこの放置自転車対策のサブタイトルでありますお年寄りや障害者が被害をこうむらないためにもという、こういう一つのサブタイトルにもつながってくるわけでありますけれども、そういった意味での、やはりめり張りをつけてやっていくということが、どうしても私は必要じゃないかというふうに思っているところであります。この点についての御所見を再度伺いたいと思います。

次に、第７番目の質問項目であります処分と再利用というところにつきましてでありますけれども、いわゆる放置自転車の処分と再利用ということについては、現状は先ほどお話がありましたけれども、実際においては1,424台ぐらいが破砕にかけられて無茶苦茶に壊されて鉄くずになっているという、こういう現状も今御説明がありました。

私は大変なリサイクルという観点からいっても、鉄ならばリサイクル化はするんですが、やはりせっかく自転車という形態があるものをもっともっと生かすことができないのかということを含めて、またこれは別の観点で、また国際協力という面にもつながってはくるわけなんですが、そういう意味から、私はこういった自転車を修理をして海外の発展途上国に無償で贈与してはどうかと……（「そのとおり」と呼ぶ者あり）提唱をさせていただきたいと思っております。保管所の満杯状態を解消し、移動撤去の流れをスムーズにすることも多少可能でもありましょうし、また経済的に豊かでない国々にとっては、自転車は高価なものであり貴重な足となっている現状であります。このような海外譲与を通して、自転車を大切にする心が心の国際化にもつながっていくという意味で、一石二鳥、三鳥もの効果が期待できると思うのであります。

また、この自転車を海外に送るというその方法についても、いろんな方法があるようであります。昨年の10月からスタートした青梅市のように財団法人自転車駐車場整備センターに解体した自転車の部品を委託をして、同センターから海外に送られるというやり方もあるそうであります。それで、現地でそれを組み立てるということですね。ある

いは豊島区や多摩市のように自治体独自で予算を組み、自転車を解体しないで修理済みのものを送るやり方等々であるようであります。もちろん体制が整わなければできない部分も、当然あるとは思いますけれども、今現在の管理課のこの自転車関係の職員は、非常に今、職員１人、担当者１人というような話も伺っていますけども、その辺も踏まえてきちっとこういう事業をするから、職員も必要だということも、当然部長の立場で、主管の立場でどんどんどんどんそういったものも話をしていただくのも結構でありましょう。当然そういったものを念頭に入れてのお考えを私は、今後考えていただきたい、こういう意味で、これについてのまた御所見をお伺いしたいなと思っております。

次に、第９番目の自転車法改正についての御答弁の中での再質問なんですけども、特に私は言いたいのは、撤去及び保管料というんでしょうかね、そういったものがある程度、先ほどのお話にもありましたように、この自転車法改正が図られますと、処分というものもある程度法的に守られるというんでしょうか、今までのように処分すると、所有権の問題がどうとかいろいろありましたけども、それがある程度はここで解消になっていくのかなというふうに思いますと、撤去・保管料徴収という問題が、これは当然出てくるわけであります。現在でも、他市の方では八王子なんかでも１年半ぐらい前にかなりきつい条例をつくって、たしか保管料も徴収をしているという話も聞いておりますけども、それが、この自転車法改正によって、法的根拠がある程度与えられるのかなというふうに思っております。

そういった意味で、私はやはり撤去料をきちっと徴収するという、そういった意味でのけじめをつけるというか罰金というか、きちっとした態度で、やっぱり行政側は毅然とした態度で臨むということも、ある程度今後の行政の一つの対応としては必要なのではないかと思うわけであります。

これは足立区の例ですが、足立区では平成元年から始めた2,000円の徴収料は、放置自転車減少に一定の効果を上げたデータとして報告をされております。それによりますと、前年が撤去台数が８万4,000台だったものが４万3,500台に減少したということの報告が入っております。この撤去・保管料の徴収について、日野市の今後の取り組みというものについて、どのようにお考えになっているか、その辺をお聞きしたいと思っております。

以上、再質問よろしくお願いいたします。

○副議長（高橋徳次君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　移動であるとか誘導対策というのは、継続することによっ

て効果が生まれるということは、これは私どもの体験でもあるわけです。今後もこのような立場で、積極的に進めてまいりたいと考えております。

民間駐輪場の育成については、やはり手ぬるいという御指摘もございます。これは、一つにはこの要綱、条例を受けて、まだ補助要項なりそういうようなものがつくられてないという、こういう部分に一つ要素があるかもしれません。ただ、私どもとすれば、一定の具体的な動きを見極めた中で対応していきたいという一つの考え方がございます。今までも何年か前に、新しい立体的な形で、いわゆる電算機を駆使した駐輪場についての一つの経営への補助を求める声が実はあったわけですけれども、その段階でもいろいろ一緒に――アイオラスという試作品ですけれども、この現場調査なんかも行ってみたわけですけれども、やはりランニングコストの問題であるとか、あるいは耐用年数の問題であるとか、やはりまだ実績がなかったということから、立体駐輪場の経営への補助というのは、まだ踏み切れなかったという実態があります。駅前の一等地に駐輪場をつくるというからには、やはり立体的な利用ということが前提にならなければ、補助もなかなかし切れませんし、また経営的にも成り立っていかない、そういうような一つの制約が出てくるということが、まずございます。このあたりをなお研究してまいりたいと思います。

移動撤去について、もう少しめり張りをつけた形で重点的にやったらどうかという、これはやはり以前にも質問者から、この豊田駅の障害者の件で言われたとき、私どもも苦慮した経緯がございます。ただ、私ども現在のやり方というのは、移動をする場合には、事前警告札からいろいろお知らせから、事前にいろいろ準備、手続をした上で、そういう必要な手続を踏んだ後、移動措置をするという、そういうような建前を講じておりますので、どうしても特定の箇所だけ、即対応という形ではなかなか現状できないのが状況であります。ただ、御指摘もありますように、ではそのままでいいのかということにはなりませんので、緊急対応としては、一般の道路管理者ということで、支障物件の除去という立場から、その物件だけを除去できないかどうか、これは検討してみたいと思います。

それから、処分、再利用の件で、海外への無償譲与についてのお話がございました。最近、この三多摩地域でも、この動きが出ております。私ども関係しております財団法人自転車駐車場整備センターも業務の中に取り入れております。ただ、いろんな修理をした上で、部品を分解した上で出すかあるいは整備した上で出すか、このあたりがまだいろいろ体制的にも手続的にも、また研究する余地がございますので、前向きに検討し

てまいりたいと思っております。

撤去・保管料の件につきましては、法的な根拠が生まれた段階で、なおかつその上に、やはり撤去したものが一定のサイクルで流れるということが一つの必要な条件の一つになっております。つまり保管場所ももう少し整備する必要がある、そういうような条件整備も一部一方であるわけです。それらの条件整備をした上で、実費徴収的な意味での導入を図ってまいりたいと思います。以上です。

○副議長（高橋徳次君）　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。前向きの御答弁ということで理解をさせていただきたいと思っております。いずれにしても、現状の中で、特に私はこの質問で言いたかったのは、そういう機動的な移動ということの意味において、お年寄りとか障害者がけがをするとか困るというのは、何としても私は行政側として排除していかなければいけないという、こういう強い思いから、この問題を思い立った次第でございます。そういった意味での、より一層の知恵を絞って、先ほど道路管理者としての対応でもできないかどうかという検討をされるというお話もありました。どうか、そんな形で知恵を振り絞って現状の打破に全力で取り組んでいただきたいと思っております。

海外の派遣の件につきましては、かなり前向きに、これは本当に国際貢献という大げさですけども、ブームも当然ありますし、またある意味では保管場所の、本当に節約というんでしょうかね、そういう部分もありますし、またリサイクルという、本当にいろんな問題も含まれてまして、どうか近い将来の実現に向けて御努力をお願いしたいと思います。

最後に市長の御所見をお聞きして終わりにしたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　町中の市民生活の中で、通勤都市であるあるいは近郊の都市であるということで、いずこも悩み抜いている課題の一つだというふうに位置づけております。いろいろ手だて、手段はあるわけでありますが、今まで我々はルールを守ってマナーよくという住民意識の高揚によって、何とか解決をできないだろうかということを努力してまいっておりますが、それだけでは、具体的な解決にまで至らないということであれば、多少物理的なあるいは規制的な手段ということも思い立たなければならない、こういう事情だろうと思っております。

一番困っておりますのは、今担当者は答えませんでしたが、移動するにしても撤去す

るにしても、あるいはリサイクルするにしても、その労力を得がたいということが、一番今日の難問であります。仮に予算を持ち得ても、毎日各駅に数名ずつ指導員を配置するということができれば、効果は極めて上がるだろうと思っておりますけど、その人員の確保が難しい。高齢者事業団でも、ある程度これまで人員を供給してもらっておりましたけど、それすら難しくなった、こういう社会情勢全体との関係もあるわけであります。そのあたりをどうするか、積極的にひとつ規制手段にも必要な要件として考えたいと思っております。

海外に送るということは、一つの国際貢献の手段でもありますし、所有権をどこで放棄してもらうか、市民的約束ができれば、つまり放置したものはもうそういう方向に処理されてもいいということになれば、それはそれでいいわけでありますが、法的な意味で、どのあたりが限度かなということもありますから、条例である程度成り立つものであれば、積極的な手段が早速とり得るんではなかろうか、こんなふうにも考えております。御指摘の件、極めて今日的な、しかも毎日のことでありますので、何とか大きく解決の方向をつくり上げていく極めて身近な課題だというふうに考えております。

○副議長（高橋徳次君）　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

以上をもちまして、この質問を終わりとさせていただきます。

○副議長（高橋徳次君）　これをもって11の１、放置自転車対策は抜本的な対策で対処せよ！――お年寄りや障害者が被害をこうむらないためにもの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

午後３時12分　休憩

午後３時47分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問11の２、市立病院等市内病院及び老人ホームにおける院（園）内感染、ＭＲＳＡ対策を急げ！の通告質問者、田原茂君の質問を許します。

○3番（田原　茂君）　それでは、引き続きまして２点目の一般質問に移らせていただきます。

病院における院内感染ＭＲＳＡ、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌が大きな社会問題になっております。病気を直すべき病院で逆に病気を移される。最悪の場合には、そのた

めに死亡することもあるという、このＭＲＳＡによる院内感染は、決して新しい現象ではないと言われております。欧米では60年代の中ごろから問題視され始め、71年には、初の国際院内感染研究会が開催されるなど、本格的な対策が進められてきているわけであります。一方、日本でこの問題が表面化してきたのは、80年代の中ごろからであります。厚生省の研究班の調査を見ると、一般病床が500床以上の医療機関内でＭＲＳＡが初検出された年は85年以降に急速に増加、ピークの87年には18.9％にのぼっている。その後、各医療機関が本格的な調査に乗り出したためか、91年には初検出された病院の累積割合は100％に達したのであります。しかし、医療関係者の間では、検出される前からＭＲＳＡが病院内で発生し、被害をもたらせていたという見方が支配的であるようであります。言いかえれば、欧米では既に社会問題化していたにもかかわらず、日本の政府や医療機関は何ら対策を講じないで、事態の推移を無視してきたわけであります。

最近になって院内感染による事故死で家族を失った遺族が医療機関を相手どって裁判に提訴する事態が頻発し始めたためか、厚生省はようやく対策に乗り出したのであります。しかし、その中身は設置の必要性を医療機関に通知した「院内感染対策委員会」の設置状況や実態把握、防止マニュアルの配布など、抜本的な改善策にはほど遠いものばかりであります。

このため昨年、ついに医療機関ではない老人ホームでＭＲＳＡによる初の死亡者が出たほか、千葉県の富里病院のずさんな実態が明るみになったほどであります。しかも、他の病院に先駆けて感染防止マニュアルを作成したと自負している同病院の院長は、「これ以上の対策があれば教えてほしいぐらいだ」と開き直りともとれる発言をして、医療機関としての重大な過失を率直に認める態度は見られないのであります。だが、これは同病院に限ったことではなく、大部分の医療機関に共通する認識かもしれません。

行政の対応のおくれによって、ＭＲＳＡに対する警戒や備えがないまま事態が推移してきた日本の院内感染対策は、実に心もとない状態といっていいのであります。

次に、この院内感染を誘発する土壌はどのようなものがあるのでありましょうか。よく指摘されるのが、我が国特有の薬・検査漬け診療であります。病院の診療報酬は診療行為ごとに点数が決められ、合計額が支払われる「出来高払い」が原則である。この「出来高払い」では、検査、注射、投薬をするほど病院の利益が上がるので、過剰診療を招きやすい。このため、米国では総医療費の10％前後にすぎない薬代が、我が国では25％から40％に上っているのであります。

ＭＲＳＡは、ペニシリンなどに耐性を持つ黄色ブドウ球菌を克服するための抗生物質

メチシリンが生んだ究極の耐性菌である。新薬開発が抵抗力の強い菌を登場させるイタチごっこの産物で、抗生物質を多用すればするほど生き残ったＭＲＳＡが猛威を振るう構図は、薬・検査漬け診療の矛盾を象徴するものであります。

また、劣悪な医療施設や環境にも問題があると言われております。入院施設は、基本的に４人から８人収容の大部屋であり、ベッド間の間隔は付添人や見舞人がやっと身を置ける程度の狭隘なものであります。その狭い場所を仕切るのは、薄いカーテン１枚である。一人でも感染者がいれば、部屋中に菌が蔓延しても全く不思議ではない。

仮に感染者が発見されても、隔離するための個室は十分に備わっていないので、場合によっては、そのまま大部屋で個室が空くのを待つしかない。感染者を隔離できないようでは、抜本的な対策は何もできないという、病院関係者の声が結構あるようであります。

院内感染の防止に真剣でないためか、専任スタッフを置いて対策を進めている医療機関は皆無に近いのであります。厚生省研究班の調査によりますと、91年の調査によりますと、一般病床が500床以上の病院で感染者への対応に取り組む感染対策委員会が設置されているが、メンバーはいずれも医師、看護婦、検査技師、薬剤師、事務職などが兼任している。日常業務の合間を縫って対応に追われているため、片手間仕事は避けられない。委員会の権限も明確ではないので、どこまで実効が上がるかも疑問である。

問題はほかにもある。感染症の専門医、すなわち臨床微生物学の専門家が不足していることが挙げられております。これは、医学研究の焦点が感染症よりも神経疾患、がん、遺伝病などに移り、感染症を専攻する医師が少なくなったためと見られております。だが、病気の90％は感染症と言われており、対策の重要性は少しも衰えていないのであります。院内感染を誘発するこれらの土壌を一つ一つ改善していかなければ、第二、第三の富里病院は早晩出てくるでありましょう。

このような病院関係者の言葉等を踏まえた上で、日本の欧米に比べて大変なおくれをとっているＭＲＳＡ対策、もはや国の出方をただ待っていては、大変な事態になると危惧をするものであります。まして、老朽化し狭隘な日野市立総合病院においては、なおさらのこと心配であります。そこで、日野市として今できることは何か、また将来、何をしていかなければいけないのかとの観点で質問をさせていただきます。

まず第１点目は、このＭＲＳＡが社会問題化している今日、病院担当者、老人ホームを抱える福祉担当者、さらに市内民間病院への衛生担当部長、それぞれからこのＭＲＳＡ問題への感想を、まずお聞かせいただきたいと思います。

第２点目は、市立病院、老人ホーム、市内民間病院それぞれのお立場での現状と今後の対策について、今お考えになっている、または指導のもとにこれから行っていこうとされているそのような対策について、教えていただきたいと思います。

第３点目は、市立病院についての責任の所在という点についてであります。仮に、あってはならないことではありますけども、仮に入院によって感染した保菌者が入院中には発病しなかったが、退院した後に発病した場合、市立病院として責任をどのように持つのかどうか、この３点について御答弁をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　田原茂君の質問についての答弁を求めます。病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　御質問のＭＲＳＡの院内感染問題につきましては、専門医学上の問題かもしれませんけれども、ここではむしろ医療機関、御質問の中にございましたように、病院全体そのものの姿勢あるいは責任を問われるという御質問として受けとめてお答えしたいと思います。

御質問のとおり、院内感染というのは、病気の治療をするために入院した病院で、当初の病気とは違った、無関係な病気で感染していくというものでございますが、かつてはチフスあるいは肝炎による院内感染が問題になったということを聞き及んでいますけども、今御質問のございましたように、院内感染という社会問題となっているのは、いわゆるメチシリン耐性黄色ブドウ球菌の略称でございますＭＲＳＡ感染症のことであると認識しているところでございます。医師の言葉を借りれば、通常この黄色ブドウ球菌は、鼻やのどなどに存在する細菌で特殊な細菌ではなく、健康な人であれば感染しても危険性はほとんどないそうでございますけども、この問題のＭＲＳＡは、こうした通常の黄色ブドウ球菌ではなく、抗生物質の全くきかなくなった黄色ブドウ球菌という、それが問題となっているわけでございます。いわゆる手術自体は成功したものの、術後の体力の衰え等によりＭＲＳＡに感染し肺炎を併発し抗生物質がほとんどきかないため、治療は極めて困難で死亡する危険性があるという、御質問者の言われたとおりでございます。

そのために、当病院におきましても、予防が重要であるという認識をしているところであります。つまり、抗生物質に対し強い耐性を示すこのＭＲＳＡの院内感染の社会的関心が高まる中で、病院としてどのような対策をとるべきかということを、今日的に院内感染対策委員会を設置しマニュアルをつくっている最中でございます。また一方、このＭＲＳＡ感染に伴いまして、先ほど御指摘の中、責任の所在もございましたけれども、個別的かつ深刻な問題でございますけれども、もし院内感染し保菌者が退院した場合、

自宅療養をする場合、いわゆる高齢者社会へ向けての高齢者同士の介護の場合、その方にも移るということもありますし、後ほど福祉部長の方から御答弁あろうかと思いますけれども、老人ホームへ舞い戻った場合、どのような対応をするかがこれからの問題と認識しているところであります。

従来の医療事故というのは、担当医師がすべき治療を誤ったり、あるいは誤った判断を下したことが医療ミスと言われておりましたけれども、御指摘の院内感染の問題は、個別の担当医師の問題にとどまらず、医療関係全体の感染症に対する取り組み、具体的には手術とかそういうところを重点的にやらなければならない。いずれにいたしましても、個々の医師のレベルの問題ではなく、医療機関、病院そのものの責任が問われる問題と受けとめているところであります。

そこで、どういう具体策を持っているかということでありますけども、ただいま、先ほど申し上げましたように、厚生省においては、この抗生物質の使い過ぎに歯どめをかけた院内感染の防止対策を打ち出しておりますけども、私どもの医師の一部の方の意見には、この劇的に効く抗生物質で命が救われている患者が多いわけでございますから、一概に抗生物質を悪者扱いするだけでなく、適切な使い方こそ大切であるんじゃなかろうかという、こうした意見の中で、ただいま現在、既にエイズ対策、Ｂ型肝炎、Ｃ型肝炎の予防対策として安全衛生対策委員会を設置し、院内の清潔区域の監視、維持をしているところでございます。なお、ただいま御指摘のように、副院長を中心といたしまして、院内感染予防対策のマニュアルを作成中でございます。

基本的には、日常的な清潔な動作がＭＲＳＡの感染予防の基本となっているわけでございますけども、平成５年度の予算においては、洗面室の手洗いをセンサーつきにするとか、あるいはフロマリン室内殺菌装置を購入するとか、全自動超音波洗浄機を購入予定の予算を組んで、これから菌をふやさないあるいは菌を広げないという対策の二本立ての予防対策工事、今後十分気をつけていく所存でございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

最近、院内感染の問題が非常にクローズアップされております。特に社会福祉施設におきましても、しばしばその症例が報告されているところでもございます。法定伝染病やかいせんあるいは結核はもとよりＭＲＳＡや血中ウイルスでありますエイズ、Ｂ型肝炎ですか、こういうものも現在検討され始めているところでもございます。また、その感染予防が非常に大きな課題となっているところでもございます。ＭＲＳＡは高齢者、

特に寝たきりの高齢者は感染しやすいというふうに考えられております。老人福祉施設、特に特別養護老人ホームでは、体の免疫力の弱くなった高齢者が多数入所しているところでもありますので、ＭＲＳＡについても施設内での感染の可能性は十分あるんではないかというふうに考えております。

現在までのところ、浅川苑におきましては、その発症はございません。全国的な発症状況を見てみますと、特に老人福祉施設の中では、やはり免疫力の弱い方の入所されているところの特別養護老人ホーム、これが多いわけでございます。また、ＭＲＳＡの対策でありますが、他の病気に比べまして、その対策は必ずしも整理されているわけではございません。したがいまして、まず現在においては、施設内での衛生管理の徹底から始めまして、医師、看護婦あるいは介護者が正確で総合的な知識を身につけることが大事ではないかと考えております。相互に協力し合いながら入所者に接していくことが必要ではないかというふうに考えます。余り意識し過ぎて処遇の低下や差別を招くことのないように、これからも努めていきたいというふうに考えております。

特別養護老人ホームの入所については、いろいろの意見があるところでございます。保険医療体制が十分確立していない特別養護老人ホームでは、感染者の入所は拒否すべきであるとの意見もございます。また、一方では、現在入所の際の検査、これは４項目ほどございますが、結核、梅毒等のほかに、先ほど申し上げましたかいせん、肝炎、ＭＲＳＡ等の検査を義務づけるべきであるという意見もございます。これは入所拒否ということではなく、入所後の職員が正しく対応できるためであるという意見でございます。現在の入所に当たっては、老人福祉法の規定に基づきまして、細菌培養検査、いわゆる４項目が明記されておりますが、感染させる恐れのある伝染性疾患については、必要に応じて検査を受けさせることができるということになっております。今後、このＭＲＳＡの検査についても同様の対応とするのか検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、今後の対応でございます。東京都では、児童や高齢者等すべての施設におきまして、感染予防マニュアルの作成に向けまして、平成５年度から本格的に指導いたしまして、その方向性を示すという計画になっております。また、現在27市の福祉の担当課長会あるいは部長会においても、今後のいわゆる検査の規定の見直し、こういうものをどうするのかということで、これらについても東京都に要請しているところでもございます。

いずれにいたしましても、現時点におきましては、浅川苑の特養老人ホームにおきま

しては、衛生管理の徹底とＭＲＳＡに対します正しい知識の習得、それから医師、看護婦、介護者あるいはケースワーカー等の連携を密にいたしまして、この感染防止に努めるとともに、園内での感染症に対する不安が先行しないよう、混乱あるいは差別等が生じないように努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　民間の病院関係のことでございますが、日野市の医師会では、現在、特別にこの対策は考えていないということでございますが、先般、保健所より研修会、２月24日ですが、ありまして保健婦を初め、健康課の職員または浅川苑、福祉事業団などの職員が、この研修に参加をしております。また、３月19日には都庁において、この講演会が予定されて関係者が出席することになっております。都の衛生局では、この対策についてマニュアルを今つくっていまして、間もなく今月のうちにでき上がってくるというふうに聞いています。このマニュアルができ上がると同時に保健所と協力して、医師会を初め関係者に、この配布等をしながら協力要請、また指導を手伝っていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（黒川重憲君）　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　ありがとうございました。

いずれにしても、市立病院あるいは老人ホーム、また民間の病院を含めての対応というものは、基本的にはこれからマニュアルをつくっていくという段階かな、こういうふうに受けとめております。そういった意味で、今後この問題というのは、本当に対岸の火災じゃなくして、もういつ我が病院、日野市立総合病院、我が特別養護老人ホーム浅川苑だとかいう点の幾つかの病院かで、いつこれが発生するかもう本当にわからない、こういうせっぱ詰まった、ある意味では問題だろうというふうに思っております。そういった意味では、早急な待つ姿勢でなくして、こちら側からいろんな研究、また検討した上での積極的な対応を、研究をぜひお願いをしたいというふうに思っております。

先ほどの病院事務長さんの御答弁の中で、いまひとつちょっとはっきりしなかったような感じがしたんですが、いわゆるこれは裁判にもなっている事例ではございますけども、入院中に感染をして退院した後に発病した。それは果たして入院中の菌が原因かどうかという議論もありますでしょうけれども、基本的にその可能性が強いというか、病院の入院中の感染であるという判断が、当然出た場合においての対応というのは、当然病院の責任としてやっていく、病院の責任のもとに対応していく、こういうことでよろ

しいんでしょうか、再度確認いたします。

○議長（黒川重憲君）　病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　大変失礼いたしました。

一言その前につけ加えますけれども、幸いにただいま私どもの病院においては、院内感染症による死亡事故がないことをつけ加えたいと思います。

また、ただいまの御指摘のどこに責任が所在するかということであります。現在、ＭＲＳＡ感染症に関する医療事件では、多数の裁判が提起されているわけてございます。やはりＭＲＳＡ感染症による病院の責任の追及として提訴された最初の事件は、昭和63年でございますけども、いまだ解決しておりません。したがいまして、病院の責任の所在というか、そういった裁判の様子を見まして、これからの判断材料にさせていただきたいということでお許し願いたいと思います。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　先ほどの具体的な対策の中でも幾つか手洗いの励行及び手洗いの中での、いわゆるセンサー方式、こういう形の話もありましたけども、ここでちょっとイギリスの例をというか、先進国の例をちょっと紹介させていただきたいと思うんですが、ＭＲＳＡが世界で初めて発見されたイギリスでは、ＭＲＳＡの検出率が我が国の10から20分の１程度と言われているわけでございます。その低いという理由というのは、いわゆる感染対策専門の看護婦、これはＩＣＮという略称らしいんですが、その存在が見逃せないと言われております。このＩＣＮというのは、通常の看護業務は一切行わずに、院内感染防止の対策に専念して活動するという、こういうメンバーらしいんですね。で、具体的な任務は監視活動、感染者への対応、医療スタッフ初め清掃・給食者などへの指導・教育、感染防止の研究など幅広く、また与えられる権限も大きいというものだそうであります。このＩＣＮは米国、カナダ、オーストラリアなど多くの国で活躍しているということであり、先進諸国ではＩＣＮ、いわゆる先ほどの感染対策専門の看護婦という、これがいないのは我が国ぐらいなものである、こういうふうに言われているそうであります。

現実、病院の現場においては、看護婦さんが不足しているとか、そういう問題も当然あるわけでありまして、こういう問題が直ちに対策として講じられるということはないにしても、ひとつ参考にしていただいて、そういう一つの専門的な職員の育成というんでしょうかね、そういったものも一つの大きな防止策の決め手になっていくのかな、こんなふうにも思っているところでございます。最後に、市長の御所見をお聞きして終わ

りにしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問のＭＲＳＡ院内感染ということが、最近ショッキングに伝えられました。私は早速病院に対して、これに対応して十分やっているはずだが、なお入念な対応で臨むようにということを、事務長を通じて指示いたしました。保健所の、特に施設内環境衛生という領域の御指導もあるはずであります。マニュアルもおのずから、原則的あるいは自主的につくられるはずでありますので、それらを正しく適用できる体制をつくって、そのような憂いを市民に及ぼさないということで取り組む課題だというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

以上をもちまして、この質問を終わりとさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって11の２、市立病院等市内病院及び老人ホームにおける院（園）内感染、ＭＲＳＡ対策を急げ！の質問を終わります。

一般質問12の１、南部地域への総合病院建設について問うの通告質問者、沢田研二君の質問を許します。

〔１番議員　登壇〕

○1番（沢田研二君）　それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。いまや危急存亡のときということで、いろいろせわしないわけでございますけれども、できるだけ余り深入りしないで速やかに進めたいと思いますが、その辺を含めて御回答をいただければありがたいと思います。

最初に、南部地域への総合病院建設についてでございます。

南部地域への病院建設、また医療体制の充実については、長年にわたりまして、この議会の中での大きな関心事、また市民の皆様の大きな関心事であったかというふうに思います。とりわけ、南部地域にお住まいの市民の皆様にとっても、関心事というよりは、むしろ切実な願いといっても過言ではないんではないかと思います。私自身もこれまで公式、非公式の場を問わず発言もし、またいろんな地域の皆さんからも、そのことについての要望も受けております。そういった関係からも重要事項の一つと認識をしているところでございます。そこで、重要事項であるがゆえに、基本プランということについては、十分なる検討が必要であるという、そういうことの認識のもとに再度質問させていただくものでございます。

再度という意味は、12月議会に行政報告の中で、南部地域病院予定地の見通しについてということで、市長の方から報告がございました。余りにも突然のことで驚いたというのは、私だけではなかったというふうに思いますが、早速その件につきまして、土方議員の方から質問が出されまして、その質疑の内容からある程度のことは理解をしたつもりでございますが、それ以降多少の時間も経過をしておりますし、また前進あるいは対策できている点などがあれば伺いたい。

また同時に、その後の動きの一つとしまして、南部地域に総合病院をつくる会というんですか、こういったものがあって、そこで発行しているニュース等を見ますと、あたかも正式に決定したというような感じのニュアンスでそのことが伝えられております。さらに、この病院をつくる会の総会には、これは２月に行われたんだと思いますが、市長も出席をされているというようなことの情報も伺っております。実情確認ということも含めまして、具体的な何点かの質問をしたいと思いますけれども、その前に、この南部地域に総合病院をつくる会というものの性格といいましょうか、どういう会なのか。また、市長とは長いおつき合いのようにも伺うわけなんですが、どういう関係なのかということを含めて、まず市長にお伺いをしたい。どんな会かという意味は、例えば本当に党派を超えた幅広い市民層の集まりということで理解をしていいのか、あるいは信念といいますか執念といいましょうか、ある程度政治団体的なことでの会なのか、その辺も含めた、市長のこれは受けとめ感覚で結構でございますが、まずこの点についてお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　長い経過が伴っておりますが、日野の医療圏として、特に南部に病床のある病院がないということで、市民の立場からいえば、緊急時に不安があるということは当然だというふうに、これまでも申してまいりました。たしか１万名近い署名をもって、南部地域に総合病院をという運動展開がなされて、市議会に請願をされ採択をされてあるという経過も承知しておるところであります。それから、その運動団体は、もちろんこれは一般市民の方を網羅した、そういう運動であるという認識でございます。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　わかりました。これについては、後で改めてお伺いをしたい部分がございますので、市長の現行における受けとめについては承知をいたしました。

それでは、具体的な質問を一、二やらせていただきたいと思いますが、予定地、全農

グラウンドが決まるまでの過程について、いろいろこれは問題点も含んでいるというふうに思いますが、その点について伺いたいと思います。

市長は12月議会の中で、途中割愛しますけれども、かねてより検討を重ねてまいりました云々ということで、そして場所は全農のグラウンド、そしてこの地が最適の立地との結論に至りました、こういう報告がされたわけでございます。この報告の、決して揚げ足をとるという意味ではなくて、非常に大事な点が含まれておりますので、その内容について確認をしたいわけですが、「かねてより」というふうに言われておりますけれども、かねてより重ねてということなんですが、かねてというのはいつごろから、そして何回ぐらいそういった検討を重ねた結果なのか、また検討を重ねたということはある程度それなりの期間がある、あるいは期間があれば、何人かのプロジェクトで検討されたのかどうかわかりませんが、何人ぐらいの人でそういう検討を重ねてこられたのか。それから、これは外部的な機関なのかどうか、含めて。それから、当然、庁内の専門の部長も置かれているわけなんですけれども、庁内での検討確認といったものは、この12月議会に発表されるまでに行われてきたのかどうか、この辺について確認をさせていただきたい。

それからもう１点、最適の立地条件云々というとこであります。最適の立地と判断をした基準ですね、これはどういうところから、地形的なものとかいろいろあるんでしょうけれども、その辺を含めてもう一度確認をさせていただきたいと思います。

それから、当然いろんな問題点が考えられるわけなんですが、例えば、総合病院をつくってほしい、そして、その要望にこたえてというか、伺ってあいさつもされているんだろうと思うんですが、この総合病院をつくれるというような地目といいましょうか、場所的にそういう地目になっているのかどうか。

それから、当然周辺道路の整備だとかそういうものもあるわけなんですが、12月に発表されてから、既に３カ月を経過しているということも含めて、その方向に向けての具体的な計画のようなものが、もう既に進みつつあるのかどうか、その件についてもお伺いをしたいと思います。

それから、大きな２番目としまして、市立総合病院との兼ね合いがどうなるのかということです。これは非常にいろんな意味を持っているかと思いますが、この南部地域への病院あるいは医療体制の充実ということは、これはもう先ほど市長も言われたとおり、また私どもも認識しているとおりに、医療体制の充実ということは、皆さん必要だと思っているわけなんですが、この南部への病院の規模といいましょうか、イメージはどうい

うようなことでイメージをされているのか。要は、要望は総合病院であるということとの兼ね合いですね、それをどういうふうにとらえておられるのか。

それから、つい１年ほど前までは、さかんに市長の方から二眼レフ構想ということで、大分この議場の中でも論議がされました。半年前でしたか１年前かぐらいからは、この二眼レフという言い方はしなくなったんですけれども、この全農グラウンドの総合病院云々ということとの兼ね合いからしますと、言い方は別にしまして、二眼レフ構想の復活ということなのかどうか、この辺も大変気になるところでございますので、ぜひ考え方を示していただきたい。

それから、もう１点最後に、南多摩医療圏のベッド数の問題、これも再三再四にわたっていろんな方から論議をされているわけなんですが、市立病院の建て替えも、当然今４－３ブロックを中心にして検討されているわけですね。そうしますと、今の現状の中では、当然制約があるわけですから、どっちを先につくるかによっては、本来中心になるべき市立総合病院のベッド数が相当制約を受けてしまったりという、そんな心配もされてくるわけなんですが、その辺の兼ね合いもあわせてお伺いをしたいと思います。

とりあえず、これまでについて直接、市長の方からお答えをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の順序というよりも、御理解をいただく順序ということで、お答えをしたいと思います。

確かに私、過去の時点で、市立病院の建て替え問題と、それから、日野市医療圏として考える病床数、そのことにかかわりまして、二眼レフ構想という言い方をいたしてまいりました。つまり、建て替えと、それから将来の増床計画を一気に実現の方向を考えることができないだろうかということでありました。そこで、たまたま高幡区画整理地内に市が既に持っております土地を集合換地することによって、ある程度の必要面積を確保できないだろうか、こういうことであります。そのことを一生懸命に区画整理事業の中で試みたわけでありますが、地権者の方々、特に予定地の周辺の地主の方々から、病院は地元の何といいましょうか、将来の発展に制約を受けるかもしれない、こういう懸念によりまして……（「違うんだよ、それは」と呼ぶ者あり）なかなか集合換地に快く応じていただくということが困難でありました。

そこで、いろいろ御相談をし、また我々もある程度の見通しをつけて、そして集合換地はしていただく、ただし、病院は別の土地を考えます、つまり予定する場所と交換をお願いをするというふうな説明経過をしばらくやってまいったわけでありまして、その

ことの原則的了解を得るということになりました。

一方に、全農の、よく日野市がお借りをしていろいろな用途に使った土地がございまして、面積は約六千数百平米、こういう頭に描いていただける土地であります。全農当局は、この土地を持たれた理由は、いわゆるグラウンドをつくりたいということで、土地の確保がなされたわけでありますが、恐らく二十数年間、なかなかその用途に達しかねるという状況がございまして、新たに別の土地にグラウンドは設けられ、その土地は、いわゆる社員住宅――社内住宅といいましょうか、そういう用途に充てたいというお考えであります。高幡区画整理の前段では、その場所も全農の用地も区画整理の中に包含しておりましたけど、その後、地元のなかなか了解が得られないということで、計画予定地を変更いたしまして、つまり、全農の社宅予定地は区画整理事業の範囲内に予定できなかった、こういうことでありまして、むしろ全農側の御希望として、どっか早く社宅が建つところがあれば確保したい、こういうお気持ちがあったことは事実だろう、こう思っております。そういう順序を経過いたしまして、そのことをまた地権者の方にも了解をいただきまして、集合換地にも協力をしていただける。それから、位置の変更も理解をする、こういうふうに推移いたしております。

それで、ちょっと別の答え方をしたいわけでありますが、つまり、日野市立病院の建て替えと申しますのは、まさに機能を近代化するという緊急的な状況もあるわけであ,りますので、増床ということとは別個に考えて、将来の増床の可能性をあわせ持ちながら……（「できなくしたのはだれなのか、計画性がないから」と呼ぶ者あり）現状の病床数で改築をしよう、その予定地が四丁目３番地、こういうことを今、構想しつつ進めておるということは御承知のとおりであります。したがいまして、直ちに南部の地域病院ということで、病床数を持つ病院の開設は、これは無理であります、できません。そこで、将来を期しながら一定の機能のある診療所という形でスタートをすることに、なるとすればそういうことになるだろうという構想であります。「（二転、三転、四転、五転だよ」と呼ぶ者あり）

このことにつきましては、地元自治会とも一定の協議をこれから進めていきたい、こう考えておるところでございますので、いわゆる日野市としての市立病院の改築、現在数の病床は四丁目３番地、将来は三百余の病床数を維持することは可能であるということを、コンサルタントを用いて調査をしたということは、先日御報告いたしました。

したっがって、二眼レフ構想という言い方は、二段階構想というふうに御理解をいただければよろしいんではないかというふうに思っておりますので……（「随分二眼レフ

構想の考え方が変わっちゃったね」と呼ぶ者あり）ちょっとお聞きを願います。そういう方法で、将来の日野市の医療圏をなるべく充実できる方向に見通しを持ちたい、こういう状況でございます。

ちょっと入り組んでおりますので、説明が御理解いただけたかどうか、ちょっと心配ですけど、こういう考えでございます。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○1番（沢田研二君）　ありがとうございました。

大分聞いたことよりも過去にも何回か聞いた経緯を大分説明していただきまして、ありがとうございました。そちらよりも、むしろ今伺ったところの肝心なところが抜けておりますのでもう一回確認いたしますが、総合病院の兼ね合いについては、今初めて診療所という言葉も出てきましたし、大分病院をつくる会がイメージしていることとはちょっと違うのかな。その辺は会に行かれてどういうあいさつをされているのかわかりませんが、現状においてそういう構想を持っているということは理解をいたしました。

前段の方で私が伺いましたのは、全農グラウンドが最適であるということをかねてから検討しながら、そういう経過に至ったんだというその経緯が、例えば、かねてからということは、いつごろから何回ぐらいどういう機関で話し合いして、庁内なり庁外のその辺のステップがどういう形で進んでこられたのかということですね。それから、最適の地ということの周辺整備だとかいろんな問題点は、その後も含めてあるいはそれを決定するに当たって、具体的なりあるいは構想として何がしかの検討が加えられたのかどうか、そういうことでございます。

例えば、どういうような機関でというようなことの一つとして、地域保健協議会というのがございます。これはお医者さんだとか議会からも私も含めて参加をさせていただいておりますが、これなどは極めて医療全体について討議する大事な機関ではないのかなと思うんですが、こういう機関でも、特に論議をした経過は余り私、覚えていないんですね。ですから、そのステップがどういうことでそういうふうになっていったのか、その場所を指定するとかしないとかという、そういうこととは別にしまして、その辺をもう一度確認をしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一番肝心なことは、用地の確保というところに焦点を持たざるを得ません。そこで、区画整理事業の中で集合換地をするということからスタートを切りまして、区画整理事業の中でそのことをほぼ実現をすることが見通せるという段階

まで到達しました。多分２年ほどそういう作業期間があるいは地元の説明期間があったというふうに思っております。また、地元にも具体的にそのことをお伝えをして、かなり御了解をいただくことはできた、こういう経過はございます。

それから、地元説明といいますか運動側に対する説明は、私は病床規制という新しい課題が、この問題の中途に大きくのしかかってきているので、いきなり病院をつくるということは不可能であります。しかし、将来用地を確保して一定の診療機能を持つということからスタートすれば、今後の運動展開と、それから地元医師会の御了解によって十分可能性があるというふうに判断をし、そのことをお伝えしてあります。したがって、病院がすぐできるなんていう言い方は少しもいたしておりません。今後の将来目標は、一歩具体化することは可能でありますというふうにお伝えをしたという記憶をしております。

それから、いつの時点でどうこうということがありますけど、今言いました２年間ぐらい庁内の、特に区画整理担当の部局と用地の確保ということで進めてまいりましたし、全農の理解が得られるということが何よりも重要でもございますし、全農の課題を解決をし、また日野市側の課題も解決できるということで、私は最適地だというふうに思っております。特に高幡という地域が、将来大きく発展をする場所でありますし、それから、周辺の道路整備等もだんだん整えて一定の将来の医療機関を設置するように十分耐えられる、こういう考え方でございます。

そういうことを私を中心に庁内で取り進めてきた、このように御理解をお願いできれば幸いでございます。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　最初に言ったとおり、あんまり深入りしないで状況だけ聞きたいなと思っていたんですが、ちょっと今の説明では納得しない部分もございますので、もう一回だけ確認させていただきたいと思います。

２年前からいろいろ検討してきたということですね。ところが、現実面で見ますと、この12月議会の行政報告で、市長が発表というか報告をされる多分数日前だったと思いますが、そう前でないときに、関係部長といいますか庁内の関係者にたまたまそういう南部の病院問題について伺った人は、全くその後、具体的な進展も何もないというような、そういう報告だったということなんですね。もう明らかにこの進め方そのものが、市長の頭の中では２年も前から、もしあったとする。セクションが違うから通じてなかったのかどうか、それ自体は問題ですけれども、やっぱりこの進め方そのものに非常に問

題があるんではないのかなと思うんですね。

先ほどちょっと事例として出した地域保健協議会の中でも、その中でも話も出ませんでしたし、もし２年ぐらい前からいろいろ南部地域全体の病院あるいは全農もイメージしながら検討していたということであるとするならば、高幡の問題であんなに時間を費やして論議をしてということも、これまたつじつまが合わなくなるんですが、その辺はちょっともう一回確認させてください。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　二眼レフ構想にせよ、用地の確保ということが、一番大きいきっかけにあったわけでございまして、区画整理事業を行い、その中で市がある程度の用地を持ち、また地元にも御相談をして集合換地をさせていただくということを、かなり長い間の期間に経過しております。そのあたりのところを、あるいは議会なりの報告に不十分な点があったかもしれませんが、集合換地をして用地を確保しようとしていることはよく御存じであった……（「知ってました」と呼ぶ者あり）私はそう思っております。議会にも相当回数具体的な報告をした。それから、地域保健協議会にも高幡区画整理の土地にそういう用地を確保しようとしているということは、報告をしてまいっております。経過はこういうことでございます。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　高幡という大きな区域で見れば、全農も区画整理をしたとこも高幡であることは間違いないんですが、この辺は押し問答しても時間がもったいないんで、これはとどめておきます。いずれにしましても、これまで南部地域に病院を建設をするあるいはどこに建てるかあるいは市立病院の建て替えをどうするかといったようなことが論議の中心になってとらえてきたような気がいたします。

私はそれ以前に、日野市の医療体制をどういう体制にもっていくかという、まずその基本プランをつくって、それから総合病院をどうする、先ほど市長は総合病院は機能アップが目的なんだというようなことを言われたんですけれども、そういうことも含めて基本プランをどうする、それを踏まえていろんなことを考えていく、南部には、だから診療所なんだ。診療所ということを具体的に言われたのも初めてではないのかなと思うんですが、そういうステップが必要ではないのかな。

要するに、日野市はいずれにしても20万都市というのを想定しているわけです。医療体制全体をどういうような形にするのかということを決めて、その基本に沿って医療技術といいましょうか、その辺をどういう規模にしていくのか、あるいは病院ベッド数を

含めた規模をどうするのか、場所をどういうふうにするのかというようなことをいろいろ検討すべきではないのかな。そういったものがなくて、南部地域への医療体制充実云々というようなことが、やっぱり論議されるというのは、非常に余計な時間、余計なロスを引いているのではないのかなというふうに思います。

また、この南部地域に対して病院を建設するということに対しましても、人によっては、こんな５キロ四方の狭い日野市の中で、本当に病院というものを二つも必要なのかというような論議もあることはあるわけです。それは、総合病院というイメージで言っておられるのかもしれませんが、それが診療所ということになると、またとらえ方も違うかもしれませんが、そういった総合プランというのを、もっともっと市民の皆さんにＰＲをして、その上で進めていくべきではないのかなというふうに思います。

それで、どうしても選挙対策ではありませんけれども、結果のみといいましょうか、そういうものを焦り過ぎているというような感じがいたします。南部に病院をつくるということだけ聞きますと、市民の皆さんは多分大きな期待をするし、それに注目をするというふうに思います。結果として、この20年を見ますと大きな市民が期待をしていたにもかかわらず、20年前から病院、病院という言い方をしていなかったしもしれませんが、少なくとも５年10年前からは、そういう声が非常に日増しに強まってきているわけですが、結果として、20年間の市長の体制の中ではできなかったという事実が残っているわけです。（「努力してきたじゃない」と呼ぶ者あり）結果的には、善良な市民の期待を裏切った結果につながっているということでございます、そういうことではないか。

そこで、こういったことに対して、市長の方からこの基本プラン的なことのとらえ方についてどのように考えておられるか、十分それはもうやってきた上だというふうなとらえ方をされるかどうか、この点について伺いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　長い期間の行政課題としてどういうプロセスあるいは手法が、日野市民の求められる近代的病院ということに当たり得るかということを最も大きい課題として取り組んできたことは事実であります。そういうことで、日野の南多摩医療圏という、いわゆる行政当局の考え方と、それから、日野医療圏という我々地元の行政と住民との考え方に大きな齟齬があるわけでありまして、東京都の行政当局では、南多摩には人口に必要な一定の病床数は、既に存在をするという考え方であります。それから、日野医療圏を我々が考えますと、人口16万人には、一般病床として900ないし1,000の病床が必要である。現実から言うと、まだ五、六百足りない、こういうことも明らかに言

えるわけでありまして、それをいかに地元に確保していくかということは、私は行政の大きな責任だというふうに思っております。したがいまして、住民運動も、もちろんございますし、特に南部の方にその医療機能が少ない、これにやっぱりこたえていくべきだ。それは、確かに最初のスタートが将来に400とか500とか病床数が維持できるほどの規模の地積があったら、これは別だったと思いますけど、そうは現実にはいってなかったわけでありますから、だんだんと現実論に立って考えますと、とにかく今の病院の改築は、まず機能の近代化ということから取り組む必要がある。それとあわせて一定の病床数も将来に確保できる、こういう見解と、それから結論に立って四丁目３番地ブロックを予定地に考えるのが適当である、こういう考え方でございます。

確かに、地域保健協議会等で大きな問題を論議はしていただくわけでありますけど、なかなか増床ということにつきましては、地元医師会自身にも神経の伴う問題でもございますので、現実的に可能であり、かつまた医師会にも十分了解が得られる、その範囲で物を推し進めてきたということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　ちょっとどうもかみ合わないんですが、本当に伺いたかったのは、今ベッド数が幾ら不足しているとかそういうことも、もちろんもう何度も伺っておりますので、その辺は理解をしているつもりなんですが、要は、今、現状の16万5,000でも、あるいは将来に向けた20万に向けてでもいいんですが、そういうまちづくりをする上で、病院は――日野の病院はこうあるべきだ、そのためには、これだけベッド数が不足してるから、そのためにもこういう運動が必要だと、やっぱりきちっとした計画書があれば、やっぱり要望していく場合にも、それなりの説得力があると思うんです。その都度、その都度要望していくような状況だと、なかなか市民の声が現実の形になっていかないんではないか、そういう意味で、ぜひ今後そういう角度からの検討をしていただきたいと思います。（「調査報告書をつくった、握りつぶしちゃったんだ、市長が。それがすべて、その責任をとって」と呼ぶ者あり）

それから、最初ちょっと伺った、この南部地域に総合病院をつくる会についてでございますが、先ほど市長は、もうもちろん一般市民の健全な会といいましょうか、というようなことを言われました。この会が発行した「南部地域総合病院の実現を目指して」という、このチラシを見ましたら、私もこの会はそれなりの真剣なまじめな会だろうというふうに信じていたのですが、たまたまこういう記事が出てたんですね。「用地確保の市長報告、12月議会に自民党議員が横やり、12月議会で最適地との結論は問題がある

と、土方尚功議員、自民党が早速横やり質問しました」こういう記事が囲みで出ているんですね。

私は自民党でも何でもないですけども、客観的な立場で見させていただいて、この病院をつくろうというそういう健全なる会が、こういう政党批判をお互いにやり合う。これはお互いの機関紙であれば、大いにやっていただいて結構なんですが、そうでないこういうものに政党批判をお互いをやり合うということ、あるいは固有名詞まで出して何か妨害をしているような、そんな表現をしているんですね。この点については市長どういうふうに、この事実を御存じでしょう、このビラは見ておりますか、あるいはこういうことに対して何かコメントがあればお伺いをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　正確な記憶はございません。そういう何といいますか、そういう次元で、この事業がいろいろな形にとられるということは、我々の望むところではございませんので、市民要望に正確にお答えをするということで、当然ではございますが、市の事業として大きく前進を図る、こういうことが我々の意図するところであります。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○1番（沢田研二君）　この会がそういう活動もしているんだということの事実を一応認識しておいていただいて、この質問については終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって12の1、南部地域への総合病院建設について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

一般質問12の2、市長の立場で、現状における日野市政の課題は、何と考えられるかの通告質問者、沢田研二君の質問を許します。

○1番（沢田研二君）　平成5年度の予算編成方針と事業についてということの中で、当面する行政課題として、大きくは三つのポイントにまとめて課題が述べられております。しかし、これはあくまでも平成5年度の予算を編成するに当たっての、当面的課題ということだろうというふうに思いますので、少し長期にわたって歩んでこられた道を

振りかえるという意味も含めまして、伺いたいというふうに思います。

20年間市政を担当し、そしてその中で、五期目に掲げた基本方針を振りかえったときに、どの程度の本人自身は成果を感じておられるか。それと、また課題と思われる感じている部分はどういった点かについて伺いたいと思います。

成果についてですけれども、多分市長自身の感覚からいたしますと、わき水のごとくといいましょうか、限りなくあれもこれもみんな成果だというようなことで、いろいろ事例を挙げて報告をしたいところかもしれませんけれども、しかし、市長が成果と考えるもの、必ずしも周囲の人たちといいましょうか、市民の人たちも同じようにとらえるかどうかということの価値観の違いもありますし、また、いずれにしましても、既に20年間の成果、結果というのは、形としてあらわれていることで、これはもう市民の皆さんも、あるいは皆さん知っていることでございますので大変恐縮なんですが、成果の方については、一声点数で表現すると、自分なりには何点ぐらいという点数をつけられるか、こちらの方はそんな形でお答えをいただきたいと思います。

それから、課題についてなんですが、成果が多ければ多いなりに、また意欲があればそれなりに、また課題も多くなってくるのかなというふうにも思います。例えば、五期目の4年間、またもしくは20年間を通じて見たときでも結構ですが、どのような課題が残ったと現時点で考えておられるか、感じておられるか伺いたいというふうに思います。これは、代表的なものを何点か絞ってお答えいただければありがたいなと思います。

時節柄といいましょうか、目下市長選を前にして、既に市長も六期目の出馬を決意をされているところでございますけれども、その継続の理由には、大きな課題が残ったからということで、さらに新たなチャレンジをしようというふうなことの理解でいいのかどうか、その点についてもあわせて伺いたいなと思います。

それから、記者会見の中で、これは一般紙から得た情報だったと思いますが、関連するのかなと思うんですが、やりかけた仕事もある。だから、さらに六期目と、こんなようなことも記者会見かなんかで言っておられたような気がいたします。やりかけた仕事があるということを前提にしますと、行政というのはエンドレスですから、永遠に続けていかないと終わるところがなくなってしまうんではないのかな。すべて手がけたことはすべてやり切るというのは、意欲としては大変必要なことで立派なことなんですが、逆な見方をしますと、では仮に六期目を考えたときは、あと残り4年間でやり切れることしかやろうとしないのかということになってしまいます。それは、ちょっと疑問としてはあれかもしれませんが、まずこの点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問に対しては、当面する市政の行政課題という表現で申し上げている内容でございますので、そのように御理解をお願いをしたい、こう思っております。

御質問の、つまり五期目、4年間に掲げた公約に対してどの程度の実施ができたと思っておるかということにつきましては、私はあるものは完成し、あるものはまたレールには乗っておるけど、完成までは到達していないという事業だというふうに御理解をお願いしたいと思います。点数ということは、なかなかつけがたいわけでありますけど、私自身の内心上の評価では、十分合格点であったというふうに御理解をお願いしておきます。

それから、今後の大きい課題といたしまして、日野市の将来像、第二次基本構想で「緑と文化の市民都市」という表現で掲げておりますとおり、自然環境をいかに豊かにするかという大きい課題、それから、具体的に市民生活の文化や福祉をどのように前進をさせるか、そういう課題で政策を組んでおるというふうに御理解がいただけるかと思っております。

福祉の面につきましても、高齢化の環境あるいは福祉という観点から行うべき具体的仕事が幾つも御承知のとおりございますので、それの実現を大きく図っていきたい、このようにお答えを申し上げておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○1番（沢田研二君）　成果の方を言われたのか、課題の方を言われたのか、余りちょっと明確じゃない部分はありますけれども、いずれにしましても六期目に対して、これはこれまでの課題ということは、もちろん質問の趣旨でございますが、かかわりのあるということで、特にお聞きをしたいんですが、六期目の出馬に当たって五つの基本方針を掲げておられます。この内容を見ますと、五期目のときに掲げた基本方針とほとんど一緒なんですね。これは、意識的にそうされたのかどうかわかりませんが、ほとんど単語の入れかえかあるいは一部表現を変更した程度でございます。こういうところから見ると、本来、五期目4年間でやり遂げようとしたことがほとんど残っちゃったのかな、そういうことからすると、評価点は55点で、あと残り45点を4年間でやるのかな、そんなことさえまがった見方かもしれませんが、そんなふうにもとれちゃうわけですけれども、そうでなければ、全く五期やってこられて六期目も全く同じに近い基本方針を出すということは、余りにも進歩がなさ過ぎるんではないのかなという、そんな気がします。言

い方があれですけれども、ちょっと市民を無視し過ぎているんではないのかなというような、そんな気さえいたします。これが、例えば、私どもみたいな一議員であれば、二期目であれ三期目であれ、同じ方針を掲げてそれをより充実をしていくというやり方はあると思います。あるいは市長であったとしても、一期目から二期目ぐらいの、まだ歴史が浅いような場合には、そういうこともあってもさほど回りも疑問を持たないかもしれませんけども、その辺についてもしコメントがあれば、後ほど伺いたいなと思います。

それから、記者会見の中で、これは記者からの質問なんだろうと思うんですが、多選批判があることに対してどういうふうに感じておられますかということの質問があったようなんですが、これは明確に答えているようです。「多選が批判の理由になるような市政の活力の低下や汚職など全くない」こういうように答えたようでございますけれども、この辺も過去、市長スタートのときは、野党統一という形で、全国でも当時では珍しかった形でスタートをして、それが回を重ねるごとに一つずつ崩れていって、五期目までは革新統一という形が進んできたわけです。（「市長は変わってないの」と呼ぶ者あり）そして、今回はその支えであった社会党も、健全な労働組合も離れていったということなんですね。その理由は何かといいますと、多選の弊害ということと、それから、これ以上、今までもともかくもこれ以上は、活力の低下につながるということ、それを見かねてそういう動きになっているわけです。

そうしますと、20年の長さにわたっての支援に少しでも感謝の気持ちがあるのであれば、近くの町田の大下市長のように、どこか区切りのいいとこでけじめをつけるべきというのが、むしろ私は市長のとるべき道ではなかったのかな。少なくとも私は今までの五期20年の選挙の中では、少なからず市長とはかかわりを持ってきた一人として、非常に残念だなというふうに思っております。それは、ほかにも同じ思いの人が大勢おられるのではないかなというふうに思うんです。（「何とまあ説得力があるんだろう」と呼ぶ者あり）そういった立場からして、市長もしこの件についてコメントがあれば伺いたいと思います。（「今からでも遅くない」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　拝聴して、ありがたく今後の自己反省に供させていただきたい、これが私の心境でございます。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　今のコメントで、これ以上また聞き直しても同じことしか返ってこないと思いますので、この点については申し上げませんが、もう一つ、この中で汚

職など全くないと断言されております。多分そうだろうと思います、汚職については。ただ、汚職ではないんですが、今回の熾烈な市長選挙絡みで、極めていろいろ動きが激しくなってきておるわけですが、その中で、これは明らかに違反ではないのかなと思われる行為を、市長自身が指示されたのか、陣営がされたのかわかりませんけれども、立派なタブロイド版の新聞で、本来届け出されている政治確認団体が発行したものではなくて、地方新聞が森田特集をタブロイド版の約80％を使って立派な紙を使って出しておられるんですね。これは、今までいろんな場で法律を大事にするということを信念にしてきた現職の市長としては、余りにもこの場に及んでやるべきことではないというような危惧をいたします。うわさの範囲ですけれども、新聞社自体がそういう地方新聞であったとしても、新聞社自体がそういう取り上げ方をすること自体、異質でございますし、またこれはうわさの段階では、数十万円払ってあるいは数千枚印刷をしてというふうな、そんなうわささえ出ているわけなんですけれども、市長自身はそのことを御存じでしょうか、その新聞社がつくった特集版。これは普通の新聞の取り上げ方ですと、例えば３人の候補者が予定されていれば、３人のよしあしをいろいろ比較をする、そういう特集版だったら、全面使っても何らおかしくないかもしれませんが、全く森田市長自身だけの記事を取り上げているというのは、ちょっと問題ではないのかなというような感じが私はしたんですが、何か市長御存じでしょうか、あるいはそれに対してのコメントがあれば伺いたいと思います。（「新聞社の方針かもしれない」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私が指示をしたとかどうこうという形でかかわっているわけではございませんし、新聞社の行為であるのかよくわかりませんが、状況は判断してみたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　ぜひ市長自身も既にごらんになったかどうかわかりませんが、私もここに持っておりますけど、あえてそれは示しませんけども、陣営の皆さんは十分御承知のことだと思いますので、せっかくここまで法律を守るということを大前提にして20年間築いてきたわけですから、ここであんまり焦って、過去の金字塔を打ち崩すことはないんじゃないのかな、もしその辺について矛盾があれば、改めて訂正していただきたいと思いますし、これまでの市政に対して御苦労さまということを申し上げて、この質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これをもって12の２、市長の立場で、現状における日野市政の

課題は、何と考えるかの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後５時10分　散会

3月11日　木曜日　（第5日）

平成5年
第1回定例会　日野市議会会議録　（第5号）

3月11日　木曜日　（第5日）

出席議員　（29名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原　茂君	4番	藤林理一郎君
5番	旗野行雄君	6番	谷　長一君
7番	小川友一君	8番	下村　功君
9番	佐藤洋二君	10番	一ノ瀬　隆君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	高橋　徹君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	福島盛之助君	18番	福島敏雄君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
24番	小山良悟君	25番	高橋徳次君
26番	古賀俊昭君	27番	市川資信君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（1名）

23番　黒川重憲君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
助役	前田雅夫君	企画財政部長	長谷川暢男君
総務部長	小林修君	市民部長	永瀬誠一君
生活文化部長	藤本享一君	環境部長	山口正夫君
都市整備部長	鈴木栄弘君	建設部長	小俣雅義君
福祉部長	坂口泰雄君	水道部長	日野義人君
病院事務長	須藤雄示君	教育長	長沢三郎君
学校教育部長	糸川滋君	社会教育部長	大谷俊夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　山川芳子君

議事日程

平成5年3月11日（木）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時13分　開議

○副議長（高橋徳次君）　　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員23名であります。

本日、議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問13の１、東・西平山地域に総合文化センターの建設をの通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

〔９番議員　登壇〕

○９番（佐藤洋二君）　　おはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

最初の一般質問は、東・西平山地域に総合文化センターの建設をという表題であります。先月の２月19日、地元東・西平山の八つの自治会の協議体であります川北８自治会まちづくり協議会、略してまち協と呼んでおりますが、複合的文化施設計画の早期具体化促進という表題の研究会に、私招かれまして、いわゆる総合文化センターの地元建設に向けての意見交換を、地元の代表の方々としてまいりました。御参集された方々は、まち協の世話人さん、それから文化施設をつくる会、役員の皆様で、ほぼ20名ぐらいの御出席でありました。19時30分より始まり22時までの約２時間30分は、質問、意見等の発言が絶えることなく出されまして、研究会は活発な討論の中で進められ、出席された皆様の造詣の深さと、施設建設のための熱意と積極性を痛感いたしたところであります。

実は、この要望はきのうきょう始まったテーマではなく、一定の歴史があるわけであります。昭和62年、1987年の１月に文化施設誘致促進発起人会が結成されまして、同年６月平山地区文化施設をつくる会が正式に発足され、それ以降誘致促進の運動が始まります。その一つが署名活動でありました。この活動を開始しましてわずか１カ月半、多摩平、旭が丘、豊田地区住民にも署名していただきまして、合わせて15団体の協力を得る中で、瞬く間に5,630名の署名を集約しました。この署名をもとに、請願を市議会に提出したわけであります。そして、同年12月議会で全会一致、請願が採択されました。６年間の誘致活動は請願の署名だけでなく、地域懇談会の開催、他市文化施設の見学、請願内容について市側との話し合い、地元市議会議員を囲んでの懇談会、市長選の折には市長候補への公開質問状の提出、そして、市議会本会議、委員会への傍聴、市長との

懇談会等々、今日まで幅広く、かつ息の長い活動を続けてきたわけでありまして、この活動の歴史に、地元の皆様の熱意と努力を感じ取ることができます。今、この問題の到達点は、建設用地の適地がないということから買収方式をとらず、西平山地区の区画整理が進む中、その事業進行の中で土地を確保、文化センターを建設したい、こういうことであります。

一般質問の表題、東・西平山地域に総合文化センターの建設をが、同地区の区画整理事業と連動しているところから、区画整理の進捗から意見と質問をしていきたいと思います。

安全で便利なまち、にぎわいとふれあいのまち、豊かな自然と潤いのまち、ゆとりの感じられるまち等々、これは市で発行をしました西平山土地区画整理事業のパンフレットの表現であります。すばらしい表現で飾られましたこの事業は、区画整理事業完成後の変貌するまちを想像し、近くでショッピングができる、新駅開業により通勤、通学が便利になる、また、上下水道の完備した文化的な生活が営めること等々を期待し、土地清算金等に協力される方、あるいは親代々より引き継ぎ、何があってもこれだけはということで、今日まで一生懸命守り続けてきた愛着ある土地を、そして、またある人は長年の夢かない手にした土地、これから先、さらに払い続けなければならないローンを残しながら、不満足であるけれども土地を提供される方、さらにはいまどき土地をただで取るなんて、憲法第29条の財産権はこれを侵してはならない、これがあるのにとても信じられない、また、行政側と地元の人たちの話し合いがつかず、いまだに折り合いのつかない人等々、地元の皆様のさまざまな思惑を織りまぜながら、西平山土地区画整理事業は、昨年12月９日、東京都より事業認可がおり、ことし１月22日、事務所開所式も済ませ、いよいよ具体的に進むことになります。

そこで、まず質問をいたします。西平山土地区画整理事業の今後の見通しについて、流れをお示しいただきたいと思います。そして、この区画整理事業が今後、円滑に進んでいくかどうかの考え方を明らかにしていただきたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　西平山の土地区画整理事業につきましては、平成４年の12月９日に事業計画の決定がされておるわけでございます。現在は、審議会委員の選挙、これにかかわる各権利者方が行うべき諸手続等につきまして説明会を行い、これらの事務を進めておるところでございます。審議会の選挙期日でございますけれども、５月16日と決まっております。今後は、仮換地の発表を平成７年の中旬ごろを予定してお

りますので、これらに必要な換地設計等の作業を、現在進めておるところでございます。大きな流れといたしましては、平成７年度中旬ごろに仮換地案の発表をしていきたい。それから、平成８年度になりまして、仮換地の決定、それから一部仮換地の指定をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、２点目でございますが、区画整理事業が円滑に進められるように地元の団体、それから住民の方々と話し合いを積極的に進めておるところでございます。また、区画整理事業のまちづくりにつきまして、一層の理解を深めていただくということで、当地域に、西平山まちづくり事務所を開設いたしております。毎週木曜日に、地区の皆様方の意見、御要望等を聞いておるところでございます。今日までに、この事務所が開設されてから、延べ99名の方が御相談に見えられておるところでございます。

これらを踏まえまして、事業が円滑に進められるよう、一層の努力をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○副議長（高橋徳次君）　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　２点の質問に御回答していただきました。ありがとうございました。

これからの事業の流れとしまして、土地の権利調査の実施、区画整理審議会評価委員の選任、換地設計、仮換地の指定、建物など移転、諸工事の実施、そして換地計画の決定、換地処分の実施、そして土地、建物の登記の実施、清算金の交付徴収と流れが進んでいくわけでありますけれども、一つは、その清算金の交付徴収の段階に行くまでに、予定として何年ごろを想定しているか、まずこのことの再質問をさせていただきたいと思います。

それから、二つ目には、今の部長のお答えの中で、西平山まちづくり事務所を開設した。そういう中で、今日まで99名の方から相談があったというお話がございました。この99名の御相談があった方々は、それぞれ納得されてお帰りになったのかどうか、それについてのわかっている範囲での御説明をいただきたいと思います。

それから、３点目には、まちづくりの準備としまして、土地の権利を申告する土地の権利調査の実施がされようとしています。しかし、今、地権者の会の人たちより測量反対の抗議あるいは反対というんでしょうか、その意思表示がステッカーとしてまち中に張られております。この地権者の会との話し合いを、今後どう進めていくのか、その３点について再質問をさせていただきます。

○副議長（高橋徳次君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　年度でございますけれども、この事業の完成は、現在の事業計画でまいりますと、平成13年度となっております。

それから、２点目の御相談に見えられた方々、この方々につきましては、内容につきましては種々雑多でございます。少なくとも話し合いの中では、ある一定の理解をしていただいたのではないかというふうに考えております。

それから、地権者の会の関係でございます。ただいま御指摘のとおり、一部測量について反対のそういう申し出がございます。しかし、現実には測量を現在実施しております中で、できるだけお話し合いをさせていただき、そして御理解をしていただきながら測量を実施しておるという状況でございます。どうしても、測量について拒否される方につきましては、そこの土地についての測量は、当分先にしていきたいというふうに考えております。話し合い、そういうものにつきましても積極的にしていきたいというふうに考えております。

○副議長（高橋徳次君）　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　ありがとうございました。

事業の完了年度は平成13年度を予定している、こういう御回答と、それから、事務所に相談に来た方々の内容は種々雑多である。しかし、理解をしていただいて帰っていただいている、こういうお話でした。この二つの部分については問題がないと思いますが、３番目の測量に反対している人たちの関係でありますけれども、どうしても測量に反対されている人については、当面先送りしていくんだ、こういうお考えでございますけれども、その当面先送りをしていくことによって、事業の進行に差しさわりが出てくるような気がいたしますけれども、再度、この問題について質問させていただきます。

○副議長（高橋徳次君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　現在行っている測量でございますけれども、もう以前に測量は一応終わっておるわけです。その測量の補足調査の測量でございますので、制度的にその部分の土地の状況がちょっと、その後の変化があったものについての状況がわからない、こういう内容の測量でございます。したがいまして、換地設計上から申しますと、極端な例はそう大きな影響はないというふうに考えております。ただし、そういう形でそこが部分的に補足の測量ができないということは、決していいわけではございませんので、できるだけ話し合いの中で御理解をしていただくよう、今後とも努力をしていきたいというふうに考えております。

○副議長（高橋徳次君）　佐藤洋二君。

○9番（佐藤洋二君）　ぜひ地権者の方々と誠意をもって話し合いをしていただきまして、事業がスムーズに進むようお願いしたいと思います。

それでは、本題に入っていきたいと思います。生涯学習あるいは生涯教育という文言が、いつごろから一般的に使われ始めたのか定かではありませんが、この生涯学習という表現は、確実に地域社会の中に定着し、それを取り巻く環境も一歩一歩着実に整備されてきております。この傾向は、一人ひとりの日常生活に社会の進歩とともに少しずつ余裕が生まれ、一人ひとりの人生を生きがい豊かにすることに自覚をしました市民意識の高まりのあらわれだと思っています。

日野市は、この生涯学習の拠点となるはしりとも言うべき地域の自主的活動の援助を積極的に今日まで推し進めてまいりました。それが、げた履きでもあるいはエプロン姿でも気軽に利用できる距離に数多くの小集会所施設をつくり、市民自治と市民文化の拠点にするという地区センター構想でありました。これは、全国的に見ても、先駆的なコミュニティー政策であり、現在では、この地区センターが市内57カ所に設置するまでに至っております。しかし、多様化する中で、地区センター、入れ物はそろっていても、その入れ物が率直に申しまして、集会所的要素が根強く、コミュニティー、文化活動をするのにあるいは学習をするのに、プレーをするのに、そしてけいこをするのにも施設や教材、また器材がなく、それら必要なものはすべてを業者が運び込み用意をしなければ、何もできないというのが実態ではないでしょうか。

市民の皆さんが、生涯学習を追求し仲間との交流を深めコミュニティー活動をするのには、現施設、地区センターのみでは今日的市民要求のニーズにこたえられるものではありません。新しい地域社会は、さまざまなコミュニティー活動の積極的な展開によりまして、初めて創造されるものだと、私は思います。住みよい生活環境は、そこに住む人々の心のふれあいが感じられ、友愛と協力の輪を広げるためのコミュニティー、文化活動が活発に展開されることが望ましいと思います。コミュニティーづくりは、市民の皆さんがコミュニケーションを交わす機会をより多く提供し、行事などに気軽に参画できる市民相互の連帯の輪も広げる場が不可欠だと思います。そのような意味から、文化センターはコミュニティー、文化活動の機関施設としまして欠かせないものだと考えます。

これまでの総合文化センターに対します一般質問が何人かの議員さんにより、他市の例、例えば武蔵野市、三鷹市等を挙げられましてされてきたところであります。先日の研究会では、府中市の片町文化センターの話が出ましたので、府中市での文化センター

建設の足跡について、若干触れたいと思います。

昭和44年に府中市の総合計画が出されました。周辺地域における市民施設、つまり公民館、図書館、児童館、老人福祉館を併設した多目的施設の建設が盛り込まれ、文化センター構想が７館構想で推進されました。そして、２年後の昭和46年に白糸台文化センターが落成され、１年置きにつくられていきました。そして、昭和50年度に紅葉が丘、ここに７館目が建設されまして、７館構想が終了したわけであります。その後も53年、57年、58年、60年、61年、62年と計画的に建設をしており、61年度には地域センターを増改築しました文化センターを開設しております。話に出ました片町文化センターは、昭和62年に開館されております。地下１階、地上４階でして、敷地は938平米、建設面積は616平米の小規模的センターです。地下は、来館者の自転車が駐輪できるように120台分の駐輪場が設けられています。１階は子供たちの遊び場を提供する児童館、２階に上がりますと、老人福祉館がありまして、浴場や楽屋つき舞台、健康保持機器等々が設置され、お年寄りの団らんの場として親しまれております。３階に行きますと、いわゆる公民館となっておりまして、教養、学習の場、趣味、レクリエーションの場として利用されています。４階の図書館は、中央の図書館と直結し、各地区の図書館ともネットワークを組んでおりまして、希望の本を取り寄せてくれます。また、戸籍なり住民票など証明交付も行われておりまして、市役所の出張所的機能も備えている文化センターであります。

この片町の文化センターは、率直に申しまして、開館当初は複合的施設として縦割的な運営になりがちで、せっかくの施設も十分に市民に活用されない。住民の交流も希薄だったそうであります。そこで、府中市は、使用目的の異なる施設を文化センターとして機能的に、しかも効率的に運営して文化センターをもっと住民に活用してもらい、施設外の行事などをより多く実施することにより、地域におけるコミュニティー活動が拡充すること、そうなってこそ文化センターは住民に信頼され、親しみやすいコミュニティー活動の拠点になることを基本に、地味な努力を続ける中で徐々に利用者が高まっていったそうであります。

そこで、とりあえず３点だけ質問をさせていただきます。

西平山区画整理事業推進の中で、文化向上やコミュニケーションを図るために複合的文化施設建設の話を、地元の方々にされていますが、この建設の約束は履行できるのでしょうか。二つ目です。先ほど、府中市片町文化センターの内容を簡単に説明いたしました。西平山に建設しようとしている施設の規模、内容について考え方をお示しくださ

い。それから、この施設建設の着工、完了の時期を概略でお示しを願いたいと思います。以上、３点質問いたします。

○副議長（高橋徳次君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、質問に対してお答えしたいと思います。

１点目の複合的文化施設の建設の関係でございます。御承知のとおり、西平山の区画整理地域内につきましては、地域住民から既に請願が提出されております。もちろん、その請願の内容も審査され、採択されていることは十分承知しているわけでございますが、施設の建設に当たっては、まず区画整理事業の中で用地確保が第一条件になるわけでございます。先ほど、都市整備部長の方から、区画整理事業の促進の状況が話されましたが、もちろん、それと併用しての用地確保ということでございます。市としては、一定の、この地域に複合的文化施設を建設するということを基本にしておりますので、これは、ぜひ実現に努力していきたいということでございます。

なお、２点目、大きさ、内容について明らかにせよということでございますが、今お話ししましたとおり、用地確保が第一条件でございますので、まだ現状あるいは内容等についての検討には至っておりません。用地確保ができた時点、あるいは見通しがついた時点で地域の住民の要望あるいは庁内の関係部の調整等を含めながら、懇談会等の必要性も感じているところでございます。

なお、３点目は何年に完了するのかということでございます。全く今、お答えしたとおり、そこまでは具体化していないということで、完了年度は、今、明示することは当然できないわけでございますが、少なくとも平成６年から基本計画を向こう10年間予定しているわけでございます。よって、その中では今後関係部との調整を図りながら、基本計画にのせるべきだろうというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（高橋徳次君）　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　御回答ありがとうございました。ただいま、３点の質問に対しまして、それぞれ御回答があったのでありますけれども、率直に申し上げまして、非常に残念な回答だと、こう言わざるを得ません。特に、３項目については具体化していない、こういうふうなことなんですね。

それで、先ほども申しましたけれども、この運動が始まったのは、今から６年前です。この６年有余の運動の中で、総合文化センター建設実現の件は、区画整理事業絡みで進行していく問題と御理解をされていました地元の皆さんと関係者にとっては、現在、区画整理事業が具体的に進行していく段階で、やっとそのときが来たということで、大き

な期待を抱いて、きょうも傍聴に見えられております。しかし、今の部長の御回答では、関係者にとってあるいはきょう傍聴に見えられた方々にとって、大変大きな期待を裏切る内容であるものと、私は思っております。そこで、もう一度何点か質問をいたしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

区画整理事業を実施するに当たりまして、日野市が地元地権者の皆さんに配布した資料、西平山土地区画整理事業事業計画案という２枚つづりの資料がありました。その中に、区画整理事業とあわせて実現される施設として、ＪＲ西豊田駅開業、電気、ガス、上下水道等の供給処理施設の敷設、そして、その他の施設として、小学校と文化交流やコミュニケーションを図るために、複合的文化施設等を誘致しますと明記されています。本来、事業計画案などを説明する際、施設の概略説明があってもいいと思います。それが、今日になっても概略説明ができない。このことは、例えば仮称浅川公会堂や土地区画整理事業の進捗に難しさがあったとしても、余りにも誠意がないと思いますが、それについていかがお考えでしょうか。

再質問の２点目であります。今述べました区画整理事業とあわせて実現される施設の文言中、文書の中に複合的文化施設等の「等」という文字が入っております。この「等」とはどのような施設を意味するのか明らかにしていただきたいと思います。

それから、３点目であります。地権者の皆さんとの話し合いの中では、施設規模が3,000平米という数字が出ていると、私は聞いております。この3,000という数字は、地権者の皆さんの聞き違えなんでしょうか。それとも、そういった話が現実に説明会の中であったのでしょうか、そのことについてお伺いしたいと思います。

４点目です。行政の窓口としまして、以前は社会教育の方でこの問題は対応されておりました。今回、企画財政で担当ということになっておりますが、その変更された理由についてお伺いをしたいと思います。

それから、５点目です。これは、念押しになると思いますけれども、複合的文化施設の誘致は、約束どおり履行していただけるものと確認してもよろしいでしょうか。この５点について、お答えをいただきたいと思います。

○副議長（髙橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ちょっと御質問に対する回答の総括的な御説明の立場から、私から一言お答えをしておきたいと思います。

西平山に文化施設をつくる会という熱心な運動が恐らくもう６年にもなる以前から、我々に直接にいろいろな御提言なり要請なりをいただいてまいっております。当時、つ

まり区画整理とは無関係で、文化施設に行政施策の薄い西平山方面、一日も早くそのような施設がほしい、こういう御意図は、新しく定住をされた市民の方々がふえればふえるほど、切実な願いとして行政に求められるということは、当然の筋であるというふうに理解はいたしております。当時から、いずれ西平山地域に区画整理を行いますので、その際には、必要な用地を確保して、そして御要望にこたえることは、順序として一番具体性のある課題解決だというふうに考えますというふうにお答えをしてきたわけでありますが、区画整理とは別個にという意思も、かなり強い状況でございました。結論といたしまして、私どもが御理解をお願いをした区画整理事業の中で用地を確保し、また日野市内の今まで行ってまいっております区画整理事業と同列ということも大切でありますので、特に東京八王子バイパス、いわゆるバイパス路線が浅川の左岸に並行して走ることになるわけであります。一番東には万願寺区画整理、それから中央には豊田区画整理、西には西平山区画整理、こういう市施行の区画整理事業が並ぶわけでありますから、万願寺区画整理事業におきましても、約3,000平米の用地を、それから豊田の区画整理事業におきましても、事業計画の中に同程度の文化施設用地を、西平山にもまたそういう配慮のもとに文化施設用地を予定をしておる、こういうことでございまして、だんだんとまちづくりの進展に伴って整備が見通せるということは、もう言うまでもない対応というふうにお考えいただきたい、こう考えております。（「もっと総合的に物を考えなければだめですよ」と呼ぶ者あり）

したがいまして、今いよいよ区画整理事業に西平山地域においても入りましたので、その用地のもう設計も一応このあたりにということも、図面に載せて地域には説明会をやっておるという事情でございます。

用地が、つまり先行買収をした用地が、集中換地できれば一番いいわけでありますが、かなりの用地も買ってはありますが、なお足りなければ、当然保留地等でその必要面積を確保する、こういうことになるわけでございますので、全体といたしまして、年次はなかなか示しがたいわけでありますけど、規模としては、約3,000平米の土地に建ち得る可能性の施設として、あるいは事業の進行の状況によっての使用収益のできる年次として、また財政上の予算配当のできる時期ということも、当然大切でありますし、多少の前後は仮にあったといたしましても、必ずつくるという方向が現実に進んでおるということに全く確認をしていただける。地元でも、またそのように御理解をいただけておる、こういう状況でございますので、ちょっとなかなか年次が示しがたい、あるいは規模を示しがたいという点の不十分さは、まだ伴っておりますけど、なるべく近いうちに

そういう構想もきちんとまとめて明らかにしていきたい。そして、御納得をいただく大切な手だてにもしたい、こう考えております。

○副議長（高橋徳次君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　市長の方からお答えがありましたので、それ以外の分につきまして、私の方から答えたいと思います。

一つは、２点目の複合文化施設等という問題でございます。これは、もちろん請願の中にもいろいろ希望あるいは住民からの要望等もあるわけでございます。そういった部分を踏まえた中で、少なくとも関係部の調整が必要だろうというふうに、私ども思っております。まだ、その調整ができてない、庁内の調整がまだできてない。その上に立って、やはり皆さんの要望も聞いて具体化していきたいというふうに考えているわけでございます。

なお、面積の問題につきましては、既に市長の方からお答えされたとおりでございますので、一定の面積については3,000ということでございます。ただ、都市整備部長との協議の中では、その面積に応じて、用途地域の見直しがあるだろうということが、まず大きな条件になるわけでございます。よって、その用途地域の条件等の変更によっては、どれだけの容積率になるかというような問題も、一応我々としても考えざるを得ないというふうに、現状ではいます。

なお、過去には社会教育部で云々という話でございます。確かに社会教育部、都市整備部あるいは企画財政部、３部の中で、今後の問題については協議を、やはりする問題があるだろう、中心的に文化施設ということですので、これは社会教育部長の方で基本的な部分をやはり考えていただいて、前段の部分として私の方でお答えした。特にかえたということではなくして、用地を決めるとかそこの場所にというような意味で、私の方で答えさせてもらいました。以上でございます。

○副議長（高橋徳次君）　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　ありがとうございました。再々になると思いますけども、１点だけ質問させていただきたいと思います。

今の企画財政部長のお答えの中で、複合的文化施設等の「等」についての御説明がされました。これは、具体的には市側としての案は何もない。しかし、地元の方々のいろんな要望を聞く中で具体化していく、こういうふうな御答弁のように私理解しましたが、そのように理解していいのかどうか。もしそうであれば、この西平山の土地区画整理事業の資料の中に、言葉は非常に悪いかもしれませんが、うそが載っていた、こう言わざ

るを得ませんが、それは一体どうなんでしょうか。（「あんまり大ぶろしき広げない方がいい」と呼ぶ者あり）お願いします。

○副議長（高橋徳次君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　ちょっと私もその区画整理事業の中のパンフレットは見ておりませんけれども、やはり基本的には複合文化施設をつくるということで、市は方針を決めております。ただ、具体的な中身の中でその文化施設の中身が、どういったものが追加あるいは導入すべきかという議論の部分で申し上げたということでございます。基本的には、既に区画整理事業の中で発表しているとおり、基本はそういう考え方をもって進めていきたいというふうに思っております。

○副議長（高橋徳次君）　佐藤洋二君。

○9番（佐藤洋二君）　わかりました。

先日のいわゆる研究会の中では、参加された方々の中から、区画整理が進む中で、必ず建設される、こういうふうに理解されております。もっと極端に言えば、区画整理事業の完了間際になって文化センターが建設される、これでは約束が違う、こういうふうな話もございました。ぜひ、これから地元の方々ともよく話し合いをされまして、地元の方々の意向が酌まれるようにお願いいたしまして、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（高橋徳次君）　これをもって13の１、東・西平山地域に総合文化センターの建設をの質問を終わります。

一般質問13の２、東・西平山地域２ケ所の信号機の新設と改良についての通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

○9番（佐藤洋二君）　交番にきのうの交通事故、死者１名、負傷者13名といったようなボードが出ているのを皆さんも見たことがあると思います。この死者１名は、死者１名でないと否定をしましたならば、皆さんは１名は１名でありおかしいとおっしゃるでしょう。ところが、１名は１名でないのです。納得のいただける話を、これからいたします。

これは、ある新聞報道による情報でありますが、埼玉県の農家にあった交通事故であります。家族構成はおじいちゃん、おばあちゃん、母親、長男夫婦、高校３年生の次男の６人であります。事故を起こしたのは次男でした。友達はみんなバイクを持っている。持っていないのはおれだけで、肩身が狭い。バイクを買ってくれなければ、学校へ行かないと言い出しました。母親、兄が卒業するまで待つように説得しても、がんとして聞

きません。こんな対立が１週間も続いたので、見るに見かねた祖父が、非行に走ったら困ると貯金をしていた年金でバイクを買い与えてしまいました。次男は、喜んでバイクを乗り回し、３週間後に魔の日曜日がやってきます。友達を後ろに乗せて国道を暴走中、乗用車に正面衝突し、次男と乗用車の運転者が即死しました。バイクの友達は右目を失明、乗用車の助手席の女性は首の骨を折って全治６カ月の重症を負いました。死んだ人間も傷ついた人間ももとに戻らないとなれば、残るのはお金の問題であります。友達の両親からは7,500万円、乗用車の奥さんからは助手席の長女の分も含めて１億5,000万、合わせて２億2,500万円という巨額が、次男の母親と兄に請求されたわけであります。母親と兄は驚きながらも、かけがえのない人命が損なわれた以上、誠意をもって支払いたいと決心し、先祖伝来の田畑を売り払い、住居と土地を担保に銀行から融資を受け、親類からも借金をするなどしまして、２億円は何とか工面ができましたが、あとは働きながら返済することで示談が成立しました。

しかし、これですべてが解決したのでなく、大きな悲劇はその後から次々と起きてきます。まず、祖父がバイクを買ったのはわしの責任、死んでおわびをすると遺書を残して裏の納屋で首つり自殺します。このショックで祖母も寝込んでしまいました。そして、長男の妻の実家からは、仲人を通じて離婚の申し出があったのであります。

この事故の死者は２名ですが、残された家族は、死者よりももっと苦しみながら生きていかなくてはなりません。それを考えると、死者１名は決して１名でないことがおわかりだと思います。また、皆様もきっとこのような事故例を何件か聞き及んでいることと思います。

さて、交通安全対策の推進を図るため、政府は交通安全基本計画を５カ年ごとに策定をし、地方公共団体、関係民間団体等と一体となって交通安全に関する施策を推進してまいりました。その結果、道路交通においては、昭和45年に史上最悪の１万6,765人を記録した交通事故死傷者は、54年には8,466人とほぼ半数にまで減少をしました。これは、道路の整備を初め信号機、横断歩道など各種の交通安全施策等の拡充、整備が飛躍的に進んだことによるほか、交通安全教育や国民の安全に対する意識の高まりも大きな要因であると思います。しかし、その後、交通事故死者数は経済活動の活発化や国民の生活パターンの夜型化等に伴い、道路交通が量的拡大や質的変化を遂げたことを主因に、新聞等の資料によりますと、昭和63年には１万344人、平成元年１万1,086人、平成２年１万1,227人、平成３年も１万1,105人と４年連続で１万人を超える極めて厳しい状況となっています。

今後、交通事故の増加に歯どめをかけ、死傷者数を減少させていくためには、各種の安全対策を官民一体となって充実していくことはもちろんのこと、交通社会の参加者である私たち一人ひとりが現状の厳しい状況を十分に認識をして、交通事故防止への自覚を一層高めることが重要であります。

最初の質問をいたします。毎年、２月、３月の声を聞きますと、一日入園、一日入学を案内する幼稚園や小学校が出てきます。我が子を初めて入園入学させる親ともなれば、無事にここまで育てた喜びと、またその反面では、果たして１人で通園、通学ができるだろうか、よその子と集団生活ができるだろうかといった不安の入りまじったとても複雑な気持ちになるものであります。そして、不安の中には交通事故もあります。母親の子供のころは、車の少なかった道路が、今は車のラッシュであります。その中を無事に通えるだろうか、この心配は入園、入学が近づくにつれて深くなるだろうと思います。

今、滝合小に通学している児童の保護者より正門前横断歩道に信号機を設置してほしいという要望があります。この要望趣旨は、通学時間帯の車の増加と横断歩道手前での車両の停止がされていなくて危険であるというものであります。集団登校と交通事故の関係についての明確なデータは手元にありませんが、横断者と自動車のとまる台数を調査した資料、科学警察研究所の調べがあります。それによりますと、横断者がふえるにつれてドライバーの注意を引き、停車台数もふえることになっています。つまり、１人の横断者で停止する車は、100台中わずかに17.2台であります。２人の場合は31.8台、３人では37.7台、４人で半数を超える55.6台、５人では57.1台、６人以上が58.3台というようにデータは示しております。

一般質問の初日、旗野議員からもお話がありましたけれども、私は滝合小正門前横断歩道付近に２日間立ちまして、７時50分から８時30分までの40分間ですが調査をしてまいりました。２日間の調査の中で共通して言えることは、車の量が非常に多いこと、そして横断歩道で横断しようとしている児童がいるのに、その手前で停止する車がほとんどないということ。特にひどいと思ったのは、幼稚園の送迎バスでさえ停止しなかったことであります。長沼橋架け替え工事が終了し、交通量が増加することを想定しますと、このことはさらに顕著になっていくのではないでしょうか。

そうしますと、科学警察研究所のデータはどうなっていくのでしょうか。信号機設置について、市民のあるいは人の命を守る立場として、交通管理者にぜひ強くお願いをしていただきたいものであります。

質問の２であります。ＪＲ中央線をまたぎます豊田陸橋、この豊田陸橋を南下します

と、最初の信号機が三差路にあります。東平山三丁目１番と豊田三丁目19番付近です。かつての国鉄の木造宿舎があったところであります。比較的交通量が多く、朝のラッシュ時は信号待ちでかなり渋滞をします。したがいまして、南下をし右折する車両はなかなか動けません。青から黄色に変わる何秒かの時間で右折しますが、右折し損ねた車両は、赤になっても何台かが右折を繰り返します。反対側の信号はとっくに青になっており、先頭の車両は既に発進をし、正面衝突がいつ起きても決して不思議でない状態であります。所轄署からいただいた交通人身事故発生状況、平成４年ですが、この表を見ましても、ここで９件事故が起きていることがわかります。事故を未然に防止することからも、ぜひ右折用の信号機に改良していただきたいことを交通管理者にお願いしていただきたいと思いますが、この質問よろしくお願いします。

○副議長（高橋徳次君）　佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは、まず第１点目の方につきまして、私の方からお答え申し上げます。

滝合小学校前の横断歩道に信号機をということでございます。長沼橋が、御承知のとおり平成６年度開通を、今予定をいたしております。それで、地元からもいろいろと要望が出されております。これを踏まえまして、現在、区画整理の方といたしましては、日野警察、それから警視庁交通課と地元要望の中で特に多いこの信号機の設置について協議を、現在もう進めております。３月の９日に、一応現地踏査も行われている状況でございます。できるだけ早く設置されるよう鋭意努力してまいりたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　２点目の信号機の件でございます。

御指摘の場所は、都道155号線を旭が丘方面からＪＲ中央線の陸橋を、約300メートルほど下った地点、東平山三丁目１番地先Ｔ字路の交差点であります。この交差点の信号機の設置は、昭和55年に設置されております。右折レーンが平成元年11月の設置であります。平成４年において、この地点で周辺の事故は、今９件とおっしゃられましたが、それに近い数字が手元の数字で載っております。交通安全のため、当然確保しなければならない問題であります。私どもとしても、事故防止のために交通管理者に対して強く要望してまいりたいと思います。以上です。

○副議長（高橋徳次君）　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　現場のことをよく理解されて、それに伴う要望を交通管理者に上げていくという御回答をいただきました。ありがとうございました。

先ほどの御答弁の中でも触れられておりましたけれども、来年度に長沼橋の架け替え工事が終了をいたします。この工事が完了しますと、さらに車の量が増加することは明らかであります。私は、この一般質問を取り上げるに当たりまして、「調査なくして要求なし」という言葉がありますが、先ほども述べましたとおり、滝合小の正門前に立ちまして現地調査を行ってまいりました。（「偉い、御苦労さん」と呼ぶ者あり）わずか40分間という少ない時間でありましたけれども、車両の流れと横断歩道を渡ろうとしているときの車両の停止状況を見ますと、普通車がこの２日間の平均値で140台、軽車両が31台、トラックが11台、バイク、自動二輪が13台、そして自転車が10台、計205台の車両の往来があったわけであります。これは、かなりの車両の流れであります。幸いにも、この間事故がなかったということでよかったわけでありますけれども、これから交通量がさらにふえていくという中で、転ばぬ先のつえではありませんけれども、ぜひ事故を未然に防ぐという立場の中から、交通管理者に強く信号機新設あるいは信号機改良のお願いをしていただきたいと思います。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（高橋徳次君）　これをもって13の２、東・西平山地域２ケ所の信号機新設と改良についての質問を終わります。

一般質問14の１、指導要録の全面開示（川崎市）についての教育委員会の見解を問うの通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

〔22番議員　登壇〕

○22番（夏井明男君）　第１問目が指導要録の全面開示の問題ですが、２問、３問とも非常に密接をした関係があるんですが、一つ一つ表題を設けまして質問をさせていただきます。

指導要録の開示の問題は、情報公開制度ができ上がって個人情報の解除を求める必要性が非常に強くなってきているという状況の中で、さらに教育現場の生徒、父兄、先生との信頼関係の揺らぎという側面からもとらえることができるかと思いますが、そういう観点から、この問題を取り上げさせていただきたいと思います。

一番近くは今月の10日に相模原市で「日の丸」「君が代」問題ということで、職員会議録の公開ということがございました。また、昨年の12月24日には、神奈川県の大和市で公文書の公開審査会で、いわゆる「日の丸」「君が代」の職員会議録についての公開の答申がなされました。今月の１月28日に職員会で会議録の公開の決定を見たという状

況があります。

それから、町田市では、いわゆる体罰の報告書の公開、非公開をめぐってこの問題が起きております。1992年の９月24日に公開の請求が教育委員会になされ、教育委員会としては、非公開あるいは不存在の通知を出して否定をいたしました。それに対して、同じく10月19日に行政不服審査法に基づく不服申し立てを行っているという状況があります。さらに、教科書の選定過程の資料をめぐりまして、同じく町田市で1991年の11月に市の情報公開条例に基づいての請求がなされ、教育委員会としての却下という状況がありました。それに対して1992年の１月に審査請求がなされまして、その年の12月、約11カ月後ですが、12月25日に市の情報公開、個人情報保護審査会でそれを認めるという答申がなされ、限定つきでありますが、学校案についての公開を認めた経緯があります。

さらに、これは非常に深刻な話でありますが、町田市ですけれども、いわゆる女子中学生の生徒13歳でしたが、自殺のケースをめぐりまして、生徒の作文が公文書か私文書かということで賑わしたとこであります。1991年の９月１日に事件が発生をし、1992年の11月末に、両親が市の個人情報保護条例に基づきまして開示請求を行っております。これに対して、市の教育委員会は、一つの根拠としては公文書であるが非公開というふうな決定がなされました。その後、この理由を撤回をしまして、私文書であるということで門前払いの決定をしたわけであります。これに対して、両親が市の審査会への申し立てを出しましたけれども、市の審査会でも非開示の決定をしている。それに対して、東京地裁に提訴をいたしまして、非開示の処分の取り消しの訴訟がなされているという状況があります。この問題を踏まえまして、町田市では1993年の２月５日に、教育情報公開の問題についての広く市民から、この状況に対してどういうふうにあったらいいのかということで、公聴会の決定が２月23日行われるということで、なされた経緯があるわけであります。

この事件をめぐりまして、町田市では1991年の平成３年には109件の開示請求がなされ、1992年の平成４年12月までの統計ですが、131件の開示の請求がなされております。主に教育関係が多いわけであります。

そこで、こういうふうな時代背景をもとにして、いわゆる指導要録の全面開示の問題も密接に結びついているわけですが、指導要録の全面開示につきましては、1992年の６月12日に、大阪府の箕面市の教育委員会が全面開示の答申を受けて全面開示をいたしました。このケースは、大学生が自己本人の内容についての開示請求を教育委員会に出し、教育委員会が部分開示を決定を見て、それに対して異議申し立てをしたという経緯があっ

たわけであります。

全国的に大きな報道を見ました川崎市の教育委員会の1993年の２月６日の全面開示の決定が、大きく報道されたところであります。この背景も、個人情報保護条例に基づきまして、その２年前1991年の１月から11月までに、指導要録に関しての不服申し立てが９件あったわけであります。これを背景にして、川崎市の教育委員会は審査会に諮問をしたところであります。その諮問に対して、審査会は1992年の10月に開示をしなさいという答申がなされた。それに基づいてのさきの教育委員会の決定でありました。

それから、町田市におきましても、これと前後するわけですが、1992年の１月に市の個人情報保護条例に基づきまして、在校生、高校３年生の生徒が指導要録の全面開示を求めたケースであります。これに対して、やはり教育委員会は学籍欄、それ以外は非開示であるという決定をいたしました。これに対して、この高校生は不服申し立てを審査会に出したとこであります。教育委員会は、審査会に諮問をなして、その審査会の決定として、10月に所見欄を除いて開示すべきであるという答申を教育委員会に出し、教育委員会はその答申どおりに決定をしたという経緯でありました。

非常にケースとしてはさまざまなケースで、具体的な事例で出ておりますから、審査会の審査内容につきましても、一律にこうだというふうな基準は出てこないかと思います。それを十分承知した上で、日野市の状況をお聞きするわけであります。

現在こういうふうな状況がありますが、日野市では、今私は指導要録の問題として取り上げておりますが、情報公開ということで広く間口を広げてみて、このような問題が日野市の教育委員会にはあるのかないのか。あれば、どういうふうなケースとしてあるのか、一般論として結構ですが、その辺の状況を教えていただきたいというふうに思います。

第２点目は、全面開示の必要性と、その全面開示をすることによって、これからの教育現場におけるさまざまな問題、それに対する対処等、非常に研究をされていると思いますが、その辺の見解を賜りたいと思います。以上です。

○副議長（高橋徳次君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　私の方からお答え申し上げます。

今、夏井議員さんの方から出されました指導要録の全面開示という問題につきましては、確かにここ１両年、全国各地でその要求等が広がっておりまして、その背景には、夏井議員さんが御指摘されたとおり、教育に対する価値観の多様化から来る不信感、そういうものが根強く存在しているというように受け取れる面も多々ございます。

御質問の第１点にあります日野市では、こういう状況の存在があるのかないのか。幸いなことでございますけれど、現在まで日野市では指導要録の開示請求とか、こういう形での住民請求というものは、教育委員会の方に出されておりません。

それから、全面開示の必要性という問題等にかかわってまいりますけれど、先ほど申し上げましたように、全国各地でこういう開示要求が多くなってきている中で、文部省では、この動きに対しまして、指導要録等はあくまで個人情報であるので、その公開については慎重であるべきことを全国都道府県の教育委員会の方に要請してきております。

日野市では、昭和61年の10月に、日野市情報公開条例というのが制定されておりまして、市民の知る権利、これの保障ということを打ち出されておりますが、その中に個人に関する情報はみだりに公開することのないよう最大限の配慮を払うようううたっております。この市の情報公開の条例が制定された直後、日野市の小・中学校長会、これはこの情報公開の条例の内容に基づきまして、現在、学校情報――学校情報として公開できるものの内規を定めまして、公開するということを前提にしながら、各種資料の整備、そういうものを行っております。ただ、その中で、先ほど出ております指導要録とかあるいは個人調査書、こういうような観点の児童生徒の直接的個人のプライバシー等にもかかわってまいります問題については公開しないという前提に立って、内容をまとめているというのが現状でございます。

先ほど申し上げましたように、今まで日野市では、そういう関係の開示要求等が出されておりませんけれど、今後そのような、もしケースが起きた場合どう対応するかという問題等でございますけれど、この条例の中にも確かに情報公開審査会等の設営等も設けられておりまして、各市で起きておりますように、日野市情報公開審査会等にそういうケースの中で大変内容が複雑になってくる、そういうようなケースにつきましては審査会に諮問をして、その答申を受けて対応していく、そういうのが一番妥当なのではないか、そんなように考えています。

いずれにいたしましても、これから先、市民の方々の知る権利という問題と絡めて、いろいろな意味からの開示要求等も出てくる可能性も十分ございますし、冒頭申し上げましたように、いわゆる学校と家庭、あるいは学校と生徒、そういうものの信頼関係というものが、一番やはり根本に据えられるべき性格のものであるという観点に立ちまして学校教育を推進していきたい、こう考えております。以上です。

○副議長（高橋徳次君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今、教育長の方から御答弁をいただきましたけれども、幸いな

ことにというお話がありましたけれども、そこに幸いなことに請求がないということで、私も同じような考えを持っておりますけれども、この制度がかなり浸透して理解をされてきますと、いずれにしても、私は日野市の教育委員会でも同じことが起きてくるだろうというふうに思います。今のお話ですと、どういうどこの辺の場面までが公開ができるのか、内規で詰めていらっしゃるというお話ですが、最終的には、個人情報との接点が重要な要素になってくると思います。一面から言えば、指導要録の中に先生が自由に書けなくなるとか要録としての目的が果たせるのか、現場の先生方の戸惑いも大きいようでありますけれども、教育長がおっしゃったケースごとにそこで教育委員会としての考えを決定するのではなくて、審査会の方に諮問をして、それを受けてしていくという態度は、私もそうあっていただきたいというふうに思います。

この問題につきましては、この程度に現実的にはなるのかもしれませんが、やはり見方を変えますと、教育現場の先生と生徒との信頼関係ですとか、両親との先生との信頼関係が、非常にいろいろなケースで増幅をしてきたときに出てくるケースというのも、実際あるわけです。そこの信頼関係を築くものはさまざまなことでで き上がっているわけですが、大半は信頼関係の中で進んでいるわけですけれども、ときには、そういうふうなことで、ということで出てくるかと思います。私も前に先生と生徒、父兄との間で、一度信頼関係が崩れるともう取り返しがつかないんだ、どうも済みませんでしたということでは終わらなくて、その子供の生涯にもずっとその影響はあるし、親が先生に対して一つの物の見方をしてしまうと、どうしてもそのまんまで学校生活が終わってしまうというそういう場面が多いわけです。

そういう点から、前にもいわゆる教師の政治活動、公務員としての政治活動の規制の問題を教育長に質問いたしましたけども、やはり非常に大きな信頼関係の要素として、崩れる要因としては、やはり政治的な対立を教育現場の中に、その先生にとってはその信念が正しいということで、情熱の余りなるんでしょうが、そういう展開をされる場面が、結構選挙の近くになると出てきています。選挙がないときにもそういうふうな状態がある。これはやはり非常に深刻な話でして、先生に対しては、その辺の自制心といいますか、自分の持っている将来の職場を政治的なレベルで壊すような行動は、この深刻さの話からいっても慎重でなければいけないと思うんですね。

前にも、本会議でありましたけど、ある先生が「地獄へ行け」とかそんなような葉書を対立する立場の者に出してみたり、要するにもう憎悪の世界で展開をするようになる。これが、一つ学校の中で広まってくると、その先生が信条としている反対の立場といい

ますか、違う立場の父兄、生徒にしてもいや応なしにそこにそういう問題が入ってきてしまう。例えば、具体的にいえば内申書がうちの子供は悪い。あの先生からにらまれている。あの先生は、どうも日ごろからいうと、自分たちのあれとは違う。だから、そうではないかというのが、現実に声として上がっています。ですから、その辺は、教育の現場を預かる先生の信条としても、自分の政治信条とかもあるでしょうが、それ以上に優先すべきは、教育の現場の先生と生徒、両親との信頼関係ですから、その辺の価値観は教育者としては堅持をするようなことを厳然とやっていただきたい。これは、一つ信頼関係を壊す大きな根っこになっている部分ですから、それに対する作業というものは継続的に行っていただきたいし厳しくしていただきたい、そういうふうに思います。

これは何回か角度を変えてお聞きしたところでありますが、教育長のその辺の全面開示に、今の幸いにもないということで、私も幸いにもないということの考えは、そういうふうに思っていますが、やはりそれには周辺の日ごろの信頼関係というものが非常に大事だなということで、その辺の作業を教育委員会、教育長として決意といいますか、その辺の基本的な考え方を再度お聞きしたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　今、夏井議員さんの方から御質問のあった問題等につきましては、何回か本会議場でも取り上げられ、その都度、お答えもしてきておりますけれど、教師の政治活動、この問題につきましては、教育公務員特例法という法律の中で規制されておりまして、当然一般的な公職選挙法という選挙関係の規制を伴う法律とは別個にございますので、この教育公務員特例法に基づいた対処の仕方、こういうものにつきましては、選挙の事前にはその都度各学校の方には指示をしてございますし、そういう観点に立ちまして、特に父兄からいろいろな意味で、教師の政治活動という問題につきまして疑義を持たれるような観点のないような指導、これは続けてまいりたいと思っております。

○副議長（高橋徳次君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　私も先生の政治活動とか政治信条とか否定することは毛頭ありませんし、できれば多く認めるべきである。しかし、教師としてのそこから出てくる本質的なものがあるわけですから、それに対する信頼を内部から崩すようなそういうものに対しては、周知徹底をするということだけではなくて、１件でもそういうことがあれば、すぐに罰するとかなんとかということではなくて、教育長の方が直接に出向いて、その辺の話はしていただきたい。ただ、通知を出して、たまたま今回は少しケースとし

ては少なかったなというふうな程度の受けとめ方では、私はいけないと思いますので、その辺をお願いしたいと思います。

最後にくどくなりますが、全面開示の請求が多くあるということは、私は決して好ましいことではないというふうに思います。そのための日常の信頼関係を築くような作業については、これからかなり必要になってまいりますので、ぜひその努力を意識して進めていただきたいということを希望しまして、この質問を終わります。

○副議長（高橋徳次君）　これをもって14の１、指導要録の全面開示（川崎市）についての教育委員会の見解を問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋徳次君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時43分　休憩

午後１時10分　再開

○副議長（高橋徳次君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問14の２、業者テスト禁止のゆくえ――中学の進路指導に関連して――の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○22番（夏井明男君）　質問をさせていただきます。この問題は、近年急速に問題提起をされて、来年からこのような方向、いわゆる業者テストを廃止をするという動きで大枠としては進んでいるようでありますが、具体的にどういうふうになってくるのか、旧来の日野市の状況、これからの現場への対応等を中心にしながらお聞きしたいと思います。

ことしの１月に文部省の高等教育改革推進会議の報告書が出まして、そこで、いわゆる業者テストを使わない。進路指導と、また私立高等学校への推薦入学等への判断材料に使わないとか、さまざまな目的でこの点について言われておりますが、その辺の内容であります。これを受けまして２月22日に、東京都の教育委員会に文部省は、中学校の業者テストについての事実上禁止、廃止について通達を出しているわけであります。そのときの報道もありましたが、昨日、新聞の記事ですが、10日に文部省と各都道府県の教育委員会の合同会議が開かれて、業者テストの追放を文部省は迫ったということであります。その中で、各県の教育委員会の対応について、さまざまな問題が出たというふうに報道されております。現場の混乱が、かなり予測されるような記事になっておりま

すが、その辺を踏まえまして、この対応について、既に教育委員会の方でも考えていらっしゃると思いますけれども、現実に、中学校の子供を持っている親にとっては、大変関心の高いところでありますので、現状の段階での率直なお話を承りたいと思います。

その前提としまして、いわゆる日野市内の公立中学校での業者テストの今までの利用状況、現状ですね、その辺の実態を明らかにしていただきたいというのが１点であります。特に疑問に思いますのは、いわゆる業者の行うテストですから、当然代金を支払うわけですけれども、業者テストを受けない子供たちも、私は中にいると思うんですけれども、そういう子供たちの扱いをどういうふうにしたのかなというのが、ちょっとわき道の問題ですが、疑問に前から思っていた点ですので、その辺も教えていただきたいと思います、それが第１点であります。実態の公表であります。

それから、第２点目は文部省からのお願いといいますか、各教育委員会の独立性は尊重することになっていますが、文部省の考えは考えとして、日野市の教育委員会として、業者テストの問題をどういうふうに考えておられるのか。文部省の通達があるのでやるというふうなことなのか。確かに、そういうふうな弊害がある。弊害は、どういう点で出ているのか。むしろ現場の先生とか生徒から見ますと、特に先生の心情としては、自分の受け持っている子供たちが、なるべく浪人をしないでといいますか、一人の不合格者を出さないようにしていきたいという先生の気持ちもあるわけで、その辺のことにどういうふうにこれから対応するのか。いわゆる業者テストがなくても、その辺のことが十分対応ができるのかどうかお話を承りたいと思います。以上です。

○副議長（高橋徳次君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。

今、夏井議員さんの方から御質問のありました業者テストの問題でございますけれど、まず日野市内の利用状況はどうかという御質問でございますけれど、これは市内８校の全中学校が実施をしております。１年生、２年生は、大体組み替え等の資料にするということで、年度末に１回程度この業者テストを実施しているだけでございますけれど、３年生は高校受験と絡みまして、大体年数回この業者テストを実施している。先ほど出ました料金の問題でございますけれど、確かに１回のテスト料金が2,200円というような形で、これは本人の負担になっております。ただ、いろいろ生活保護家庭等の子供さんたちもいますので、そういう数につきましては、業者の方のサービスみたいな形で、一応全員が対象で行われている、そんなような状況でございます。

出されてきます内容につきましては、主として高校受験の際の進路指導の目安あるい

は私立高校の推薦相談資料、そんなような形で３年生の場合には扱われているというのが現状でございます。

こういう状況の中で、今回文部省の方から大変強い指導が行われているわけでございますけれど、文部省も今までも何回か入試準備教育の是正ということで、通達を出してきているわけです。昭和51年、昭和58年と同じような通達を文部省の方では、入試準備教育の是正ということで出してきているんですけれど、さっぱり改まらない。今回、その内容を具体的に業者テストという形で絞って、この業者テストを平成５年の入試からは、ですから来年の入試から追放するんだ、こういう内容で、大変厳しい内容での通達が出されてきております。確かに教育本来の観点からいきますと、文部省の言っておりますこと自体が正論でありまして、学校教育の本来の目的という面からいけば、その生涯学習の基礎になるような知・徳・体の調和のとれた指導、そういうものが必要な中で、どちらかといいますと、受験産業という観点も含めて業者テストに振り回されている教育といっては語弊があるかもしれませんけれど、偏差値至上主義みたいな状況で、業者テストで出てくる内容によって、高等学校の割り振りまで決められるというような、こういう内容が全国的に蔓延してしまっている、そういう面もございまして、今回のような強い指導になって出てきた、こういうように解釈しております。

この問題なんですけれど、確かに一地区あるいは一中学校というような形で解決できるような内容の問題ではございませんし、高校入試という性格とも絡んでいるわけでございますので、東京都を中心に全都の市町村の教育委員会で協議機関を設けて、その中でこの対応について検討しているというのが現状でございます。

内容的には、高等学校の情報というものをどんな形で進学する子供たちに提供できるような方策をとったらいいか。いわゆる高校の特色というものをどんな形で、子供たちに提示できるか。それから、実力テストのあり方というもの自体につきましても、生徒の特性というものを多面的にとらえられるような方向づけといいますか、そういうものができないかというような形で、単に知育偏重といいますか、知識だけでなく多面的に子供たちの特性というものをとらえられるような、そういう手だてといいますか、そういうものがとれないかとか、あるいは進路指導の手引書、こういうものをやはり全都的にまとめて、受験生あるいはその家庭に差し上げられるような方向づけ、そんなものを考えているような状況でございます。

この次の夏井議員さんの御質問とも若干絡んでくるわけなんですけれど、高校の入試制度というのが、来年度の試験から相当大きく変わってくる内容等もございまして、将

来のあるべき姿という方向の中で、いわゆる高校の特色とかあるいは生徒の個性、そういうものが生かされるような教育というもの、こういうものを十分理解した上での進路指導というものをやっていかなくてはいけないんではないか、そんなような点で各区市ともいろいろ意見を出し合いながら、来年度へ向けての準備をやっているという現状で、東京都の方は５月の末までには、それについての一定の方向づけを出して提示できるような形にしたい、そんな状況で推移しているということでございます。

○副議長（高橋徳次君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今のお話ですと、一市の単位で対応できる問題ではない。東京都全体で――東京都よりももっと広がるのかもしれませんが、一応東京都の全体で進めていく問題である。特に入試改革の受験の機会の地域も広がってくるということですから、当然中学校の中間試験とか期末試験のテスト結果が、即高校入試への進路指導の判断材料といいますかアドバイス材料というか、そういうこととしては客観性が低いわけですから、より多くの子供たちが希望がより達成ができるようにという観点から考えれば、今おっしゃったようなことになると思うんですけども、そうしますと、一応来年の入試のときには当然そうですが、特に３年生になりますと、業者テストが年何回ですか、４回ぐらい行われていると思うんですが、特に今、これから組みかえやなんかが、もう新学期で起きてくるわけで、それで中学校の２月から３月の間の時点で、いわゆる業者テストが、従来ですと行われてきたわけですけども、今回はそれを今の時点でもやっていないというふうになったのか。その後、従来ですと、３年生に対してはそれ以降に何回か業者テストがいろんな会場を借りてやってきたわけですが、それもやらない――やらない方向で今進んでいるということで理解していいのかどうか。

それにかわるものというものは、今考えられないというのが、現状のお答えのようですが、そうすると、来年の高校受験生の子供たちは、中間試験とか期末試験、学校でやっているそういうテストですね、そういうものを資料にして、先生方は進路指導の対応に当たる、こういうふうな形になるというふうに理解をしているんですが、そのように理解してよろしいかどうかお答え願いたいと思うんですが。

○副議長（高橋徳次君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。

まず、来年度の組みかえ等の資料として、今までは、年度末に１年生２年生あたりも１回業者テストというものをやっていたわけですけれど、それはもう全面的に中止しておりますので、当然組みかえの資料としては、学校自体でやっております中間テストあ

るいは期末テスト、そういうものによっての資料があるわけでございますから、そういうものを学校内で行われるテストというものを、資料として組みかえ等は十分できると思っております。ただ、業者テストというのは、先ほど申し上げましたように全都的な状況での分布やなんかを出してきておりますし、また、第７学区ですと第７学区というその状況の中でも各中学校、ですから他校ですね、他地区の中学校、これとの状況等も全体的に内容として把握できるような形でとらえられているので、広域的にそのテストに参加している地域あるいは学校が多いわけですから、そういう中から出る客観的な偏差値というものを対象にしながらやってきていた。

それが、先ほど申し上げたような状況で、偏差値至上教育みたいな方向にややもすれば偏って、現在の中学校教育をある面ではゆがめている状況もあるわけでございまして、それが業者テストが廃止されるという状況の中での、来年度高校を受験する際にどんな基準で高校を選んだらいいのかというような内容につきましては、これは各学校それぞれ自分のところで持っております子供たちのテストの結果というものにつきましては、学校内では子供の力というものは掌握できるわけですし、それとあわせて新しい進路の方向として、必ずしもそういう観点での成績評価だけでなくて、もっと多面的に先ほど申したように、子供たちの特性、いわゆるスポーツだとか文化活動だとか、あるいはボランティア活動だとか、いろんな面での子供たちの特性というものを成績の評価の観点の中にとらえながら、受験をできるような方向づけを目指しているという状況でございまして、ですから、高等学校そのものの状況からいって、偏差値によって輪切りにして、この偏差値を持っている子供はここの高校、それからこの程度の偏差値の子供はここの高校というような形で、本人の個性とか意思とは全然関係なく学校を選定するよりも、やはり受験しようとする高等学校の特色だとかそういうものを十分学校としては調査して、そういうものが、やっぱり学校選択、高等学校を選択する一つの目安に示せるような体制というものをつくり上げていかなくてはいけないんじゃないか、そんなところから、この業者テストを廃止した中での、先ほど申し上げました進路指導の対策委員会等の中でも、全都的にいろいろそういう資料等を出し合いながら対応を考えていきたい、こんな状況なんでございます。

○副議長（高橋徳次君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　入試改革が具体的に始まっていくのが、平成６年からというふうに聞いているわけですけども、今、教育長がお話しいただいた偏差値によって子供を輪切りにした形でやっていく制度が、今現実にことしもそれで終わったわけですけども、

それは、そういうことであってはいけないということで、いわゆる高校入試改革案も、その一面を含んで出てきていると思うんですが、そうしますと、今のお話ですと業者テストは本年度はやらない、それは使わないということで、それを東京都の教育委員会とも、また他市の方とも相談をしながら、なるべくスムーズに移行するようにということで、今苦慮されているところだと思うんですが、率直に申し上げて、文部省の方では、今のお話ですと、既に入試準備教育の是正ということで、昭和51年、58年に直しなさいよ、もう少し考えなさいよというふうに出しているわけですが、ここで文部省が強行に、もう即時業者テストを廃止、禁止というふうな打ち出しをしてきているには、それでも乗り越えていけるんだという代案といいますか、自信が文部省の方に実際あるんでしょうかね。その辺、何もなくて禁止だから禁止だ。本来、そういうものなんだということで、ぼんとそうやってきているというふうにとらえていいのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

○副議長（高橋徳次君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　東京都には約200ほど私立高校等もございまして、公立の高等学校につきましては、東京都の教育委員会の管理下にあるということもありまして、あるいは今言ったような方向づけでぴしっと制度が確立すれば、その制度に基づいて対応していくという手だてがとれると思いますけれど、例えば、本年度大変問題になりました学校５日制の問題等につきましても、私立の中学校、高等学校の中では、年度の途中からの実施というのは難しいというような状況等も含まれて、必ずしも国でこう決まったからこういう方向でというところまでは対応できない、そういう私学特殊のいろんな考え方が当然出てくるわけで、その点につきましては、文部省、どの辺の確信をもって、そういう強硬な通達を出してきているのかということは、私の方では推測の余地を出ないわけなんですけれど、確かに教育委員会だけでなくて、それぞれの都道府県の知事ですね、これは私学の方の関係は、いわゆる総務部の学事部の方でやってますから、そんなような形で、それぞれの都道府県知事にも同じような状況での通達を出しているという現状でございます。

ただ、私学の方からそういう点についての、例えば偏差値等を求められても公立の学校の方では、それを提供してはならない。また、逆に高等学校は、そういう偏差値を学校に求めるような行為があってはならない。とにかく教職員は、これに全く学校を会場として提供するとかあるいは試験の監督官になるとか、そういうこと一切を含めて全部まかりならぬというような状況での内容でございますので、相当の決意をもって対処し

たいという、その姿勢であることだけは確実だと思うんです。

○副議長（高橋徳次君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　これは日野市だけの問題ではなくて、非常にこれからどういうふうにしていくか難しい問題だと思いますが、一言、業者テストが廃止になると、中間試験とか期末試験のテストの結果を重視するような形に、どうしてもいかざるを得ない。そうしますと、中間試験とか期末試験の本来の趣旨は、それまでに勉強したことが、本当に子供たちが理解できているんだろうかどうだろうかという理解の進度を教える側の方が知るためにやる試験であって、それが、要するに結果的にしても高校入試への大きな影響力を持つ形になってきますと、逆に中間試験とか期末試験が業者テストにかわるような雰囲気のような試験にならざるを得ない。そうでなくても、３年の２学期の試験までが、いわゆる内申書の云々ということが、お母さん方からかなり言われていて、それまではとにかく一生懸命勉強してというぐらいになっている現状があるわけですけども、それをカバーするという言い方はおかしいんでしょうが、業者テストが補充的に入ってきている。むしろ、それが前面に出てきている。それによって、中間試験、期末試験が高校入試の材料といいますか、前面に押し出すような形にならないということですから、子供にとっては、非常にそこのところがきちっとしていませんと、まさに学校が、むしろ塾化への加速度を増していく形になるだろうということを非常に懸念されるんで、その辺、当然教育長の方は現場を踏んでこられていますので、私以上に深刻にその辺は御理解いただいていると思うんですが、できるだけお子さん方とか父兄の不安にならないようなといいますか、そういうふうな努力をしていただきたいというふうに希望しまして、この質問を終わります。

○副議長（高橋徳次君）　これをもって14の２、業者テスト禁止のゆくえ――中学の進路指導に関連して――の質問を終わります。

一般質問14の３、教育現場の現状を問う――高校入試改革と関連して――の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○22番（夏井明男君）　この問題につきましては、前回の議会で質問をさせていただいたとこですが、時間の関係上不十分でありましたので、もう少しお尋ねをしたいということで出させていただきました。

先ほど、前回の質問の中での教育長の答弁の中で、生徒の個性にあわせた、いわゆる知識中心的なものから生徒の個性にあわせたような形ということでお話があったわけですが、前回の教育長のお話でも、いわゆる都立高校の入学者選抜制度検討委員会の報告

書ということで、その報告書を踏まえた話もさせていただきましたが、おおむね高校入試改革、平成６年に向けての入試改革案については、賛成であるというふうな意向のお話があったように記憶をしています。実際に、そういう作業として、今やられているわけですけども、これは具体的に子供の立場に立って、どういうふうに変化をするのか、いわゆるほかの学区も受けられますよ、２割ぐらいの人は大勢いいですよとか、現場を預かっている先生方からは、この入試改革案というのは、決して子供のためにならない。ある意味では、要するに競争をもっと激しくするものになるとか、いわゆる昔の名門校の復活をするものであるとか、心配の声も上がっているわけですけども、その中で、これに対しては反対であるという意見も聞くわけですが、大方の体制は、むしろ内申書をうちの学校は全くいいですよ、それは評価しません、まさに試験の結果100％で、それで全部やりますという学校もある。うちの学校は内申書と、いわゆる高校の試験のテストの両方を勘案をして採用する学校ですよ。うちの学校は内申書をもう大変重視するとこですよとか、そういうふうなバラエティーに富んだような形があるわけですね。

一つあるのは、今これはいいんではないかなというふうに個人的に思っていることですが、例えば日ごろ先生と相性が合わなくて、それだけではないでしょうけども、どうも内申書が悪い。業者テストでは成績がいいんだけれども、内申書が悪い。内申書が悪いから、ここしか行けませんよ。あの先生はうちの子供に怨みでもあるのでしょうか、極端にそういう話も少ないですけどあります。うちの学校は公立高校の中でも、内申書というものは一切重視しませんというふうな制度の学校があれば、内申書が悪くても、その子はそこの高校を受けることができるということで、そういうふうな子供にとっては、この入試改革制度というのは、一つの道だなというふうに理解する点なんですけども、平成６年からという改革になりますと、いわゆる生徒の立場に立って従来とどういうふうに違いが出てくるのか、その辺のお話をぜひお聞きをしたいというふうに思います。

○副議長（高橋徳次君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　答申が出されまして、それをもとに現在、東京都の教育委員会の方では、これは都立学校だけでございますけれど、その入試の対応について検討し、間もなく東京都の教育委員会としての正式の決定がおりてくるような状況になると思いますけれど、内容的に平成６年度の入学生から取り上げたいという方向で進められております内容というのは、今までのグループ合同選抜というものから、単独選抜方式に変えたい。ですから、受験生が私は南多摩高校を受験したいんだとか、私は立川高校を受

験したいんだとか、そういうグループの中のあれをするんでなくて、学校そのものを受験生本人が選んで試験に臨む、そういう点が大きく変わってきている一つです。

それから、学力検査の内容につきまして、これを今までは５教科、とにかく試験の対象として取り上げていたんですけれど、弾力的に運営したい。ですから、高等学校の状況に応じて３教科から５教科の範囲の中で、どの教科をうちの学校の試験科目としてやるか、それは高等学校側で決定して差しつかえない。それから、高校によっては必要に応じて実技検査等も実施する、あるいは面接等も高校入試の内容の中に取り上げる、そういう面につきましては、受け入れ側の高等学校の主体性といいますか自主性というものを、相当尊重した弾力的な運営が行われているということ。

それから、志望校を選択する幅が非常に大きく拡大したということ。今、東京都の場合、グループ選抜、合同選抜という形で、全都を10学区に分けているわけですけれど、日野市の場合は第７学区ということに入るわけですけれど、これが自分の学区以外のところ、例えば隣接する周辺の学区の受験も可能なような状況で、学区を選ぶということができるような方向に変わってきているということでございますから、例えば、杉並区あたりの学校でも、本人が希望すれば受験できるとか、そういうような状況等も可能になってきている。

それから、学力検査と内申書というものを、今まではフィフティー・フィフティーで全く同じ評価でとらえて、入試の成績とそれから中学の方から行きます内申書、これを同等に取り扱ってきていたわけでございますけれど、これ等につきましても調査書、ですから中学の方から上がっていきます内申書の幅を持たせる。その中の問題として、必ずしも今までは絶対評価でなくて相対評価、そのクラスの中のどの辺の位置を持っていますかというような形の評価の仕方が中心になって、相当厳しくそれを取り扱っていたんですけれど、そういう内容だけでなくて、もっとその子供自体の、例えば学校のクラブ活動等の実績といいますか活動状況ですね、あるいはそういう面の特技、あるいは文化活動の状況とか社会活動に対する見方とか、そういうものを特記事項の中に十分取り入れながら、その受験生全体の人間像というものをあらわしたような方向での内申書、こういうものを高等学校の方に送る。高等学校の方では、それを学校の成績と、それから中学から送られてくる内申書をどんなような形、今までフィフティー・フィフティーだったんですけど、必ずしもそういう全く同等の状態に置かないで、高等学校の考え方で、ある一定の枠はありますけれど、その枠の中で主体的にその辺の評価ができるような状態になっている。

いずれにしても、生徒の意欲といいますか、あるいは適正、そういうものをいろんな形で個性をとらえながら高校を選択する、そういうような方向づけが、今回の入試制度の中で今までと変わったところ、大きく変えていこうとしている、こんな状況なんですけど。

○副議長（高橋徳次君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今、生徒の立場に立って、平成６年からの入試の制度改革によって、現場の教育の内容が、教育の評価それからあり方が多様化して、全人格的に評価されるような工夫が入ってくるという、そういうお話のように受けとれました。そういうように思います。

そうしますと、勉強が嫌いでもボランティア活動が好きですとか絵が好きですとか運動が好きですとか、そういうふうな評価を学力オンリーではなくて、かなりそのことを重視したような評価が、高校によっては、門戸が開かれているということですけども、そこで、表題で私は――高校入試に関連して――ということで、いわゆる学校の教育現場の現状がそれによって緩やかになるんだろう、変わってくるだろうということはお答えいただいた形になっているんですが、ほとんどの議会のときに、要するに特に日野市内の中学校の生徒たちの非行といいますか、それに絡むようなことについて報告を毎回求めていた経緯があるわけです。

それで、今回も新学期から府中でも学校になかなか行かない子供の面倒を見るというふうな報道もありましたけども、そこで、ちょっと教育現場の状況について、細かい点の報告になれば、またお答えできる程度で結構ですけども、一応問題行動としての生徒の実態を問うということで、質問要旨も書いてありますのでお答えしていただきたいんですが、一つは、平成４年度で結構ですが、中学校における問題行動、いろいろな形態があったと思います。教師への暴行障害、それから器物損壊とか、要するにいじめの問題ですね、それから、いわゆる登校拒否――登校拒否の中でもいじめの比率というのは、私、高いというふうに見てますが、その辺の実態はどうなっているのか。いわゆる刑法犯に触れるようなものも私はあったと思いますけども、その辺の実態を明らかにしていただきたい。

それから、子供たちは、学校で学ぶ権利を持っているわけですね。場所によっては、授業にもならない。ある２人か３人か知りませんが、その生徒のために授業にもならない、学習の場の機会が奪われてしまっている。そういう状況も聞いております。この授業にもならないという実態は、教育委員会の方としては、非常に把握がしにくい問題で

すし、見方によっては授業になっているという人もいるでしょうし、非常に難しいと思いますけれども、現実に教室の中が学習の機会として、適正に機能しているかどうかということは、私は重大な関心事ですから、その辺の状況を把握していると思いますが、その辺の状況ですね、その辺を教えていただきたいということです。よろしくお願いします。

○副議長（高橋徳次君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　学校名は、あえて申し上げませんけれど、８校の中学校でどこの学校も何名か、やはりその指導上、大変先生方が苦労をする生徒が存在しているということは、これは事実でございまして、ただ、今、夏井議員さんからお話がありましたように、その子供に振り回されちゃって授業が、学校全体の学習が成り立たないというようなケース、かつてはなくもなかったんですけど、平成４年度に限ってそういう状況で申しますと、若干それに近いところもなくはなかったわけですけれど、全体的に中学生がそういうのに同調しちゃって、学習を放棄するというような、そういうような状況までには立ち至っておりません。

ただ、８校のうち２校ほど教師暴力等もございまして、そのために先生が負傷したというようなケースもございましたし、その都度、指導主事等も学校の方に出かけておりまして、学校と十分な連携等をとって対応しているわけでございますけれど、たまたま高校入試等も一段落したその現状では、今全体的には、八つの中学校とも比較的落ち着いている状況ではなかろうかというようにとらえております。特に、そういう中で学年末になりますと、いろいろ難しいケースを醸し出す学校もあるわけですけれど、学校の方から具体的にそういう面で、大変学校自体が荒れているというような状況の報告等も、今のところは受けておりませんし、それから、現実的にも各学校を回って、そういう実態は一応程度としては落ち着いている、そういう状況ではなかろうか、こんなように思っております。

それから、もう一つの登校拒否の問題、これも確かに全国的なケースとして増加傾向にありまして、日野市の場合も年間50日以上欠席している子供たちが、中学校の場合、平成３年度は37名だったんですけれど、平成４年度は42名という形で、全国的な状況と符合しながら、今言った逃避してしまいます――逃避というか、校内で暴れるとかなんとか反抗するというよりか、逆に教育の場から抜け出してしまうというような状況の登校拒否的な状況の子供がふえていることは事実でございます。

全国の状況あるいは東京都の状況と比較しますと、それでも日野市の場合、比較的少

ない方なんでございますけれど、一応教職員研究資料室の中に３年ほど前から相談学級というのを設けまして、いわゆるそういう学校へ行きたがらないという子供たちを対象にしての学級を開いて、２人の先生が専門的にそういう面での面倒を見ていただいているわけでございますけれど、３年間のトータルを通しながら、大変上手に機能している。例えば、そちらへ席をその相談学級の方へ移しまして、常時相談学級の方へ通ってきている子供が６名、それから、席はそれぞれの中学に置きながら通級してきている子供が七、八名、毎日十四、五名の子供が潤徳小学校のわきの相談学級へ通ってきて、そこであれしているんですけれど、その子供たちが、そこの学級から高等学校へ進学しているんです。ことしも５名ほど３年生がいるんですけれど、東海大の附属高校あるいは大竹学園とか、それから美術関係の学校とかそういうところへ進学している。それから、１年生、２年生あたりは、ちょうど学年の切りかえの時期をあれして、もとの学校に復帰する、そういうような形で、大変その面では確かに42名のうち十数名ですから、３分の１程度の子供なんですけれど、本人自身に通学する意思がある状況の子供たちについては、そんなような形で現在、対応しております。

それから、うちの中へ閉じこもっちゃってどうしても出てこない、これにつきましては、日野二中の方に健全育成室というあれがございまして、そこの担当の先生が嘱託の先生でございますけれど、数名で分担しながら家庭訪問といいますか、直接出かけていって話し相手になるとかそんなような形で、なるべく学校の方へ出てくるような形での努力をしている。

そんなような状況で、確かにきょうの新聞にも府中とかあるいは狛江とかの問題が載っておりましたけれど、日野市でも３年ほど前からそういう学級を設けて、それなりに機能しながら対応しているという状況でございます。以上です。

○副議長（高橋徳次君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今、後半の方の質問については丁寧に御答弁いただきましたが、いわゆる非行実態の件数等が残念ながらお聞きできませんでした。この問題につきましては、正確に教育委員会の方でも状況を把握していると思いますので、この点については後日、またお聞きしたいと思います。

ただ１点、最後にぜひとも教育長に再度決意を固めていただきたいといいますかお願いしたいのは、いわゆる恵まれない状況の子供でもまじめに――まじめにという言葉がいいのかわかりませんが、学校に通って学習意欲に燃えている子が多くいます。二、三人かなにかしりませんけども、そういう人間のために暴力の影におびえて勉強をしてい

る子供も現実にいます。先生が「何でお前そんなことをするんだ」と言うと、「気に食わないから１人ずつ呼んで制裁を加えているんだ」なんていう、そういうのもあります。確かに中学生の一番何といいますか難しい時期だとしても、やはりこういう子供は、例えば外でなぐれば暴行傷害罪で刑務所へ持っていかれるわけですね。学校の中でやった場合は持っていかれない。外で街で人を刺したり人のものを壊せば警察に行きますし、いわゆる大人とはいえないということで、教育的な側面を含めて少年法の適用が現実にできるわけですね。ところが、悪質な、非常に悪性の強い子供はそれを計算に入れている。学校の中で無法をやっても警察には引っ張られない、刑務所にも持っていかれないということも計算済みでやるのがいる。逆に言うと、街の中の方が安全である。要するに、学校の中が無法地帯になるという現象があります。先生がたたけば、教師はどうだということで先生の方はなぐられっ放し、それを見越して悪をやるというのが現実にいます。これは早い時期に教育の中で全部抱え込もうということで、それは学校全体の教育能力がないとか学校の先生同士のチームワークがないとかという、そういうふうな学校における教育力の話も、それはあると思いますけども、おのずからそれは限度があるわけですね。ところが、学校によっては、それが知られること自体が不名誉なことだ。不名誉なことだというふうに私、あんまり考えなくていいと思うんですね。要するにやられる生徒の立場に立てば理不尽な話で、その怖い学校へ行くわけですよ。これは有名な話ですが、ある有名な刑務所の所長が日本人の方ですが、その方は警棒も何も持たないけども、朝の朝礼で受刑者のところを朝礼して回っていると、この人間とこの人間は組んで脱走する。それも２日後やるとかもう全部顔に書いてある。そういうことを、いわゆる刑務所社会の中の人間関係までつぶさにつかんでなかったら、警務官というのは勤まらないんだという話があります。

今の教育長のお話ですと、ほとんどの学校がうまくいってますという発想は、これは要するに申しわけありませんが、学校の教育現場の生徒の視点に立ってる立場というのが、私少し軽くなっているんじゃないかというふうに思うんでよね。要するに大人の目から見てるからだと思います。ところが、学校の中、学級の中、いや先生から見えない無法地帯というのが厳然としてあるわけですよ。そこまできちっとシビアに見ていかないと、どっかのあれじゃありませんけど、マットで巻かれてあそこまでいって事がなったというふうな、あれは極端な話ですが、段階はそうですけども、その事実は実際にあります。ところが、教育者の立場とかそういうことで、子供の世界に入っていかない。子供の世界だからといって入っていかない。ところが、それは実際には大人の社会では

罰っせられる行為が厳然として行われている。これは、やはり私は間違いで、確かに大変に先生も苦労をされているし努力もされているけども、やはりそこには限界があるんで、それがために大人で適用される法律と違う法律があるわけですから、要するに教育の放棄をしろと言ってることじゃないんですね。要するに、被害に遭っている子供たちの立場を考えてほしいということなんです。

そういう目からもう一度見ていただくと、かなり私は、大人の社会では許されないことが、それを計算をしながらやっている悪性の強い子が出てきている。これはもう教育の現場では対応できる問題じゃありませんから、しかるべききちっとした形で、早く私は対処すべきだというふうに思います。私の考えについてはいろいろあると思いますけども、実際に先生が非常にもう苦労されている。気の毒なぐらいに苦労されている。先生の中でも、かなりな比率で精神的にもう参っている方もいらっしゃる。一つは、私はそういうところがあると思うんですね。

これは近くの市の話ですけども、寄ってたかって十何人ぐらいの中学生がバットを持って「センコー」ということで、取り囲んで殴りかかろうとした。近くに白バイが3台ぐらいずっと通りかかった。「お前たち何やっているんだ」と言うと、しゃんとして気をつけになっちゃった。バットをみんな取り上げられて、たった2人の警官ですよ。それで整列をして「運動場を回ってこい」と言うと、もう素直に純粋に聞いてやったというんですね。

ですから、子供だからということではなくて、逆に子供だから残忍なところがあります。大人以上に厳しいところがあります。そういうふうなところも十分対処されているんでしょうが、余りにも教育の現場のところで抱え込み過ぎてしまって、それが1年だけじゃなくて2年、3年と続いてくる。そういう状況が現実にあるということはよく知っておいていただきたいということでお願いをして終わります。

○副議長（高橋徳次君）　これをもって14の3、教育現場の現状を問う――高校入試改革と関連して――の質問を終わります。

一般質問15の1、地域に歓迎される栄町サービスセンターで有る為にの通告質問者、福島盛之助君の質問を許します。

〔17番議員　登壇〕

○17番（福島盛之助君）　それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。

地域に歓迎される栄町サービスセンターであるためにと題しましての質問でございま

す。昨年の３月配付されました都営栄町二丁目団地シルバーハウジング事業計画書及び推進計画報告によりますと、シルバーハウジングプロジェクト制度は、昭和62年度に建設省及び厚生省により創設された制度であり、高齢者の居住の安定を図る上で特に重要な課題となるひとり暮らし及び高齢者夫婦等の世帯向けに、福祉サービスを伴う住宅の供給を行うものです。東京都においては、昭和63年３月に東京都シルバーピア事業運営要綱の制定により、同事業による高齢者向け集合住宅の開発、供給が推進されています。都営住宅日野栄町二丁目団地におけるシルバーハウジングプロジェクトは、平成２年度に策定された日野市地域高齢者住宅計画における重点事業の一つに位置づけられており、日野市の高齢化対策の重点プロジェクトとして、東京都の在宅福祉施策の一翼を担うシルバーピア事業の整合を図りながら、事業推進が図られるものである。本プロジェクトにおいては、高齢者対応の集合住宅及び高齢者在宅サービスセンターの整備を計画しており、前者は日野市内では初めての公営住宅における地域高齢者住宅としてのモデル的な役割を担うものであり、また後者はショートステイ施設の機能の拡充を図り、日野市北部の高齢者への在宅福祉サービスの拠点として整備を図るものであるということで、この仮称栄町サービスセンターの工事が、現在建設が進められていると思われますが、そのまず全体像について説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（高橋徳次君）　福島盛之助君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

都営栄町二丁目団地につきましては、平成２年度から建設に入りまして、現在は在宅サービスセンターと高齢者住宅等の建設が進められているところでございます。総戸数は６棟、153戸の都営団地となる予定でございます。

高齢者住宅及び在宅サービスセンターの建設に当たりましては、ただいま御質問の中でありましたように、日野市高齢者住宅計画に基づきまして、市において都営住宅栄町団地のシルバーハウジング推進計画、これを策定いたしました。また、東京都は、このシルバーハウジング推進計画を受けまして、さらにシルバーハウジング事業計画を策定いたしまして、建設省の認可をとり建設されることになったわけでございます。在宅サービスセンターの概要でございますけども、都営住宅の３階建ての１階部分、約930平方メートルの規模でございます。工事費は平成５年度の予算を含めまして、大体４億2,900万円ということになってございます。また、この棟の２階、３階部分は、高齢者住宅、単身者用18戸及び高齢者住宅世帯用を６戸、計24戸となっておりますが、そのほかにも、東京都のシルバーハウジング計画に基づきまして、いわゆるライフサポートアドバイザー、

いわゆる相談兼管理人、こういう方を設置するようになっております。在宅サービスセンターの利用者は、本来的にはセンターを中心とした地域の方が利用することになっておりますけども、日野市全体各地域での整備が完成していない現状では、市内全域から利用度の高い必要な方から利用していただくようになろうかと思っております。

また、センターの業務の内容につきましてお答えをしたいと思います。業務の内容につきましては、いわゆる基本事業、デイホーム事業、これについては体の状況などによりまして、家庭に引きこもりがちな高齢者に対しまして、定期的にサービスセンターへ送迎いたしまして、それぞれ趣味生きがい活動あるいは給食、リハビリ、相談生活指導、日常動作訓練、家族の介護者の教室等を行う、そういうような事業でございます。

それから、もう一つはこれら通所される方たちに対しまして、給食サービス、こういうものを行うわけでございます、お昼の食事ですね。これは大体50食程度考えております。そのほかにも、入浴サービス、これについても65歳以上の寝たきりのお年寄りで、家庭での入浴が困難な方、こういう方、大体現状では月２回ぐらい利用してもらうということでございます。１日大体５人ぐらいが、それぞれ入浴をしていただく。

それから、もう一つはショートステイサービスでございます。これは寝たきりのお年寄り等が、その介護者が急用あるいは病気等で介護できないとき、そういうときには、このショートステイを利用していただいて一時的な入所をしていただく。原則的には１週間以内ということでございますけど、また例外的には１カ月28日ですね、入所することも可能なわけでございます。

そのほかには機能回復訓練、これについては老人保健法に基づきます心身機能の低下、こういう方たちのために、日常生活の能力を回復したり、また機能低下を防止する、そういうことで機能回復訓練をやりたいと思っております。これは１日20名ということでございます。

ちょっと申し落としましたけども、ショートステイサービスにつきましては、大体１日10名入所していただくということでございます。これについては２人部屋が４部屋、それから、１人の部屋が２部屋ということでございます。

それから、もう一つサービスセンターの事業といたしまして、訪問事業がございます。いわゆる給食サービスでございます。これにつきましては、ひとり暮らしの高齢者で体の機能低下等により生活に支障のある方を対象に、お昼御飯を配食するということでございます。現状では、大体できれば70食ぐらいを配食したいというふうに考えております。

以上がサービスセンターの主な概要でございます。

○副議長（高橋徳次君）　福島盛之助君。

○17番（福島盛之助君）　どうもありがとうございました。

ただいま福祉部長の方から委細にわたりまして御報告をいただいたわけでございますが、私は地域に歓迎される栄町サービスセンターであるためにということから、まず高齢者住宅に対する入居者の募集に配慮せよということでございます。当然、一般住宅、高齢者住宅ともに入居規定とか入居基準というものがございまして、それに従っての募集が行われるものと思いますが、地元への配分はどのぐらいなのか。私といたしますと100％、地元から入居を許可をしていただきたいなということでございます。

続きましては、団らん室の利用についてでありますが、高齢者住宅の居住者同士の交流の場として、また一般高齢者との交流の場として活用を促進していく、例えば地域の集まりなどに開放されるのか。当然許可をいただいての話ですが、また高齢者同士、また訪問された家族とか友人などとともにその給食サービスを利用して会食ができるのか、それによってコミュニティーの場ができるのではないかと思います。この面について、後ほどお答えをいただきたいと思います。

次でございますが、栄町サービスセンターの付近の交通体系の整備であります。私、再三申し上げておりますように、ここに至る進入道路、道幅も狭く、立日橋の開通により朝夕のラッシュ時の交通量は大変多く、この都営住宅建設の資材搬入には交通整理員までつけて迂回しながら、搬入に大変御苦労が多かったように見受けられましたが、事故もなく完成に近づいたことを喜ぶべきでありましょう。また、この地域、都市計画道路３・４・８号線の用地の交渉もかなり進んでいるようなので、これが完成すれば、この交通体系の問題、一気に解決するわけでありますが、それまでの期間が問題であります。都営住宅の入居者153戸と、それから栄町サービスセンター出入りの車の安全は確保できるのか。実は、私、先日この都営住宅の建設の様子を見てこの役所へ向かう途中、問題の隅切りはここなんだなと思いながら、気をつけていたにもかかわらず車のわき腹をこすってしまいました。まことにお恥ずかしい話でございます。それほど、この隅切りは難所でございますので、これがどうにかならないのかなと思っているところでございますが、幸いなことに四ツ谷前の区画整理事業は遺跡調査も大分進みまして、仮換地の発表もされておるようですので、この地区内に予定をされておる計画道路３・４・20号線、また３・４・８号線の工事を先行して着手できないものかどうか、以上３点についてお答えをいただきたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

入居者募集には、地元に配慮ということでございますが、地元割り当て戸数につきましては、供給可能戸数の５割以内となっておりますが、東京都の住宅局との割り当て協議の中で、一般住宅割り当ての振りかえによりまして、高齢者住宅供給戸数につきましては７割以内ということで協議が整っているところでございます。

それから、２点目の団らん室の活用でございます。この棟の１階部分、在宅サービスセンターの横に団らん室ができるわけでございます。これは、当然都営住宅の管理下にある団らん室でございますけども、この団らん室は高齢者住宅の居住者同士がここの場所を利用して交流を図るということと、また全体の居住者間の話し合いの場、あるいは団地内一般高齢者あるいは周辺に居住する方、高齢者の交流の場としても大いに活用していかなければいけないんではないかというふうに考えているところでございます。この活用の促進に当たりましては、この高齢者住宅部分に、先ほど申し上げましたライフサポートアドバイザー、いわゆる管理人が配置されます。この管理人につきましては日野市の監督下にあるわけでございますので、これら管理人を通じて、積極的な活用を図られるよう指導していきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○副議長（高橋徳次君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　付近の交通体系の問題の一部、現道の市道に関してでございます。都道169号線と栄町二丁目１番地地先、これは先ほど議員さんが御指摘のＴ字路でございます。やや鋭角で都道に交差する道路です。この道路は、幹線IIの53号線と呼ばれている道路で、始点は日野駅のやや東、信号機のあるところで国道20号に接するところ、日野本町四丁目６番地地先が始点であります。これを鉄道沿いに北上して、都市計画道路３・４・８号を横切ってＪＲ中央線をくぐって、さらにこの都道へ抜けてくる道路。したがいまして、立日橋方面、この鉄道の東側からの交通も含めて、非常に通過交通が多く、事故の危険性が非常に心配される地域であります。

現道幅員につきましては4.8メートルということで、この種の道路とすれば、少なくとも６メートルはほしいところなんですけれども、現状4.8メートルということです。特に鋭角で都道に接するためにどうしても隅切りがほしいということで、道路管理側でも、この何とか隅切りの確保を目的としまして、関係者と交渉を続けている段階ですけれども、いまだにまだ交渉が成立しておりません。引き続いて、なるべく早い解決を求

めて交渉を重ねてまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（高橋徳次君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは、私の方から四ツ谷前区画整理事業の中の計画されておる道路の件につきまして、御説明申し上げます。

この四ツ谷前の区画整理事業につきましては、ただいま議員さんがお話しになられたとおり換地はもう決まっております。それで、この道路予定地、現在、遺跡の調査を実施しておるところでございます。この中には、都市計画道路３・４・８号線、それから３・４・17号線、これは20メートル道路でございますが、この２本の都市計画道路がございますけれども、現状からいきますと、この３・４・20号線につきましては、ちょうど駅前の都道に接するようになっています。これは、一部分でございまして、道路の約半分ぐらいは地区外という形になっておりますので、この地区外の部分を除きまして、これから事業が進む中で、この中の仮道路を今後検討していきたいというふうには考えているところです。ただ、問題は、この前を車を通すということになりますと、この流れの形態が非常に変わってきますので、今後、警視庁それから交通関係者と十分協議をしないと、この形態をそっくり変えることがどうなのかちょっと問題もありますので、ここら辺、今後できるような方向で検討はしていきたいというふうに考えております。

一番問題なのは、やはり現在の中央線をくぐっておりますガードがございますので、このガードまで接続できれば一番理想なわけですけれども、これが一つと、どうしてもそのガードが狭い、こういう問題がありますので、ここへ直角にぶつかりますので、むしろ危険性が逆に出てくるのかな、こういう問題もございますので、いずれにせよ今後十分検討していきたいというふうに考えております。

○副議長（高橋徳次君）　福島盛之助君。

○17番（福島盛之助君）　ありがとうございました。

高齢者住宅の入居者募集の件でありますが、厳格な審査基準が要件を満たしての話でありましょうが、私はできるだけ地元最優先にお願いをいたしたいと思います。なぜなら、このような施設、高齢者のみということでは華やいだ雰囲気に欠けてくるのではないか。建物が新しいうちはともかくとして、暗く沈んだ施設にさせないためにも入居者を地元優先にしてこの施設を身近に感じさせ、友人、知人の訪問を数多くし、一般社会との壁をつくらず、いつも笑いのある高齢者のコミュニティーの中心的役割を担う施設となるよう要望いたしたいと思っております。

次に、団らん室の利用の件でありますが、私はある程度地域にも開放し、女性の集ま

りなどに提供することによって、老人福祉のボランティア精神などが芽生えてくるのではないかと思っております。そして、施設に対する理解も深まり、入居者と一般住宅者の交流も活発化し、訪問者の数が多くなることによって、地元も活性化し地域に歓迎される施設となるのではないかと思っております。

次に交通体系の整備でありますが、これは市長にお尋ねをいたしたいと思いますが、市長は五期20年、福祉施策を最重点に「緑と清流」をキャッチフレーズに市長在任五期20年の実績を誇り、まだやり残した仕事に未練があると六期目に向かっての運動に入っておるようでありますが、どうも市長は浅川苑、またこの栄町サービスセンターにいたしましても、道路事情などお構いなしに余りにも事を急いでいるように感じられます。私、再三申し上げておりますあの魔の隅切り、これからどうしようとしているのか、20年間かかっても解決できなかったんではないかと思います。解決のために、今までどのような手法をとっていたのか。例えば地権者の方のお宅を訪問いたして、ひざ詰めでお話しをしたとか、いろんな人にお願いをして解決に向けて努力をしていたのか、それらを市長にお答えをいただきたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問でございますので、お答えをいたしたいと思います。

魔の隅切りという言い方が当たっているかどうかは別といたしまして、地域に対して大変御迷惑を長らくかけておるということは、もうよく承知をいたしております。一度土地所有者の方と解決のできる機会があったわけでありますが、その機会を逸してしまったということは残念でございました。その後も、何回もお会いをしてお願いをしておるわけでありますし、また交換条件としての要望も幾つか機会がございましたが、ちょっと行政として取り組める内容でないものですから、必ずしも成果を上げ得なかったということは事実であります。御指摘のとおりの、今の重要な機会でもございますので、もう一遍方途を考えてお願いをしてみる努力をいたしたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　福島盛之助君。

○17番（福島盛之助君）　この時期は、先ほど私が申し上げましたように、計画道路のもう建設がかなり進んでおるわけでございますので、これをこのままにしていくと、あれはもう本当に置き去りというような形になってしまうんじゃないかと思っております。市長の心ある交渉、また誠意を示していただきたいなと思っているところでございます。

いずれにいたしましても、土地の基盤整備と一体となっての施策でなければまちづくりはできません。片手落ちの行政に問題がございます。これらを指摘をさせていただき

まして、地域に歓迎される栄町サービスセンターとなるためにと題しましての質問、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（高橋徳次君）　これをもって15の１、地域に歓迎される栄町サービスセンターであるためにの質問を終わります。

一般質問15の２、栄町地区に集会施設をの通告質問者、福島盛之助君の質問を許します。

○17番（福島盛之助君）　引き続きまして、栄町地区に集会施設をと題しまして質問をさせていただきます。

随分もう古い話でございます。昭和53年６月の12日に、元上屋敷自治会長さんの青木貞治さんほか373名の方よりの署名がございまして、地区センター早期設置を要望する請願が提出をされております。その要旨を読ませていただきますと、私たちの住む栄町二丁目上屋敷地区には、自治会館また地区センターがなく、長い間、一部住民も資金の積み立てを行い、建設用地を探してきましたが、人口が密集し用地の確保ができず、現在自治会、子供会、ＰＴＡ等のすべての会合は時の役員個人の家を借りて集会を行っておるのが現状であります。そのため、自治会活動等も思うようにできず、地域住民は大変困っております。聞くところによれば、神鋼電気、東京工場が移転するようですが、当地区の神鋼電気の住宅も取り壊されて、新しく都営住宅が建設されるとのことですが、この用地の整地の際、市当局の御指導により、地区センター建設用地を確保していただき、一日も早くこの地域に地区センターを建設できますよう御配慮をお願いいたしたく、住民一同連署をもって請願をいたしますというものでございまして、昭和53年９月25日に採択をされております。

また、それから10年たちました昭和63年12月２日に、これは日野市栄町一丁目21の８番地、小島茂雄さんほか2,483名の方より、コミュニティーセンター建設に関する請願が提出されております。その要旨を朗読させていただきますと、「日野市栄町二丁目、元神鋼電気株式会社所有、現東京都住宅局所有地には、やがて都営住宅建設が予定をされております。このことにつきまして、周辺関係自治会を中心とし、各種団体等も昨年11月20日、神鋼電気跡地問題対策協議会を設置し、良好な地域環境、緑の保全、文化施設の建設等を実現したい旨について、本年１月６日付文書をもって、日野市議会議長に提出してあります。市行政にかかわる諸施設は、公平かつ普遍的であるべきことが望ましいと思われますが、都営住宅の建設予定地を中心とした当該地域に、文化、体育等の諸施設は皆無に等しいと言わざるを得ません。当該地域の文化的環境向上のために、文

化、体育交流の中核となるべきコミュニティーの建設は欠かすことのできないものと思われます。つきましては、このたび第４回日野市議会が開会されるに際し、本協議会設置の最大眼目であるコミュニティーセンターの建設促進について、特別の御詮議を賜るよう関係者一同署名捺印の上、請願いたします。」ということで、平成元年３月７日に採択をされております。

そして、引き続きまして平成４年の12月14日に神鋼電気跡地問題対策協議会会長の小島茂雄名で、コミュニティーセンター建設促進についてのお願いということで、日野市長森田喜美男あてに送付されております。日野市栄町二丁目12番を中心として、建設中の東京都営住宅は、既に第１期工事は完了、第２期工事も高齢者在宅サービスセンター建設とあわせ、順調に進捗しつつありますことは、まことに喜ばしいことであります。本対策協議会におきましても、当初より直接東京都西部住宅建設事務所、日野市及び建設工事担当者等と連携を密にして数次に及ぶ説明会、話し合いの場等も提供し、円滑なる関係を樹立しながら今日に及んでおり、さらに良好な関係維持に努力しているところであります。

さて、当初のコミュニティーセンター建設につきまして、去る昭和63年12月３日、広範にわたる地域住民多数の署名による陳情書も提出してあり、幸い日野市並びに東京都の好意により、センター建設用地も確保され、早期建設について地域住民もその実現を熱望いたしておりますので、特別の御配慮を賜りたくお願いを申し上げるというものでございます。

このようにして、この栄町地区集会施設がないということで、地域住民、また自治会関係者の方々、もう長い間の願望でございますが、幸いにして東京都営住宅の建設に伴いまして500平米の用地が確保されたと聞いておりますので、その用地の性格であるとか位置、これからの利用方法、計画等がございましたならば御説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○副議長（高橋徳次君）　福島盛之助君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、ただいまの御質問に対してお答えしたいと思います。

今、経過等につきましては、質問者の方から説明もありました。御承知のとおり、栄町二丁目地区におきましては、現在、都営住宅の建設中でございます。第１期工事の完了が間近い中で、２期、３期の工事が進められるわけでございますが、この建設に当たっ

て、東京都に対して公共施設用地として市は用地を求めてきました。この土地につきましては、500平方メートルでございます。市が無償で借りるものでございます。よって、そこに今までの陳情あるいは請願、そういった趣旨を踏まえて、集会施設を建設していきたいという考え方を基本にしているわけでございます。

ちょうど、先ほど文書の中にもありましたように、当時62年、神鋼電気跡地問題対策協議会が発足した経過がございます。市にもこういう協議会をつくりましたということを、代表者と他１名で書類をいただきました。もちろんこれは地元広範にまたがって自治会長あるいは関係の団体等を含んでの多くの協議会の名簿でございました。よって、市は東京都からの用地の協定が500平方メートルできた時点で、これを協議会に対して、一応用地につきましては、東京都から無償で借りることが決定しましたということを前提にして、この協議会に内容的なものを御検討願いたいということで返していた経過があるわけでございます。そういう経過の中で、昨年の12月の14日付でございます。先ほど朗読があったとおりでございます。会長からは、地元では話し合いがまとまらない。よって、市の方でぜひ考えてほしいという趣旨のものでございます。

よって、昨年の12月でございます。もちろん市も集会施設を中心として考えてきたわけでございますので、まだ部内のあるいは調整はできておりませんが、近いうちに協議をして、できるだけ早い時期に、この場所に集会施設を中心としたものを実現していきたいというふうに思っております。場所等につきましては、ちょうど都営住宅の第１期工事をやっている反対側、北側でございます。道路に面したところ500平方メートルということでございます。施設の一定の地元には、用途地域等の関係もありますので、200平方メートル程度の建物だろうというようなことも具体的に提示した経過でございます。よって、それを基本として集会施設を中心に今後進めていきたいというふうに、現状考えております。以上です。

○副議長（高橋徳次君）　福島盛之助君。

○17番（福島盛之助君）　ありがとうございました。

ただいま御説明をいただきまして、ある程度希望が持てる答弁であったんではないかなと、私思うところでありますが、高齢化社会を迎えまして余暇の時代でございます。また、趣味に生きがいを感じておる方も大変多いわけでございますが、なかなか会場が少ないということで、それもままにならないというようなお話もよくお聞きいたしますので、栄町の中心的役割を担うような施設、言うなれば、多目的に使用でき中規模程度のコミュニティーセンターが一日も早く建設されることをお願いを申し上げまして、こ

の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（高橋徳次君）　これをもって15の２、栄町地区に集会施設をの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋徳次君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時48分　休憩

午後３時28分　再開

○副議長（高橋徳次君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問16の１、健康で生きがいのある高齢者福祉について（湯沢福祉センターの建て替え等）の通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

〔12番議員　登壇〕

○12番（宮沢清子君）　通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

平成２年の統計によりますと、日本人の平均寿命は男性76.04歳、女性82.07歳で、今、日本は世界の最長寿国と言われております。一方、子供の出生率は年々低下し、昨年６月発表の資料によりますと、１人の女性が生涯に出産する平均子供の数は1.53人となっております。このような人口動態の変化により、社会全体の人口構成上の高齢者の占める比率は相対的に上昇し、平成元年に小・中学校児童数よりも65歳以上の高齢者数の方が上回ってまいりました。その結果、まちで子供の姿を余り見かけなくても、家庭や地域で高齢者のいる風景が一般的となってきております。このような社会の中で、これからは「長命」を「長寿」にする視点が大切になってくるのではと実感する昨今です。これまで長い間、生涯各時期の間に明確な境界線が設けられ、教育は青少年期、就労は成壮年期、そして、余暇は高齢期という役割配分の上に、人々のライフプランは立てられてきたと思います。社会の高齢化が進む中で、高齢者自身の自立と同時に、高齢者との共生を喜ぶことのできる共同社会の創造を目指していかねばならないと考えます。

質問の第１点目といたしまして、湯沢福祉センターの建て替えについてお伺いいたします。昭和49年に建設をされ、近隣地域の方たちを初め多くの人たちに利用されております。平成４年度の統計を見ますと、2,583件で５万9,208人の利用状況となっております。大会議室を初め、娯楽室、機能訓練室、図書室、老人クラブ室、幼児教室、浴室と整備されておりますが、利用者からいろいろな声が寄せられておりますが、主管課では

利便さと不便さとについて、どのような声を聞いておられますでしょうか。また、今後の建て替え計画について、どのようなお考えと構想を持たれていらっしゃいますでしょうかお伺いをいたします。

第２点目といたしまして、老人保健福祉計画策定についてお伺いいたします。1990年の社会福祉関係８法改正に伴う大改革が行われ、社会福祉制度は区市町村における地域福祉推進の時代を迎え、各区市町村において、老人保健福祉計画づくりの作業が進められておるところでありますが、日野市としての取り組みについてお伺いをいたします。

第３点目といたしまして、在宅医療訪問制度の確立についてお伺いをします。在宅医療には三つの分野があります。すなわち、①酸素療法など高度な医療を在宅でできるハイテク在宅医療　②老人介護が中心の在宅ケア　③末期がん患者の在宅ターミナル医療です。

老人の多くの方は、自宅での療養を望んでおるとの理由から、厚生省は90年度から始めた高齢者保健福祉10カ年戦略の柱として、在宅医療に力を入れてまいりました。また、社会的入院を減らして老人医療費の増加を抑えるというねらいも込められておるようです。在宅の寝たきり老人を医師が訪問して診察してあげる制度を確立していただきたいと思います。老人訪問看護ステーションの制度も、昨年４月から始まった新しい制度ですが、看護婦が在宅の要介護老人を訪問して簡単な治療や看護をします。あらかじめ医師の指示を受けることが条件ですが、厚生省は、この制度を在宅ケア推進策の柱と位置づけて、今年度を在宅医療元年と呼ばれております。日野市におきましては、この制度についてどのようなお考えをお持ちでしょうか御見解をお尋ねいたします。

第４点目といたしまして、防火防災指導についてお伺いいたします。現在、65歳以上のおひとり暮らしの方と老人世帯の方、また寝たきり老人世帯の方について、日野消防署より消防署員が年１回程度巡回をして、防火防災の指導を行ってくださっておるようですが、さらに安全対策といたしまして、老人日常生活用具給付等の事業と一体化をして、電磁調理器等の備えつけを初め、自動火災装置の設置を積極的に促進していただきたく思いますがいかがでしょうかお伺いをいたします。

第５点目といたしまして、骨粗鬆症についてお伺いいたします。最近、背中や腰が曲がるのは、単なる骨の老化ではなく骨粗鬆症という病気によって起こることが明らかになってきました。骨粗鬆症の「粗」とは粗いという意味です。「鬆」とはすが入るという意味です。立ったり歩いたりする際に、体を支え内臓を保護している強くて固い骨の中身が軽石のようにすかすかになり、ちょっとしたはずみでも骨折をしてしまうという

病気のようです。全国で骨粗鬆症の患者は400万人から500万人にのぼると推計されております。寝たきりや痴呆にもつながる骨粗鬆症は、早期発見と若いうちからの予防が大切だと言われております。

現在、日野市でも年２回、35歳以上の女性を対象に予防教室を開催いたしておりますことは周知のとおりでございますが、最近、放射性同位元素を用いて骨の量を測定する方法が開発され、年齢とともに健康な人でも40歳ぐらいから、骨が減り始めることがわかっています。さらに注目すべきことは、男性の方が常に女性より骨が多く、女性の場合、50歳以降に骨が減ってくるとのことです。一般に、骨の中身、骨塩が25％から30％以上も減ると骨折が起きやすくなると言われます。従来の検査方法では、全身の骨塩量の状態は詳しく読み取れませんでしたが、最新鋭の検査機器であるところの全身・部分骨塩量測定機で測定をしますと、骨粗鬆症の危険シグナルの有無が部位別に数値で出てくるようです。同時に、カラーディスプレーに全身あるいは部分の骨塩量の表示が出ます。骨塩の多い部分は赤色に、骨塩が減ってしまう部分は緑、青、濃青色に色分けされ、自分の骨塩量の状態について一目で知ることができます。ぜひ、この機器を導入して、骨粗鬆症の早期発見に努めていただきたくお伺いをいたします。

第６点目といたしまして、喉頭がん検診の導入と肝がん検診の導入についてお伺いいたします。40歳前後から急に死亡率が高くなり、しかも死亡原因の中でも高い比率を占め、40歳から60歳ぐらいの働き盛りの人に多い病気を成人病と言われています。成人病はがん、心臓病、脳卒中などです。1990年の日本人の死亡者数は82万305人でしたが、死亡原因の第１はがんで、全体の26.5％を占め、ついで心臓病の20.2％、脳卒中の14.9％の順となっています。がんは特に怖い病気ですが、早期発見で正しい治療を受ければ直る病気にもなってまいりました。現在、日野市では胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん、大腸がん等々の検診を実施してまいりましたが、厚生省によりますと、平成３年度の肝がん死亡者は10万人当たり20.7人で、がんの中では第３位でありますが、近い将来、肝がんが第１位になるという見通しのようでございます。年代別の50歳台後半ではトップに立っています。

一般の健康診断を受け、肝機能に異常の見られた人のうち、一次検診は血液検査でウイルス感染肝炎の可能性を調べ、二次検診ではエコー検査による画像診断を行います。肝がんの多くは、肝炎、肝硬変を経て発病するため、肝がんにかかりやすい群として慢性肝炎の患者が注目されています。ある医師の方は、現時点では、慢性肝炎の90％前後を占めるＣ型肝炎の方の経過を見ることで、肝がんの早期発見につながると、その有効

性を指摘しております。近い将来、肝がんが、がんの中でトップになると言われておりますが、この肝がん検診制度の導入をしていただきたくお伺いいたします。

また、喉頭がん検診の導入もあわせてお願いしたいと思いますがいかがでしょうか、お伺いをいたします。

第７点目といたしまして、節目検診の導入についてお伺いいたします。日野市の健康まつり等で啓発を図り、検診の申し込み等をしていただきたく思います。現在、年齢的に節目に当たる方を対象に35歳から60歳までの５歳間隔で検診を受けるよう個別通知をされております。このことにつきましては評価をするところでありますが、ぜひ啓発活動とともに、節目検診制度の導入を図っていただきたくお伺いいたします。

以上、７点について御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（高橋徳次君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　福祉部に関係いたします３点につきまして、お答えいたします。

第１点目の湯沢福祉センターの建て替えでございますが、ただいま御指摘のありましたとおり、建設以来18年を経過しているわけでございます。当時の日本住宅公団に建設させまして、その建設費を年賦償還でしているところでございます。20年の年賦償還ということになっております。したがいまして、まだ償還が完了していないというような状況でございます。

また、非常にこの福祉センターは利用者も多くて、御指摘のように６万人を超える年もございます。また、この施設は18年経過ということで、内部的には一部老朽化あるいは設備の点での不十分さがございます。不便さは、利用者からたびたび聞いているところでもございます。したがいまして、現在策定作業中でございます第三次の基本構想並びに同基本計画におきまして、特に前期計画の年次でもって大規模な改修工事をやっていきたいということで、現在そういう位置づけでもって考えているところでございます。特にセンターの外壁あるいは浴室、これは男女兼用の浴室でございますので、できるだけ男女別の浴室にしていきたい。それから、トイレについても和式便座になっております。そういうようなところも、一部洋式に変えたり手すりを設置したり、あるいは娯楽室、幼児室、図書室、機能訓練室、それから、老人クラブ室等については照明あるいは音響、床の改修、大会議室についても同じく照明、音響あるいは映写設備、そういうものをやっていきたい。また、共通事項としましては、障害者のための手すりあるいは点字ブロック、階段用のリフト、こういうものを考えているところでございます。

大体改修の工事については、先ほど申し上げました前期計画ということですので、平成６年から平成10年、この間にぜひやっていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、２点目の老人保健福祉計画に対する市の取り組みでございますが、平成２年６月ゴールドプランの具体化のために、老人福祉法あるいは老人保健法等の一部改正がございました。特に高齢化社会への対応ということで、緊急に整備を進める必要があるということでございます。主な内容といたしましては、在宅福祉サービスの実施主体の明確化、これらについては市町村が実施するということでございます。また、国都市町村の役割が明確化されました。また、これによりまして、老人保健福祉計画の策定の義務化がなされております。老人保健福祉計画の策定規定は、平成５年４月１日施行ということでございますので、したがいまして、平成５年度中に策定をしていきたいということでございます。計画期間は平成５年４月、または平成６年４月から、終期は平成11年度末ということになっております。もう既に国の方から基本方針あるいはマニュアルが示されまして、これら計画には、当然盛り込まなければならない事項等も明示されているところでございます。

一方、東京都におきましては、平成３年１月に東京都の地域福祉推進計画というものが策定されました。この東京都の計画では、東京都の推進計画と市町村の推進計画、また社会福祉協議会を中心としたところの地域活動計画、この三つの３層の計画をもって福祉の展開、推進を図っていくというような計画でございます。この内容は、老人保健福祉にとどまらず、障害者、児童福祉のまちづくり、これらも含んだ非常に広範囲の内容となっております。東京都では、区市町村に対しまして、都の計画に沿った策定をするよう誘導あるいは要請がありまして、各区市とも統一した計画で策定していくということに決定しております。

したがいまして、老人保健福祉の部分においては、いわゆる法律で義務づけられているところの法定計画に整合した内容といたしまして、障害者、児童等においては、東京都の推進計画に整合した内容、２通りの計画を一緒にした計画をつくっていきたいというふうに考えているところでございます。もちろん日野市の第三次基本計画あるいは日野市の基本構想に整合した中での策定ということになります。

現在、策定に当たりましては福祉部、生活文化部、この２部でもって策定の準備を精力的に進めているところでございます。作業といたしましては現状と課題、それから老人、障害者、児童を対象としたところのニーズの把握ということで、この実態調査のた

めのアンケート調査を実施しているところでございます。老人については2,000ケース、障害者、児童についてはそれぞれ1,000ケースずつのニーズの把握ということでアンケート調査を実施しているところでございます。

それから、策定体制でございますけれども、平成５年４月から策定委員会の設置あるいは老人、児童、障害者というようなことで、その策定委員会のもとに各分科会の設置を予定しているところでございます。もちろん、これらの体制の組織については学識経験者、医療関係者あるいは民生委員、社会福祉協議会、福祉関係機関あるいは福祉施設関係者、住民等を考えているところでございます。実現性のある計画を策定していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、４点目でございます。先に福祉部関係だけさせていただきます。ひとり暮らしあるいは寝たきりのお年寄り、こういう人たちのいわゆる安全対策を積極的に進めろとの御指摘でございます。これらについては、日常生活用具の給付制度ということで、これは東京都の制度でございます。対象者、おおむね65歳以上の寝たきりの高齢者あるいはひとり暮らしの高齢者あるいは高齢者だけの世帯あるいは痴呆性高齢者で徘回を伴う者、こういう者が対象でございます。特にひとり暮らしの高齢者あるいは高齢者だけの世帯にありましては、安全対策といたしまして火災報知機、自動消火装置、電磁調理機、ガス安全システム、これらの日用用具の給付はございます。これら、当然所得に応じまして、それぞれ利用者負担があるわけでございますが、大体ひとり暮らしあるいは年金生活者と申しますか、そういう方たちはほとんど利用者負担がなく設置することができるわけでございます。

ちなみに今年度のこれら給付を申請され設置された方は、火災報知機で７件、自動消火装置で７件、電磁調理機で８件等でございます。それから、ガス安全システムで２件ですか、このような設置申請者がありまして、それぞれ安全対策を行っているところでございますが、これらのこういうようなせっかくの制度がありますから、ぜひこういう制度を利用していただきたいというふうに思っております。もちろん、これらＰＲについては広報等を通じましてＰＲしているわけでございますが、そのほかにも民生委員の方たちあるいはケースワーカー等積極的に制度の紹介に当たっていきたいというふうに考えております。

また、70歳以上の方には、毎年敬老金の贈呈のときに「お年寄りの暮らしと生きがい」というような冊子を出しまして、お年寄りに対するそれぞれの施策をＰＲしているところでございます。今後とも、ぜひこのＰＲに努めまして、安全対策の充実を図っていき

たいというふうに考えておるところでございます。

○副議長（高橋徳次君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　３番目、５番目、６番目、７番目の御質問にお答えをしたいと思います。

現在、訪問看護指導事業等、寝たきりの老人の施策として行われております。また、その他、在宅ケアのことでは、福祉関係の制度があるわけでございますが、昨年の法の改正によりまして、昨年から老人訪問看護ステーションという制度ができました。今現在、日野市にはないわけですが、既に他市におきましては、これができ始めておるところでございます。一番近いところでは、国分寺ができたというふうに聞いております。この訪問看護ステーションにつきましては、９月の議会でも質問にお答えした経緯がございますが、今、日野の医師会と話をしている中で、このステーションについての場所をどうするかとか、医師会が主体で行うというようなことの中で、この場所をこういうとこではどうかというようなことでの協議を、今しているところでございます。

この制度につきましては、今、宮沢議員さんからお話があったとおりのものでございまして、看護の内容につきましては、医師の指示によりまして病状の観察とか浄拭といいますか、床ずれの処置だとかカテーテル等の管理、またはリハビリテーションの指導、それから家族への療養上の指導等が、医師の指導のもとに行われるということで、一部個人の有料の負担金でやる制度でございますが、これの早期実現に向けて、私どもとしても、今努力をしているところでございます。

それから、骨粗鬆症についてでございますが、特に女性に多く、カルシウム不足ということで、骨の老化のことで、今述べられたとおりでございますが、日野市でも年２回、この講習会を実施しているところでございます。保健所においては、これについての相談ということを行っております。また、講習会の中では医師の話や、それから栄養士による栄養指導、専門家による運動指導を実施しているところでございます。早期発見も当然必要ということでございますが、発見の以前にこの栄養指導とかそういう状況が起こらないような指導が第一ということで、保健所の協力を得ましてこの指導を行いたいということで、今後もまた続けていく予定でございます。

いろいろの機械によりまして早期の発見ということにつきまして、今お話を伺いましたが、これについても、また勉強をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、次の肝がん、喉頭がん等でございますが、実はこの件についても、昨年から私どもも検討をさせていただいておるところでございます。今回、予算の上でこのこ

とが出てきていないわけですが、喉頭がん等についても何とか実施をしていきたいというようなことで、検討を始めております。老健法によります検査を優先させて現在は実施しているわけですが、これらのがんの危険性が徐々にふえているというようなことの中で、取り上げられていますので、私どもといたしましても、これをできるだけ早い時期にできるような方策を考えたいというふうに思っているところです。

それから、節目の検診ということでございますが、この件につきましても、5歳間隔ということで、今現在実施しておるところでございますが、これをもう少し詰めていくということとか、またはところによっては誕生検診なんていうような言い方もしたり、いろいろしているところでございますが、今現在、この5年ごとの検診をより多くの人が、少しでも大勢の人が受けられるように全力を挙げまして、その後、それらの状況を見た中で、またよその市でも既に考えていることもありますが、参考にさせていただきながら検討させていただきたいというふうに思っております。

○副議長（高橋徳次君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　ありがとうございました。

少し質問をさせていただきたいと思いますけれども、いろいろと重なる部分もあると思いますが、福祉センターの中で一番利用者の多いのは、やはり湯沢の福祉センターがあります。先ほど申し上げましたように5万9,200名以上の人が利用されているわけなんですね。中央福祉センター、四万九千何がしの方、それから高幡福祉センターは1万6,000人の方が利用されておりますけれども、これはあくまでも利用者数の累計でありますので、また件数等を比較すると、若干違ってくるかなという部分もありますが、非常に段差の激しい、要するに構造上の問題と、丘陵地の上に建てているというそういった建物の条件からいって、いろいろとあるんではないかなということも理解をするところなんですけれども、そういった中で機能回復訓練室というのがありますけれども、そこのところをもう少しきちっと機能回復訓練ができるような設備充実を、とりあえずやっていただけないでしょうか。ここのところをやっていただきながら、さらに先ほど御答弁いただきましたような形で、基本計画の中に含めながら、早い時期に改修工事、大規模改修工事等になってまいると思いますので、そういった点もお願いできればと思っております。

今、いろいろとお考え方とか利便性不便性ということも御指摘をされたように、私どももそういった声も市民の方々から、利用者の方々から伺っておるところでございますので、ぜひそういったことも考慮していただきたいと思います。

先ほど、防火防災対策ということで申し上げまして、日常生活給付事業のことでございますが、特にいろんな形でＰＲをしていただき広報等でも呼びかけをし、また民生委員さんを通してとか、いろんな形でやっておりますけれども、実際、現物を見ると見ないとでは大分そういったものが、こういうものは借りられたりとか、また現実、給付を受けることができるんだということが、はっきりわかるようになりますと、またさらに利用者だとか困っている方たちが利用されやすい状況というか、環境づくりをしてあげるということも大切だと思いますので、福祉センターとかこういったところに、そういった現品の展示をしていただけたらと思います。場所的な問題もあると思いますけれども、啓発活動の一環とそういった中での位置づけの中で、展示をしていただき啓発が図れるような形をとっていただきたいと思いますので、この点も要望しておきたいと思います。

特に、私もここのところお年寄りの方々、いろいろな方たちにお会いする機会の中で、やはり訪問していく中で、今ちょうど冬の時期ですし、ストーブ等も使う機会等も多い時期でございますから、そういったことも顕著に感ずるんではないかなということもありますけれども、本当に火のもとが心配というか、そこが一番心配なところでありますし、何かやかんにお湯をかけておきますと、そのまま草むしりに出てしまってすっかり忘れてしまうとかですね、お湯のやかんが空煮えのやかんがかかっていたとか、それからまた、たまたまお体の具合が悪くなって病院に行かれた方も、その後訪問しましたら、留守の中にストーブだけがついていたとかそういった光景を二、三カ所見かけた中で、ぜひこういった対策を日常の中でしていただければと思いますので、御検討のほどお願い申し上げます。

訪問看護指導事業ですけれども、これは御答弁にありましたように、ぜひ検討していただきまして、早期の――早期というか早い時期に実現をしていただきたくお願いしたいと思います。

先ほどお話がありました仮称保健福祉計画策定事業費というのが、今年度1,077万7,000円予算に計上しておりまして、これは一般会計予算の中で、また具体的な御説明を受けながら質疑をしていく部分でございますけれども、今、いろいろな形でいろんな方が御参加して進めていくということでありますけれども、業務委託みたいな形をとられてコンサルタントというんでしょうかね、そういったところに委託をされるようなことがあるんでしょうか、そこだけちょっと確認をさせていただきたいと思います。その点、お願いいたします。

○副議長（高橋徳次君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　第１点目の湯沢福祉センターの機能回復訓練設備の充実でございますが、早速検討に入りたいと思っております。

それから、日常生活用具の実際に目で見るということで、かねがね福祉機器等も考えているとこなんですけども、確かに実際に見て購入するのが一番ベターだと思いますので、日常生活用具あるいはそれほど規模は大きくなくても、福祉機器を会場で一定の期間展示をしていきたいなというふうに考えております。

それから、３点目の老人保健福祉計画の策定に当たっての業務委託でございますが、計画の内容そのものは、これはすべて策定委員会で市が主体になって策定いたします。ただ、その策定のいろいろ会議あるいは情報、資料の作成等については、これは当然――当然というとおかしいのですけども、それは業者に委託をするということで、計画の中身そのものは、これはあくまでも市の計画でございますので、それまで業務委託するということは考えておりません。以上でございます。

○副議長（高橋徳次君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　ありがとうございました。

たまたまきのうの朝日新聞の論壇に出ておったんですけれども、この老人保健福祉計画への疑問ということで、西日本短期大学の専任講師の方が寄稿されておる記事を読みまして、この中で、厚生省の通知を見る限りいろいろと疑問点があるということで、三つのことを指摘されております。

そういう中で、第一に、介護を要する高齢者のニーズなどを踏まえて策定すべきとしているが、コンサルタント会社などに形式的に実態調査を行って、計画の策定をやっているというところもあるようなことが書いてありました。

それから、２点目といたしましては通知ではアンケート調査、それからヒアリング、懇談会などにより高齢者の意見やニーズを十分に把握する必要があるとしているというふうに指摘をされております。

それから、第３に厚生省は計画決定に当たって、市町村議会の議を経ることは要しないこととしているということですけれども、ここのところから、さらにこのことに対して疑問を持たれているようですね。で、老人福祉法の第20条８の１と老人保健法の第46条18の１の中に市町村は地方自治第２条第５項の基本構想に即して定めるものとすると規定しており、地方自治法第２条第５項の市町村はその事務を処理するに当たって、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないという条項があるそうなんです

ね。この基本構想と同様の手続をとらなければならないということになりますと、地方自治法上は議会の議決を経て策定されなければならないということであり、厚生省通知は、明らかに地方自治法違反ということになるというふうに指摘をされておりましたけれども、策定の段階で議会の議決を経るのか、計画が策定された段階で議会の議決を経るのかということが両論あると思いますけれども、ぜひ中間報告というか状況報告をしていただきまして、策定の状況等も教えていただきたいと思いますので、要望しておきたいと思います。

このことに関しましては、また予算委員会等で予算の中で、またいろいろな形で、またそれぞれの委員からも御質疑があると思いますけれども、このことを含んだ上での、また委員会での御説明もお願いしたいと思います。

あと、いろいろと骨粗鬆症の問題とか喉頭がん、肝臓がんの問題等も提案としてお願いをしておきたいと思います。

最後、ちょっと確認ですけれども、節目検診５年を実施しているというお話だったんですけれど、まだこれは実施というよりも個別通知方式で節目の方に通知の啓発をしているという段階ではないかと思うんですね。これをもう一歩大きく発展させていただきまして、できましたら、こういう方たちが５年ごとに定期的な検診を受けられるような制度に、さらに発展させていただきたいという要望というか質問でございますので、この辺はいかがでしょうか。

○副議長（高橋徳次君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　今おっしゃるとおりで、実は広報を通じ、さらに今度は郵送をもちまして５年ごとに本人に検診を受けるようにの啓発を行っているわけです。それでも、まだまだ検診率が高いとは言えない状況でございます。これのチャンスをぜひ受けていただくように、これにつきましては、さらにさらに浸透するように努力をしていきたいというふうに思っております。

それから、今の必ず受けるかどうかというようなことが、どういうような形か私、ちょっと意味がわかりませんが、強制的にとかというふうにはできないと思うんですが、あくまでも本人がそのときのチャンスに必ず受けられるようにという意味に受け取るとしたならば、この５年ごとの形のお知らせを、また別な形のもので本人がもっと、例えば誕生日ということになると、今度は受け入れ側の方のお医者さんの方の問題が、またあったりして相当難しいと思いますが、いろいろの工夫はしたいと思いますが、今現在では、この方式を受診率を高めるということに努力をしたいというふうに考えているところで

ございます。

○副議長（高橋徳次君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　私が申し上げているのは、部長の答弁でも理解するんですけれど、啓発活動は啓発活動として以前質問いたしまして、ここまでやっていただけるような状況になりましたので、さらに個別通知方式なり健康まつりというようなそういうときを通しまして、問診表を配っていただきたいんです。お渡ししていただいて、それできちっとその一定の期間に検診が受けられるような状況につくり上げていただきたいと思うんです。それによって、やはりいろいろと日ごろから検診ということに関心を持ち、また実際行うことによって早期発見ということにもつながってまいりますので、ぜひお願いしたいと思いますし、これはもう前から御質問させていただいて、促進をお願いしているところでございますので、ぜひ含んでいただきたいと思います。

いろいろとがん検診に関しましては、その都度質問させていただきまして大きく発展させていただきまして、肺がん、大腸がんというところまでやっていただくようになりましたし、また、今年度は子宮がんの体がん検診ですか、そこまでやっていただくような方向に検診制度が進んでまいりましたので、それをもう一歩、主婦の方だとか、それから30歳とか、特に若い方たちが受けられるような制度の確立ということも大切だと思いますので、御検討していただきたいと思います。

あといろいろと御質問したいんですけれども、きょうはこれで終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（高橋徳次君）　これをもって16の１、健康で生きがいのある高齢者福祉について（湯沢福祉センターの建て替え等）の質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時13分　散会

3月12日　金曜日　（第6日）

平成5年
第1回定例会　日野市議会会議録　（第6号）

3月12日　金曜日　（第6日）

出席議員　（29名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	藤林理一郎君
5番	簾野行雄君	6番	谷長一君
7番	小川友一君	8番	下村功君
9番	佐藤洋二君	10番	一ノ瀬隆君
11番	内田勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	高橋徹君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	福島盛之助君	18番	福島敏雄君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	小山良悟君
26番	古賀俊昭君	27番	市川資信君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（1名）

25番　高橋徳次君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
助役	前田雅夫君	企画財政部長	長谷川暢男君
総務部長	小林修君	市民部長	永瀬誠一君
生活文化部長	藤本享一君	環境部長	山口正夫君
都市整備部長	鈴木栄弘君	建設部長	小俣雅義君
福祉部長	坂口泰雄君	水道部長	日野義人君
病院事務長	須藤雄示君	教育長	長沢三郎君
学校教育部長	糸川滋君	社会教育部長	大谷俊夫君
選挙管理委員会事務局長	馬場嘉徳君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　小野口純子君

議事日程

平成5年3月12日（金）

午前10時開議

日程第1　一般質問

（請願上程）

日程第2　請願第5−7号　難治性肝炎患者に関する請願

日程第3　請願第5−8号　リサイクル条例は市民参加で制定をに関する請願

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

午後10時17分　開議

○議長（黒川重憲君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員21名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問17の１、子ども達の立場に立った、予防接種の見直しを！の通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

〔２番議員登壇〕

○２番（執印真智子君）　それでは、通告に従いまして「子ども達の立場に立った、予防接種の見直しを！」を質問させていただきます。

子育てをしておりますと、実にさまざまなことに出会います。言葉を言えない子が泣いたり、むずかったり、熱を出したりしますと、そのたびに不安になり動揺しながら、どう対処するか判断を迫られます。いろいろ判断を迫られる中に、予防接種の問題があります。子供がある一定の月数を迎えますと、市役所から予防接種のお知らせをもらいます。また、学校経由でお知らせをもらいます。その都度、これは受けさせた方がよいのかどうか、また、きょう受けさせていいのかどうか、迷うのが親ではないかと思います。

私は、生活者ネットワークの仲間とともに、毎日の暮らしの中の問題点や疑問を市民の皆さんと話し合ったり、「一言提案」という呼び方で市政への御意見をちょうだいしていますが、予防接種について、実にたくさんの疑問や一言提案をいただいています。それらを大ざっぱに分けますと、まず第一に、予防接種が子供にとって本当に必要かどうか、また安全かどうか知りたいということ、２番目は、子供の体質などに合わせて、いつ、どういう形で予防接種を受けさせたらいいのかということ、３番目は、たまたま子供の体調によって公的な予防接種が受けられなかったときの、後の対応のことなどになります。

必要性と安全性については、特にいろいろな声が聞かれます。それは、十分に子供の体調を見て判断したつもりでも、集団的に短時間で問診され、予防接種されることへの不安です。その背後には、もしも万が一、予防接種禍に見舞われてしまったときの国の補償体制への不備の漠然とした不満や不安があるのだと感じています。

昨年の12月18日、東京高裁は、種痘やインフルエンザなど各種の予防接種の副反応による被害者62家族に対して、総額23億円の賠償を命じる判決を出しました。これは、国の賠償責任を真っ正面から認めた画期的な判断であると言われております。東京高裁判

決の要旨には、任意に接種を受けさせる勧奨接種についても国の責任を認め、予防接種時の適切な予診体制の必要性、医師や国民に対しても重篤な副反応が発生するおそれのあることなどの情報提供の必要性が述べられています。この判決を受けて上告を断念した丹羽厚生大臣は、記者会見で「被害救済を含めた予防接種のあり方について公衆衛生審議会に諮問する」と発表をしております。

多くの幼い被害者と家族の苦悩の上に立ち、やっと一歩の前進をしたのだと思いますが、今の予防接種が社会的な伝染病や感染症を防ぐためのものとして、健康な子供たちが対象となっているからには、被害はこれからも起こり得るものという認識が必要だと思います。その上で、日野市としても最善を尽くさなければならないと思います。

例えば、実施主体として正しい情報を市民に伝え、必要な予防接種は子供たちが最もよい状態のときに受けられるよう十分な体制をとり、実効性の疑わしいものは見直し、さらには、万が一の予防接種禍にも対応できるシステムづくりをしていくことが必要だと考えます。その考え方に立って、今回はツベルクリン判定、ＢＣＧ接種の整理日等の問題と、インフルエンザの集団接種について質問させていただきます。

まず１点目として、ツベルクリン判定、ＢＣＧ接種について、お尋ねします。

市民の方から、次のような一言提案をお寄せいただきましたので、御紹介します。

昨年４月、小学校１年の子が義務接種であるツベルクリン判定、及びＢＣＧ接種の日に水痘にかかっていたため、接種を見合わせた。水痘完治後、１カ月過ぎて当接種を受けたいと思ったが、二度の整理日は二度とも１カ月以内に設定されており、既に終了した後だった。受けたくても受けられない状況だった。学務課に申し出たところ「自費で受けよ」との返答。その際、市内他校での接種や、健康課で行われる同接種のときにやれないものか、あるいは、次年度、新１年生に加えてもらえないかとの申し出に「それは前例もなくできない」との返事だった。「では、この子に組まれたはずの当該年度のツ判、ＢＣＧの予算はどういう形で処理されるのか」との問いには、明確な回答はなかった。同じ時期に同じ学区内の中学２年生が、同様な理由で前年度受けられなかったツ判、ＢＣＧを、ことし新１年生とともに接種したとの事実を知り、再度、学務課に問い合わせたところ「そのような事例は聞いていない」との返事だった。矛盾を抱えたまま、未判定、未接種のまま現在に至っている。――こういった内容です。

これは、さまざまな問題が重なり合っていると思います。市の対応、その他さまざまな問題があると思います。昨年は、水痘のほかに風疹も随分はやっておりましたので、この方のほかにもこのようなケース、受けたくても受けられないというようなことがあっ

たのではないかと、想像をいたします。

そこで、質問させていただきます。

一つ、この方のお子さんのように、何らかの事情でツ判、ＢＣＧが受けられなかった子供たちの数と、全対象者数への割合、二つ、受けられなかった子供たちに対してどういった対応がされたのか、三つ、整理日はどのような基準で設けてあったのか、を、まずお教えください。

２点目として、インフルエンザの集団接種について、お伺いいたします。

ことしは、大変なインフルエンザ流行の年で、全国で320万人がかかったと言われております。市内でも何校かで学級閉鎖が行われたという話を聞いています。こういった状況を見ると、やはりインフルエンザの集団接種はやめられないというふうに、また短絡的に動いていってしまうのかなと心配になります。インフルエンザは、いわゆる風邪の一種で、子供にとってそれほど恐い病気ではないと聞いております。風邪の症状とよく似ているけれども、唯一の特徴は、集団発生するということだそうです。１人の人間から見ると、年に数回かかる風邪の一種でも、これが集団的に発生すると、会社であれば生産力が落ちるし、学校であれば学級閉鎖になって、年間のカリキュラムに差しさわりが出るということになります。ですから日本では、社会防衛理論としての学童防波堤論ということで、まず学校での集団接種が行われているのだそうです。1987年に厚生省より、義務接種から任意接種に変わったのかなというような内容の通達が出され、現在は親の同意方式になっています。

まず、日野市の現状について質問いたします。

一つ、現在の市内小・中学校でのインフルエンザ予防接種の接種率はどのようになっていますか。

二つ、インフルエンザの予防接種にかかる費用をお教えください。これはワクチン代、委託料など、すべて含めたものをお教えください。

三つ、接種者、非接種者の罹病率、いわゆる効き目についての調査、副作用についての調査はされたことがあるかどうか、あわせてお尋ねいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（糸川　滋君）　それでは、第１点目のツベルクリン反応検査につきまして、お答え申し上げます。

御指摘のように、結核検診につきましては、一定の期間を設けまして実施し、かつそ

れに漏れましたお子さんを対象にいたしました整理日というものも、特定の日を定めて実施しておるのが現状でございます。

平成４年度で申し上げますと、接種日といたしましては４月13日から４月25日までを設定いたして実施してまいりました。この期間に接種できなかった児童・生徒に対しましては５月６日と５月12日の整理日を設けまして実施したところでございます。

これにつきましては、結核検診等、学校保健法の第６条の規定によりまして、この健康診断は毎年６月30日までということになっております。そんなようなことから、今、経過的なお話の中で、それを超えての実施ができなかったお話でございましたが、そういった一つの枠づけがあった点に、一つの原因があったわけでございます。

ところが、平成４年につきましては、悪いことに、ちょうどその時期、風疹が大流行いたしまして、特に４年度というのは、この接種を受けられなかったお子さんが大変多く生じた、という報告を受けております。平成３年度を見ますと、小・中では95件の受けられないお子さんが出たのに対しまして、平成 4年度では1,038というふうに、小・中通じましての受けられなかったお子さん……失礼しました。風疹にかかった者が出たわけでございます。平成３年の95件、もちろんこれは風疹にかかったお子さんの数でございます。

そういったようなことで、平成４年度としては、この時期にかかったために、この期間内の受診を受けられなかった、受診できなかった、というお子さんの数としましては、小学校で47名、中学校で48名にのぼるものでございました。また、お話にありましたとおり、これらのお子さんに対する対応といたしましては、学校の一つの受診体制としての余地がございませんもので、そういうようなところから保護者に対しまして医療機関を御紹介申し上げた、そういうような経過をたどったというふうに報告を受けているところでございます。

確かにこの検診の目的からいたしまして、やはり１人でも多くというか、全員がくみ取られなければならないことではございます。この辺につきまして、今後、それなりの対応づくりをしていかなければならない、というふうに感じておるところでございます。たまたま５年度から結核予防法の改正によりまして、対象児童・生徒のＸ線撮影が廃止されたということによりましての、大変この検診に対する設定日に、それなりのゆとりが出てまいってきております。そんなことから、今後におきましては、第１点として、最終整理日というものを６月という次の月にわたって設定することによって、相当整理日に受けることが可能になり得るというふうなことが１点ございます。

第２点といたしまして、こういったことを防ぐには、やはり検査機関あるいは医療機関、例えば学校医の会議、協議していく、とかというようなことでの協議を行うことによりまして、全児童・生徒が受診できる体制づくりを行っていきたい、そんなように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　インフルエンザの予防接種率、また費用、効果、副反応等の件でございますが、市内の小・中学校の児童・生徒のインフルエンザ予防接種の接種率は、平成４年度の実績で、おおよそ11.6％、その費用は、約1,000万円となっております。

インフルエンザワクチンの効果につきましては、厚生省インフルエンザ流行防止に関する研究班の報告書や、公衆衛生審議会、伝染病予防部会の意見において、発病防止効果や、とりわけ防止効果が高いと認められているということにされておりますが、さらに最近では、春先に流行したウイルスをワクチン化することが可能になりまして、従来以上の予防効果が期待できるとのことでございます。

なお、東京都によりますと、平成３年度のインフルエンザによる学級閉鎖率の調査が行われておりますが、日野市は6.84％であり、27市平均13.86％に比べて低率となっています。この調査では、予防接種が高いほど学級閉鎖率が低い傾向が見られると言われております。

また、副反応については、インフルエンザワクチンは現在では副反応の極めて少ないワクチンとなっておるというふうに聞いております。昭和52年以降の15年間で、全国で重症と認定された副反応の例は21人であり、805万回に一度の割合となっているとされています。現在のところ、東京都では副反応の重症例はありません。

なお、日野市においては、保護者への説明書に、副反応についての説明と、副反応が出た場合は医師の診察及び市へ連絡するように説明をしておるところでございます。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　ありがとうございました。それでは、何点か、再質問をさせていただきます。

ツ判、ＢＣＧに関して、小学校で47人、中学校で48人、結局、受けられなかった子がいるということです。これは、接種日が４月13日から23日で、整理日が５月６日から５月12日ということですから、何かかかったときには１カ月、間をあけるようにというこ

とを言われておりますので、とても無理な整理日が設定をされていたということだと思います。

それで、この47人、それから中学校48人につきまして、後追い調査のようなものはなさったのかどうか。その実態のつかみ方を、まずお教えいただきたいと思います。

それから、インフルエンザにつきましては、日野市では学級閉鎖率が低い、27市に比べて低いということですけれども、それでは、それぞれ個別の小・中学校で打った子、打たない子、その子がインフルエンザで休んだかどうかというような、そういう細かい調査というのをなされたのかどうか。本当に東京都で調べた学級閉鎖率と、日野市でインフルエンザを受けた子、受けない子の関連性が確かにあるのかどうか、調査をされたかということを、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　学校教育部長。

○学校教育部長（糸川　滋君）　第１点目の御質問につきまして、その追跡調査ということでございます。残念ではございますが、特段に遺跡調査をしておりません。

今後においては、まずこういう未実施者をなくすということに対しまして、先ほど申し上げたように何らか体制づくりをしていきたい、そのように考えております。御容赦のほどをお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　ツ判、ＢＣＧについて、予防接種を受けられなかったことの対応でございますが、平成４年度のツベルクリンの反応の検査につきましては、ＢＣＧの接種については前期、３年の７月から12月までででございますが、831名、後期につきましては771名に対して、予防接種の通知書を発行し、また広報に接種日の日程表を掲載して接種していただくように、お知らせをしているところでございますが、ツベルクリンの反応の検査を受けた方は1,612名、ＢＣＧの接種者は1,482名でございました。

ツベルクリンの人数は、前期にＢＣＧを受けられなかった方が後期にツベルクリンから受け直す場合等の重複を含んでおります。ツベルクリンの反応の検査を受けた場合は、二日後に判定をすれば、２週間以内であればＢＣＧの接種をすることができることになっておりますが、後日の日程で再度来ていただくこともあります。また、日程中にＢＣＧが接種できなかった130名は、４歳未満であれば公費で受けることができますので、次の予防接種の御案内をしているところでございます。

インフルエンザの罹患率でございますが、インフルエンザにつきましては、平成４年

度では実績が11.6％ということで非常に接種率が低いという状況でございます。

罹患率のことについての調査はやっていませんので、資料はございません。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君。

○2番（執印真智子君）　どうもありがとうございました。

それでは、ツ判、ＢＣＧについては、小学校47名、中学校48名がその後どういうふうになったかということが調査されていないということですので、言葉は少々きつくなるかもしれませんけれども、受けたくても受けられない子がいるということで、放置された状態になっているのかなというふうに思いますので、それを早急に調査をして対応することが必要ではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

それで、先ほど一言提案の中にありましたように、例えば受けられなかった子が来年度受けられるとか、健康課でやっているツ判、ＢＣＧで受けられるかどうかとか、そんなようなことをいろいろ市に聞いていったところ、難しいということだったということで、私どもで、他市はどういうふうにしているんだろうかということで、議会事務局で調べていただきました。健康課で行う接種日で対応しているのが、町田です。それから、ほかの学校で受診できるようになっているのが、八王子、立川、昭島、町田、小平、清瀬、多摩の７市です。

また、翌年、同じ自分が行っている学校で受けられるというところは、八王子、立川、国分寺、稲城、福生の５市です。

さらに、そういったものにも全部該当しなくて、受けられなくて、最終的に公の予防接種が受けられないもんですから、自分から検診の機関へ出向いていって接種を受けた場合の費用負担なんですけれども、今、日野は自費で負担するということになっているようですけれども、公費で対応しているのが、武蔵野、東村山、狛江、東大和、清瀬、多摩の６市となっています。

特に東大和市は、昨年は10月に整理日を設けて対応したということなんです。ここは電話で詳しくお尋ねをしましたところ、先ほど部長さんの方からもお話がありましたけれども、最終整理日を６月に――失礼しました。学校保健法で６月30日までに一切の予防接種を終了させること、というふうになっているけれども、特別の理由、例えば地震とか台風の天災によって実施不可能な場合は学校行事に支障のない範囲の時期に接種実施できる、というふうにうたわれているところから、10月末に整理日を設けたということなんです。ですから東大和市は風疹とか水疱瘡で受けられなかった子を特別な理由というふうに判断して、一日、10月に整理日を設けて対応したということなんです。

そういう判断をして対応するに至ったのは、現場の養護の先生の方から声が上がって、こういった水疱瘡とか風疹の流行で受けられない子が多かったのでということで、校長先生を通して話があって実施となったということなんです。

日野市としましても、先ほど最終整理日を6月に設定するとか、それから検査、医療機関との協議をしていくということでしたけれども、何かいろいろ特別な法律的な問題とか絡みがあって、こういった他校でするとか、次の年にするとかということができないのかなと思っていたんですけれども、他市でやっているということは、日野市でもやってやれないことはないと思いますので、健康課の実施日に対応するとか、他校で受けられるようにするとか、または翌年、実施できるようにするとか、具体的に見直しを検討されることが必要かと思いますので、これから先どんなふうに考えていらっしゃるか、お聞かせください。

それから、公費で負担するところもあるわけです。だから、それについても、日野市も公費負担ということでお願いをしたいと思うんですけれども、そこはどのように今お考えでしょうか、お聞かせください。

次に、インフルエンザについてです。ただいまのお話の中では、接種率が11.6%ということですね。それで、都の方の調査というのはあるけれども、日野市内で効き目についての調査というか、接種した人と休んだ人の相関関係というようなのは調べていないということです。これまでもほかの議員の方からも、インフルエンザについての質問が出されまして、前橋市などの例も引いて、インフルエンザの必要性について議論が出されてきたようですけれども、私もインフルエンザの予防接種については必要がないのではないのかな、というふうに考えています。

1月の初めに、予防接種について詳しく知りたいという市民の方々の学習会に参加させていただきました。予防接種を受ける側の子供の立場に立った正しい情報がどうしても知りたいんだという市民の方々の熱意が企画した集会でしたので、大変大勢の方が集まっておりまして、120名ほどいらっしゃいました。子供を育てながら親がどんなに予防接種に関心を持っているかということが、この参加人数でもわかると思いますけれども、そのときの講師でいらした高橋晄正先生のお話によりますと、今、ちまたで言われている、流行する型と予防接種ワクチンの型が合わないと予防接種が効かないというような言い方、つまりワクチンが当たったか、外れたかというような言い方は間違いだということでした。なぜワクチンが効かないかといいますと、生体の免疫記憶は初感染に対してのみ行われて、それは生涯変わることがないからだということなんです。つまり、

初恋には二度かからないのと同じだということです。

そのほか、インフルエンザワクチンは効かないという理由や説がいろいろあるようです。1979年にアメリカの疫病予防センターと国立保健研究所の専門家が来日をいたしまして、学童接種による社会防衛の効果を詳細に検討をしております。

その結果、１．日本では空想的な効能を期待してインフルエンザワクチンを学童に毎年接種している。

２．毎年の接種プログラムを評価するには、対象地域を持った注意深い長期の観察が必要であるが、日本ではそういう研究がなされていない。

３．日本の接種プログラムがインフルエンザの伝播、罹患率、死亡率にどのような影響を与えているか明らかでない。

４．以上から、米国において日本のようなプログラムを実行することによって、よりよい結果を得ると予想することはできない。つまり、日本がやっている学童接種には学問的根拠がない、という結論を出しております。学問的根拠がないというふうに結論づけられたものを、日本では実施し続けてきました。そして予防接種禍も起こしているわけです。

前橋市では77年に保育園、幼稚園で接種をやめました。それから79年に高校で接種をやめました。そして80年の１回目の接種で、小学校５年生の子が事故に遭い、２回目から中止したというふうに伺っております。

現在、159市町村で集団接種が中止されております。都下27市でも、立川、青梅、府中、小平、国分寺、国立、福生、清瀬の８市が既に集団接種を中止しています。日野市でも、90％近くの親がインフルエンザを受けさせないことを選んでいますけれども、それをどのように受けとめていらっしゃるか。日野市では事故の報告はないということですけれども、そのように接種率が低いのに集団接種を続けている理由は、一体、何なのか。また、この際、集団接種は中止すべきだと思いますけれども、そのお考えはおありかどうかについて質問をいたします。

お願いします。

○議長（黒川重憲君）　学校教育部長。

○学校教育部長（糸川　滋君）　それでは、私の方からお答え申し上げますが、４年度、これだけの数が出て、その後の追跡はどうなっているか、こういうことを含めましての御質問でございましたが、従来、この検査のための日程というものが、先ほども申し上げましたように、法的に実施日の範囲があるということ、また学校運営日程との絡み合

い、そういったようなことによりまして大変日程的に狭苦しい感じの中で実施されてきた経過でございまして、したがって、やはり整理日からも漏れてしまったお子さん方について、改めて学校日程の中でそれをするということが困難でございますので、お医者さん、医療機関を紹介してきたというのが、従来の形でございました。今、御指摘のありますとおり、この検査の目的から申し上げまして、やはりもっと積極的な体制をしいていかなければならないというふうに感じます。

第１点としては、先ほどと重複いたしますが、整理日の日程の設定そのものをもう少し幅の持ったものにしていくというのが１点ございますし、また、この検査を受ける機会をより多くしていくということにおきましても、検査機関あるいは医療機関、またお話のありました直接の保健行政関係でのものとの併合といいましょうか、相乗りといいましょうか、そういったような方法、その他いろいろと考えられるかと思います。これらにつきましては、今後におきまして積極的に検討を加えまして、全員が受けられる体制をつくっていきたい、そういうふうに考えます。

あと、年度、ことし受けられなかった者は来年受けられる、これも一つの機会をつくるということで出てくる考え方でございますが、これは特段に調査、検討した経過はございませんが、何かの法律に基づく接種ということで、この検査については学年の指定があったりしておりますので、また、その期間というものがありますもので、それを超えたところにつきましては、やはり法律に基づく接種でなくなるんではないかという論が、一部ございます。これは一つには、そういったことは接種後の事態に対しまして責任体制がとれない、というような課題も含まれておるというように聞き及んでいる部分もございます。これらを含めまして今後、やはり全員が受診できるようにすべく、精力的に検討を進めてみたいというふうに考えます。

公費の点でございます。公費につきましても、いろいろ細かく言えばあるわけでございますが、公費でそれを行うということにつきましても、その検討の中に含めてしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　２点でございますが、この11.6％、受けない人が約88％いるということについて、低い予防接種率をどう考えるかという件でございますが、まれに、ほんのわずかではございますが、一部、副反応ということがあるという問題、それからあと、最近、特に、今議員さんがおっしゃっているような考え方の方が非常に

多くなってきたんではないか、こういう理由での率が低いんではないかというふうに感じているところでございます。

予防接種の廃止をという件でございますが、予防接種法という法律があるわけですが、この中の２条の２項の８番目にインフルエンザの件が載ってございます。伝染のおそれのあるもの、または蔓延を予防するために予防接種をということで、厚生省からこういう一連の指導、また補助金もついてきているこの中で、また、受ける人が少ないとはいえ、ある状況の中で、情勢としてなかなかこれをやめるとか、そういうような判断はなかなか難しいところではないかと思います。状況をまた見守りたいと思いますが、今の立場では、健康課といたしましては、この予防接種を希望者に続けていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　ありがとうございました。

ツ判、ＢＣＧにつきましては、これから他市の様子も見ながら検討をしてくださるということなので、その養護の先生によって対応が違ったりというようなことがないように、徹底もしていただきたいというふうに思います。

もう一つは、市民の方から声が上がったときには「できないんだ」ということではなくて、いろんな調査をしたりしながら、どういうふうにしたら問題が解決できるのか、市民が今困っていることをどうにかして解決していこうという姿勢で対応していただきたいなということも、あわせてお願いをしたいと思います。

インフルエンザについては、現在のところは、先ほどもありましたように事故の報告というのがないようですけれども、今後、絶対に起こらないということもまた言えないと思うんです。事故があってからやめるのでは、遅いと思います。もう決断をするべきではないかというふうに考えるんですけれども、日野市の接種率は11.6％で、20％を割っております。北海道の帯広市では20％を低下した時点で、集団接種は継続に値しないという判断で、中止をしています。

平成４年度から中止をしました立川市からのインフルエンザについての回答の中には、次のように書かれております。

平成３年度に実施した保護者へのアンケートによると、接種を希望する者は約２割しかおらず、希望しない者の理由では「効果に疑問がある」「副作用、副反応が恐い」が約７割を占め――これは健康課の方の予想している日野市の受けさせない理由と大体同じなのかなと思いますけれども、立川市ではインフルエンザ予防接種に対する保護者の

不信が強いと判断した、というふうになっております。

接種率が11.6%ということは、40人学級として4人受けるかどうかというところで、中学校ではもうちょっと、1けたの接種率であるというふうに伺っておりますので、もうこれを続ける意味はないし、もしかしたら被害が起きるようなものを続けていくことの方が恐いんじゃないかというふうに思うわけです。それで、インフルエンザを受けさせたいんだという親については、公費で負担するというような形で市が保障していけばいいわけですから、もう中止をすべきだというふうに思いますけれども、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ただいま質疑応答という形の現状の、ある程度の認識を持ち得たわけであります。（「市長、4年前に質問しているんだぜ。全然変わっていないじゃないか。今ごろ認識したって遅いんですよ」と呼ぶ者あり）

保健所の専門的な御指導を受けるということも、ある程度重要だと思いますし、いわゆる接種禍ということが一番問題になるわけでありますから、効果が薄いとなれば、やっぱり実施しても意味が薄い、こういう結論に、だんだんなってくるんではないかという感じはいたします。現場の御意見等も十分聴取いたしまして、保健所のまた大きい保健医療行政としての観点からの全国的な意見もだんだん集約されると思いますので、判断をしていきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君。

○2番（執印真智子君）　はっきり「中止に向けてやっていきます」というお話ではなかったんですけれども、前回、馬場議員が、4年前ですか、「検討する」と答えていらしてから今までたっているわけですけれども、いつまで検討するのかというのを教えていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　必ずしも世論が一致できないということで、少し時期が延びておるわけでありますが、なるべくここ1年ぐらいあたりで一定の結論を得ていきたい、こう考えます。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君。

○2番（執印真智子君）　わかりました。それでは、ぜひ、1年と言わずに次のときからもうやめていただきたいというのが正直な気持ちです。むだなものをやっていってもしようがないわけですから、それに、お聞きしますと、これに1,000万円かかっている

ということですから、そういったお金はほかのところに振り分けて、本当に必要な、例えばツ判とかＢＣＧを公費で受けられるようにするとか、そういったことが必要ではないかなというふうに強く感じております。

先ほども御紹介しました高橋晄正先生の講演会では、先生の講演の後で実にさまざまの質問が出ました。例えば、アトピーのある子は予防接種をしても大丈夫かとか、接種後、異常ができたときはどういう病院にかかればいいのか、といったこと、それから細かい疑問に対応できる相談機関が必要ではないかということ、そんなさまざまなことを感じたわけです。

予防接種については、何かあったら健康課へ連絡するようにというふうに書かれているわけですけれども、５時になりますと健康課はいなくなるわけですし、親は自分で慌てて医療機関を探して駆け込まなければならないのが実態です。

また、接種してくれたお医者さんと診察してくれるお医者さんが別ということになるわけですね、これですと。大変親としては不安なんです。市としても、こういった不安にこたえていく必要があるのではないかと思います。例えば、すべての予防接種が個別化されていれば、知り合いのお医者さんで、子供の状態に合わせて接種することができると思います。国分寺は、今、そういうようなやり方を目指しているようですので、ぜひ医師会との話し合いも行っていってほしいというふうに思います。

それからまた、市民の意見に十分に耳を傾けていただきたい。インフルエンザも短期間で検討していただきまして、ぜひやめていただきたいということを要望いたしまして、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって17の１、子ども達の立場に立った、予防接種の見直しを！の質問を終わります。

一般質問17の２、残留農薬の基準緩和について日野市の対応を問うの通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

○２番（執印真智子君）　それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

日本の食料の輸入は、1987年度、2,206万トンであるのに対して、1991年度には2,371万トンと、増加をしています。その中でも野菜類、果実類は182万トンとなっています。お店で安い洋服を見かけますと、韓国製か中国製かなと思ったりするようになってから随分たっているように思いますけれども、今、野菜を買うときにも同じように「どこから来た野菜かな」というふうに考えたりすることが多くなってきました。そのように、輸入農産物は私たちの身近なところで売られています。輸入される農産物がふえる中で、

収穫後の作物に農薬を使うポストハーベストを初めとする残留農薬の安全性についても、不安の声が上がっています。また、このごろふえているアトピーやがんも、食品添加物や農薬の摂取に原因があるとも言われています。

厚生省は、1991年９月以降、新しい残留農薬基準づくりを進め、これまでの26農薬から100農薬にまでふやすとして、1991年９月、食品衛生調査会で34農薬の答申、1992年３月に19農薬、７月に16農薬と、矢継ぎ早に設定を進めています。そして34農薬については、1992年10月27日に告示され、1993年５月１日から施行されることになっております。最終的には150農薬の基準が設定されるという情報もあります。

今回の新農薬残留基準の多くの問題点のうちから、２点ほど挙げさせていただきますと、まず１点目は、これまで設定されていました「残留基準」や「登録保留基準」に比べて、50倍から1,000倍も基準値が緩和されているものがあり、健康被害のおそれがあるということです。

例えば、クロルプロファム、日本では除草剤として登録されていますが、アメリカでは発芽防止剤としてポストハーベストに使うことができます。今まで、バレイショに使用するクロルプロファムの基準は、環境庁の登録保留基準で0.05ppm だったのを、何と1,000倍の50ppm にしてしまいました。ジャガイモは冷凍ポテトとしてアメリカから大量に輸入しておりまして、子供たちが好んで食べるものですけれども、東京都の調査では、輸入ジャガイモからこのクロルプロファムの残留が常時検出されています。１ppm は、１メートル四方の水槽に角砂糖１個分くらいの濃度を示しています。今回の設定で、角砂糖１個の20分の１のかけらの農薬が、一挙に50個にふえることになるのです。

また、この基準といいますのは、成人１日当たりの摂取量です。例えば、子供ですとか体の弱い人に合わせた基準ではないということも大きな問題だと思います。

２点目は、今回の基準が、従来の人の健康を損なうおそれのない場合に限り認められるという食品衛生法にのっとっての基準づくりではなくて、輸出国の基準値や国際基準値を優先して採用したもので、その結果、高濃度残留を招くポストハーベスト農薬の使用を事実上、認めることになっていることです。

この背景には、ガット（関税と貿易に関する一般協定）のウルグアイ・ラウンドにおける食品の安全基準を国際基準にハーモニゼーション、整合化とか標準化とか一般化というふうに訳されておりますけれども、ハーモニゼーションによる提案により進められております。ガットといいますと、コメの輸入自由化問題だけのように思われがちですけれども、私たちの暮らしにかかわるところでこういったことが進められているという

ことです。これまでばらばらであった各国の基準を統一することで、安全基準の水準を低い方にそろえて貿易自由化を推し進めていこうという、そういった考えと方向です。

各国が固有の風土、食習慣を考慮して設定している環境や健康を守るための基準が国際基準より厳しい場合は、貿易障壁として排除されてしまう、これは余りにも危険なことではないか、というふうに考えます。食べ物の安全の基準というのは、市場開放、貿易優先のためにあるのではなくて、私たち市民の側、つまり食べる人の命、健康を守ることを最優先させて決めなければいけないと思います。安心して物を食べることができなくなると思います。食品衛生行政は、広域行政ですので国がやること、そういった考え方ではなくて、地方自治法第２条第３項に「住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持すること」とあります。日野市も市民の健康を維持・増進するために、積極的に施策を進めていくべきであると考えます。

そこで、まず４点、質問させていただきます。

日野市では、小・中学校での自校方式による給食を初め、毎日配食の老人給食、保育園給食など、食に関する事業が他市と比べましてもかなり評価できる形で進められています。特に学校給食については、添加物の入った食品を使わないようにしていることや、地場野菜を取り組んでいることなど、栄養士の先生初め調理員の方々、農家の方々、関係部課の方々に、親としても心から感謝をしております。

しかし、外圧によって農薬基準を徐々に緩和しようとする国の姿勢を見ていますと、日野市の給食事業に与える影響の大きさを不安に思うのは当然だと思います。

質問の第１点目といたしまして、今回の新残留農薬基準の設定について、日野市としてどのようにとらえていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

２点目として、輸入野菜の使用についてです。学校給食では、地場野菜を一部使用しておりますけれども、老人給食、保育園給食など、ほかの給食も合わせると90％強が、それぞれ契約している八百屋さんから購入していると聞いております。以前の一般質問の中では、輸入果物については入れないように十分に八百屋さんと話し合いをしているとのことでしたが、輸入野菜についてはどのような話し合いがされているのでしょうか。それぞれの担当課で、輸入野菜使用、または不使用の実態把握をされたことがあるかどうか、お尋ねしたいと思います。

３点目として、新残留農薬についての、栄養士さんへの情報提供についてお伺いいたします。

今、材料の仕入れはほとんど栄養士さんに任されているので、新残留農薬基準につい

ても情報の提供は不可欠だというふうに考えます。学校給食の現場では、栄養士会の中で、よりよい給食を目指して情報交換がなされていると伺っています。保育園や老人給食の栄養士さんは、同じように情報交換ができているでしょうか。それぞれの担当課から、それぞれの給食の栄養士さんに、食に関する国や都の情報を流すこと、常時それが可能なルートづくりをすることが必要だと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

4点目として、市民への情報提供についてです。市民が食品を選ぶとき、さまざまな情報があれば、より安全な品物を購入することができると思います。先ほども申し上げましたように、地方自治法の中で言われているように、市は市民の健康を守る役割を持つと思います。毎日食べる食品に関しての情報は、素早く市民に提供することが必要だと考えますが、この点については現在どのように進められているでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　生活環境部関係の点から、お答えをしていきたいと思います。

新残留農薬基準をどう考えているかという1番目の問題でございます。厚生省では、残留農薬基準の整備を平成3年から行ってきております。平成4年10月末現在に、食品衛生調査会に対して農薬85品目について諮問を行い、食品衛生調査会は69品目について残留農薬基準を答申をしました。このうち34品目については、平成4年10月27日に告示が行われました。

また、食品添加物の9品目につきましては、使用基準の改正案が出されており、食品衛生調査会の答申を得て平成4年11月16日付でイマザリルを食品添加物に指定して、告示をしております。今回の新しい残留農薬基準の設定は、従来、食品衛生法では検出されても規制できなかった農産物に対する規制の根拠となるもので、基準の整備を行うことは評価できると感じております。

ただ、問題がございますが、この基準の内容でございますが、消費者の方々は残留農薬基準についての、この基準が、アメリカ、WHOなどの国際基準が準拠されているということが一つあります。

それから、食品添加物については、対象食品を拡大するものであり、食品添加物の摂取の機会を多くするという問題があろうか、というふうに思います。

安全性の問題、国際標準化の問題等を指摘しているわけですが、残留農薬基準や食品添加物使用基準の設定は、国の厚生省の所管であります。基準設定時の審議等は原則と

して非公開とされているところでございます。

ただ、東京都におきましては、東京都における食品安全確保対策にかかる基本方針を策定しまして、食品の安全確保に努めております。例えば、国が設定する基準外の農薬にも対象を拡大し、独自に指導基準を定める方針を固めております。指導基準には、改善命令や販売禁止処分とする罰則規定はないわけですけれども、行政指導が可能になり、業者への監視体制の強化等があり、効果があるというふうに感じております。当分の間は都の動向を見守っていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、国内食糧自給率が、今、議員さんもおっしゃいましたが47％に落ち込み、輸入食品に頼る割合が５割を超える状況では、国内の食糧生産等を高め、自国で安全なものをつくることが根本的な解決方法と考えられているところでございます。市民の食生活を守り、健康な社会環境をつくる意味でも、今後さらに安全行政に向けて研究、また関心を持っていきたいというふうに考えているところです。

○議長（黒川重憲君）　学校教育部長。

○学校教育部長（糸川　滋君）　学校給食の観点から、お答え申し上げたいと思います。

この残留農薬基準ということにつきましての、危険に対する構えといいましょうか、これにつきましては、一般家庭で置かれていると同様の位置づけに、学校給食もあるわけでございます。どうしてもそういう中で自衛手段を講ずるという消極的な体制でしかないわけでございますが、現在、学校給食としては、料理は原材料を確認して使う。要するに加工食品は避けていくというのが第１点としての、一つの知恵として編み出しておりますし、第２点としては、添加物の使用されていないものを使っていくということ、３点目としては、これは食そのものではございませんが、やはり汚染という点で配慮しております洗剤の点、これは合成洗剤からせっけん使用に切りかえてきておるというようなこともやっておるわけでございます。

今、直接お話にありました輸入野菜ということ、特に果物でございます。果物あるいはその他の農産物につきましての輸入物につきましては、これは一応、八百屋さんといいましょうか、業者には国内産の農産物を持ってきてほしい、ということの添え書きをして注文を出しておるというのが実情でございます。そういう添え書きとともにしております手段としては、なるべく国内産の農産物を使っていくという姿勢を組んでおります。果物ですと、やはり輸入で入ってこない、言わば日本特有のもの、あるいは輸入ではちょっと対応し切れないものというような品目を選んで供しておる。ですからイチゴですと、これは日にちという点で非常に制約を受けております。ですから、どうしても

これは国産を使わざるを得ないというのが流通だと思います。そういうようなことで、日本産のものを使うというような手だてを講じておるところでございます。

ただ、私どものそういう体制をつくる元であります認識、あるいは知識とか情報というもののとらえでございますが、これにつきましては、現在の体制としては都教委の学校保健給食課を経由した中で、それらの知識なり情報なりというものを得ておるところでございますが、これではなかなか事足りるものは――そういう事足りるというふうな状況ではございません。そんなことで、現在、栄養士会、毎月行っておるわけですが、この栄養士会において、現段階では個人の情報なり知識、あるいは認識というものにおきましての討論、あるいはその協議というものをしてまいってきておるところでございます。

ただ、今後、ますますこういった輸入食品のふえる中で、食安全というものを考えますれば、これでは限度があることでございます。事務局といたしましては、保健所あるいは消費者センター等々との連環を保つ中で認識を持つ、あるいは知識を得る、あるいは情報をとるということによっての研さんを積んでまいるということで、早速ながらその体制づくりに取りかかっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　3番目の後ろの方、また4番目の件でございます。先ほど、私、冒頭、生活文化部関係と言うつもりで、生活環境部なんて言った件があろうかと思いますが、訂正をさせていただきます。

横の連絡という件でございますが、生活文化部の中でもかかわりがある生活課、健康課、産業経済課が、三つございます。またさらに、これらの関係につきましては、学務課とか児童課とか、他部等の関係もございますが、今現在、他部との交流等をやっていないわけですけれども、今後は保健所の協力も得ながら、こういう情報の提供や何かを考えていってみたいというふうに思っております。

それから、市民への情報の提供の件につきましては、機会あるごとに広報または生活者情報、またはパンフレットを利用しながら、国の情報、都のまた情報、広く市民にわかりやすく情報の提供をしていきたい、というふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

福祉部関係の給食関係でございますが、御質問のとおり、現在では給食事業といたし

ましては約５万1,000食強に達するようになっております。

また、そのほか老人福祉施設、あるいは児童福祉施設、心身障害者福祉施設等におきまして給食事業を行っているわけでございますが、これらにつきましては、常に安全な食べ物のサービスに努めておるところでございます。輸入農産物等につきましては、一部、缶詰類を除きましては使用していないと思います。そのほか調味料あるいは乾物類、ウインナーソーセージですか、これらについても無添加のものをできるだけ購入しているということでございます。

特に、食品衛生法に基づきます農薬の残留基準の品目の拡大、あるいは緩和につきましては、各方面で論議が醸し出されているということは、新聞等である程度承知しておりますが、正直申し上げまして私自身も十分、認識を持っていないのが現状でございます。それぞれの現場におきましては、先般も栄養士会等でもこの問題が話題になったということを聞いております。今後とも引き続き安全な給食サービスに努めていきたいというふうに考えております。

また、情報の把握あるいは提供については、現状では十分でないところがございます。これから関係機関あるいは関係部課との連携のもとに、十分留意していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　ありがとうございました。

まず、新残留農薬基準についてのとらえ方ですけれども、非常によく見ていただいているかなというような気がいたします。市民に与える影響とか、市民の立場に立ったとらえ方も、また、してくださっているかなというような感じをいたしました。これから先、これを市の中でどういう形で具体的に展開していくか、というところになってくるんだと思います。

２点目の、市の給食のところにつきましては、大変考慮していただいていることがわかりまして、少し安心をしたわけですけれども、輸入農産物については、私どもも八百屋さんですとか全農の方に少し聞き取りをしました。多摩地域の市場には果物以外はほとんど入っていないのが現状、ということでした。しかし、学校給食にブラジル産のカボチャですとか、それから国産かどうか確認できない淡路島産のタマネギというのが入ってきたことがあるんだそうです。今の日本の食糧事情、先ほどもお話がありましたように、自給率が47％ということで、栄養士さん個人の努力ですとか、八百屋さんの心意気だけでは、もうどうにもならないところに来ているのかなという感じがいたします。

ここ数年、異常気象という言葉を農家の方から、よくお聞きします。国内の収穫量が減れば当然、輸入がふえて、多摩の市場へも入ってくるでしょうから、栄養士さんが国産というふうに指定をしても、輸入物を入れざるを得ない場合が出てくるのではないかなというふうに感じております。

また、国内の野菜でも農薬が使われておりますし、基準緩和によって使用がふえる可能性も出てくるのではないかと思います。給食の安全確保に努めている日野市としても、今後ふえてくるであろう農薬摂取量を少しでも低く抑えるために、市独自で残留農薬の検査をしていくお考えがないかどうか、お聞きしたいと思います。

このあたりでは府中市が、市独自で検査をしております。小・中学校33校中、29校がセンター方式なんだそうですけれども、センターの中で学期ごとに食材検査をしておりましたけれども、平成４年１月に農薬検査を実施しております。キャベツ、レタス、キュウリの３種類８品目を検査しまして、これは農協でよく使われる農薬というのを聞いて検査をしたそうなんですけれども、結果は基準値以下だったということです。今後は、ジャガイモ、タマネギの検査もしていきたいということなんですけれども、これまで給食だよりというのは、栄養の問題だけだったんですけれども、こういった農薬の検査というのも公表をしているということです。

府中以外には、国分寺市がこういった検査をしております。これは、栄養士さんに情報として流しているということなんです。これだけ輸入物が多くなってくるだろうという中で、検査をしてどうするかという問題もあるとは思うんですけれども、やっぱり検査をしながら少しでも安全なものを使っていくということは必要だと思うんです。

それで、先ほど申し上げましたように、今回の基準値が成人に向けての基準値であって、子供たちとか弱い人に向けた基準値ではない。それから、これだけ拡大されますと、さまざまなものが含まれてくるわけですから、添加物との兼ね合い、農薬同士のかかわり合いですね、それがもう複合的に作用していくと大変なことになるんじゃないかな、というふうに感じているわけです。ですから、ぜひ市独自で検査をしていっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

それから栄養士さんの情報提供についてですけれども、学校給食の中でも、老人給食の中でも話題になっているということで、やっぱり食べるものにかかわっているからには気にしているくださっているんだなということで、大変ありがたいと思います。これをもっと積極的にしていっていただきたいということと、学務課、老人福祉課、それぞれが、国ですとか都の今の先端の情報を流せるように、それから、それぞれの栄養士さ

んたちが情報交換できるように進めていっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、食品安全につきましては「横のつながりを持ちながらやっていきたい」というふうにお話があったわけですけれども、現在、食品安全研究グループというのがありまして、そこでパンフレットもできるというふうに伺っておりますので、例えば、これは今までつくった生活課だけが配布をするというような、そういった仕組みになっていたわけですけれども、健康課が行っている乳児検診とか、成人病検診で配布するとか、それから、今や食べる側とつくる側が手をつなぎながら食品安全について進んでいかなくちゃいけない時代に来ているんじゃないかと思いますので、八百屋さんですとか、お肉屋さんへの商店、それから飲食料店へ配布する、それから市内全体で食品への安全性の関心が高まるように、健康課と生活課と産業経済課、老人福祉課など、横のつながりを持って定期的な会議を持っていくというような、そういったことをつくり上げることが必要かというふうに感じておりますが、これについても、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　今、国分寺の例等を示されながらお話がありました残留検査のことでございますが、国におきましては、輸入時に全国26カ所の検疫所において輸入食品に対する監視指導を実施しておられます。

また、東京都は平成２年４月に、輸入食品を専門監視する輸入食品監視班を新設して、輸入業者等に対する監視指導を効率的に実施するなど、輸入食品対策の強化が図られております。

同じく平成２年８月には、これまで都内に分散していた食品起動監視班などを統合して、新たに食品環境指導センターを設置して、大規模製造業や広域流通食品等に関する監視指導を強化しております。特に食品起動監視班が、市販流通品残留実態調査を実施しておりますので、当面は都と連携をとっていきたいというふうに思っております。

生活課におきましては、今後、テスト室を利用しながら、当面、簡単なテスト機を使った実験ができるような体制づくりに考えていきたいというふうに、今、検討をしているところでございます。

また、横の連絡の件でございますが、先ほども申し上げましたが、それぞれ関係ある課を中心に協議をまずできる、または情報が交換できるような体制を当面つくっていきたいというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　　学校教育部長。

○学校教育部長（糸川　滋君）　　栄養士への情報提供といいましょうか、そういう点では、今までも保健所との関係で講習会を持つ等、種々、それなりのことはやってはきておりますが、先ほども申し上げましたこれからの体制づくりということにおきましては、毎学期といいましょうか、学期ごとに最低１回は保健所との協議会といいましょうか、そういったような機会を設けていくとか、あるいは頻繁な情報収集に積極的に出向いていくというような形の中で進めていきたい、いこう、ということで現在、準備を進めております。また、庁内ネットワークということでも、生活文化部のお話がございました。そういったところを中心に有効に働かしていければ、というふうに思うところでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　　ありがとうございました。

そうですね、市独自で検査をしていくのは難しいというような、そういうことがあるのだろうとは思いますけれども、国で水際検査というのをしておりますけれども、輸入されるものの10％ぐらいが検査の対象になって、その中のわずかが実際に検査をされるだけというふうに聞いておりますので、書類だけで輸入できるようにということも、かなりそういう形もとられているようですので、国の水際検査があるから大丈夫というふうには、とても言えないんではないかなというふうに感じております。ですから、やっぱり市民に対して情報提供をする意味でも、市独自の検査というのをしていくのが必要じゃないかと思いますし、現在の状況では、インフルエンザの予防接種よりもこっちの方が必要ではないかな、というふうに感じるところです。市長にこの辺はもう一度お伺いしたいんですけれども、検査の問題ですね。

それから健康課の仕事の中に、食品安全というのを、もう入れたらどうかなというふうに思うんです。というのは、今、成人病とか、そういうことに対しての話があるんだと思いますけれども、この時代、必要なことになってきているのではないかなというふうに思います。

それから、今、パンでも、野菜でも、果物でも、さあ食べようというときに、食卓でおしょうゆやソースをかけるように、農薬をかけて食べるということはないと思うんです。でも、だれかがあらかじめ農薬をかけてあるんです。これは遠くから運ぶために必要で、かけてあるわけなんですけれども、今回の新残留農薬基準の設定では、その量が

今以上にふえるということなんです。だれもとめてくれません。これでは、国はもうけようとする人の方しか見てないのかなというふうに疑ってしまうんです。そういった基準設定なんです。でも、安い食料が入ってくるのだから、その方がいいという方もいらっしゃるかもしれません。レモンなんかですと、デパートで値段を調べますと、輸入レモンが１袋198円、国産が280円ということで、安い方に手が出てしまうのかなというふうに感じるんですけれども、この安さというのは、つくる過程、それから保存する過程、運ぶ過程でのさまざまなマイナスの面というのは入っていないんです。

例えば、土壌の浸食だとか地下水の汚染、農薬散布による人体への被害、大気汚染というような環境コストは考えられていないと思うんです。新残留農薬基準設定によって、汚染された環境を回復するために今後どれだけお金がかかるか、ということまで計算に入れますと、決して安いとか、食料の安定につながるということは言えないというふうに考えております。今回の新残留農薬基準が日本の国内外を問わずに、零細な農業経営者に与える影響は大変、大きいと思います。世界的に農薬基準を高くすることで環境破壊を進めることも確かだと思うんです。

先日の所信表明の中で、環境に十分配慮をしたいという市長の決意も伺いましたので、これから地域の中で顔が見える関係でつくっていっていただける有機農業の推進に十分力を入れていただきたいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

それから、さまざま申し上げましたように、市民、国民の健康に対して大変それを無視した基準設定になっております。今回の新農薬残留基準の取り消しを求める意見書というのを市長名で出して、意思表示というのをしていただきたいと考えますけれども、いかがでしょうか。

すいません、あと８分しかありませんので、よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　相当ショッキングな御指摘をいただきまして、問題がこういう状況まで進んでいるかなということを、特に印象づけられました。

環境衛生あるいは食品衛生という立場から、一定の今までの行政基準とか、あるいは視点だけでは守り切れないということを教えていただいた感じがいたします。できるだけ地元で有機農業を栽培をして、地元の食品として安全供給ができる体制をなるべくつくり上げることと、それから今、意見書を出してはどうかという御指摘がございましたので、早速検討をいたしまして、当局に提出したいというふうにお答えをしておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　ありがとうございました。

すいません、健康課の中に食品安全というものを含んだらどうかということ、それはどのようにお考えか、それがちょっと抜けていましたので。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　なかなか専門知識を持つことが難しいわけでありますけれど、特に日野市の管轄される保健所という専門機関もございますし、十分連携をとって、おくれない対応をしていきたい、こう考えております。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　ありがとうございました。

健康課の業務というのは、機関委任事務ではないので、こういったことも、やろうと思えばやれるというふうに感じているところです。日野市の中では、学校給食について大変いい施策というのが続けられてまいりましたので、ぜひそれを、学校給食の現場だけではなくて、市のいろいろな事業の中に広めていただきたいなというふうに感じているところです。

今回の新残留農薬基準には、市長の方からも「検討して意見書を出します」ということだったので、早急にやっていただけるものというふうに理解をいたしますけれども、ヨーロッパとかアメリカなどでは大変な反対運動が起こっています。それは、食べるものは売る側とか流通させる側が基準をつくるのではなくて、食べる側が決めてしかるべきだ、という考えに基づいているということです。それぞれの国が決めてきました基準を、流通のために一律にしよう、ハーモニゼーションしようということは、それぞれの国の主体性を踏みにじるものだということを同時に訴えているんだそうです。

それぞれ立場がありまして、国が決まったことをやらなければいけない立場という、そういったさまざま立場があるわけですけれども、思想信条にかかわらず、どういう仕事をしているかにかかわらず、食べるものがないと人間は生きていけませんので、ぜひそういった立場に立ちまして、今後とも今まで続けてきたものをさらによくするように、横にそのよさを広げていくように、連携を十分にとっていただくことと、それから生産緑地の問題などもありまして、さまざま難しい部分がありますけれども、この日野の中に、やっぱり農業を続ける部分、それから市民が農にかかわれる部分というのを、ぜひ充実させていただきたいということを強くお願いをいたしまして、この質問を終わりにします。

ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって17の２、残留農薬の基準緩和について日野市の対応を問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時44分　休憩

午後１時32分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問18の１、しらけムードの選挙、投票率を高める方法はないかについての通告質問者、谷　長一君の質問を許します。

〔６番議員登壇〕

○６番（谷　長一君）　それでは、通告に従いまして質問をします。

今までの投票率を見ますと、市長選挙を見ますと、比較的に下がっているわけです。それで、今回の選挙も、いろいろな組み合わせによりまして投票率も下がるんじゃないか、というようなことも言われているわけです。そのような中におきまして、今回、しらけムードの選挙になってしまったら、これはいけないということで、どうしても投票率を高めなければいけないということで、質問をやらせていただくわけでございます。

選挙につきましては、皆様方のお手元に配付されております「選挙の記録」、これらを見ますと、よくわかるわけです。前回の市長選におきましては、近年における投票率の傾向を見ると、毎回のごとく若年層の関心が薄く、投票率の向上のために明るい選挙推進委員の方々を中心に、市広報、チラシ等の配布によって啓発に全力を投じてきた、今後とも明るい選挙の推進、投票率の向上に努力してまいる所存である、こういうふうになっているわけです。我々も当然、選挙の投票率の向上のために寄与しなければいけないというのは、おのおののお考えだと思うわけでございます。

そこで、前回の配付されました東京都議会議員の選挙、それから参議院議員の選挙、さらには日野市長選の選挙等の記録に従いまして、質問をさせていただくわけでございますけれども、選挙というのは、いかに啓発というのが大事かということになるわけであります。それと同時に、やはり候補者が、どのような候補者を市民が要望しているかというところに起因するのではないかと思うわけです。選挙は、民主主義を推進する上

においての基盤でもあり、また根幹をなすものでありますので、いつも成人式等におきましては、初めて参政権が与えられました成人の方々に向けまして、必ず教育委員長の方または市長等も、政治に対する選挙の啓発は必ず行っているところであるということを、私は時々思い浮かべるわけでございます。

そのような中におきまして、投票率というのを手元の資料等を見て、毎回幾らか下がっているわけです。それで、選挙の記録からいきますと、いかに選挙管理委員会等におきまして、その執行に当たりまして啓発運動を行っているかということも、ある程度はうかがえるわけでございます。しかし、広報等ももう既に今回の市長選、４月に行われる市長選等におきましては、投票率が低下しないようにということで、何回か広報に出ているわけでございます。

そこで、前回の選挙時の啓発、これは参議院議員、都議会議員の選挙、さらには市長選等の啓発運動等を見てみますると、街頭啓発、啓発物の配布、懸垂幕の掲出、のぼり旗の掲出、それから自動車用ボディーパネル等に、やはりこれらも啓発のために張ってあるわけです。それから広報車によるＰＲということになっているわけでございます。

そこで、啓発については、バンドエイドを3,000個配ったり、これは市長選のときです。風船1,000個、それから先ほど申しました懸垂幕、さらにはこういうものを３カ所、４カ所、それからのぼり旗等を300本、チラシを６万1,200枚、自動車用パネルが1,000枚、それから広報車によるＰＲが延べ９台、というふうになっているわけでございます。広報等も６回もしているわけですけれども、依然として選挙の投票状況等を見ると、上がらないわけです。どうして上がらないかということも、時々考えると同時に、また、ゆうべもテレビを見ておりましたら、投票率が低いということは、やはり所得に起因するというようなことも言っておりました。

そこで、日本人のＧＮＰからいきますと、インドの場合が、年間１人の所得は総合の生産量からいうと311ドルなんです。それで中国が294ドル。韓国が5,000ドル。日本の場合は、何と３万ドル。こういうふうになっているわけでございます。

そこで、投票率ということになると、やはり生活が苦しくてしようがないんだ、どうにもならない、というようなとこほど投票率というのは高いということになっているわけです。そうなると日本は一番高いんだから、所得がこういうふうにまた高ければ、やはり投票率も低下するのも当たり前かなとも感じたんです。そんなことを考えながらテレビを見るのも、またおもしろいんじゃないかなと思って、見ておったわけでございます。

そうしましたら、その次に何が出てきたかと申しますと、いわゆるリクルート、それから佐川急便、さらには金丸の５億円と20万円。５億円、金を手にして20万円きり罰金を取られないんだ、こんないい方法はどこにもない、みんなやろうじゃないか、というのが日本国民がすべて考えるところじゃないかと思っておるというようなことも、テレビでやっていたんです。

そこで、これは自民党の総務……名前は忘れましたが、その方が「金権腐敗の政治、または、自民党は本当に金権腐敗の政党である、または腐った自民党であると言われても、これは致し方ないんだ。ここで我々は反省をしなければいけない」と、こういうふうなことも申されていました。

そこで、やはり我々は単に上の人が反省するだけではなく、国民がすべて総反省ということがなされなければいけないのかと思うんです。また、川崎の方におきましては、市議会議員が脱税を、それは政治資金に献金をして後で返してもらっている、こういうふうなこともやはり言われていました。

また、野党の方でも、いわゆる今回の22億8,000万円の中には入っているというようなことが、こうなると全部の方に言われるんじゃないかと思うんです。全くこのような不祥事というのは、二度と繰り返してはいけないというようなこともありましたでしょう。

その前に、こんなことをやると警察にみんな捕まっちまうというので、58年の、いつでしたか……1985年10月に衆参両院で議決されたのが、これは「政治倫理綱領」というのがあるんです。その後に、先ほど申しましたリクルート、佐川急便、それから大型の政治スキャンダルというものが続発しているわけです。こういうのを見ると、やはり公私の別のわきまえというのができていないと、日野市におきましても、その前、あれは４月、ちょっと、そのようなのに似たのがあったんです。ああいうのは、私は二度と繰り返してはいけないと思います。確かに、これは個人の問題じゃないんですよ。これは全体の問題として反省をするということがよろしいんじゃないか、と思うわけでございます。

やはりこのようになってしまうということは、いかにその国民または市民に対して不信感を与えるか、ということだと思うわけです。このようなことが再三再四行われてしまうと、一体何か、ということになってしまうわけですけれども、先ほど申し上げました政治基盤の根幹が揺らいでしまう。これは、やはり揺らぎつつあるのではないかと思うわけです。

過日も、国会の委員会におきまして「このような状態であっては自衛隊はクーデターも起こしかねない」というようなことを発言している国会議員もいるわけです。そのようなことを考えてみると、一体、三権分立というのはどこへ行ってしまったのかということも、これは思いやられるところがあるわけです。行政と政治家との癒着はもちろんのこと、検察は法務省ですから、法務省までが政治と癒着しているんじゃないか、または行政と癒着しているんじゃないか、というようなことが言われてしまうわけでございます。そうなると、すべてに不信感がみなぎってしまって、その機能を、三権分立の機能というのを果たさなくなってしまう。こういうふうになってしまったら大変だと思うんです。そのようなことがないように、やはり我々に与えられた参政権というのは、おのおのがよく自覚をして参加をするということが大事じゃないか、と思うわけでございます。

そこで、通告をいたしておきました、平成５年度は何回、どのような選挙が行われるか、ということをお伺いするわけでございます。これは大体わかっておりますけれども、わかっていない部分もあるかもわかりませんので、お伺いするわけでございます。

その次に、二つ目として、全国的に投票率は低下している。投票率を高めていくには、どのような活動をしたらよいか、または特別に行うことはできないか、ということでございます。これらにつきましては、前回行われたときの予算、これは選挙の予算です。それと今回の予算を見ますと、余り差がないわけでございますけれども、特にそのようなことを私は行っていただきたいと思いますけれども、これが、なかなか行うということは難しいでございましょう。やはり有権者の選挙に対する意識の高揚というのは、私は選挙管理委員会に与えられた役目、役割でもあると思うわけです。それでお伺いするわけです。

それから、３、そのような行為を行うためには予算が少ないということは、明らかでございます。そこで、予算がないから補正予算をしても行う考えを持っていないか。また、国、都等と、これは都下には27市、関連市がありますので、その関連市が共同で交渉のためにということで、国または都に申し込んで、予算の増額等を図るというような考えを持っているかどうかというようなこと、またはそのような話し合いが行われたかどうか、ということをお伺いするわけでございます。

その次に、４番目といたしまして、投票率が投票総数の２分の１以下になったら、確かに代表者としての資格はあるけれども、値打ちが下がるんじゃないか。そのあたりにつきまして、これは一番最後でよろしいですから、市長にお伺いしたいと思います。

あとにつきましては、選管事務局長にお伺いいたすわけでございます。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（黒川重憲君）　谷　長一君の質問についての答弁を求めます。選挙管理委員会選事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（馬場嘉徳君）　お答えいたします。

まず第１点目の、本年度は何回、どのような選挙が行われるかについて、お答えいたします。

本年度につきましては、まず、平成５年４月18日に市長選挙が予定されております。

それから平成５年６月27日に都議会議員選挙が予定されております。

平成６年２月17日、任期満了とする衆議院議員、最高裁、裁判所、裁判官の国民審査の選挙が予定されております。

四つ目といたしまして、平成６年３月８日、任期満了とする市議会議員選挙が予定されております。

５番目といたしまして、平成６年３月19日、任期満了とする農業委員会委員の選挙が予定されております。

その計５回の選挙を予定されております。

第２点目の、全国的に投票率が低下している、投票率を高くする活動を特別に行うことはできないか、についてお答えいたします。

選挙は国民が政治に参加する最も重要かつ基本的な機会であります。積極的な投票参加は、民主政治の健全な発展のためにも欠かすことのできないものであります。しかしながら、最近の各種選挙における投票率は依然として低い数字にあり、これを向上させるための対策が急がれております。

このため、当市においても常時、積極的かつ効果的な啓発活動を通じて、有権者の選挙に対する意識を高揚させようと、選挙管理委員会においても「明るい選挙推進協議会」がその中心的役割を期待されていることにかんがみ、同協議会と密接な連携のもとに、明るい選挙推進委員に、地域住民と話し合い活動を通じ、選挙に対する意識の向上を図り、また各種研修、また講演会等による委員の政治に対する関心及び選挙に関する知識の向上に努めているところです。

また、選挙時啓発については、市広報、臨時チラシの配布、推進委員による街頭啓発、市広報車による街頭啓発、啓発物資の配布によるＰＲ、また本年から新しく市内各スーパー店に依頼し、買い物袋を利用してのＰＲ、また店内放送によるＰＲ、また市内循環

ミニバスの自動車特大パネルですね――による選挙の周知を図っていきたいと思っております。今後とも各種の手段、方法を用いて棄権防止、投票参加の呼びかけを積極的に行っていきたいと思っております。

３点目でございます。予算がないとしたら補正予算をしても考えを持っていないか、また、国、都等に、関連市に申し込んでもやる気がないか、についてお答えいたします。

民主主義の基盤である選挙が明るく行われるためには、国民一人ひとりが政治や選挙に強い関心を持ち、主権者として自覚と豊かな政治常識、高い選挙道義を身につけることが必要であります。このため、国、都道府県、市町村及び民間団体が一体となって啓発事業を強力に推進し、選挙が有権者の自由な意思によって公平かつ適正に行われるような政治意識の向上に努め、明るい選挙推進運動をより一層強力に展開する必要があります。

特に、５年度、当市は各種の選挙が予定されておりますので、明るい選挙に関する自覚を深める上で、この機会を十分に活用していきたいと思っています。東京都においても、都、区、市町村選挙事務運営協議会が設置され、選挙事務に関しての種々の課題を検討していくことになっております。当市は、啓発普及部会に属し、２年間の予定で検討をしていくことになりました。

また、明るい選挙推進協議会においても一層の効果があるものとするためには、公益的かつ効率的な方法により事業を実施する必要があるため、当市所属の第１ブロックにおいては、共同して各種事業を計画すること等、効果的な啓発活動に資する方法を積極的に取り入れていくことになっております。

また、明るい選挙推進関係市については、行財政改革の推進が引き続き求められている状況にかんがみ、より一層、重点的、効率的な経費の活用を図っていく所存でございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　民主主義の仕組みといたしまして、間接民主主義とも言われる代表者を選んでの議会制民主主義、あるいは長の選択手段としての、いわゆる民主主義の手法の中に、投票によって対象者を選ぶという国民の大きい権利がございます。三権分立という仕組みの中で、特に先ほども申し上げましたが、国政選挙では国会議員、また地方自治体選挙では都道府県あるいは市町村議会の議員の選挙、並びに首長の選挙、それらがあるわけでありまして、民主主義の機能として極めて有益な役割を果たしてい

るということは、言うまでもございません。

最近、御指摘のとおり、各選挙におきまして投票率の低下という傾向があることは、よく知られておるところでありまして、その理由に、今挙げられました所得水準による理由、あるいは政治、行政に関する関心の度合いの一つのあらわれとしての投票率の低下、こういうことが言えるのではないか、という御指摘には、それぞれの理由があろうというふうに思っております。

御質問の中で、投票率の高いということは、つまり民主主義意識の機能が脈々と働いておるということにもなるわけであります。市民、国民が選挙権という権利によって政治に参加する、行政に参加する、こういう貴重な機会でもありますから、なるべく投票率が高いということは、民主主義の基盤の強さといいましょうか、高さといいましょうか、そういうことにもかかわると言わざるを得ないものだろうと思っております。

私に問われた部分は、投票率が低いということは、民意を反映し得ていないということにもなるわけであります。それから権威にかかわるということにもなるわけでありますので、なるべく高い投票率の中で、民主主義の機能が最も活力を持って機能するという姿こそ望ましいことは、言うまでもないと思います。したがいまして、選挙管理委員会におきましては、なるべく投票率を高からしめる施策が行われるわけでありますし、また、当事者等におきましても、そのような選挙活動というものが投票率を高める、こういう機能にもかかわることではなかろうかと思っております。

質問に今あったか、ちょっと疑問に思っておりますけれど、この程度でよろしいでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　谷　長一君。

○6番（谷　長一君）　今までの選挙の参議院、それから都議会議員、さらには市長選等の選挙のうち、年齢別の投票状況というものを見ますると、20歳代というのは32.43％なんです。30歳代が51％、40歳代が61程度です。これが50歳代だと60％程度ということになっておりまして、一番高いのが50歳代というふうになっており――あ、70歳代です。それを過ぎるとまた低下する、こういうような状況になっているわけなんです。

そこで、この4点について、選挙が行われるかと。いつ、というふうに、私は知らなかったんです。平成6年3月19日、農業委員会の選挙というのは全然私は予想しておりませんでした。知らなかったんです。なるほど、やはり聞くべきだなと思ったわけです。もうこれについての質問はしません。

2番も、全国的に投票率の低下というのはしていてる。しかし、なかなかこれは高く

ならないというのは、やはり我々が日常、豊かな生活をしておると、どうしても民主主義の意識というのは持っておるけれども、ああ、投票に行っても別に我々の生活にはいろいろな支障は来さない、行く人に任せておけ、というようなことで、だれが政治をとったって同じだ、依然としてまた前の政治が継承されるんじゃないか、というようなところが起因するところが多いというようなことも、新聞報道にも出ておりました。

また、選挙の啓発ということについては、もう、こういうような啓発運動では、なかなか投票率は上がんないんだ。極端なことを言えば、１万円札を、選挙が終わったら投票箱の方に箱を置いて、その中にそれに類似した紙を入れておいて、その中に手を突っ込んだら当たるか当たらないか、そのくらいにしなかったら出てこないんじゃないか。また、日本人はそのようなことをしても投票には余り来ないんじゃないか、というようなことも前に週刊誌に書かれていたのを読んだことがありました。「ああ、なるほどな」と思いましたけれども、やはり豊かな日本人にとっては、そんなことをやったってだめだ、そんなことをやるんだったら、カンボジアかベトナムの方へ行ってやるなら、また違うと思いますけれども、非常に啓発運動というのは難しいんだなということが、週刊誌や何かにそのようなことが書いてあるわけなんです。それですから、選挙管理委員会等におきましても相当な方法を講じて、投票率の向上というのにしているということは、なかなか大変だと思いますけれども、やはりできる限りの啓発運動をやりまして、少しでもよろしいのですから、投票率の向上のために尽力をしていただきたいということをお願いするわけです。

また、確かに予算書等を見ますると、前回と今回とは、今回、条例に出ているようなところは確かに急激にふえておりますけれども、それ以外は、やはりふえていないわけです。幸い日野市が普及啓発部会だということで、相当な研究をなさって、そのあたりもまた改良を加えて、投票率の向上に寄与してくださるということを考えてみますると、力強い次第であるというふうに思うわけでございます。

さらには、投票率が下がってしまうというようなことになると、この前もテレビでは「半分以下になったならば、４年を40％から50％だったら３年にしたらどうか」と。そうしたり、また「３分の１になったら４年を２年にしたらいいか」などというようなことも言っておりました。これは、あくまでもテレビで聴視者を集めるというようなこともあって、言っていることだろうと思いますけれども、やはり特に投票率が下がってしまうというようなのは、各政党の相乗りが増加してしまうと、選挙の争点というのは不明確になるんです。何が何だかわからないんだと。また、そういう人を市長に出すと、

一体、どなたの代表者か、どの党の代表者か、わかんなくなってしまうんです。やはりそのあたりは、我々国民が考えなければならないところじゃないかと思うわけです。そうなると、特に期待感というのが薄れてしまうと、どっちでもいいや、というようになってしまうんです。非常に「どっちでもいいや」というのは無責任ではあるけれども、そのように趨勢として今までなってきたということは、よくわかっていると思うわけです。特に若者の生活というのは、それこそ、こんな安定した社会というのは、世界の中にどこにもないと思います。そのような関係で、政治に対する意識、これが少ないわけです。これらに対しましても、一層の啓発をしていただきたいということでございます。やはりこれからの選挙というのを見ると、非常に難しいんじゃないかということが言えるわけです。

割引債の60億円、20億分は現金化かと。確かに先ほど申しましたように、法務省と政治の癒着、これらを打開するために検察が総動員をして今回の新しい28億2,000万ですか、その解明に総動員体制をひいて急ピッチで捜査を進めているとか、金集めということがいかに大変かということと同時に、派閥がある、また派閥があおる際どい蓄財、確かに大将になるには、お金がなければできないわけです。しかし、このようなことを言われるということは、また投票率が上がるかもわからない。こういうのも私は投票率に相当関係があるのではないかと思うわけです。

しかし、また一方を見ると、この間の株や何かを見まするとと、非常に上がった。製造業等の業績判断等を見てみると、悪化している、また雇用も過剰感が強くなってきたということでございますけれども、やはりそのようなことも「危なくなる。おれたちの生活が危険に瀕する」というようなことになってくると、職場が危ないということになると、やはりこれらも投票率に何なりとも影響するのではないか、ということになるわけでございます。

特に、このような在庫調整や何かもまだ足踏みだという反面、先ほども申しましたように株が上がっているんだ、業績が悪くて株が上がっていると、だれかが操っているということになると思うんです。政治家、国会議員の大体80％には株屋さんがいるんです。そういうのがあおっているんじゃないか、というような悪口も週刊誌等に出ているわけでございます。特に、今回「家計に占める直接税の負担、急上昇。３年は12.6％」これは経済企画庁の推計で、平成に入って家計に占める直接税の負担は急上昇し、ＧＮＰベースで平成３年には12.6％に達している、ということです。これは経済企画庁の推計でございます。やはり１人当たりの名目の所得が上がっていても、累進税率効果が働いて全

体としては税負担が上昇してしまった。やはり税負担の直間比率の見直しが関心を集めるであろう、こういうふうになっているわけです。

そのようなことを考えてみると、やはり選挙というものは、我々に与えられました参政権ですから、絶対なる権利であります。どうしてもこれらの権利を駆使して、どのようにしてこの日本の国、または日野市をよくしていくか、ということが大切であろうと思いまして、このように質問をいたしたわけでございます。

以上をもちまして終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって18の１、しらけムードの選挙、投票率を高める方法はないかについての質問を終わります。

これより請願第５－７号、難治性肝炎患者に関する請願、請願第５－８号、リサイクル条例は市民参加で制定をに関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第５－７号、請願第５－８号の常任委員会への付託は会議規則第138条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。３月15日から始まります常任特別委員会は、お手元に配付しました日程表のとおりです。委員の皆様には日程表に基づき御参集願います。

次回本会議は３月25日、木曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後２時12分　散会

3月25日　木曜日　（第7日）

平成5年
第1回定例会　日野市議会会議録　（第7号）

3月25日　木曜日　（第7日）

出席議員　（30名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	藤林理一郎君
5番	旗野行雄君	6番	谷長一君
7番	高橋徹君	8番	下村功君
9番	佐藤洋二君	10番	一ノ瀬隆君
11番	内田勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	小川友一君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	福島盛之助君	18番	福島敏雄君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	小山良悟君
25番	高橋徳次君	26番	古賀俊昭君
27番	市川資信君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
助役	前田雅夫君	企画財政部長	長谷川暢男君
総務部長	小林修君	市民部長	永瀬誠一君
生活文化部長	藤本享一君	環境部長	山口正夫君
都市整備部長	鈴木栄弘君	建設部長	小俣雅義君
福祉部長	坂口泰雄君	水道部長	日野義人君
病院事務長	須藤雄示君	教育長	長沢三郎君
学校教育部長	糸川滋君	社会教育部長	大谷俊夫君
企画財政部参事	大崎茂男君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　小野口純子君

議事日程

平成5年3月25日（木）
午前10時開議

（撤回）
日程第1　議案第91号　日野市立教育センター設置条例の制定について（議案審査報告）（総務委員会）
日程第2　議案第3号　日野市組織条例の一部を改正する条例の制定について
日程第3　議案第4号　日野市職員の公務災害等に伴う弔慰金等の支給に

関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　4　議案　第　16　号　日野市議会議員及び日野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

（厚生委員会）

日程第　5　議案　第　105　号　日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の制定について

日程第　6　議案　第　5　号　日野市墓地使用条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　7　議案　第　7　号　日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　8　議案　第　8　号　日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　9　議案　第　9　号　日野市立心身障害者（児）福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　10　議案　第　10　号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　11　議案　第　11　号　日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　12　議案　第　12　号　日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　13　議案　第　13　号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　14　議案　第　14　号　日野市多子世帯児童養育手当条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　15　議案　第　15　号　日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について

（建設委員会）

日程第　16　議案　第　6　号　日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　17　議案　第　31　号　市道路線の廃止について

日程第　18　議案　第　32　号　市道路線の認定について

日程第 19 議案第 33 号　日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業に関する業務委託契約の変更について

日程第 20 議案第 34 号　日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更について

日程第 21 議案第 35 号　日野都市計画事業高幡土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更について

日程第 22 議案第 36 号　日野都市計画事業西平山土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結について

日程第 23 議案第 37 号　日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約の変更について

日程第 24 議案第 38 号　日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約（その２）の変更について

（一般会計予算特別委員会）

日程第 25 議案第 23 号　平成５年度日野市一般会計予算

（特別会計予算特別委員会）

日程第 26 議案第 24 号　平成５年度日野市国民健康保険特別会計予算

日程第 27 議案第 25 号　平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計予算

日程第 28 議案第 26 号　平成５年度日野市下水道事業特別会計予算

日程第 29 議案第 27 号　平成５年度日野市立総合病院事業会計予算

日程第 30 議案第 28 号　平成５年度日野市受託水道事業特別会計予算

日程第 31 議案第 29 号　平成５年度日野市老人保健特別会計予算

日程第 32 議案第 30 号　平成５年度日野市老人入院共済事業特別会計予算

（請願審査報告）　（総務委員会）

日程第 33 請願第 4-15 号　公団住宅の建て替えに関して従前居住者の戻り入居と定住を保障する家賃制度の確立と高家賃化の抑制を求める意見書提出を願う請願

日程第 34 請願第 4-23 号　東ティモール政策の見直しを求める意見書に関する請願

（厚生委員会）

日程第 35 請願第 4-12 号　日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場の安全管理と新

たな広域処分場建設計画に関する陳情

日程第　36　請　願　第 4-19 号　農林水産業の豊かな発展と自然環境を守ることに関する陳情

（継続審査）　（総務委員会）

日程第　37　請　願　第 3-11 号　日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する請願

日程第　38　請　願　第 3-12 号　拙速なる日朝正常化に反対する意見書提出に関する陳情

日程第　39　請　願　第 4－1 号　米軍横田基地及び米軍関係施設の返還を求める陳情

日程第　40　請　願　第 4－2 号　横田基地における米軍空母艦載機飛行訓練の中止を求める陳情

日程第　41　請　願　第 4－3 号　労働時間短縮についての陳情

日程第　42　請　願　第 4-17 号　日本野鳥の会（仮称）環境保護センター建設に対する土地提供に関する陳情

日程第　43　請　願　第 5－3 号　建設省京浜工事事務所の大幅増員に関する陳情

（文教委員会）

日程第　44　請　願　第 5－6 号　日野市中央公民館の建て替えおよび公民館分館建設に関する請願

（厚生委員会）

日程第　45　請　願　第 2-24 号　「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願

日程第　46　請　願　第 2-25 号　中ホール建設に関する請願

日程第　47　請　願　第 3-17 号　日野市市民多目的ホール新設に関する請願

日程第　48　請　願　第 4－5 号　日野市立総合病院を多摩平地域に建て替えることに関する陳情

日程第　49　請　願　第 4-21 号　複合的文化施設計画の早期具体化に関する陳情

日程第　50　請　願　第 5－2 号　都市河川（特に多摩川、鶴見川、相模川）の水質改善を行うため洗濯機の構造改善を求める陳情

日程第　51　請　願　第 5－4 号　診療報酬の引き上げ及び改善についての陳情

日程第　52　請　願　第 5－7 号　難治性肝炎患者に関する請願

日程第　53　請　願　第 5－8 号　リサイクル条例は市民参加で制定をに関する請願

（建設委員会）

日程第　54　請　願　第 2－4 号　京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願

日程第　55　請　願　第 2-28 号　大坂上二丁目の「（仮称）日野マンション」の建設計画に関する請願

日程第　56　請　願　第 3－4 号　区画整理の諸点についてご配意下さいの請願

日程第　57　請　願　第 3－5 号　まちづくりに住民参加を大切にして下さいの請願

日程第　58　請　願　第 3-19 号　高幡山の景観を保持するために緑地公園の建設を求める請願

日程第　59　請　願　第 3-34 号　団地からの雨水流出防止と隣接山林の樹木についての請願

日程第　60　請　願　第 4-10 号　多摩川自治会内の建築許可に関する請願

日程第　61　請　願　第 4-22 号　程久保一丁目下程久保自治会内道路崖崩れ補修に関する請願

日程第　62　請　願　第 5－1 号　豊田南地区用途地域変更及び地区計画に関する請願

日程第　63　請　願　第 5－5号　不況対策の抜本的強化を国に求める意見書の提出に関する陳情

（継続審査議決）

日程第　64　議会運営委員会の継続審査議決に関する件

日程第　65　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　66　スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　67　交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　68　市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件

（請願上程）

日程第　69　請　願　第 5－9 号　「吹上地区センター設置について」の請願

（議案上程）

日程第　70　議員提出議案第 1 号　ごみ減量・再資源化、日の出町第二処分場計画促進等に関する決議

日程第　71　議員提出議案第 2 号　平和の願いにさからう明文改憲・解釈改憲に反対する意見書

日程第　72	議員提出議案第 3 号	農林水産業の豊かな発展と自然環境を守ることに関する意見書
日程第　73	議員提出議案第 4 号	東ティモール政策の見直しを求める意見書
日程第　74	議員提出議案第 5 号	公団住宅の建て替えに関して従前居住者の戻り入居と定住を保障する家賃制度の確立と高家賃化の抑制を求める意見書
追加日程第１		議席の一部変更について

本日の会議に付した事件

日程第１から日程第74及び追加日程第１まで

午後３時22分　開議

○議長（黒川重憲君）　本日の開議を開きます。

ただいまの出席議員26名であります。

これより議案第91号、日野市立教育センター設置条例の制定の撤回の件を議題といたします。

理事者から撤回理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第91号、日野市立教育センター設置条例の制定の撤回について、撤回理由を申し上げます。

本議案は、平成４年第３回市議会定例会に提出し、既に御審議いただいておりますが、諸般の事情により撤回をするものであります。よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第91号、日野市立教育センター設置条例の制定の撤回の件は、これを承認することに決しました。

これより議案第３号、日野市組織条例の一部を改正する条例の制定、議案第４号、日野市職員の公務災害等に伴う弔意金等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第16号、日野市議会議員及び日野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（板垣正男君）　御報告いたします。

議案第３号、日野市組織条例の一部を改正する条例の制定でございます。

防災情報センターの落成、開設に伴いまして、これまで環境部に所属されておりました公害及び防災に関する業務を、総務部に移すというものでございます。

質疑といたしましては、環境という名称に含まれる意味合い、内容は、公害だけではなくて生活に関係するものが多いのではないか、というような質問もございました。

市側は、これらの点などを踏まえて、今後なお組織の再検討等も含めて、今後も検討

を行っていきたい、という答弁がございました。

意見としては、全体の組織のバランス等を考えて今後の検討を行っていただきたい、という意見もございました。

慎重審査の結果、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議をいただきたいと思います。

議案第4号につきましては、日野市職員の公務災害等に伴う弔意金等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

平成3年4月1日、自動車賠償補償法の改正がございまして、既に東京都、他市などでのこの弔意金にかかわる条例の改正等が行われているものに伴いまして、日野市でも改正を行うというものでございます。

慎重審査の結果、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議をいただきたいと思います。

議案の第16号、日野市議会議員及び日野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定でございます。

昨年の12月、国会におきまして関係法の改正が行われたに伴いまして、市長選挙及び市議会議員選挙の、いわゆる公費負担の導入が図られるものでございます。参考資料なども配付されまして、総務委員会で慎重審査の結果、全会一致、原案可決すべきものと決しました。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本3件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本3件について採決いたします。本3件に対する委員長報告は原案可決であります。本3件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第3号、日野市組織条例の一部を改正する条例の制定、議案第4号、日野市職員の公務災害等に伴う弔意金等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第16号、日野市議会議員及び日野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第105号、日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の制定の

件を議題といたします。

委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本件については、厚生委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議案第５号、日野市墓地使用条例の一部を改正する条例の制定、議案第７号、日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正する条例の制定、議案第８号、日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正する条例の制定、議案第９号、日野市立心身障害者（児）福祉センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第10号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第11号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定、議案第12号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第13号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第14号、日野市多子世帯児童養育手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第15号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（奥住日出男君）　厚生委員会の審査報告を申し上げます。

議案第５号、日野市墓地使用条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、墓地の使用料等を改定するという内容のものです。

主な質疑としましては、無縁仏の管理はどのようになっているのか、という質問がありました。

答弁としては、一区画を無縁仏用に充て市が管理をしている、そういう答弁でござい

ました。

ほかに質疑、意見はなく、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

次に、議案第７号、日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本議案は、貸付金額をアップするという内容のものです。

主な質疑としましては、貸付金額は年間どのくらいになるのか、貸付金額の未返済はどのくらいあるのか、こういう質問がございまして、答弁としましては、貸付金額については年間、約80万程度だ、最近の傾向としては横ばいに推移をしている、という御答弁です。

もう１点の、未返済につきましては、平成４年度末で412万8,000円、101件という答弁でございました。

ほかに質疑、意見はなく、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

次に、議案第８号、日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、融資限度額の引き上げ、及び貸付機関の延伸を図るという内容のものでございまして、審議の結果、特に質疑意見はなく、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

次に、議案第９号、日野市立心身障害者（児）福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本議案は、管理、運営の委託先を変更するという内容のものです。

主な質疑としましては、変更する理由は何か。

これに対しましては、日野市心身障害者を守る会より運営が困難であるとの申し出があったために変更する、ということです。

現在、何名ぐらいいるのかという質問がありまして、それには、十四、五名いるということです。

なお、指導員が四、五名いるので、福祉事業団に採用して運営は現状のまま維持したい、こういう答弁でございました。

その他、質疑意見はなく、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

次に、議案第10号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例

の制定についてであります。本議案は、東京都の改定により手当額を引き上げるという内容のものです。

審議の結果、特に質疑意見はなく、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

次に、議案第11号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本議案は、施策の充実を図るために看護手当の額を引き上げるという内容のものです。5,000円を倍額の１万円に改定する、という内容です。

審議の結果、特に質疑意見はなく、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議案第12号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、手当の額を引き上げるという内容のものでして、審議の結果、特に質疑意見はなく、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

続いて議案第13号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、育成手当の額を引き上げるという内容のものでして、審議の結果、特に質疑意見はなく、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議案第14号、日野市多子世帯児童養育手当条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、支給対象者の拡大を図るという内容のものでして、主な質疑としましては、支給対象者はどのくらいふえるのか。

これについては、現在70名であるけれども、改正により156名になるので、86名ふえるということになる。

二つ目の質問としては、対象者はわかったけれども、では、どのようにＰＲするのか、こういう質問でございまして、広報ひの、パンフレット、あるいは民生児童委員等々にお願いしながらＰＲをしていきたい、こういう答弁がございました。

ほかに質疑意見はなく、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

最後に、議案第15号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について

であります。本議案は、南平小の空き教室を、二つですけれども、改造して利用するという内容のものです。

審議の結果、特に質疑、意見はなく、全会一致可決すべきものと決しました。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本10件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本10件について採決いたします。本10件に対する委員長報告は原案可決であります。本10件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第５号、日野市墓地使用条例の一部を改正する条例の制定、議案第７号、日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正する条例の制定、議案第８号、日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正する条例の制定、議案第９号、日野市立心身障害者（児）福祉センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第10号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第11号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定、議案第12号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第13号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第14号、日野市多子世帯児童養育手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第15号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第６号、日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定、議案第31号、市道路線の廃止、議案第32号、市道路線の認定、議案第33号、日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業に関する業務委託契約の変更、議案第34号、日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更、議案第35号、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（一ノ瀬　隆君）　議案６号、31号、32号、33号、34号、35号の建設委員会の審査報告を申し上げます。

議案６号は、道路占用料等徴収条例の一部改正であります。都の条例の改正に従って、占用物件すべての占用料を値上げするものです。平均1.197倍、実質1.187倍の引き上げとなっています。

議案第31号は市道路線の廃止、議案第32号は市道路線の認定であります。ともに現地視察を行い、審議しました。

認定は、多摩平六丁目の都営住宅を建て替えて新設したものと、南平三丁目の開発行為の道路新設によるもので、廃止は、この南平三丁目の道路新設に編入されたものです。

議案第33号は、万願寺土地区画整理事業の委託契約の変更であります。事業契約の変更により、契約金額と契約期間を変更するものであります。

議案第34号は、万願寺土地区画整理、35号は高幡土地区画整理の、ともに水道施設の整備に関する協定の変更であります。いずれも事業計画の変更により、事業期間、協定内容を変更するものであります。

以上、６議案について慎重審議をいたしました。特に報告すべき質疑、意見はなく、すべて全会一致可決と決しましたので、御報告申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本６件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本６件について採決いたします。本６件に対する委員長報告は原案可決であります。本６件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第６号、日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定、議案第31号、市道路線の廃止、議案第32号、市道路線の認定、議案第33号、日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業に関する業務委託契約の変更、議案第34号、日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更、議案第35号、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第36号、日野都市計画事業西平山土地区画整理事業に関する業務委託契

約の締結、議案第37号、日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約の変更、議案第38号、日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約（その２）の変更の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（一ノ瀬　隆君）　議案36号、37号、38号について、建設委員会の審査報告を申し上げます。

議案第36号は、西平山土地区画整理の業務委託契約の締結であります。295億 6,638万1,000円で、東京都新都市建設公社に委託したいというものです。全会一致、可決と決しました。

議案37号、38号は、公共下水道の業務委託契約の変更で、37号はその１で、各年度の契約金額が確立、確定したので当初の契約金額が変更したためで、24億8,243万 1,000円を、24億205万に変更するというものです。議案38号はその２で、物価の高騰などで事業費が不足するため、契約金額などを変更をするというものです。

37、38号議案とも全会一致で可決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　この議案の中で、特に市が工事をお願いをしていくという場面ですので、非常に密接した問題ですから、御意見を申し上げたいと思います。

これは特別委員会でも議論があったところですが、東豊田陸橋の開通式の問題でありました。これは工期を実質的に３カ月を２カ月にした形になっております。工期を３カ月にするか、６カ月にするかということは、今回の今の上程されています議案の中でも、契約の中で非常に大事な部分であると思います。工期を長期に延ばせば、契約の一部変更ということも出てきますし、これは工事を請け負った方にとっては、非常に大事な話であります。

特に私は問題にしたいのは、３カ月の工期であれば業者の方も、それに見合った形で工事を完成するわけです。今回の東豊田陸橋の開通式の問題につきましても、本来であ

れば工期が３月の末ということですから、３月の末に工期が全部終わって、その後に開通式をすべきである。それが約１カ月ぐらい早めての開通式になっている。これは非常に私は、それを担当した建設部の方も大変な苦労があったろうし、また、その仕事を請け負った方も大変な苦労があったろうと思います。現在でも、この周辺については、契約が３月末までということで、周辺の作業をしております。交通事故の危険性が、実際にその車が走っておりますから、その中を交通整理の標識を立てながら作業をされている。やはり危険なわけです。

特に問題にしたいのは、こういうふうな工事関係は、危険が伴います。特に工期を早めるということになれば、要するに危険性が増すわけです。現実に現場で仕事をされている方は、恐らくどこかの農家から出稼ぎに来られていらっしゃるような、御婦人の方も働いておりました。工期を早めるには、よほどの理由がなければ、現場で実際にそこで作業をしている方の危険度が非常に高まるわけですから、私はそういう配慮も十分しなければいけないんじゃないか。それを、よほど早めるには、それなりの理由がなければいけない。ところが東豊田陸橋の工期を１カ月、そこまで短縮しなければいけない緊急性というのは、それまでにしてやる緊急性というのは、私はなかったと思うんです。

特に、これは問題にしたいのは、東京電力の方でも、あそこの掘り返しをして電気工事をしたということですが、それもやはり３月の末までの工期であれば、当然その中で事業は、私はできたと思うんです。これは市長のお話ですけれども、あれは市の予算で行われていないということですが、そうではなくて、東京電力の方からすれば、３月末までの工期ということであれば、私は余計な出費を、東京電力さんも、私はしなかったと思うんです。ですから東京電力さんの工事の窓口になっている方も、非常に市の行政というのは傲慢だな、随分高飛車な姿勢だな、というふうに私は受け取ると思いますよ。

それから、工事を請け負った、要するに業者の方も「なぜ、こんなにまでして」ということで、大変な私は思いをしたんだろうと思うんです。ですから、工期を早めるということは、工事内容にもよりますが、非常に危険度が高くなる。道路の工事ですから、よけい危険度が高くなる。一番最後で、そこで仕事をされている方がどういう思いをしているかということを、私は考えなければいけないと思うんです。今回、その発想がなかった。これでは、私は、責任者として不適格である。むしろ、厳しく申し上げますが、市長は手柄を焦った、というふうに言われてもやむを得ないと思います。ましてや建設部の方で、そこの接点に立った方は、大変な苦労をしたと思います。業者の方も仕事ですから、それはやるでしょうけれども、やはり商いの中のルールがありますから、それ

を無理押しするような形で、私はおやりになったということが、今でも周辺の工事をしていて、よくわかります。これは非常に私は市の行政のあり方として、根本的に間違いであるというふうに思います。

ですから、今後とも、そういうふうな場面がありましたら、やはり現場で一番最先端で働いている、危険をさらしている身の立場がどういうふうな変化を生むのか、その辺を私はきちっと考えて、それでやらなければいけないというふうに申し上げておきます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって意見を終結いたします。

これより本３件について採決いたします。本３件に対する委員長報告は原案可決であります。本３件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第36号、日野都市計画事業西平山土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結、議案第37号、日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約の変更、議案第38号、日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約（その２）の変更の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第23号、平成５年度日野市一般会計予算の件を議題といたします。

一般会計予算特別委員長の審査報告を求めます。

〔一般会計予算特別委員長　登壇〕

○一般会計予算特別委員長（福島盛之助君）　それでは、議案第23号、平成５年度一般会計予算特別委員会の審査報告を申し上げます。

議案審議に入る前に、委員長、副委員長の選出が行われ、委員長には、私、福島盛之助と、副委員長には、宮沢清子委員が選出をされました。

一般会計予算特別委員会の日程は、３月17日、18日、19日の三日間、開催をされ、平成５年度予算に対し、延べ37人の委員から113件の質疑や、行政への提言、指摘が活発に行われました。平成５年度一般会計予算の原案は、歳入歳出予算それぞれ439億4,572万1,000円であり、前年度対比2.1％の減額予算であります。

審議の順序は、歳入全般の審議、そして歳出を、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農業費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費、諸支出金、予備費の順に審議いたしました。

主な質疑の内容は、次のようなものでありました。

歳入全般については、個人市民税等の税収入の積算をどのようにしたか、ふるさと博

物館の入場料を無料にしたらどうか、利子割交付金の歳入見込みはどうか、たばこ税の減収の理由は何か、法人税の収入確定を見込む法人調査を行っているか、繰越金３億円及び基金についての考え方をどのようにしているか。

議会費、総務費については、市政30周年記念の感謝状贈呈者の対象をどのように考えているか、都立美術館誘致の活動の現状はどうか、基本構想及び基本計画はいつ作成できるのか、青少年海外派遣事業の内容はどのようなものか、公社予算の計上についての考え方、各種行政委員会、審議会の委員の選任基準について、職員互助会、交付金の内容と積算について、憲法記念行事の講師の依頼は偏っていないか、平和に対する祈念行事の市長の考え方について。

民生費については、緊急一時保護施策の内容について、乳幼児医療助成対象者への所得制限の撤廃はできないか、日社協車椅子タクシー、福祉タクシーの補助内容について、地区センターの今後の改築予定について、保健福祉計画の今後の策定について、多摩川苑福祉ゾーンの計画と内容について、寝たきり老人巡回入浴サービスの実態について、日野山荘の委託内容と経費について、地域福祉振興事業の補助金について、福祉緊急通報システムの連絡員の待遇について、日野市女性社会事業協会の制度規約について、保育園の保母の制服（作業服）の貸与について。

衛生費、労働費については、廃棄物減量等推進委員と審議会委員の委嘱をどのように考えているか、市立病院の建て替えする補助金について、成人歯科衛生士雇上の衛生士の役割について、リサイクルシステムについて、地域保健協議会へ市立病院建て替えの相談はしないのか、斎場問題を市全体の中でとらえ、懇談会か協議会を持てないか、資源ごみ回収事業の今後の内容について。

農業費、商工費、土木費、消防費については、清水谷公園の野鳥と植物の共存について、公園の砂場の衛生管理について、街路灯の設置について、道路の危険箇所の点検と補修について、リンゴ等の委託栽培と有機農業について、豊田駅北口広場の事業の振興について。

教育費、公債費、諸支出金、予備費については、子供議会の実施内容について、第四中学校の荒れた現状について、日野市文化・スポーツ・レクリェーション振興協会設置について、学校への通学路について、公民館事業の障害児学級委託について、小・中学校の図書館嘱託員について、児童の減少による将来的方向について。

以上のような質疑があり、その後、総括質疑を行い、この中で、平山城址公園北口開発事業、公共施設について、平山京王の寄付等による緑地の整備予算について、リサイ

クル行政について、担当ではどのような先進地を視察してきたか、陸上競技場の公認に当たって具体的な経過について、防災情報センターに都の多重無線を取り入れているのか、歴代市長の肖像画の予算について、振興協会の補助金差金について、大成荘の委託契約にかかる企業公社への委託料について、平成４年度において行った事業で、多摩平商店会の活性化事業として空き缶の発券機事業のその後について、敬老会、新年会、成人式の記念品の購入差金について、の総括質疑がなされました。

続いて意見になるわけでありますが、慣例により各会派代表により本会議に行うということで、確認をいたしました。

採決に入る前に、土方尚功委員ほか３名より、修正案に付託意見を付された修正案が提出をされ、直ちに採決に入り、議案第23号、平成５年度一般会計予算は修正案を賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、審査報告といたします。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。小川友一君。

○14番（小川友一君）　今、委員長より詳細な説明をいただいたわけでありますけれども、今年度の、平成５年度の一般会計の予算書を見ている中で、ちょっと一、二点、感じたことでありますけれども、委員長にお伺いします。

たしか、あれは平成２年度だったと思うんですけれども、私が市政に上げていただいて間もなくの予算審議の中で、今まで崖、壁面がコンクリートのままでは醜いし、日野のまちも、市長は緑と清流ということでスローガンを掲げている中で、壁面を緑化していこうというふうな新しい事業を施策の中に折り込んで、予算計上をなされた経過があるわけですけれども、今回、この予算書を見ている中で、土木費の道路維持費の中に、その壁面緑化の、植えた以上、管理をしなくてはいけないと思うんです。管理委託料か何か出ているかなと思って見ていたんですけれども、どうも管理委託料もそれに見当たるようなものがないんですが、この予算書の中に計上されているかどうか、まず、その１点をお聞きしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　一般会計予算特別委員長。

○一般会計予算特別委員長（福島盛之助君）　ただいま小川議員の方から、壁面緑化についての質問でございますが、当委員会の中では、このようなことは全然討議されませんでした。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○14番（小川友一君）　今、委員長から、質問がなされなかった、というふうなお話でしたもので、何点か質問をさせていただきます。

今、壁面緑化の部分と合わせた中で、後段で質問をしたいんですけれども、まず、今、私がお話しさせていただいた平成２年、道路橋梁費の中の道路維持費、13節の委託料の中に、壁面緑化作業ということで308万7,000円が計上されて、壁面緑化がスタートしたわけでありますけれども、今、現状がどのような形で壁面が緑化されているのか、１点。

それと、今回、この委託料が計上されているのかどうか。もしされているんであれば、説明いただきたい。これが２点。

もう１点、たしか、あのときに、場所が旧の川崎街道から上がってくる道路の名称がＩ－10号線、そして幹線がＩ－９号線、それからＪＲ駅の西側ののり面、この３カ所に、たしかあのときツタと言ったと思うんですが、ツタを植えて緑化をしていくというふうな説明をいただいたわけですが、もう３年もたっているから、もう出てくるんじゃないかなと、あの辺を通るたびにいつも見ているんですが、一向に生えてこないですね。その辺、今、現状がどうなっているのか、３点、御答弁いただきたいと思うんです。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　壁面緑化につきましては、コンクリート擁壁をよりソフトな感じで市民の目に触れさせるという、そういうねらいで、緑で被おうということで始めた事業であります。委託料は、通常の道路管理の中に組まれるわけですけれども、特別にこの壁面緑化のための管理費用という形での組み方は、しておりません。

それから、場所につきましては、今、議員さんがおっしゃいました、これは１級幹線10号という言い方で、表示がＩに見えてしまうんですけれども、これ、ちょっと紛らわしくて申しわけないんですけれども、１級幹線10号、それから、これは生活・保健センターからずっと上がる道路の擁壁ののり面、それから１級幹線９号、日野市役所通りと呼ばれている神明坂上の擁壁、それから日野駅西ののり面、その３カ所であります。事業場所は、そのような形になっています。現状は、活着はしているものの、やはり管理上の問題もあって、なかなか成育が不良であって、具体的な成果として上がってきていないというのは残念に思っております。

それから、ツタの一種であります。上から垂れ下がる形のツタで、本来、植物の性質から言うと、下から上にという形が自然の形で、それぞれ擁壁に吸盤をつけながら上がっていくという形で、これですと管理も比較的やりやすい、あるいは成育も確保できるんですけれども、擁壁の下の部分は構造物等もあって、なかなか、即そういう形での緑化

の方式というのがとれないために、やむを得ず擁壁の一番天板のところに植えまして、育っていった段階で下へ垂れ下がらせるという、そういうようなことを考えまして行った事業ですけれども、今申し上げたような現状であります。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○14番（小川友一君）　壁面緑化に関しては、今、御答弁いただいて、おおよそ見当がつきました。市長が施策の中に、いつも緑と清流ということで大分こだわっているので……。

もう１点、それと、壁面緑化とは関係ない形で、清流の部分で１点だけ、ちょっと質問させていただきたいんですけれども、もう随分前だったと思うんですが、私もまだ議会に上がる前でしたんで、新聞等で、なにか平山の方の公園で、木炭を河川の中に入れて水の浄化を、水質の浄化を図る、市長も清流としてうたっている以上、大々的に新聞等にうたわれて発表して、まさに「清流の森田」というふうなイメージを植えつけるがごとく報道されたわけですけれども、その後も、あれは五、六年たっておりますので、どこか、日野の市内の中で清流、その木炭の水質浄化の検査の結果を踏まえた中で、どこかで木炭を使った水質の浄化に使用しているのか、その検査の結果ね。どこかありましたら、説明いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　木炭浄化につきましては、およそ５年ぐらい前ですか、市民の方の一つの運動という形で、日野にもこれが取り入れられた経緯があったかと思います。

最初の試みは、平山東公園、南に接する平山用水からちょっと流量を調節するためにできているバイパスのような素掘りの水路があって、この議会でもちょっと言われました、公園から階段で水路と一体感のある利用をしようということ、ふれあい水辺事業という形で、今年度の予算でお願いをしている部分が、整備事業がありますけれども、その部分で、まずテストを始めました。たしか新聞の取材なんかも受けた経緯はございます。

その後、実験とすれば、ここで継続的にやっておりまして、実験データからすれば、ある程度の成果は見えるということがあるわけですけれども、この種の実験というのは、一定の流量が確保されている、しかも比較的小規模のために、余り多くの流量というわけにはいかない。しかし、一定の流量は確保されて、なおかつ一定の水質以上の場合に

比較的効果があるという、そういうようなことはございます。

この平山東公園での実験は、渇水期は、今は中断しておりますけれども、水の量がふえる時期になりますと、また再開をしております。あくまでもこれは今現在は実験段階ということで、各市とも取り組んではおりますけれども、まだ私どもとすれば実験の域を出ない、ほかの場所での実績というのは、まだ今のところございません。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○14番（小川友一君）　ただいま部長の方からお話を伺いました。森田市長に質問できるのも、きょうが最後かもしれませんので、森田市長に、今の部長の答弁を踏まえた中で、質問を森田市長にしたいと思いますので、お願いいたします。

当初、平成２年、私も先ほどお話ししましたけれども「さすが緑と清流の森田市長。いい施策を打ち出して市民に対して公約を守っている。なかなかの市長だ」ということで、私もこの壁面緑化の件に関しては大変感動したというか、さすが森田市長というふうな意を持ったわけですけれども、当初、私もこういうふうな事業はとてもいいことですけれども、これを維持、管理していくのに大変、手間、暇、お金がかかるけれども、その辺はいかがですかと私は森田市長に質問したと思うんです。覚えていらっしゃると思います。そのときに「この新規事業をどうしても成功したい。どんなことがあってもこれから進めていく」というふうなお話をなされた。今、部長からの答弁の中では、維持費も何も盛ってない。

現状はどうかといいますと、私も現場に行って見てきたんです。草ぼうぼう、何もない。これは下から見て、何年たって見ていたって、生えてくるわけないんだね。根から腐っちゃって、もうないんですよ。そして今、木炭による水質浄化、私も日野市内を回っていて、どこかと思って見てみたんですけれど、炭は置いてあるけれど、その中に缶はある、ヘドロはある。あの炭は取り払ったらどうかと思うんです。それで結果的には、検査結果を踏まえてもう５年もたっているのに、その検査結果にして、どこかにそれを利用したとか、そういうふうないいことをやっているということは何もないというんでしょう。そうすると、こういうふうな、さもさも緑と清流なんていって、市民に「やってます」なんて、結局、何もやっていないということになると思うんです。市長、今回のスローガンに書いてある「緑と清流」というのは、もうおろしたらいかがですか。やっぱり、スローガンを変えていただきたいと思うんです。

その辺で、私が今質問した中で、要するにこういうふうなものは税金のむだ遣いだし、市民に、施策そのものはすべてしり切れトンボなんです。その辺、市長はどのようなお

考えなのか、私に対してどういうふうな反論をするのか、御答弁いただきたい。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　反論として申し上げる意味ではありませんが、私の認識として、お答えを申し上げたいと思います。

壁面緑化という発想をいたしまして、コンクリートの擁壁等に、日野市内に相当量あちこちにあるわけでありますから、これをぜひツタの植栽によって緑化ができないだろうか、ということを発想いたしました。

一番成功しておりますのは、日野駅のホームから相向かって、神明上区画整理事業で行った大きな、いわゆる段丘地のコンクリート壁面があるわけでありまして、ここはすっかり全壁面を埋めるぐらいな成果が上がっております。これは10年以上もたっておりますから、それだけの成果がある。逆に、野ネズミが何か張って困るというふうな話も聞いたことがありました。ツタは、多年生の植物でありますし、ある場合にはツタの葉を食べる昆虫が発生するということもございますけれど、比較的心配の少ない手段である、こういうことをある程度の文献で私も承知をいたしております。

今御指摘の、それぞれの壁面緑化につきましては、確かにアフターサービスがよくない、これはもう事実でございまして、つまり、かなり壁面に匍匐して緑化の状態があらわれてこなければいけないわけでありますけれど、まだそれだけの成果に至っていない。一応は活着はしておるようでありますから、これからの努力によって目的を達成したい、このように考えるところでございます。確かに御指摘のとおり、まだ緑化と言われる状況に成功しておりませんが、今後の努力によって、ぜひ完成をさせたい、このようにお答えをさせていただきたいと思います。

それから、木炭による水質浄化、これも一つの日野市の緑を守る施策の、つまり雑木林の位置には、御承知のとおり、萌芽更新という20年に１回程度の伐採もしなきゃならない。その際の樹木の処理といいますか、活用について、いろいろ主管課が検討いたしております。ホダ木にしてシイタケの栽培に用いる、あるいは今、一部実験をしておりますチップ化して土壌の活性化に供与をする、それから西多摩方面の森林組合と今、契約をして、一定の循環のルートをつくることができたと思っております。

それから、市内で行いました、小規模ではございますが、いわゆる木炭による市内の流水の浄化ということも実験段階を一応経たところでございますから、これから場所を選び、適当な装置をつくることによって実施は可能だというふうに思っております。

確かに御指摘のとおり、発想そのものは有益でもあり、また評価も受けるわけであり

ますが、なかなか後のフォローが期待どおり達成できてないというところに疑問があろうと思っておりますけれど、今後、十分な取り組みを行うことによって、日野市らしい一定の成果を上げていきたい、こういう期待を持っていることには相違ございません。

日野市のまちの特色であります「緑と清流を取り戻そう」という大きいスローガンを掲げて、ある意味では大きく成功している面もありますし、細かい面ではまだまだ不十分な面があるということは、よくわかりますので、そのスローガンをますます高らかに掲げて一層の取り組みをしていきたい、このようにお答えをさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○14番（小川友一君）　いろいろ話し方でどうにでも話せるんですけれども、反省の色がないというふうに思います。

まさに、こういうふうな政策、施策を打ち出しますと、市民はすごくやっているように思うんです。しかし、現実はそうではない。おとといですか、特別委員会の病院の駐車場にしても、予算まで計上して、どこにできるのかと楽しみにしていれば、途中でやめてしまった。まさに、こういうふうな施策の打ち出し方が、選挙目当てというのかな、市民の民意を反映してないと思うんです。させてないと思うんです。ロとか施策の中では、いい形で非常に打ち出している。20年間、大変そういった意味で御苦労さまでした。これから「こえてつくろう、緑と福祉の市民都市」ということで、ある程度、これから方向を変えた中で、これからのあれをしていきたいと思います。

これ以上、市長にお話ししても多分理解していただけないし、ああだ、こうだ、という反論がなされると思いますので、私の質問はこれで終わります。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君。

○2番（執印真智子君）　傍聴させていただいた部分もあるんですけれども、2点、質問させていただきます。

1点目が185ページ、消費生活向上推進費の中で、食品安全について平成5年度、どのような予算が組まれているのか、という質問はありましたでしょうか。これまで3年間、食品安全研究グループ、それからパンフレットづくりという予算が計上されておりましたけれども、そういったことがどのようになっていくのか、という質問があったかどうかを、お教えください。

それから221ページ、公害対策費のところで、日野市は大気汚染調査をしておりますね。それで、幹線道路沿いで2月と8月、年2回行われているということは存じているわけですけれども、今後、測定ポイントをふやす考えはあるかどうかということ。

それから、今、東京都全体で、６月と12月に市民団体などが連絡会をつくって一斉調査をしておりますけれども、今、市は２月と８月にやっておりますので、同じ日に測定をするという考えはおありかどうか、というような質問はありましたでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　一般会計予算特別委員長。

○一般会計予算特別委員長（福島盛之助君）　ただいま執印議員さんの方から質問がございました問題については、何か、私、なかったように記憶しておりますので、担当の方から説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　食品安全関係の、今、185ページの御質問でございます。具体的にこの対策の予算ということは、ここにはございません。啓発活動、または講座等の中での話題の問題、こういうようなことについては、関心を持たれるようにということで進んできております。

また、放射能の検査等、以前、購入したものの活用につきましても、非常に現状で少ないというようなのが現在のところでございます。

○議長（黒川重憲君）　環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　お答えいたします。

２点目でございますけれども、本年度、５年度につきましては、前年を踏襲いたしまして調査を継続していきたいというふうに考えています。

それから、東京都で２回、調査をしているものと日野市との整合性でございますけれども、一緒にできるかどうか、現在、東京都と調整しているところでございまして、効率的により正確なデータを収集すべく、今後も継続して努力をしていきたい、このように思っています。

ポイントをふやす点でございますけれども、ポイントにつきましても、増設といいましょうか、ふやす方向で検討を加えております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　ありがとうございました。

食品安全については具体的な予算の計上がないのかなと思いますけれども、先日の一般質問の折にも、生活・保健センターにあるテスト室を充実していきたいということで、お話も伺っております。

先日、３月17日の新聞、朝日新聞になりますけれども「輸入食品に不安、98％」とい

うことで、これは農水省のアンケート調査で明らかになったいうことなんだそうです。「国内産の食料品についても３分の２の人が無農薬栽培や無添加食品をふやすべきだと回答している。食品の安全性への高い関心を裏づけた。調査は、昨年８月、全国の主要都市に住んでいる主婦1,021人を対象に行った。回収率は99.4％、輸入食料品について心配していることがあるか、との問いに対し、98.5％が、ある、と回答。具体的に何が心配か８項目から三つ以内を選んでもらったところ、農薬の残留が91.9％で最も多く、食品添加物の使用60.6％、抗生物質の残留52.8％、放射能汚染45.1％等の順だった」ということで、大変これは日本全国の都市ということですので、都会とか、ちょっと地方の方とかいうことにかかわらず、実に多くの人が食品安全について、今、不安を持っているということが明らかになっているわけなんです。

この間もお話ししましたように、国の食品衛生法のもとで地方自治体も動いていきますので、難しい部分があるというのは十分承知をしておりますけれども、農薬残留検査ですとか、それからテスト室の充実についても、さまざまな費用がかかってくるかと思うんですが、補正予算を組んでも、こういった不安にこたえるべく対応していくことが必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、大気汚染調査につきましては、日野市は調査したものは広報の紙上で市民に知らせているということで、これは、そういった大気汚染をずっと長くなさっている元農工大の先生なんかも大変高く評価をされていらっしゃいました。ぜひこれは続けていっていただきたいということと、それから今、市民が行っている日時と同じようにすることで、お互いに関心が高まっていくということもあると思いますし、市民団体では子供たちが自分の体につけて一日じゅう動き回ってみて、数値を確認するというふうな、そういったテスト、検査方法というのも行われていたりします。

また、幹線でポイントをふやすことも考えたいということですけれども、今、幹線沿いといっても、公共施設ですので、ちょっと奥に入ったところとかというような場所もあると思いますので、ぜひ道路に沿ったところというような検討もしていただきたいと思いますし、ぜひ市民と連動しながら続けていっていただきたいというふうに思います。

すいませんが、食品安全の方について、お答えをお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　現在ある、この予算の事業費を初め、若干、弾力的に使える要素も含まれていまして、先般、説明しましたように、簡単なものの検査用具や何かをそろえるというようなことで、今は考えているわけですけれども、また、消費者

のこういう関心を持つ方々の意見も聞いた中で、どの程度のものが実際に置いた場合に続けてやっていけるとか、いろいろなことを検討して、この予算の中でまたできるか、またはもっと大がかりなもので必要であるということになれば、またこれは補正をお願いするというようなことも考えてはいきたいと思っていますけれども。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。もう一度挙手をお願いいたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時30分　休憩

午後４時57分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

意見を行います。沢田研二君。

〔１番議員　登壇〕

○１番（沢田研二君）　それでは、市民クラブを代表いたしまして、平成５年度日野市一般会計予算案に対しての意見を述べさせていただきます。

私たち市民クラブは、これまでもいろんな場を通じて、「限られた財源のより効率的、かつ計画的で、バランスのとれた運用」を基本に、諸施策の推進をお願いしてまいりました。平成５年度の国・都及び各市町村の予算編成の実情を見て、改めて、これまで提言してきたことの意義を感じとっているところでございます。

言うまでもなく我が国の経済背景は、かつて類を見ないほどの深刻な不況に陥っており、いまだ一向に回復の兆しすら見出せないという、極めて厳しい環境にあると言われています。

一方、世界経済に大きな影響を与えるアメリカ経済は、昨年末ころから、緩やかなが

ら回復の兆しを見せ始めていると言われていますが、しかし、積年の課題である財政赤字は、２年連続で過去最悪を記録し、93年度はさらに悪化の見込みと言われています。また、ヨーロッパ経済も、ドイツが統合に伴う莫大な財政負担から、景気は大きく減速の状態、イギリスは昨年に続いて経済成長率が0.5％マイナス、そして失業率も、ことし１月では10.6％と、悪化の一途にあります。また、フランスも、ほぼ同じ状況にあると言われています。

このような背景から、政府は今年度の実質経済成長率を、当初のプラス3.5％を 1.6％へ大幅に下方修正したほどの厳しさでございます。

このような背景の中で、日野市は平成５年度、439億円、対前年比で９億4,000万円、2.1％のマイナス予算を組み、提案されました。多摩地域27市の平均伸び率が、平成４年度の9.4％を大きく下回って2.8％の伸びとなっていることからも、いかに厳しい実情にあるか、うかがい知ることができるところです。

特に日野市のように、法人住民税のウエートが高いところが受ける影響は極めて大きく、予算編成に当たってはマイナス2.1％とは言いながらも、実質32億円の基金繰り入れを行った上での予算であり、関係部門の並々ならぬ努力、御苦労があったものと推察いたします。

さて、そのような背景の中で組まれた予算ですが、個々の内容については予算委員会の中で十分、時間をかけ、審議をしてまいりましたので、この場では、改めて触れることは避けます。しかし、全体を通じての意見ということで、３点に絞って提言いたします。

１点目は、新しい施策を展開するときの取り進め方ですが、事前の情報交換や情報提供もなく、突発的な提案となるケースが多いため、その施策が十分に生かされないということが多く見受けられ、方法等を再検討すべき事項との指摘をさせていただきます。

２点目は、各施策等の理事者側からの説明が極めて不明瞭、かつ不可解なことが多いという点です。その代表例が、（仮称）日野文化・スポーツ・レクリェーション振興協会補助金に対する主旨及び予算説明でございます。内容を理解するまで３人もの委員が聞きただし、ようやく輪郭が浮かぶというありさまでございました。このようなことはたびたび見受けられ、時間的ロスの何物でもなく、財政厳しい中で、いかに有効な行政サービスを行うかということを考えますと、時間の有効利用は極めて大きな意義があるとの認識が必要です。

例えば、市長の１日当たりのコスト、これは人件費でありますが、６万5,200円とな

ります。以下、助役を初め部長、課長などの平均コストが、おおよそ４万5,000円前後となります。コストと人数を合わせて、一般会計１日当たりの総コストを考えますと、理事者側だけで優に100万円を超えます。議員も含めますと150万円前後にもなろうかと思います。したがいまして、効率的な行政運営とは、単に予算面の運営方法のみでなく、わかりやすく、かつ時間の有効活用も含まれることを十分、念頭に置かれるべきことと提言いたします。

３点目は、財政厳しい折と言いながら、会計不明瞭なものや、肖像画等のような、この時期、厳しい折でなくてもよいものも含まれていること、また、改善、工夫が不十分なことなど、さらにきめの細かい配慮や、バランスのとれた予算編成が行われてしかるべきと、提言いたします。

以上の経緯等から、市民クラブといたしましては、修正案に賛成との見解を示し、会派を代表しての意見とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君。

〔２番議員　登壇〕

○２番（執印真智子君）　生活者ネットワークといたしまして、平成５年度日野市一般会計予算案につきまして、原案賛成の立場で、一言、意見を述べさせていただきます。

平成５年度の予算編成をめぐる財政環境は、まれに見る厳しい状況ということであります。基金からの繰り入れも32億円となり、今後の景気の動向も考え合わせますと、先行きの心配されるところです。そういった状況での予算編成であるということを十分に承知しつつ、生活者の視点で、過日の三日間の一般会計予算特別委員会の傍聴をし、あわせて担当課での聞き取りもさせていただきました。その中で、原案に賛成の立場をとり、運用について何点か、意見を述べさせていただきます。

まず、修正が出ている部分について、意見を述べさせていただきます。

肖像画の予算207万円につきましては、この財政的に厳しい時期に本当にこれが必要だろうか、という感想は持っております。というより、市のトップという、ある意味で権力を持つ人間の肖像画や写真を飾るという行為自体、権威主義的なものを感じるというのが、正直なところです。

しかし、もう一つの修正部分、日野市文化・スポーツ・レクリェーション振興協会の予算910万8,000円については、これは必要だという判断をいたします。この中には、青年フェスティバル、日野市民ふれあいスポーツ・レクリェーション・フェスティバルの

予算も組まれ、しかも体育協会の中ではくくり切れないスポーツ団体に対する補助金も含まれている、とのことです。青年フェスティバル、日野市民ふれあいスポーツ・レクリェーション・フェスティバルは、市民が実行委員会をつくり、行ってきた事業ということでもありますし、この点は大切にすべきではないかというふうに考えます。

さて、平成５年度予算について、厳しい財政状況の中で、環境や農業に対する予算が多々含まれておりますことは、大変喜ばしいことです。

例えば、三沢台小学校での浄化槽再利用改修工事、これは下水道の供用開始に伴い、不要となった浄化槽を、天の恵みの雨水を溜めるための貯水槽とし、その水はトイレの洗浄に使用するということです。職員の皆さんの御努力に敬意を表します。今後も小学校だけでなく、他のあらゆる公共施設にも積極的に進めていっていただきたいと思います。

また、区画整理事業の中で、農業のあるまちづくり調査が予定され、これまでの宅地造成や都市整備だけを目的にされてきた区画整理事業が、大きく方向転換されたと認識しております。環境面に配慮し、市民の参画への御努力を続けていただいているところも、ありがたいと感じております。

農業については、有機栽培施策事業、リンゴの里推進事業、平成４年度からの事業ですが、剪定木の堆肥化事業など、農家の皆さんの立場に立つと、もう少し予算をかけていただきたい面もありますけれど、これを足がかりに大きく育てていっていただきたいと考えます。化学肥料を使って耕作していた畑を有機肥料にかえて、その土を生き返らせるには、約10年の歳月が必要だと伺っております。この有機栽培施策事業、３年の事業ということですけれども、ぜひ十分に予算を使っていただきまして、市内の農家の方々の御努力もあって歩み出した事業ですので、育てていっていただきたいというふうに感じております。

ごみ問題、リサイクルにつきましては、まだまだお願いしたい点が多々ございますが、モデル地区を設定しての、びん回収については期待しております。実施に当たりましては、行政からの丁寧な働きかけが必要だと思います。モデル地区をつくってやったのに思うようにびんが集まらないということにならないように、十分に緻密に働きかけをしていっていただきたいと思います。2,911万3,000円の予算が十分に生きるように、お願いをいたします。また、缶の回収については、学校を回収場所として始めるということです。子供たちも含めての回収、環境教育という意味では一応の評価はできますが、リサイクルという視点で見ると、本来の姿という感じがいたしません。とりあえずの策と

とらえておりますので、最終的には、川口方式や沼津方式を取り入れていただきたいと思います。

食品安全につきましては、これまでは、市民運動を育てることが食品安全行政を進めること、という視点だったかと思いますが、一歩進んだ施策が必要ではないかと思います。３月20日の読売新聞には「給食パンに殺虫剤」ということで、記事が載っておりました。日本子孫基金調査によりますと、日本全国から集めた給食のパン73個を、横浜国立大学環境科学研究センターで調べたところ、うち19個から、殺虫剤のクロルピリホスメチルとマラチオンが検出されたということです。濃度は、いずれも国際基準や残留農薬基準に比較して、ごく低濃度で、厚生省食品化学課では「食品衛生上全く問題ない」というふうに言っているようですけれども、日本子孫基金の小若順一事務局長によりますと「最近話題になっている化学物質過敏症は0.01ppm レベルで起こることが動物実験でわかっている。子供たちのアレルギーが増加している現在、大きな問題だ」ということで、殺虫剤を混入していない小麦粉への切りかえを求める運動を進めていきたいというふうに話しているそうです。

日野市の給食でも、これは小麦粉はほとんどは輸入物ということで、同じようなものが使われていると思いますので、ぜひ市独自の食品検査というのを検討していっていただきたいというふうに思います。

また、インフルエンザの集団予防接種は早期にやめること、地域保健福祉計画には、市民の声を十分に入れること、通級学級「つくし学級」については、保護者の方々との話し合いを十分に行うことも、あわせて要望いたします。

以上、まことに簡単ではございますが、生活者の視点で、ふだん着の言葉で、原案賛成の意見を述べさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　　簾野行雄君。

〔５番議員　登壇〕

○５番（簾野行雄君）　　自由クラブを代表して、平成５年度一般会計予算案に期待する意見を申し上げます。

まず、修正案に対しての対応ですが、御存じのように２点の修正です。

一つは、歴代市長の肖像画委託料207万円の削除。これについては、この主旨については同感するものでありますけれども、どうも委員会の中で質疑を聞いておりますと、はっきり整理されていない。果たして何代前の市長までの肖像画をつくるんだということについても、あるいは三代だとか、あるいは市制施行時の町村長までだとかいうよう

なことも答弁の中にあって、この辺が全然整理がされていない。これでは困るということです。

いま一つ、文化・スポーツ・レクリェーション振興協会に対する補助金の910万何がしですか、これについても、確かにこれからの市の行政の課題として、文化・スポーツ・レクリェーション振興という視点は欠かせないとは思います。しかし、最初の件と同じで、では、どんなことを果たしてするのか、あるいは、既存の文化協会あるいは体育協会との整合はどうなるか、この辺、どうも納得できない。この行政について混乱を起こす懸念が十分あるということで、修正案に賛成ということを、はっきり、まず冒頭申し上げておきます。

あと何点か、意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、歳入についてでありますけれども、９億3,600万円ですか、2.1％の減額、こういうことですが、不況を受けて市税の減収ということが、まずあります。法人市民税は、これは景気の影響を受けやすいということで、これまでもあったことですけれども、今回は個人市民税まで減額せざるを得ないという事情があって、いかに不況が深刻であるかということが言えるかと思います。

款別に、どこが減額されているかということを拾っていきますと、まず利子割交付金があります。これが10億何がし、あるいは財産収入が２億4,600万、これは基金の利子、預金利子の低下によるものという説明でありましたが、これも約38％、率にして減額、こういうことのようであります。結局、減額が、拾っていきますと23億何がしの減額。

それに対して増額分もあるわけです。まず、地方譲与税が8,400万、国庫支出金が１億1,700万、都支出金が４億600万、さらに、ことしは繰越金が昨年よりも２億6,000万増額となっております。

また、諸収入は２億7,000万何がし、競輪、競艇がマイナス２億5,000万という数字、こともあるわけですが、どうしてこんなに諸収入がふえたかと調べてみますと、土地開発公社からの返還金が５億ばかし、今回はたまたまあったということの結果のようであります。一時的な、臨時的な収入と言えるかと思います。

増額分と減額分を差し引きますと、11億何がしの減収になります。切り詰めた歳出部分が９億3,600万の減額でありますので、その差額が１億7,000万何がしだ、これをどっかで埋めなければならない、こういうことがあります。

いま一つ、地方債は昨年度よりも２億7,000万、実際は少ないようです。結局それを足しまして、繰入金４億4,300万ということで、俗な言葉で言えば、つじつまを合わせ

ている、こういう歳入面だと思います。

見方を変えて、一つ、財政が健全であるかという視野からいくと、今年度の地方債発行予定が９億4,300万、それから先ほども、ほかの議員の方からのお話にありました、基金の取り崩しが32億あります。結局、約42億が合計のわけですが、一方、基金の繰入金が約、今回も12億計上されておりますので、差額が約30億、これが今回の赤字だ、今年度の一般会計の赤字が約30億、という結論が出るわけであります。

これと別に、昨年度に比べて基金の積立金が約５億少ない、こういう事情もあるわけです。これは基金というのは、いざというときに使うために積み立てられているわけですから、これはやむを得ないことですが、今の基金の積み立て状況、これを調べてみますと、全部で、３月末現在で125億円、積み立てられております。今回の予算で32億円取り崩しますと、残りが93億円ということになります。これに、この予算で12億、基金を積み立てるということで、合計105億円の起債、基金の残高、こういうことになります。

ただし、私、ずっと調べてみまして、財政調整基金に関しては、10億を残高が割ってしまうわけです。景気の低迷は当分続くんではないか。来年度もそんなに税収がふえるとは思われない。どうするかというと、経常経費の節減、あるいは新規事業の繰り延べ、これで対応しなければならないはずです。経常経費の切り詰めといっても限度があります。また、新規事業を繰り延べると、これも非常に問題があるわけであります。非常にこれからの日野市の財政は、年を追うごとに厳しくなるのではないか、こんな感じがします。

いま一つ、よくこれは行財政調査会の答申でも言われていることですけれども、下水道債の償還が、いま幾年かすると始まるわけです。今の地方債の残高が幾らあるか。これは５年度末の計算ですけれども、460億、地方債の残高があることになっております。下水道が241億。一般会計で218億。資料によると、償還計画はどうなっているかということですが、当分、幾年かは、一般会計で約25億円の償還が必要だという数字が出ております。下水道債については、いま四、五年すると、30億ぐらい毎年毎年、償還ということになります。合計すると50億を上回る、毎年毎年、地方債の償還が必要になってくるわけです。今年度は、約、地方債の償還が、公債費ですね、約40億、計上されております。この辺から見ても、非常に将来、いまちょっと長期的視野に立っても、日野市の財政は厳しくなるんではないか、こう判断せざるを得ないわけであります。

これはこれで終わりまして、今年度の予算案の性質別にどうなっているかということ

を、一、二点申し上げたいんですけれども、人件費です。人件費が非常に高くなっております。4年度が23.7%だったんですが、5年度の予算では25.5%、こういう数字になっております。これは新聞での報道ですけれども、多摩の27市の人件費比率がどうなっているかということが出ておりました。一番人件費比率の高いのが、小金井市なんです。これが31.6%だそうです。日野市はどのぐらいのところにいるかというと、25.6%というのが、悪い方から4番目なんです。随分事情が変わってきたなというふうに考えざるを得ないんです。いいとこは、17%なんていうところがあります。これは近くの多摩市です。

それに、いま一つは、普通建設費というんですけれども、これが昨年度は14%、ことしはこれが一挙に9.1%に下がってしまいました。これは、いろいろ年度によって、いろいろ建物を建てるとか、設備をつくるとかいうことが変わるということも、考えなければなりませんけれども、普通建設費、義務的経費でなくて普通建設費の場合、パーセンテージが少ないということは、これは問題ではないかと思います。

この数字は、一般会計ばかりでなく普通会計で見直せば、もっと正確な数字が出るんですけれども、資料がありませんので、今回は一般会計だけについて見ますと、ほかに繰出金という項目があるんです。これは他会計の繰出金です。これが約60億あるんです。そのうちの区画整理と下水道に対する繰出金が6分の5という数字で、パーセントにすると約10%です、一般会計の。これを一応、普通建設事業費と合算しても20%弱という数字になります。類似団体というのがあるんですけれども、それと比較しても、普通建設事業費、この数字は、そんなにいい水準にはないということを申し上げておきます。

あと、まだ申し上げたい点もあるんですけれども、目的別に、款別にずっと主なる昨年度の当初予算との大きく変わった点を拾ってみますと、総務費が6億ばかり減額。これは、一つは、さっき申し上げた基金に対する積立金がマイナス5億だということと、電算化事業が一段落して2億5,000万減額だ、こういうことが主なる事情のようです。

いま一つ、土木費について申し上げたいんですけれども、これはプラス4億2,700万ですけれども、内容を見てみますと、増額分は区画整理に対する繰出金とか、あるいは下水道事業特別会計に対する繰出金、いま一つは、市営住宅の建設費です、これに対する繰出金が増額の主な理由になっているようです。

一方、さっき小川議員の質疑の中にありました、道路の維持費とか、あるいは新設改良費、街路灯費、それから交通安全対策費、これは軒並み減額になっております。河川費もそうです。今の日野市の状況を見ますと、区画整理によって大分、都市社会資本の

充実がなされておりますけれども、将来に区画整理がまだ展望がないところは、まだ道路新設改良の必要を十分ありと。まさか、もう道路はある程度、整備できたんだよ、ということではないかと思います。維持費とか新設改良費、あるいは街路灯費、交通安全対策費が軒並み減額ということは、これは問題がありはしないかと私は判断したくなるわけであります。

あと、今、大きな問題になっております廃棄物の減量、あるいはリサイクルの問題ですけれども、報道によりますと、96年度までに最終処分地への持ち込みを平均35％減量しろ、こういうきつい要求があるわけであります。これについても、新聞報道によると、既に分別収集を大分前からスタートをしている市が、27市の中でも数多くあるわけです。

例えば、武蔵野市では資源ごみの分別収集は、既に78年から実施しているそうであります。町田市が82年から、小金井市が86年から。既に27市のうちの10市が大分前から資源ごみの分別収集をやっているわけです。日野市は、６月から一部で施行という実情のわけであります。果たしてこんな状態で、最終処分場への平均35％の減量ということが達成できるのかな、という心配があるわけであります。分別収集を始めても、そんな簡単に減量にはつながらないというような、記事の中には載っております。これは確かに待ったなしの要求であるはずであります。数字にはっきり出てくるわけであります。ここで市長選ですから、今の市長に要望しても仕方のないことですけれども、関係の職員の十分なる対応をぜひお願いして、会派の意見を終わります。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

〔13番議員　登壇〕

○13番（馬場繁夫君）　それでは、公明党を代表いたしまして、平成５年度一般会計予算の修正案に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

バブル経済破壊の景気低迷により、税収の大幅な落ち込みの社会風潮の中での予算編成で、日野市においても、特に法人市民税や利子割交付税の落ち込みは著しい状況であります。歳入不足を32億3,200万円の大幅な基金の取り崩しをしているところであり、今後の退職者のピークを考えると、退職手当基金の取り崩しには、より計画的な運用を望むものであります。

おくれている下水道事業や都市基盤整備がようやく短期的に急ピッチで進められている状況でありますが、今後の円高や高齢化に伴う歳入不足、景気の動向などに不安材料も懸念されており、基金の償還や急速な高齢化社会への施設の充実、医療、環境保全な

どの市民ニーズの多様化に対応するためにも、より一層の財政計画を進めることを要望するものであります。

歳出につきましては、乳幼児医療助成制度につきましては、子供が健やかに生まれ育つため所得制限の撤廃と、3歳児までの拡大を図るよう、都市市長会として東京都に要請をお願いするものであります。

緊急通報システム協力員につきましては、協力員の確保が困難な状況下であるため、協力員体制の充実を図り、緊急通報システムの普及促進を図るべきであります。

在宅寝たきり高齢者歯科診療事業調査委託料が、昨年度、予算計上されておりますが、未実施の状況であり、日野市医師会の理解も得ていることでもありますので、早期実現を図るべきであります。

老人福祉法の改正に伴う策定が義務づけられている老人保健福祉計画の策定につきましては、市民の老後を大きく左右するものとともに、行政の力量が問われ、しかも高齢化社会の行政間の格差を生じる懸念もあるところであります。予算案では、従来の審議会等のように、5回分しか策定委員会報酬費を計上しておりません。しかも他市と比較しますと、市民参加、参画や調査等が見劣りするわけであります。

住みなれたまちで安心した老後を送るためのプランとなり、市民の老後を決定する重要な計画であるため、市民参加を初め職員の総力を挙げて取り組み、老人福祉計画の運用に当たりましては基本計画と同様の手続を必要とし、議会の議決を経て策定しなければならないと考えております。

（仮称）日野市多摩川苑福祉ゾーン計画につきましては、高齢化社会になるため高齢者施設を集約した福祉ゾーンという位置づけは理解しにくい、また、世代交流の福祉公園構想の提案についても、空間構成や仕掛けを通じて、子供から老人に至る接触の場を設け、お互いに理解させ、集う公園構想に無理が生じている。自然的に無理なく世代を超え、共存できることが基本であると考えられます。また、この場所につきましても、議会でさまざまな論議をしていることでもあり、行政の進め方はプロセスに何の配慮もなく、納得と理解がある民主的な行政の進め方を強く望むものであります。

資源ごみ回収事業につきましては、ごみ減量のため、缶につきましては、学校施設に回収コンテナを設置して回収する。びんにつきましては、モデル地域を設定し、色別に分別したびんを回収する予定でありますが、ここに至るまで市民の要望や意見等の市民とともに、また市民参加のプロセスが全くなく、突然行政の一方的導入であります。

日の出町の最終処分地の延命化については、数年前から指摘されているところであり

ます。しかも、ごみ減量の要請等の中で、不燃ごみの組成分析から、平成２年度よりカレットの回収を日野市として行った経緯があります。しかし、一般質問等での指摘にもかかわらず、市長は日野市のごみは優等生であるとの認識から、リサイクルがおくれ、対応ができずに今日に来てしまいました。

昨年、最終処分地の延命化のため、各市の減量割り当て年度計画が示され、リサイクルのノウハウを持たない日野市では、市民参加もなく突然の予算化となった次第であり、再三の指摘でもありますように、清掃業務とは別のリサイクル業務を行うリサイクル課を設置して、市民参加のもと、当面の課題でありますごみ減量及びリサイクルシステム計画の早期策定を望みます。また、循環型都市構築の視点もあわせて持っていただきたいと考えております。

公園の砂場検査につきましては、４公園の砂場調査実績を踏まえ、幼稚園や保育園、学校の砂場の調査及び対策の促進を要望いたします。

市民の貴重な知的財産であります図書館の蔵書の紛失図書の調査及び対策を、早急に行うべきであると指摘しておきます。

市長の諮問機関や各種審議会、協議会につきましては、選考基準や実態を把握する部署もなく、しかも１人で幾つもの委員を兼任したり、専門知識の必要とする審議会に専門知識がない方も入っていたり、長期にわたり同一委員に就任するなど数々の問題があり、審議会等の活性化を図るためには、人材の多様化や選考基準の明確化、実態を把握する専門部門の設置、さらに各種審議会や協議会を市民参加の名目的利用は避けるべきであります。

日野市文化・スポーツ・レクリェーション振興協会につきましては、既設の体育協会や文化協会と同列の新しい振興協会の設置であり、既設協会を弱体化するおそれがあり、しかも既設協会と協議もせず一方的な設立が、委員会質疑で明確になりました。本来は他市のごとく振興協会は各種団体が所属して、自主的に規約をつくり、運営していくものであり、管理・運営は振興協会の協議事項により活動して、市長は補助金を出すが活動内容に直接関与しないことが基本であります。日野市文化・スポーツ・レクリェーション振興協会や日野市助成社会事業協会などに行政が直接関与や、補助金の交付を盾にする感があり、市民自治精神とは、かけ離れていることを指摘しておきます。

さらに、今回の補正につきましては、付帯意見にありますように、青年フェスティバル委員会、青年フェスティバル会場借上料、日野市民ふれあいスポーツ・レクリェーション・フェスティバル委託料については、従来どおりに行っていただきたい。そういうこ

とで、議会におきます節を超えての修正案ができないため、とりあえず修正をいたしまして、平成５年度の６月の第２回定例会で、この３点については理事者側から修正予算を計上していただくということでございます。ですから、事業には一切マイナス点というか、が出ないということを前提で修正をしていくところであります。

以上を踏まえまして、原案に反対しまして修正案に賛成の立場での意見といたします。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

〔15番議員　登壇〕

○15番（土方尚功君）　自由民主党の会派を代表いたしまして、意見を述べます。

原案に反対し、修正案に賛成をするものであります。私が一般会計の場で修正案を提出したという立場でございますので、当然でありますが、若干、今、公明党の馬場議員、また、ほかの会派の市民クラブ、あるいは自由クラブにおいても、修正案賛成というような意見がありまして、ほとんど内容的には触れられたかなという感じもいたしますけれども、今までありました修正案の段階で、市長の肖像画、この問題についても、委員会の場で市長が反省をするというような発言もありまして、このことは当然（「森田市長だけ銅像をつくること」と呼ぶ者あり）市長の、どうも理解をする度合いが全くもって不足をしているんじゃないか、というような感じも受けました。このことについては、当然レールを引いて、ここ５期20年間続いた実績を次の市長に、また早速、肖像画をつくってもらおうというレールを引くための事業費だなというふうに、強く感じをいたしました。委員会でのやりとりの中でも、町村合併、七生と日野の合併の問題について功績があったということの発言もありました。確かに功績は功績でありますけれども、初代町長は古谷太郎氏でありまして、その後二代、町長、そして初代の日野市長は古谷太郎、そして二代目が有山崧、そして三代目、古谷栄、四代目以降八代目までが現森田市長、こういうことでありまして、こんなことは言わなくてもわかることでありまして、何を考えているのかなというふうに、つくづく感じました。

そういったことで、今申し上げたとおり、こういったことは市長がかわった時点で十分、対応を図れる事業でありますし、大変バブルの崩壊による経済の状況、こういったことからすれば、新しいことについては殊さら市民が要求し、議会も納得するようなものであれば当然としても、不要不急のものについては若干の待ちをかけて、整った段階で対応する、これが当然であろう、こういうことで修正案の一つとして、一部として出しました。

あわせて、文化・スポーツ・レクリェーションの協議会の関係でありますけれども、

馬場委員のおっしゃっていましたとおり、当然、今まで行っていた青年フェスティバル、あるいは市民交流のレクリェーションについては、十分、各議員も納得をして、承知をしているところですが、残る325万については、どうも説明が納得いかぬ。既存の、例えばスポーツ関係、体育協会等、連盟等を見ても、連盟に加盟する団体は160団体に及んでいますし、加盟をしないまでも、ソフトボールでありますとか、ゲートボールでありますとか、こういったものが既に200団体を超える状況の現実の社会教育部門でとらえ、社会体育なりでとらえている団体があります。しかし、今回の主旨が、これから育成をするということであります。しかし、体育課においても体育指導員もありますし、また、種目別の指導者もいる、こういう現状の中で、果たして市長が言うような説明で事足りるのかどうか、こういった点が大変重要なポイントになります。文化協会にしても、17団体の文化協会に加盟する団体以下に、いろんな団体がある。こういった状況の中で、当然、あるいは公民館でもいろんな事業を推進をして、そこに発足していくいろんなサークルができている今の現状の中で、果たして市長が言うように、弱小の、これから育てようということが妥当であるかというような展開をしたわけで、これに基づいて修正案、1,117万8,000円ですか、すべて原稿を見ないでやっているんですけれども、そういう間違いのない数字だと思いますが、こういった修正をかけた次第であります。

無会派の一意見の中に、そういった実態をとらえれば、当然、実態もわかっていただけると思いますし、先ほどの意見の中にありました、主張をした２点の事業については、当然我々も認める中で、６月以降に本来の姿に戻せという付帯意見をつけて修正をした背景でありますので、意見を述べた後でも十分、手を挙げることが可能であります。

こんなようなことを申し上げ、そして最初に沢田議員もおっしゃっていましたけれども、新しい事業に向けて事を起こすときには、十分それに向けた庁内での検討を加え、なおかつ議員にも理解をできるような体制の中に事業推進に当たるべきだ、こういうふうにつくづく思います。ふだん、市長が言っている職員の英知というものをより一層出すということで、いろんな場に使われますけれども、そういったことこそ重要なものであります。ぜひ、市長はこれで、我々は超えてつくる緑と福祉のまちづくりに専念をするわけですけれども、職員はそのままいるわけです。ぜひワンマン体制の市長の時代はここで終わりを告げて、それぞれ持てる職員の皆さんに大いに期待をして、今回、原案には反対をし修正案に賛成する立場で、市民の必要とすることについては積極的に認める姿勢を打ち出しをいたしまして、意見といたします。

終わります。

○議長（黒川重憲君）　　鈴木美奈子君。

〔20番議員　登壇〕

○20番（鈴木美奈子君）　　日本共産党市議団を代表いたしまして、議案第23号、平成５年度一般会計予算案に対し、原案賛成、修正案反対の立場で意見を申し上げます。

日野市は、昭和48年より20年間、森田喜美男市長のもとで「憲法を市政に生かそう」「緑と清流を取り戻そう」、これを市政の中心に置き、また市長自身「私心なければ恐れるものなし」「１人の人権を守り得ずして万人の人権は守り得ない」との信念で市政を担当され、汚職、利権と全く無縁の清潔、公正な政治を行い、その成果は全国的にも高く評価され、市民からは、この市政は市民の宝として長く続けてほしい、と言われております。

平成５年度の予算は、国においては、不況による税収の落ち込みを反映して、一般会計総額は92年度に比べて0.2％の微増であり、この苦しい財政状況の中でも、大企業への手厚い保護がなされ、軍事費、経済協力費は聖域として増額されておりますが、臨調行革路線によります福祉、教育の切り捨てと、地方自治体への負担の押しつけを一層進めようとしております。

東京都の平成５年度予算編成をめぐる環境は、まれに見るほど困難で厳しいもので、法人二税を中心に5,744億と、過去に例を見ない規模で落ち込むものと見込まれ、当初予算における、これほどまでの大幅な減少は都財政始まって以来、ということだそうでございます。この財政難の中で、なぜ臨海副都心にお金を注ぎ込まなければならないのでしょうか。本年度は3,880億円、来年度は3,120億円、毎年３年間、3,000億円を使うことになっております。これだけのお金があれば、特養老人ホーム40カ所、都営住宅建設5,000戸、老人医療の無料化復活、ホームヘルパー5,000人、小・中学校の35人学級など、不況対策の特別融資制度の拡大などができるわけでございます。鈴木都政は冷たいだけでなく、自治体本来の立場を捨てて、大企業のための都政を行っております。

こういう国・都の状況の中で、日野市も同じく影響が出ており、一般会計総額439億4,000万円で、前年度予算に比べますと９億3,000万円、2.1％減となっております。今年度の税収は例年にない大幅な減収が見込まれて、厳しい財政状況に直面をしております。（「大事に使うんだよ、そういうときは」と呼ぶ者あり）市民税14億円、利子割交付金10億円、財産収入２億4,000万円、利益事業２億5,000万円の、合計28億 9,000万円の税収減となっております。この対応に対しては、国・都の補助金確保に努力をし、起債や各種基金を活用し、財源の確保に努められ、また公共施設基金など、三つの基金より32

億の取りつぶしをしたということでございます。

毎日新聞の、ことし、93年の３月19日の社説でも取り上げられましたが、47都道府県の1993年度の予算の伸び率は2.2％で、83年以来、低水準で、自治体の貯金とも言われております各種基金を取り崩し、借金の起債に頼ってのやりくり算段などがあるそうでございます。そして、貯金の取り崩しや借金財政は、後の世代にツケを残す危険性をはらんでおります。税収の回復の見込みの薄いことから、94年度予算はもっと厳しいものになるのではないか、というふうに述べられております。

日野市においても、厳しい財政状況の今後の推移によっては、議会の海外視察についても再検討もあり得ると思われます。今、国・東京都の政治のツケが私たち市民生活に影響が出ており、この政治の中で20年間の革新市政が市民の命と暮らしを守る立場で（発言する者多し）静かに聞きなさい。――特に平成５年度の予算編成は困難を乗り越えて編成されたことを、高く評価するものでございます。

それでは最初に、一つ、生きる喜びをつくり出す健康と福祉のまちでございます。

高齢化社会を目前にして、国がようやく動き出し、市町村への義務として、老人保健福祉計画の策定をつくらなければなりませんが、市議団もこのことについては、住民団体、障害者団体など、関係する人々との意見を聞くよう、そしてまた、老人アンケートをとり、要望を取り上げるよう提案してまいりました。さらに、この中で、革新市政にふさわしい福祉計画の策定をと提案をしてまいったわけでございます。今回、この事業が予算化されました。

また、次に、老人性白内障特殊眼鏡などに対する助成。

さらには、栄町のサービスセンターは平成５年度に完成し、市内で二つ目の在宅ケア施設となります。特別養護老人ホーム「浅川苑」は、市立で、三多摩で初めてまちの中につくられ、家族を初め寝たきりの方にも迎えられた施設として、大変好評でございます。全国から議員の視察はもちろんでございますけれども、この老人問題に取り組む住民団体の方たちの視察の多いのも、特徴の一つでございます。この「浅川苑」の管理・運営費にお金がかかり過ぎるという発言がございましたが、長い間、社会に尽くしてこられたお年寄りが、寝たきりになったり福祉センターに通ったりして過ごすことにお金はかけても、市民からは非難されないと思います。

次に、住宅問題は、ひとり暮らしの方にアパートは貸してくれない、この苦しみを解決するために、高齢者集合住宅の借り上げ４棟分、さらには民間住宅に入っているひとり暮らし高齢者の世帯、家賃世帯への家賃補助は、喜ばれている制度でございます。

多摩川苑の福祉ゾーン事業の用地の提供もあり、市では二つ目の100人の特養老人ホーム、痴呆の人も入れる、こういうホームにし、さらには中間施設や、生きる喜びをつくる施設、また公園や、子供たちも利用できるゾーンとして、一日も早く建設に着手していただきたいと存じます。この福祉ゾーン計画に対して「この計画は時代錯誤も甚だしい。うば捨て山とならないように」などという発言がございましたが、お年寄りが聞いたら、このことについて何と思われるでしょうか。

次に、「このホームの職員が多過ぎる。100人なら東京都の基準より14名多いので」こういうことがございました。さらには「職員を訓練してボランティアを使うことの方が大事だ」という発言もございましたが、お金の問題では解決できないものがたくさん、こういうホームには必要で、人を減らして温かい施設ができるでしょうか。

さらに、市立総合病院の建て替え基金も、３年間、10億円ずつ積み立てられており、本年は財政難の中で７億の基金が予算化されました。老朽化している市立病院の建て替えは急がれる問題であり、市民の待ち望み、そしてまた市長も提案しても、それを私ども日本共産党以外はなかなかこれを受け入れてくれない（「何を言っているんだ」「今まで何をやっていたんだ」「しっかりしろ」等、発言する者多し）こういうことになっております。この施設の老朽化は、人件費攻撃や赤字の運営についての発言もございますが、自治体病院はほとんどのところで赤字経営で、一般財源からの繰り入れで運営されてきており、都立の病院も年間467億円もの財政を注ぎ込んでおり、人件費を削ったり、赤字を補てんしなければ、そのしわ寄せは患者さんのところへ来るわけでございますから、市民の命を守る市立病院としての役割を果たさなくなることになるわけでございます。

次に、乳幼児医療費の無料化でございます。（「発言する者多し）議長、ちょっと制止してください。

○議長（黒川重憲君）　このくらいは我慢してください。

○20番（鈴木美奈子君）　乳幼児医療の無料化は、20年も前より１歳未満児が行われており、３歳未満児までの年齢の引き上げを、議員団も毎年、予算要求や、あるいは一般質問を通じて提案してまいりました。都議団も、女性団体と一緒に何度も提案する中で、都の３歳未満児の実施に踏み切るものでございますが、しかし、所得制限がついているために、これを受けられる人の数が少なく、この撤廃を市長自身も都の方へ要求していくことが表明され、心強く思っているところでございます。

日野市のもう一つの特色として、今、女性が一生のうちで子供を生む数は1.53人と、

92年11月に発表されました。国民生活白書、これに出ておりますけれども、この理由は、非婚、晩婚、子育ての費用の増大、職業と育児の両立の難しさ、子供を育てる条件が大変厳しくなってきております。その中で、日野市は、多子世帯児童手当が、これは４人目の子供でございますが、４人目の子供が、今までは３歳までででございましたけれども、今度の３月の議会で、就学前の児童に延長されたことは、ゼロ歳児保育の実施、20校すべてのところに学童クラブがあり、児童館が地域の中にあり、子供を育てられる条件がつくられております。

次に、お年寄りには365日の給食、理美容券の配布、所得制限をつけよという、こういう声もございますけれども、森田喜美男市長は、所得制限をつけて、もらう側の人に肩身の狭い思いはさせたくない、すべての人に渡して、要らない人は返してもらえばいいという、そういう立場で、温かい施策が隅々まで配慮されており、評価できるものでございます。

２番目に、豊かな人間性を育てる教育と文化のまちでございます。

学校図書館事務委託費用が、小学校、中学校とも組まれており、本来は文部省が司書を置くことになっておりますものを、長い年月、放置されており、先生方の仕事量も多い中で、片手間の仕事が職員配置によって、お昼休みや短い休憩時間に本を借りに来たり、図書館で読む子供たちも出てきたり、また８月15日の日本の終戦記念日のこの日が近くなりますと、本の、読む子供たちの、中身などについての相談もあるそうでございます。本を読む中でいろんなことを学び、そして想像力を豊かにして考えていく力をつけますし、１冊の本が人間の生きる道を教えてくれる場合もあるわけでございます。この図書室への職員配置は、ずっと続けてやっていただきたいと存じます。

心身障害児学級を、今度新たに百草台小学校につくることになり、父母の声を聞いて予算が組まれましたことは、どんなに心強いことだというふうに思います。日野第五小学校の正面入り口と、横の校庭に入るところに、点字ブロックがつけられております。建て替えのときにつけたものでございますが、第五小学校の視察を、私は他の共産党の女性の議員と一緒に視察に参りましたときに、この議員が、驚きました、点字を見て。「目の不自由な子供たちも入れる、こういう体制が、この日野市の中ではつくられているんですね」と言われまして、障害を持っている子供たちも地域の中で一緒に学び、育ち合えることは、必ずよいものを、その子供たちに教えてくれると思います。

さらに、日野市の学校給食は、自校方式、中学校の食堂での給食、さらに地元でとれる野菜を使っての給食は、非常に好評でございます。全国的にはセンター方式をとって

いる学校給食が多い中で、日野市が自校方式をとっていることは大変評価されますし、また各学校に栄養士を配置し、調理員も児童・生徒の食べたものがすぐそこのところに反応として戻ってくる、このことが自校方式のよいところであるわけでございます。予算に、調理員、栄養士の病欠の補充が組まれましたが、この補充せず、何校かかけ持ちでやれないかという発言もございましたが、過去にも第二中学校ができましたけれども、職員が増員できず、提案されても人員を削減され、こういう状況の中で、ようやく今の現状があるわけでございます。これ以上、栄養士と調理員は削減できませんし、そして栄養士さんや調理士さんが病気にならないような、健康管理を大事にしながら仕事を続けていただきたいと存じます。

さらに、小・中学校の施設整備費が、今回は小学校で８校、中学校で１校で、教育環境を整えるための予算化がされております。日野市は公立の幼稚園が７園あり、八王子、立川ではゼロという中で、幼児教育への力の入れ方を他市と比較してみても、おわかりかというふうに思います。また、私立幼稚園の保護者への格差是正のために補助金も増額されておりますし、幼児教室父母へも出されていることは、父母から評価もされ、喜ばれているものでございます。

今回、社会教育費の中に、新しく（仮称）日野市文化・スポーツ・レクリェーション振興協会補助金が、910万8,000円組まれました。この提案にも、私どもを除くすべての会派が必要ないということで、発言がございましたけれども、ゆとりのある時代に、今のこの余暇を利用して文化、スポーツ、及びレクリェーション活動をやり、豊かな市民生活の発展に寄与する目的のためにつくられるものであり、910万8,000円のこの（「350万はどうするんだ」と呼ぶ者あり）お金の活用は、本当に市内――このお金は、大変カットをするものではないわけです。この予算の中に含まれております、先ほどから多くの方がおっしゃいましたけれども、市内の青年たちが実行委員会をつくって、自主的な活動をしておりますし、フェスティバルのこういう委託料も入っておりますし、また、市民ふれあいスポーツ・レクリェーションの委託料も含まれております。これが修正を出され、予備費に回すということは、本当に私どもは許せないと思います。

日野市には市民会館があり、そして外国の芸術家のコンサートなどや、あるいは日本の一流の演劇をやる方たちの、俳優さんたちのお芝居を見ることもでき、文化の水準も高く、市民会館も満席になったり、あるいは切符の売り切れなども出たりして、市民の芸術に対する高い意識の中で、この振興協会ができることにより、一層それぞれのところで豊かな市民生活をおくれることになり、この予算に反対した会派は、市民の批判を

受けることになるのではないでしょうか。

また、次に、歴代の市長等肖像画作成委託料でございます。自民党の、先ほどからも言われました古谷太郎さん、有山崧さん、古谷栄さん、こういう３人の方は、自民党の推選の市長でございました。この市長を、今、市政の担当をしていらっしゃいます森田喜美男市長、革新の森田喜美男市長が市制30周年記念として提案をしているのに、なぜ反対をしなきゃいけないのでしょうか。今、お元気でいられる古谷太郎さんが、このことをお聞きになったら、どう思われるでしょうか。

次に、３番目、自然と調和する安全、快適なまちでございます。

下水道事業は、自民党市政のときは建設計画すらない中で、森田喜美男市長になって計画が進み、今年度末で普及率（発言する者多し）皆さん、静かに聞きなさい。――今年度末で普及率51％、５年後には100％を目指し、乱開発から緑を守り、都市緑地、緑地信託は、19万7,000平米にもなり、公園も21カ所から121カ所と、緑も自然も大事にされてまいりました。

また、本年は市政30周年の記念として、ふれあいコンサート委託料がございまして、花火も上げられます。人道橋のふれあい橋は自然にマッチした設計で、高幡不動尊の５重の塔とも重なり合い、市民にとっては通るだけではなくて、四季の感じられる橋、車社会の中で貴重な市民の憩いの場ともなる橋でございます。

豊南橋の地質調査、地形調査費も組まれておりますが、この橋も同じように緑と清流のまちにふさわしい橋となるよう、期待いたします。

さらに、高幡団地の建て替えが行われておりますが、今まで市営住宅には、母子、老人、障害者住宅が配置され、これらの人々が快適に暮らしていらっしゃいます。市営住宅を建てない自治体がある中で、勤労者向けの住宅への家賃補助制度なども加えて、評価できるものでございます。

次に、４番目、活気ある産業と豊かな消費のまち。

生産緑地法により都市農業を続けることが困難になってきており、日野市では緑の保存にも力を入れており、市民農園育成や万蔵院台リンゴの里の推進事業、優良集団農地育成事業、さらには市民農園へと発展し、農業公園なども検討されるということで、農地を守る、こういう姿勢が強く受けとめられます。

さらに、商店街活性化のために、リサイクルセンター回転市場は女性たちが運営を行い、全市的な立場でここが利用されております。これらの事業をつぶすことではなくて、発展させていくことが大事ではないかと思います。

また、ごみの減量と再資源化は、重要な課題で、緊急を要するものでございます。日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の制定が（「長いね。やめてください」と呼ぶ者あり）、本議会では、まだ継続となりましたけれども、これが継続されましたならば、市あるいは市民、企業も、それぞれの責務も明確にされておりますので、三者一体となって徹底した分別収集を行うよう、議員団もリサイクル条例の制定を提案させていただきました。地域の中で、ごみ問題に対する市民の意識を広げて、徹底的にごみの減量と再資源化に取り組むことが必要でございます。

参加と連帯でつくる市民自治のまちでございます。

市長は、週１回、市民相談を行い、市民の声を直接聞いて解決に当たっておられます。古い庁舎には、２階にあったとき、気楽に市長室に市民が行くことができましたけれども、新庁舎になったら４階なので「それでは私が下におりましょう」ということで、週１回、相談をやっております。今、900件を超えているというふうに言われております。お手紙で市民の意見を聞く市長はおりますけれども、週１回相談に乗る、こういう市長は余りいないのではないでしょうか。

また、日本一と言われる図書館活動、そして市政図書室は、毎日、行政にかかわる資料を新聞から切り抜いて、各部、課に配り、議員のところにも配られておりますけれども、他市から視察に見えられたとき御案内いたしますと「さすが日野市の図書館ですね」と評価されます。一般市民には見えないところで、市の職員の努力とサービスが行われております。

また、女性社会事業協会は、日野市独自の施策としてつくられ、そして女性の社会参加を促すものとして、さらに発展することを希望いたします。

今回、日野市国際交流協会を設立し、青少年の海外派遣事業の補助など、海外へ出て世界から日本を見ることは、若い人にとっては大きな意義もございますし、多くの方々が行かれるように希望いたします。

さらに、日野市の平和事業は、１億円の基金が積み立てられ、１年、１回、平和に対する市民の懇談会も開かれ、広島、長崎、沖縄への市民の交通費補助は評価されており、もっと人員をふやしたり、子供たちも行けるような補助など、検討をお願いしたいと存じます。

最後に、憲法を市政に生かす日野市として、毎年、憲法記念行事が行われ、また市民団体も１カ月間にわたり憲法行事が行われております。今、憲法改悪の動きが日本共産党以外のところで出ておりますが、「憲法講座の講師が偏っている」と毎年、攻撃的な

発言もございますが、今こそ平和憲法は守らなければならないものであり、市長は「日本国憲法が国民を導いてきたことで異論を挟むことはない。憲法99条を市長室に掲げている。それを守ることは当然であると思う」と発言されました。（「憲法９条じゃないの」と呼ぶ者あり）日野市こそ憲法により市民生活が守られていることを実感として受けとめることができます。

第６期革新市政の継続発展を願い、平成５年度一般会計予算案の原案賛成、修正案反対を申し上げて、意見とさせていただきます。

非常に不規則発言が多かったですね。

○議長（黒川重憲君）　本会議場も大変活発になってまいりました。いま少し、最後ですので、きょうは盛り上げていただきたいと思います。

名古屋史郎君。

〔28番議員　登壇〕

○28番（名古屋史郎君）　日野市議会日本社会党・市民連合４名を代表して、平成５年度日野市一般会計予算案に対し、意見を申し上げます。

現市政の与党である我々が、前年度は、当時の会派代表一ノ瀬市議が、修正案賛成、原案反対の立場をとり、本年もまた私が原案反対、修正案賛成の立場を表明しなければならないことは、まさに断腸の思いであります。

申すまでもなく市の予算は、市民生活を守り、その向上を目指すものでなくてはなりません。御承知のとおり、歳入の厳しい中で、市民生活を守り、その向上を図るため、思い切った節減と、何が緊急課題かを的確に把握し、実行することが肝要であります。

私ども社会党・市民連合は、昨年末、新年度予算編成に対する要望を提出いたしました。すなわち、平和、市民参加、都市環境、福祉、清掃・消費、教育文化、女性尊重の七つの柱で、その項目は200項目に及ぶものでありました。もちろん総体的には、その一定部分が予算化されたことについては、率直に評価をいたします。

しかしながら、我々の要望が生かされなかった点も多くあり、まことに残念であります。すなわち、七つの柱のうちから一つずつ取り上げても、まず、１の「平和問題」では、平和憲法普及活動の一層の推進、憲法記念集会への本島市長を招いての講演会の実施、２の「市民参加」では、広報「ひの」の平和コーナーの創設、広報「ひの」の充実、市民の声を取り入れ、月３回発行をしてほしい、「都市環境整備」では、生コン工場など、公害を排出させないための規制の強化、４番の「福祉」の面では、市職員への障害者の採用の促進、５番の「消費・清掃」では、清掃事業の民間委託部門の公社・公団化、

6の「教育文化」では、中央公民館の建て替えと分館建設計画の策定、7の「女性尊重」のところでは、市役所内での女性職員の登用などが予算をつけるなど、実現の方向が全くとられていないことは、まことに残念でございます。

また、今回、新規予算審議の中で、予算にも影響する条例の修正や継続が論じられ、予算の修正すべき点が少なからずあったことは、市の姿勢と我々の考え方の違いのあらわれであり、遺憾なことでございます。

御承知のごとく、本年は市長選挙の年であります。通常の年次ではないわけでございます。そこで、20年前の今の市政が誕生する直前の、昭和48年3月の議会の記録を見てみますと、予算編成について、20番議員、森田喜美男氏、現市長は質問に立ち、当時の古谷市長に迫っています。その中で森田氏は、「任期満了間近ということで、道義的観点から消極的な姿勢を考えたが、諸般の状況から市政に停滞することなく」という古谷市長の説明に、「その道義こそが大切であって、つまり道義を外れて年間予算を組んだ理由は書いてありますが、そのことが私は民主主義を犯す行為になるんではないか」とまで言っております。すなわち、20番議員、森田喜美男氏、現市長は「任期満了間近で本格予算を組むべきではない」こう言っているわけでございます。

この点で、古谷市長は「予備費も例年の倍以上取ってあり、かなりの仕事が、どなたが市長になってもできるはずだ」と答えておりますが、20番議員、現森田市長は納得せず、「予算の立て方が、こんな仕事をするということが一種の公約であるという形で出されると、せっかく立派な考え方があったとしても、何か選挙の材料に使われているということになって、これも道義の問題であると思う」また「一方的に権力の立場にある人が、みずからの判断で一方的に組んだというそしりは免れない」――こう、古谷栄市長に迫っております。そして、もちろん森田議員は、市長原案に反対をしております。

20年前のこんなやりとりがあった今、平成5年度の予算審議の中で、現市長は「新年度予算は、すべてがかねてからの考えであり、みんな成熟したものばかりだ」と、胸を張っております。つまり「本格予算であって一向に差し支えない」こう答えているわけでございます。予備費と本格予算との関係から考えると、20年前は、予算規模約63億円でありました。予備費として残された額は7,600万円、そして今年度約440億の予算規模で、たった予備費は3億円であります。この数字を見るとき、立場が変われば、こうも考え方が変わるものか、また、変わっていいものか、と言わざるを得ません。道義を外れていると、予算編成の考え方を批判した市長は、今回、その考えを積極的な姿勢と新規予算の計上は、慎むべきだと考えます。

それが、今回の予算は、予備費としてたった3億しか残さず、予算委員会でも市長みずから訂正、陳謝した歴代市長の肖像画をつくるという思いつき予算、教育センター設置条例を当初提案しておきながら撤回する信念のなさ、そして市民参加の形骸化を指摘せざるを得ないリサイクルにかかわるごみ減量推進委員などへの取り組みの甘さ、そしてスポーツ・文化振興協会設立のように、屋上屋を重ねるような全くの新規予算などがあり、これらはすべて庁内民主主義の欠如、すなわちワンマン市長の力が強すぎ、職員の英知が全く生かされていないことに、すべて起因すると断ぜざるを得ません。

以上を申し上げ、修正案賛成、原案反対の意見を終わります。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は修正可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（黒川重憲君）　挙手多数であります。よって議案第23号、平成5年度日野市一般会計予算の件は修正可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後6時25分　休憩

午後8時1分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第24号、平成5年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第25号、平成5年度日野市土地区画整理事業特別会計予算、議案第26号、平成5年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第27号、平成5年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第28号、平成5年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第29号、平成5年度日野市老人保健特別会計予算、議案第30号、平成5年度日野市老人入院共済事業特別会計予算の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

特別会計予算特別委員長の審査報告を求めます。

〔特別会計予算特別委員長　登壇〕

○特別会計予算特別委員長（下村　功君）　それでは、平成５年度特別会計予算特別委員会に付託された７議案について、審査報告を申し上げます。

平成５年度特別会計予算特別委員会は、３月22日に開かれました。議案審査に入る前に、委員長、副委員長の選出が行われ、委員長には私と、副委員長には小川友一委員が選任されました。

本特別委員会は、七つの特別会計に対して延べ14人の委員から34件の質疑や行政への意見、提言、指摘が行われました。審査の結果、７議案とも原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、各議案の審査を順次報告いたします。

議案第24号、平成５年度日野市国民健康保険特別会計予算の審査報告と結果を申し上げます。

質疑では、歳入の中で一般財源からの繰り入れについては、今後はこのような方法が定着していくのかという質問が出され、意見では、滞納については効率よく対処していきたい、という意見が出されました。

採決の結果、議案第24号、平成５年度日野市国民健康保険特別会計予算は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号、平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計予算の審査報告と結果を申し上げます。

質疑では、保留地の処分についての予算見込みについて、川辺掘之内地区まちづくり調査委託料の内容について、事業認可前の補助制度及び土地先行取得等による補助制度をどの程度都に要請をしているか、東豊田陸橋の開通後１カ月もたたないうちに工事をしている内容について、土地区画整理事業を推進する中で組合施行と市施行で実施した場合、保留地の減歩率についての質問が出され、意見としては、組合施行の減歩率を下げていただきたい、東豊田陸橋より二小へ曲がるところののり面が危険なので工夫をしていただきたい、区画整理の保留地処分についての区画設定に十分な配慮を願いたい、の意見が出されました。

採決の結果、議案第25号、平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計予算は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号、平成５年度日野市下水道事業特別会計予算の審査報告と結果を申し上げます。

質疑では、下水道工事の管渠埋設工事の工法について、都道掘削復旧工事監督事務費は、なぜ今年度負担金で計上しているのか、現在の水洗化率及び計画予想をどう見込んでいるか、現在19社ある下水道接続指定工事店で対応は可能なのか、の質問が出され、意見は特になく、採決の結果、議案第26号、平成５年度日野市下水道事業特別会計予算は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号、平成５年度日野市立総合病院事業会計予算の審査報告と結果を申し上げます。

質疑では、今回、基礎調査報告書が提出されているが、なぜ62年の報告書に沿って速やかに計画を進めなかったのか、基礎調査報告書の中での病床数について、高度医療をどの程度計画しているのか、平成４年度予算による病院北側駐車場改修工事についてなどの質問が出され、意見として、建設に当たってはソフト、ハードの順でしっかりとした医療計画をしていただきたい、予算編成をしっかりとしていただきたい、などが出されました。

採決の結果、議案第27号、平成５年度日野市立総合病院事業会計予算は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号、平成５年度日野市受託水道事業特別会計予算の審査報告と結果を申し上げます。

本予算については特段、質疑、意見もなく、採決の結果、議案第28号、平成５年度日野市受託水道事業特別会計予算は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号、平成５年度日野市老人保健特別会計予算の審査報告と結果を申し上げます。

本予算については特段、質疑、意見もなく、採決の結果、本予算について全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号、平成５年度日野市老人入院共済事業特別会計予算の審査報告と結果を申し上げます。

本予算についても特段、質疑、意見もなく、採決の結果、本予算について全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が平成５年度特別会計予算特別委員会の審査報告であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本７件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本７件について採決いたします。本７件に対する委員長報告は原案可決であります。本７件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第24号、平成５年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第25号、平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計予算、議案第26号、平成５年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第27号、平成５年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第28号、平成５年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第29号、平成５年度日野市老人保健特別会計予算、議案第30号、平成５年度日野市老人入院共済事業特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

これより請願第４－15号、公団住宅の建て替えに関して従前居住者の戻り入居と定住を保障する家賃制度の確立と高家賃化の抑制を求める意見書提出を願う請願、請願第４－23号、東ティモール政策の見直しを求める意見書に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（板垣正男君）　御報告いたします。

請願の第４－15号、公団住宅の建て替えに関して従前居住者の戻り入居と定住を保障する家賃制度の確立と高家賃化の抑制を求める意見書提出を願う請願であります。

多摩平自治会会長、笹原武志さんほか７名の方からの請願でございます。

請願の主旨は、公団住宅の進めております建て替え事業の中で、従前居住者が戻り入居と定住を保障する家賃制度を確立するために意見書を提出してほしい、というものでございます。

委員会での審査の結果、全会一致、採択すべきものと決しました。よろしく御審議をいただきたいと思います。

請願第４－23号、東ティモール政策の見直しを求める意見書に関する請願であります。

請願者、日野生活者ネットワーク出沼恵美子さんほか548名の請願でございます。

請願の主旨は、インドネシア軍による東ティモールでの虐殺行為が行われているとい

うことを踏まえて、国連総会では８回にわたって東ティモールに関する決議を採択される、ということなどがございました。日本政府は、海外経済援助を行っていることなどを踏まえて、インドネシアに対する見直しを検討されるよう意見書を提出してほしい、というものでございます。

人権擁護の立場から請願を採択すべきだという意見で一致いたしまして、全会一致、採択すべきものと決しました。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は採択であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって請願第４－15号、公団住宅の建て替えに関して従前居住者の戻り入居と定住を保障する家賃制度の確立と高家賃化の抑制を求める意見書提出を願う請願、請願第４－23号、東ティモール政策の見直しを求める意見書に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第４－12号、日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場の安全管理と新たな広域処分場建設計画に関する陳情の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（奥住日出男君）　請願第４－12号、日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場の安全管理と新たな広域処分場建設計画に関する陳情の件について、厚生委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本請願は、西多摩郡日の出町大久野7444番、ごみ問題を考える三多摩連絡協議会代表者、永戸千恵様ほか６名の方から「谷戸沢廃棄物広域処分場の遮水シート破損問題について実態究明と対策をとること、新たに進められている第二処分場建設計画において、地元住民の意向や秋川流域自治体の合意事項を無視した行政姿勢を改めることなどについて関係機関に対し意見書を提出してください」という内容の陳情でございます。

厚生委員会としましては、慎重審査の結果、秋川流域４市町村に対し、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会より、第二処分場設置促進に関する要望決議書が提出され

たことなどにより、不採択とすべきであるとの意見が多く出され、挙手採決の結果、不採択すべきものと決しました。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（黒川重憲君）　挙手多数であります。よって請願第４－12号、日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場の安全管理と新たな広域処分場建設計画に関する陳情の件は委員長報告のとおり不採択と決しました。

これより請願第４－19号、農林水産業の豊かな発展と自然環境を守ることに関する陳情の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（奥住日出男君）　請願第４－19号、農林水産業の豊かな発展と自然環境を守ることに関する陳情について、厚生委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本請願は、千代田区霞が関１－２－１、国民の食糧と健康、農業を守る東京連絡会、代表世話人、重富健一様ほか２名の方から「食糧の需給を中心とした安定供給のために力を注ぐとともに安全性のチェック体制に万全を期してほしい旨、関係機関に意見書を上げていただきたい」という内容の陳情です。

厚生委員会としましては、慎重審査の結果、農業を守るという立場から、全会一致採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって請願第４－19号、農林水産業の豊かな発展と自然環境を守ることに関する陳情の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第３－11号、日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する請願、請願第３－12号、拙速なる日朝正常化に反対する意見書提出に関する陳情、請願第４－１号、米軍横田基地及び米軍関係施設の返還を求める陳情、請願第４－２号、横田基地における米軍空母艦載機飛行訓練の中止を求める陳情、請願第４－３号、労働時間短縮についての陳情、請願第４－17号、日本野鳥の会（仮称）環境保護センター建設に対する土地提供に関する陳情、請願第５－３号、建設省京浜工事事務所の大幅増員に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本７件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第５－６号、日野市中央公民館の建て替えおよび公民館分館建設に関する請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本件については文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第２－24号「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願、請願第２－25号、中ホール建設に関する請願、請願第３－17号、日野市市民多目的ホール新設に関する請願、請願第４－５号、日野市立総合病院を多摩平地域に建て替えることに関する陳情、請願第４－21号、複合的文化施設計画の早期具体的化に関する陳情、請願第５－２号、都市河川（特に多摩川、鶴見川、相模川）の水質改善を行うため洗濯機の構造改善を求める陳情、請願第５－４号、診療報酬の引き上げ及び改善についての陳情、請願第５－７号、難治性肝炎患者に関する請願、請願第５－８号、リサイクル条例は市民参加で制定をに関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本９件については、厚生委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第２－４号、京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願、請願第２－28号、大坂上二丁目の「（仮称）日野マンション」の建設計画に関する請願、請願第３－４号、区画整理の諸点についてご配意下さいの請願、請願第３－５号、まちづくりに住民参加を大切にして下さいの請願、請願第３－19号、高幡山の景観を保持するために緑地公園の建設を求める請願、請願第３－34号、団地からの雨水流出防止と隣接山林の樹木についての請願、請願第４－10号、多摩川自治会内の建築許可に関する請願、請願第４－22号、程久保一丁目下程久保自治会内道路崖崩れ補修に関する請願、請願第

５－１号、豊田南地区用途地域変更及び地区計画に関する請願、請願第５－５号、不況対策の抜本的強化を国に求める意見書の提出に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本10件については、建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第64、議会運営委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

議会運営委員会委員長より、議会の効率的な運営等に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第65、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より下水道に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉

会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第66、スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

スポーツ・文化施設対策特別委員長よりスポーツ・文化施設に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第67、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

交通対策特別委員長より交通に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第68、市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市立病院等対策特別委員長より市立病院等に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第５－９号、「吹上地区センター設置について」の請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第５－９号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長におい

て厚生委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第５－９号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議員提出議案第１号、ごみ減量・再資源化、日の出町第二処分場計画促進等に関する決議の件を議題といたします。（「議事進行」と呼ぶ者あり）今、途中ですから。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○27番（市川資信君）　議員提出議案第１号、ごみ減量・再資源化、日の出町第二処分場計画促進等に関する決議でございます。

案文につきましては、お手元に配付されているとおりでございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（黒川重憲君）　挙手多数であります。よって議員提出議案第１号、ごみ減量・再資源化、日の出町第二処分場計画促進等に関する決議の件は原案のとおり可決されました。

日程第74の手前で休憩をとりますので、大丈夫です。お任せください。

これより議員提出議案第２号、平和の願いにさからう明文改憲・解釈改憲に反対する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○29番（竹ノ上武俊君）　平和の願いにさからう明文改憲・解釈改憲に反対する意見書を提案をさせていただきます。

案文につきましては、お手元に配付してあるとおりでございますが、大変重要な意見書でございますので、全会一致の可決をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（黒川重憲君）　　挙手少数であります。よって議員提出議案第２号、平和の願いにさからう明文改憲・解釈改憲に反対する意見書の件は否決されました。

これより議員提出議案第３号、農林水産業の豊かな発展と自然環境を守ることに関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○21番（奥住日出男君）　　議員提出議案第３号、農林水産業の豊かな発展と自然環境を守ることに関する意見書でございます。

意見書の内容はお手元に配付してあるとおりでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第３号、農林水産業の豊かな発展と自然環境を守ることに関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第４号、東ティモール政策の見直しを求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○19番（板垣正男君）　　議員提出議案第４号、東ティモール政策の見直しを求める意見書であります。

案文についてはお手元に配付させていただきましたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第４号、東ティモール政策の見直しを求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後８時32分　休憩

午後11時17分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。会派変更届けが提出されましたので、この際、議席の一部変更の件を日程に追加し先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって、この際、本件を日程に追加し先議することに決しました。

議席の一部変更の件を議題といたします。

議席の一部を、お手元に配付の議席変更図のとおり変更いたしたいと思います。その議席番号及び氏名は、７番、小川友一議員と、14番、高橋徹議員をお互いに席を変更し、７番、高橋徹議員、14番、小川友一議員といたします。

お諮りいたします。ただいまお知らせいたしましたとおり議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって、ただいまお知らせいたしましたとおり議席の一部を変更することに決しました。

これより議員提出議案第５号、公団住宅の建て替えに関して従前居住者の戻り入居と定住を保障する家賃制度の確立と高家賃化の抑制を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○19番（板垣正男君）　議員提出議案第５号、公団住宅の建て替えに関して従前居住者の戻り入居と定住を保障する家賃制度の確立と高家賃化の抑制を求める意見書。案文についてはお手元に配付されたとおりでございますので、よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第５号、公団住宅の建て替えに関して従前居住者の戻り入居と定住を保障する家賃制度の確立と高家賃化の抑制を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって平成５年第１回日野市議会定例会を閉会いたします。

午後11時20分　閉会

地方自治法第123条第２項及び日野市議会会議規則第81条の規定により署名する。

日野市議会議長　　黒　　川　　重　　憲

署　名　議　員　　谷　　　　長　　一

署　名　議　員　　小　　川　　友　　一